厚生労働科学研究費補助金 (食品の安全確保推進研究事業)

食品防御の具体的な対策の確立と 実行検証に関する研究 平成25年度総括・分担研究報告書

研究代表者 今村 知明

(奈良県立医科大学 健康政策医学講座)

[総括研究]

1	. 食品防御の	目休的た	対策の確立	と宝行橋詞	に関する	研究
	・艮吅凹凹の	具件的な	刈束の唯立	こ 夫1」 1次 辿	「にぼりる	加九

(今村 知明	研究代表者)
--------	--------

A. 研究目的	1-1
B. 研究方法	1-2
1 . 全体概要	1-2
2. 分担研究について	1-3
C. 研究成果	1-3
1 . 米国における食品防御対策の体系的把握	1-3
2.中小規模の食品工場等における脆弱性評価の実施とチェックリスト	└の適用可能性
の検討	1-3
3 . 生物剤系危害に対するセキュリティ強化	
4. 食品防御ガイドラインの作成	1-4
5 . 食品テロの早期察知に向けた PMM の活用可能性に関する検証	
D. 考察	1-4
E. 結論	
F. 研究発表	
1 . 論文発表	1-6
2 . 学会発表	1-7
G. 知的財産権の出願・登録状況	1-7
1 . 特許取得	1-7
2 . 実用新案登録	1-7
3 . その他	1-7

[分担研究]

-	
2.)	米国における食品防御対策の体系的把握(今村 知明)
Α.	研究目的
Β.	研究方法
С.	研究成果
1	1 . 平成 24 年度に講じられた FDA の食品テロ対策
2	2. 平成 24 年度に講じられた USDA の食品テロ対策
D.	考察
Ε.	結論
F.	研究発表
1	1 . 論文発表
2	2 . 学会発表
G.	知的財産権の出願・登録状況2-4
1	1 . 特許取得
2	2 . 実用新案登録
3	3. その他

3.中小規模の食品工場等における脆弱性評価の実施とチェックリストの適用可能	生の検
討(高谷 幸、鬼武 一夫)	
A. 研究目的	3-1
B. 研究方法	3-1
C. 研究成果	3-2
1.日本における近年の意図的な食品への異物混入事件について	3-2
2 .脆弱性評価の適用(平成 25 年度実施分)	3-2
3.チェックリストの適用	
D. 考察	
E. 結論	
F. 研究発表	
1 . 論文発表	
2 . 学会発表	
G. 知的財産権の出願・登録状況	
1 . 特許取得	
2 . 実用新案登録	
3 . その他	
4.生物剤系危害に対するセキュリティ強化(山本 茂貴)	
A. 研究目的	4-1
B. 研究方法	
C. 研究成果	4-1
1 . 工場への実地調査	
2. 防御対策(物質管理方針、重点管理工程等)の検討	
D. 考察	4-3
E. 結論	
F. 研究発表	
1 . 論文発表	
2 . 学会発表	-
G. 知的財産権の出願・登録状況	
1 . 特許取得	
2 . 実用新案登録	
3 . その他	
5.食品防御対策ガイドラインの改訂(赤羽 学、神奈川 芳行)	
A. 研究目的	
B. 研究方法	
C. 研究成果	
1 . 中小規模の食品工場の実査の結果	
2.ガイドラインの改訂について	5-2

D. 考察......5-2

Ε.	結論
F.	研究発表
1	. 論文発表
2	. 学会発表
G.	知的財産権の出願・登録状況
1	. 特許取得
2	. 実用新案登録
3	. その他
6.食	は品テロの早期察知への PMM の活用可能性に関する実証実験(岡部信彦、今村 知明)
Α.	研究目的
Β.	研究方法
1	. 健康調査
2	. 食品の市販後調査6-4
с.	研究成果
1	. 健康調査
2	. 食品の市販後調査の活用可能性の検討6-5
D.	考察
1	. 健康調査
2	. 食品の市販後調査の活用可能性の検討6-7
Ε.	結論
F.	研究発表
1	. 論文発表
2	. 学会発表
G.	知的財産権の出願・登録状況6-8
1	. 特許取得
2	. 実用新案登録
3	. その他
7.研	「究成果の刊行に関する一覧表7-1
8.研	「究成果の刊行物・印刷8-1

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 総括研究報告書

食品防御の具体的な対策の確立と実行検証に関する研究

研究代表者 今村知明 (奈良県立医科大学 健康政策医学講座・教授)

研究要旨

9.11 事件等を契機に世界でテロの危険性が高まっており、中でも意図的な食品汚染対策は重要 な課題である。食品等のサプライチェーンの各段階における施設管理、人員管理等について、食品 防御の観点から取り組む必要性が指摘されている。本研究では、既存研究成果を踏まえ、日本生協 連と連携して、次の2点を実施することを目的とする。

- ・食品工場等(食品工場、物流施設)への実査における食品防御対策の検討を通じて、食品工場等 の規模に応じた実行可能な食品防御ガイドラインを作成する。
- ・販売した食品の喫食による健康被害(意図的な食品汚染等)の早期察知に向けて、食品市販後調 査(PMM)の活用可能性を各種実証実験を通じて実証する。

具体的な研究項目は、(1)米国における食品防御対策の体系的把握、(2)食品工場における脆弱性評価・チェックリストの実行可能性の検証、(3)生物剤系危害に対するセキュリティ強化、 (4)食品防御ガイドラインの作成、(5)食品テロの早期察知への PMM の活用可能性に関する 実証実験、の5項目である。

本研究における研究代表者、分担者および研究 協力者は以下の通りである。

- ・ 今村知明(奈良県立医科大学健康政策医学 講座・教授)[代表]
- 山本茂貴(国立医薬品食品衛生研究所食品 衛生管理部・部長)[分担]
- 高谷幸(社団法人日本食品衛生協会・専務 理事)[分担]
- ・ 岡部信彦(川崎市健康安全研究所・所長, 国立感染症研究所感染症情報センター・客 員研究員)[分担]
- 赤羽学(奈良県立医科大学健康政策医学講座・准教授)[分担]
- ・ 鬼武 一夫(日本生活協同組合連合会品質保 証本部安全政策推進室・室長)[分担]
- 研究協力者 神奈川芳行(東京大学大学院 医学系研究科社会医学専攻客員研究員)協 力]

A.研究目的

9.11 事件等を契機に世界各国でテロの危険 性が高まっている。特に意図的な食品汚染につ いては、その実行容易性から、G8 での専門家 会合の開催、米国での食品安全強化法の制定や 多くの対策・方針案等の発行等、世界的関心が 高まっている。

本研究の研究代表者である今村はこれまで 「食品によるバイオテロの危険性に関する研 究」、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可 能性の検証に関する研究」の研代表究者として、 日本生協連等と連携し、各種食品工場等の実査 において脆弱性評価と食品防御対策の検討を行 い、これを一般化したチェックリストやガイド ライン(主に大規模食品工場向け)の作成を行 うとともに、インターネットで商品の受発注を 行う組合員をモニターに、独自に構築したイン ターネットアンケートシステムを活用して、食 品テロの早期察知に資する食品 PMM の実行可 能性を検証している。

本研究では、食品工場等の実査をさらに重ね ることで既存研究を発展させ、平成24年度に 作成した大規模食品工場向け食品防御ガイドラ インの充実・精緻化を図るとともに、中小食品 工場向けおよび物流施設向けのガイドラインを 作成することを目的とする。

また、食品 PMM について、リアルタイム性の向上や食中毒の察知可能性、通年・広域での 運用可能性など、意図的な食品汚染の早期察知 に向けた活用可能性を検討する。

B.研究方法

1. 全体概要

研究は、以下に示す主に5項目について、国 内外の政府機関ウェブサイト、学術論文・書籍 等既存の公表情報の収集整理と、検討会におけ る生物・食品衛生等の専門家・実務家らとの討 議を通じて実施した。

- 1. 米国における食品防御対策の体系的把握
- 2. 食品工場における脆弱性評価・チェックリ ストの実行可能性の検証
- 3. 生物剤系危害に対するセキュリティ強化
- 4. 食品防御ガイドラインの作成
- 5. 食品テロの早期察知への PMM の活用可能 性に関する実証実験

検討会の参加メンバーと開催状況は以下の 通りである。

(検討会の参加メンバー)(敬称略)

- ・ 今村 知明(奈良県立医科大学 健康政策医 学講座 教授)
- 赤羽学(奈良県立医科大学健康政策医学 講座 准教授)
- ・ 岡部 信彦(川崎市健康安全研究所 所長, 国立感染症研究所 感染症情報センター 客 員研究員)
- 入口 政信(川崎市健康安全研究所 理化学 担当部長)
- 大日康史(国立感染症研究所感染症情報 センター主任研究官)
- ・ 菅原 民枝(国立感染症研究所 感染症情報 センター・研究員)
- 山本 圭子(厚生労働省医薬食品局 食品安 全部企画情報課)
- 梅田 浩司(厚生労働省医薬食品局 食品安 全部企画情報課)
- ・ 西村 佳也(厚生労働省 医薬食品局 食品安 全部企画情報課 食中毒被害情報管理室)
- 石亀 貴士(厚生労働省 医薬食品局 食品安 全部監視安全課 食中毒被害情報管理室)
- ・ 鋤柄 卓夫(農林水産省 消費・安全局 消費 安全政策課)

- ・ 大熊 武(農林水産省 消費・安全局 消費・ 安全政策課)
- ・ 勝野 美江(農林水産省 食料産業局 食品製
 造卸売課)
- 山本 茂貴(東海大学海洋学部水産学科食品 科学専攻 教授)
- 高谷幸(公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部専務理事)
- ・ 中村 紀子(公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部)
- ・ 鬼武 一夫(日本生活協同組合連合会 品質 保証本部 安全政策推進部 部長)
- ・ 峯松 浩史(日本生活協同組合連合会 品質 保証本部 安全政策推進部)
- ・ 神奈川 芳行(東京大学大学院 医学系研究
 科 社会医学専攻 客員研究員)
- 長谷川 専(株式会社三菱総合研究所 プラ チナ社会研究センター 兼 社会公共マネジ メント研究本部インフラビジネスグループ 主席研究員)
- 池田 佳代子(株式会社三菱総合研究所 社 会公共マネジメント研究本部 食農ビジネ スグループ 主任研究員)
- 山口健太郎(株式会社三菱総合研究所科学・安全政策研究本部社会イノベーショングループ研究員)
- ・ 鈴木 智之(株式会社三菱総合研究所 科 学・安全政策研究本部イノベーション戦略 グループ研究員)

(検討会の開催状況)

- ・ 平成 25 年 7 月 26 日(於: TKP 新橋ビジネ スセンター)
- ・ 平成 26 年 2 月 24 日(於: TKP 新橋ビジネ スセンター)

倫理面への配慮

本研究は奈良県立医科大学医の倫理委員会 において承認を得て行った。本調査は調査対象 者に対して口頭あるいは書面による研究の趣旨 等に関するインフォームドコンセントを行った 上、書面による同意を得た者のみを調査の対象 とした。なお、日本生活協同組合連合会の協力 を得て、生協組合員をモニターとして活用する 限りにおいては、直接的な個人情報の取り扱い はない。

なお、本研究で得られた成果は全て厚生労働 省に報告しているが、一部人為的な食品汚染行 為の実行の企てに悪用される恐れのある情報・ 知識については、本報告書には記載せず、非公 開としている。

2.分担研究について

2.1 米国における食品防御対策の体系的把 握

米国等の食品防御対策に関する最新情報を 収集、アップデートし、体系的に位置づける。

2.2 中小規模の食品工場等における脆弱性 評価の実施とチェックリストの適用可能 性の検討

生協委託工場のうち、HACCPの有無や製造 食品の種類や特性を考慮しつつ、大規模/中小規 模の食品工場や物流施設をモデル工場として選 定した。そして、モデル工場等の実査において、 既存研究で作成したチェックリストを適用し、 食品防御の充実度合いを把握するとともに、化 学剤や生物剤の混入を想定した混入シナリオを 設定し脆弱性評価(CARVER+Shock法)を実 施し、食品防御上の脆弱箇所を把握した。

2.3 生物剤系危害に対するセキュリティ強 化

2.2 で実施した脆弱性評価手法の適用結果 を用いて、人為的な食品汚染行為のシナリオに おいて想定された生物剤毎に食品防御の視点か ら現行の管理体制に追加すべき実用的な具体的 対策を検討する。この内、可能な範囲で対策を 実際に試行することで、実施可能性を検証した。

2.4 食品防御ガイドラインの作成

食品防御の基本的な考え方、食品工場の種別 や食品企業が置かれている状況に応じた対策の 実施方法、留意点などを検討し、食品工場(規 模別)・物流施設に一般化可能な事項を抽出し、 ガイドラインとしてとりまとめを行うことを目 的とする。

本年度においては、まず、平成24年度に作 成した食品防御ガイドライン(案)(主に大規模 食品工場向け)に基づき、中小規模食品工場に も適用可能なガイドラインの作成・検討を行っ た。

2.5 食品テロの早期察知に向けた PMM の 活用可能性に関する検証

平成 25 年度は、本研究において PMM に活 用可能な健康調査データとして収集したデータ を二次活用し、モニターの商品購入データと組 み合わせた分析を実施した。分析手法は、平成 23 年度に開発した医薬品 PMM および米国疾 病予防管理センター(CDC)で実施されている 早期異常探知システム(EARS)の手法などを 組み合わせ開発した手法を用いた。平成 25 年 度はこれまでに対象期間とした 1~4 月ではな く、夏季を対象期間とした分析に焦点を当てて 検討した。

C.研究成果

本年度研究によって以下の成果を得た。詳細 については、それぞれ分担研究報告書を参照さ れたい。

1.米国における食品防御対策の体系的把握

米国 (FDA および USDA)において平成 25 年度に講じられた主な食品テロ対策の概要を整 理した。

FDA については、2011 年 1 月に成立した食 品 安 全 強 化 法 (FSMA: Food Safety Modernization Act)の食品防御関係条文の漸次 施行の公表情報として、「意図的な異物混入に対 する 食 品 保 護 に 関 する 提 案 規 則 」 (21CFRpart21 案)の内容を整理した。

USDA については、第8回食品防御計画調査の実施を抽出し整理した。

2.中小規模の食品工場等における脆弱性評 値の実施とチェックリストの適用可能性 の検討

製菓工場、物流センター、水産加工工場につ いて、実際に施設を訪問し、CARVER+Shock 手法を念頭に置いた脆弱性評価を試行した。

また、過年度研究で開発したチェックリスト (「食品工場における人為的な食品汚染防止に 関するチェックリスト」)を適用した。なお、各 工場のチェックリストの結果を掲載することは 悪用される可能性もあることから、今年度まで にチェックリストの回答を頂いた 10 工場にお ける回答率を示すこととする。

3.生物剤系危害に対するセキュリティ強化

食品工場において取り扱っている食品に応じ て、生物剤の特性を踏まえた上で脆弱ポイント (工程)の評価を行い、食品防御の観点から現 行の管理体制に追加すべき具体的な対策を検討 した。想定物質・剤が投入される可能性のある 脆弱ポイント(工程)の評価の結果としては、 食品衛生上の管理のみでは対応困難な共通した 脆弱性が認められた。

人為的な食品汚染行為等に悪用される可能性 が否定できないため、詳細な内容は非公表とし ているが、いずれも、ハード面(建物等の設備 のセキュリティ対策)及びソフト面(人材の配 置等、運用にかかるセキュリティ対策)が必要 であることが想定された。

4.食品防御ガイドラインの作成

昨年度検討した「食品防御対策ガイドライン (案)」について、2箇所の中小規模食品工場(従 業者数約20名の製菓工場及び同約100名の水 産加工工場)の実地調査を基に、ガイドライン 項目の修正点の有無等について確認した。

5.食品テロの早期察知への PMM の活用可能 性に関する実証実験

インターネットを通じて食品等の商品の注 文を行う生協組合員をモニターとして、本研究 においてインターネットアンケートによって得 られた健康調査データと、モニターの商品購入 データを組み合わせて食品の PMM データを作 成し、対象データとした。

分析手法は、医薬品 PMM と米国疾病予防管 理センター(CDC)で実施されている早期異常 探知システム(EARS)の手法などを組み合わ せた手法である。具体的には、Step1:EARS、 Step2:オッズ比、Step3:散布図、の3段階でデ ータの分析及びスクリーニングを行う。平成25 年度はこれまでに対象期間とした1~4月では なく、夏季を対象期間とした分析に焦点を当て て検討した。 PMM データは、日本生協連、生活協同組合 パルシステム東京(パルシステム東京)生活協 同組合コープこうべ(コープこうべ)の協力を 得て平成25年5月16日から9月20日の期間 で収集した。健康調査への協力とともに、健康 調査実施期間中の加入生協におけるインターネ ットを通じた商品購入データの提供にも協力す ることに同意した登録者は、パルシステム東京 では987世帯、コープこうべでは981世帯であ った。また、モニター世帯が購入した食品の総 数はパルシステム東京が8,816品目、コープこ うべが10,667品目であった。

上記の PMM データに関して、食中毒と関連 が深いと考えられる下痢、嘔吐の2症状を対象 に分析、スクリーニングを行った。その結果、 「スイートポテト」、「骨ぬきさばみりん干し」 の2食品で下痢・欧と症状の家族内発生が複数 見られたことから、食中毒の可能性も考慮し健 康被害の可能性を生協連へ報告した。いずれの 場合も、関連する苦情などの問い合わせがない ことなどから、アラートを出し追跡調査まで行 うには至らなかった。

新年度には、再び夏季期間を対象として、健 康調査および商品購入データの提供による PMM データを収集、今年度分析結果に関する 再現性の評価を行う予定である。

D.考察

米国における食品防御対策の体系的把握に ついて、平成 25 年度における米国の食品テロ 対策は、FSMA のうち、「意図的な異物混入に 対 す る 食 品 保 護 に 関 す る 提 案 規 則 (21CFRpart21 案)の公表が特筆すべき事項 として挙げられる。また、第 8 回食品防御計画 調査の実施は過年度施策の充実に位置づけられ る。

中小規模の食品工場等における脆弱性評価 の実施とチェックリストの適用可能性の検討 については、近年の食品への意図的な異物混入 事件を受け、食品工場等における食品防御に対 する意識の向上は感じられたが、具体的な食品 防御対策については、今後さらなる改善が必要 と感じられた。

具体的には、殺虫剤や工具工材の管理不徹

底(原材料保管場所の隣に殺虫剤や工材が保管 されている等)、工場外周からの侵入防止策の 不徹底(外周フェンスの未整備、タクシー運転 手への入場パスワードの漏えい)、上水道設備 の保護不徹底、構内の移動制限の不徹底、 私物の持ち込み制限の不徹底(駐車場と工場建 屋の近接)などが確認された。

また、今回調査した物流センターは、既に調 査を行った物流センターのグループに属する施 設であったことから、過去の調査で指摘した事 項については、的確に対策が取られ、グループ (企業)内での食品防御に対する情報の共有化 と、可能な対策が実施されていることが感じら れた。

以上のように、本年度の調査においても、従 来のHACCPによる衛生管理のみでは対応が難 しい食品防御対策があることが改めて確認され た。

既に作成しているHACCPの留意事項につい ても、本研究結果を踏まえて、修正する事が必 要である。

生物剤系危害に対するセキュリティ強化に ついては、特定した化学物質・生物剤は、法律 上管理方法が定められているもの、もしくは一 般的な設備や知識では取扱いそのものが困難で あると想定される。ただし、意思を持って投入 される場面を想定した場合、法律上の従来の管 理方法や食品衛生上の管理では対応が不十分で ある。人為的な食品汚染等犯罪に悪用される可 能性が排除できないため、詳細な防御対策は非 公表とするが、脆弱ポイント区域への持ち込み 防止対策の強化をはじめ監視体制、アクセス制 限の改善が必要である。

食品防御ガイドラインの作成について、中小 規模の食品工場の実施調査を行い、現行のガイ ドラインにおける課題を確認した結果、食品防 御対策の基本は、規模の大きさに関わらず共通 していることが明らかになった。そのため、ガ イドラインも、企業規模に関わらず使用しやす いように、改訂する必要性が生じた。今回の改 訂により、当初40項目あった項目が38項目に 整理されると共に、難解な用語も改善された。 今後、従業員の採用や、採用後の管理方法等に ついて、どこまで踏み込んだ表現とすべきか、 今後検討していく必要がある。

食品テロの早期察知へのPMMの活用可能性 に関する実証実験は、これまでに対象期間とした た 1~4 月ではなく、夏季を対象期間とした分 析に焦点を当てて検討した。2 食品で下痢・欧 と症状の家族内発生が複数見られたことから、 食中毒の可能性も考慮し健康被害の可能性を生 協連へ報告した。いずれの場合も、関連する苦 情などの問い合わせがないことなどから、アラ ートを出し追跡調査まで行うには至らなかった。

本研究により、食中毒の可能性が疑われる食 品の検出から生協連と連携しての対応までのや り取りをより円滑なものとすることができ、 PMM 調査の枠組みの実用性を向上することが できた。

今後は手法の精度や実用性を高めるため、夏 季期間を対象とした調査による再現性の確認、 購入全食品に対して長期間にわたって喫食食品 を回答していただくような健康調査方法の開発、 抽出された原因候補食品との因果関係の調査、 システムの自動化、さらなるアラートのリアル タイム性の向上などが課題であり、実用化に向 け検討を継続していく必要がある。

E.結論

米国における食品防御対策の体系的把握については、以下の結論が得られた。

- 平成25年度におけるFDA、USDAにおける食品テロ対策の概要を整理するとともに、これを体系的に整理した。
- ・ FDA の食品テロ対策は FSMA 関係の新規 の規制措置等の公表が行われた。USDA の 食品テロ対策は過年度施策の継続的実施と なっている。

中小規模の食品工場等における脆弱性評価 の実施とチェックリストの適用可能性の検討 については、以下の結論が得られた。

 ・ 中小規模の2つの食品工場と、物流施設に おいて脆弱性評価とチェックリストの適応 を試みた結果、 殺虫剤や工具工材の管理 不徹底(原材料保管場所の隣に殺虫剤や工 材が保管されている等) 工場外周からの 侵入防止策の不徹底(外周フェンスの未整 備、タクシー運転手への入場パスワードの 漏えい) 上水道設備の保護不徹底、 構 内の移動制限の不徹底、 私物の持ち込み 制限の不徹底(駐車場と工場建屋の近接) 等の脆弱性が確認された。

生物剤系危害に対するセキュリティ強化に

ついては、以下の結論が得られた。

 生物剤の特性及び今回対象とした食品の特 性、製造工程の特徴から、製菓工場及び流 通センター、水産加工工場にて食品テロに 利用される可能性がある生物剤を特定した 上で、当該物質が利用された場合の被害規 模の想定を行った。また、脆弱ポイントの 評価を踏まえ、食品防御の視点から、現行 の管理体制に追加すべき具体的な対策の検 討を行った。

食品防御ガイドラインの作成については、以下の結論が得られた。

- ・ 工場規模に関わらず適用可能となるように、 ガイドラインを改訂し、解説と一体化した 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場 向け)(平成 25 年度改訂版)を作成した。
 今回の改訂により、当初 40 項目あった項目 が 38 項目に整理されると共に、難解な用語
 も改善された。
- 次年度以降は、中小規模工場へのさらなる 適用、及びそれに基づいたガイドラインの 修正作業を進める予定である。

食品テロの早期寮知へのPMMの活用可能性 に関する実証実験については、平成25年度の 本研究において、日本生協連を通じて、パルシ ステム東京およびコープこうべの協力を得て集 された健康調査データ、および調査に参加した 世帯の商品購入データを用いて、医薬品 PMM の分野で適用されている枠組み、手法と米国 CDC で実施されている EARS の手法などを組 み込んで開発した、食品による健康被害の早期 発見および原因食品候補のスクリーニング手法 による分析について、これまでに対象期間とした分 析に焦点を当てた実証実験を行った。

食中毒の可能性が疑われる食品が検出され た場合には生協連と連携を行い、苦情など関連 する問合せの確認や、必要に応じた追跡調査を 行うことになる。細菌性の食中毒増加が懸念さ れる夏季期間では、検出される食品が増加して 対応が困難となる可能性があった。本研究では 実際に夏季期間を通じた実証実験を行い、 PMM 調査の枠組みが夏季期間でも有効に機能 することを確認、実用性を向上することができ た。

今後は抽出された原因候補食品との因果関 係の調査や、実用化に向けたリアルタイムアラ ートの効率的な提供方法などを検討していく必 要がある。

さらに、新年度実施する調査データを分析対 象に加え、PMMの活用可能性の検証をより進 める予定である。

F.研究発表

1. 論文発表

Hiroaki Sugiura, Manabu Akahane, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Harumi Bando, Tomoaki Imamura. Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study. interactive Journal of Medical Research. 2013;18;2(1):e2.

Tomomi Sano, Manabu Akahane, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the Web-based Daily Questionnaire for Health. International Journal Of Environmental Health Research. 2013 Jun;23(3):247-257.

Harumi Bando, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Manabu Akahane, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Association between first airborne cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey. International Journal Of Environmental Health Research. 2014.

神奈川芳之、赤羽学、今村知明. 第1編 食品 衛生管理と食の安全 第6章 フードディフェ ンスという概念. 美研クリエイティブセンタ ー 編集. 微生物コントロールによる食品衛生 管理 - 食品の安全・危機管理から予測微生物 の活用まで - . 2013;p.91-108.

今村知明. 食品防御から見たバイオリスク認 知・バイオリスク評価・バイオリスクマネジメ ントの考え方と食品バイオテロに対する食品防 御による対応. JBSA ニュースレター. 2013 Apr;3(1):21-28.

神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、山 口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品 汚染防止に関するチェックリストを基礎とした 食品防御対策のためのガイドラインの検討 Tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors in Japan. 日本公 衆衛生雑誌. 2014 Feb;61(2):100-108.

今村知明 他. 食品保健. 医療情報科学研究 所 編集.保健・医療・福祉・介護スタッフの 共通テキスト 公衆衛生がみえる. 2014 Mar;p.302-319.

今村知明、神奈川芳行 他. 第5章 社会にお ける対応の現状と対策 1.アレルギーの表示 の現状と対策. 中村 丁次 他編.【第2版】 食物アレルギーAtoZ 医学的基礎知識から代 替食献立まで. 2014 Mar;p.151-159.

2.学会発表

2013年10月23日~25日(三重県、三重県総 合文化センター)第72回日本公衆衛生学会総 会. 杉浦弘明、赤羽学、鬼武一夫、今村知明. 花粉症シーズンにおけるアトピー性皮膚炎患者 の皮膚症状の日々の発生頻度の検討. 2013 年 10 月 23 日 ~ 25 日 (三重県、三重県総 合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学会総 会. 神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、 山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食 品防御対策に関する諸外国や国際組織における 検討状況とその対策.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他

なし

表 1

『食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)』(平成 25 年度改訂版)について

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態 を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質 等を混入することを防ぐことは困難とされています。

2001 年 9 月 11 日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局(Food and Drug Administration; FDA)が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10]¹を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示しています。

世界保健機関 (World Health Organization; WHO) 2003 年に「Terrorists Threats to Food-Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention and Response Systems (食品テロの 脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)も「ISO 22000;食品安全マネジメントシステム - フードチェーンに関 わる組織に対する要求事項 (Food safety management systems - Requirements for any organization in the food chain)」(2005年9月)や「ISO/TS 22002-1:2009食品安全のための前提条件プログラ ム - 第1部:食品製造業(Prerequisite programmes on food safety -- Part 1: Food manufacturing)」 (2009年12月)を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。

日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984年のグリコ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっています。

2007年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防止策の検討が行われてきました。

さらに、平成23年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を深め、実際の対策を検 討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い「1.優先的に実施すべき対策」と、将来 的に実施が望まれる「2.可能な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品 製造者向けのガイドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案)やその解説、 食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版HACCP) [別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成しました

この度、平成25年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の 検証に関する研究班」では、平成23年度に作成した「食品防御対策ガイドライン(案)(食品製造 工場向け)」を中小規模の食品工場等での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しま した(別添)。本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸条件を 考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気付き」を得て、定期的・継続 的に食品防御対策が実施され、確認されることが望まれます。

http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocumentsregulatoryinformation/fooddefense/ucm083 075.htm

(別添)食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(平成25年度改訂版)

(参考)

食品防御対策ガイドラインの検討経過

平成17年度(特別研究事業) 食品によるバイオテロの危険性に関する研究 平成18~20年度 食品によるバイオテロの危険性に関する研究

食品工場における脆弱性評価の実行可能性の検証

- 脆弱性評価手法(CARVER+Shock)
- 食品テロ対策の検討
- チェックリストの作成(食品工場向け/物流施設向け)
 食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(案)の作成(平成18年度)
 食品に係る物流施設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(案)作成(平成20年度)



平成 24~26 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行検証に関する研究

上記ガイドラインの改訂;中小規模の食品工場等での使用を前提に分かりやすく修正し、解説と一 体化した。

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(平成25年度改訂版)

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け) 一意図的な食品汚染防御のための推奨項目一 (平成 25 年度改訂版)

1. 優先的に実施すべき対策

組織マネジメント

・ 食品工場の責任者は、従業員等が働きやすい職場環境づくりに努め、従業員等が自社製品の 品質と安全確保について高い責任感を感じながら働くことができるように留意する。

解	説	従業員等の監視を強化するのではなく、従業員等自らが、自社製品の安全を担っ
用午		ているという高い責任感を感じながら働くことができる職場環境づくりを行う。

・ 食品工場の責任者は、自社製品に意図的な食品汚染が発生した場合、お客様はまず工場の従 業員等に疑いの目を向けるということを、従業員等に意識付けておく。

		従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅威や、予防措置の重要性に関し
解	説	て定期的に教育を行い、従業員自らが自社製品の安全を担っているという責任感を
		認識させる。

・ 自社製品に意図的な食品汚染が疑われた場合に備え、普段から従業員の勤務状況、業務内容 について正確に把握しておく。

		意図的な食品汚染が発生した場合においても、各方面への情報提供を円滑に行う
解	説	ことができるよう、平時から、従業員の勤務状況、業務内容について正確に記録す
		る仕組みを構築しておく。

 ・製品の異常を早い段階で探知するため苦情や健康危害情報等を集約・解析する仕組みを構築 するとともに、万一、意図的な食品汚染が発生した際に迅速に対処できるよう、自社製品に 意図的な食品汚染が疑われた場合の保健所等への通報・相談や社内外への報告、製品の回収、 保管、廃棄等の手続きを定めておく。

		苦情、健康危害情報等については、販売店経由で寄せられる情報についても
		把握に努め、これらの情報等について企業内での共有化を図る。
解	解説	意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる場合の社内の連絡フロー、保健
用午	цЛ	所・警察等関係機関への連絡先等をマニュアル等に明記しておく。
		異物混入が発生した際には、原因物質に関わらず、責任者に報告し、報告を
		受けた責任者は故意による混入の可能性を排除せずに対策を検討する。

人的要素(従業員等)

・ 従業員等の採用面接時には、可能な範囲で身元を確認する。身分証、免許証、各種証明書等 は、可能な限り原本を確認し、面接時には、記載内容の虚偽の有無を確認する。

² 派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。可能であれば、

[&]quot;食品防御に対する留意"に関する内容を、契約条件に盛り込む。

- ・ 従業員等の異動・退職時等には制服や名札、IDバッジ、鍵(キーカード)を返却させる。
- ・ 製造現場内へは原則として私物は持ち込まないこととし、これが遵守されていることを確認 する。持ち込む必要がある場合は、個別に許可を得るようにする。

		製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限がないため、持ち込まないこと を原則として、持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込む場合は、個別
解	説	に許可を得る方が管理しやすいと考えられる。
		また、更衣室やロッカールームなども相互にチェックする体制を構築してお
		く。

・ 就業中の全従業員等の移動範囲を明確化する(全従業員等が、移動を認められた範囲の中で 働いているようにする)。

	裈 説	他部署への理由のない移動を制限し、異物が混入された場合の混入箇所を同
备辺		定しやすくする。
用牛		制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、全従業員の「移動可能範囲」
		や「持ち場」等を明確に識別できるようにする。

・ 従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時間の著しい変化等を把握する。

		従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前から抱いていたものとは限らず、
		採用後の職場への不平・不満等も犯行動機となることも考えられる。
解	説	製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的なミーティング、個別面談等を通
		じて、従業員の心身の状態について確認するとともに、日常の言動や出退勤時刻の
		変化が見られる場合には、その理由についても確認する。

・ 新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従業員に認知させ、従業員同士の識別度を高める。

解	説	新規採用者を識別しやすくするとともに、従業員が見慣れない人の存在に疑問を	
用牛	百兀	持つ習慣を意識づける。	

人的要素(部外者)

事前に訪問の連絡があった訪問者については、身元・訪問理由・訪問先(部署・担当者等)
 を確認し、可能な限り従業員が訪問場所まで同行する。

解	言葉	訪問者の身元を、社	社員証等で確認する。	訪問理由を確認した上で、	従業員が訪問
꺼귀	· 9/6	場所まで同行する。			

・ 事前に訪問の連絡がなかった訪問者、かつ初めての訪問者は、原則として工場の製造現場への入構を認めない。

		「飛び込み」の訪問者については原則として製造現場への入構を認めない。
解	説	なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や面会の可否等について確認が取
		れた場合は、事前に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行う。

訪問者(業者)用の駐車場を設定する。この際、製造棟とできるだけ離れていることが望ましい。

解 説 全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷物の持ち込み等を一律に制	限す
--	----

ることは現実的ではない。
特定の訪問者(例:施設メンテナンス、防虫防鼠業者等)については、それらの
車両であることが明確になるように、駐車エリアを設定しておく。

 ・ 食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独で行動する 可能性のある訪問者(業者)には、持ち物を十分確認し、不要なものを持ち込ませないよう にする。

解	誽	食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防鼠等に関する作業員は、長時間
		にわたり多人数で作業することもあるため、従業員が全ての作業員の作業に同行す
		ることは困難である。
		作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持ち込み品の管理を徹底する。

・ 郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事務所等)を定めておく。また配達員の敷地内の移動 は、事前に設定した立ち入り可能なエリア内のみとする。

		信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物や受取人の違いにより、配達員
		は比較的自由に食品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵便、宅配物等の
解	説	受け入れ先は数箇所の定められた場所に限定する。
		また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内に無闇に立ち入ることや、建屋
		外に置かれている資材・原材料や製品に近づくことができないよう留意する。

施設管理

・ 不要な物、利用者・所有者が不明な物の放置の有無を定常的に確認する。

解	説	食品工場で使用する原材料や工具等について、定数・定位置管理を行い、過不足
		や紛失に気づきやすい環境を整える。
		また、食品に直接手を触れることができる製造工程や従事者が少ない場所等、意
		図的に有害物質を混入し易い箇所については特に重点的に確認する。

 ・ 食品に直接手を触れることができる仕込みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇所を把握し、可能な限り手を触れない様にカバーなどの防御対策を検討する。

		仕込みや包装前の製品等に直接手を触れることが可能な状況が見受けられ
		వె.
解	誽	特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの実施、従業員同士による相
		互監視、監視カメラの設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられない構造
		に改修する。

・ 工場が無人となる時間帯についての防犯対策を講じる。

・ 鍵の管理方法を策定し、定期的に確認する。

解	説	最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態にならないよう管理方法を定
刑千	д /С	め、徹底する。

・ 製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止のため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、補助鍵

の設置、格子窓の設置等の対策を行う。

		食品工場内の全ての鍵を定期的に交換することは現実的ではない。
解	説	異物が混入された場合の被害が大きいと考えられる製造棟や保管庫については、
		補助鍵の設置や定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取ることが重要である。

・ 製造棟の出入り口や窓など外部から侵入可能な場所を特定し、確実に施錠する等の対策を取る。

		製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵入できないようにする。全ての
解説	説	出入り口・窓に対して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優先度を設定し、
		施設の改築等のタイミングで順次改善策を講じるように計画する。

・ 食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質については保管場所を定めた 上で、当該場所への人の出入り管理を行うと共に、使用日時及び使用量の記録、施錠管理を 行う。

解説	試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所は検査・試験室内等に制限する。
	無断で持ち出されることの無いよう定期的に保管数量の確認を行う。可能であれば

・ 食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質を紛失した場合は、工場長や 責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

		法令等に基づき管理方法等が定められているものについては、それに従い管理を
		行う。
		それ以外のものについては、管理方法等を定め、在庫量の定期的な確認、食品の
解	説	取扱いエリアや食品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシーリング等によ
		り、妥当な理由無く有害物質を使用することの無いよう、十分に配慮した管理を行
		う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場合の通報体制や確認方法を構築す
		ర .

・ 殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理を徹底する。

		食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場合は、使用する殺虫剤の成分に
		ついて事前に確認しておくことが重要である。
		殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保管し、使用場所、使用方法、使用
		量等に関する記録を作成する。
解	説	防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業者を選定し、殺虫対象、殺虫を
	行う場所を勘案して、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を選定する。	
		殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者が持参することになるが、工場
		長等が知らないうちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受けたり、工場内に
		保管したりするようなことがないよう、管理を徹底する。

・ 井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を講じる。

解	説	井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を決め、鍵等による物理的な安全
用午	口儿	対策、防御対策を講じる。

・ 井戸水を利用している場合、確実な施錠を行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセスを防 止すると共に、可能であれば監視カメラ等で監視する。

解	译	井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全体に及ぶため、厳重な管理が必
₩≏	千 百兀	要である。

コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムについて、従業員の異動・退職時
 等に併せてアクセス権を更新する。アクセス許可者は極力制限し、データ処理に関する履歴
 を保存する。

		コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムにアクセス可能な
解	誽	従業員をリスト化し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログインパスワー
		ドを設ける等の物理的なセキュリティ措置を講じる。

入出荷等の管理

- ・ 資材や原材料等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装を確認する。異常を発見した場合 は、工場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。
- 資材や原材料等の納入時の積み下ろし作業や製品の出荷時の積み込み作業を監視する。

解	説	積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である。実務上困難な点はあ
用午	山化	るが、相互監視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。

・ 納入製品・数量と、発注製品・数量との整合性を確認する。

		数量が一致しない場合は、その原因を確認する。納入数量が増加している場合は
解	説	特に慎重に確認を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛れ込んでいないかに
		注意を払う。

・ 保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食品汚染行為の兆候・形跡等が認められた場合は、工 場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

解	≐凶	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。在庫量が増加している場合は特
卅千	цЛ	に慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

・ 製品の納入先から、納入量の過不足(紛失や増加)についての連絡があった場合、工場長や 責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

解	説	過不足の原因について、妥当な説明がつくように確認する。特に納入量が増加し
用午		ている場合は慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

・ 製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰でもすぐに確認できるようにしておく。

		食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や形跡が認められた場合は、被害の
解	説	拡大を防ぐため、至急納入先と情報を共有する必要がある。納入担当者が不在の場
		合でも、代理の従業員が至急連絡できるように、予め手順・方法を定めておくこと。

2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断され た不急の対策。

組織マネジメント

・ 従業員等や警備員は、敷地内での器物の破損、不用物、異臭等に気が付いた時には、すぐに 工場長や責任者に報告する。

解	誽	警備や巡回時に確認する項目をチェックリスト化し、警備の質を確保してお
		くことが望ましい。
		故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予兆を見逃さないことが重要
		である。

人的要素(従業員等)

・ 敷地内の従業員等の所在を把握する。

解	誽	従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイムでの把握や、記録保存のため
		に、カードキーやカードキーに対応した入退構システム等を導入する。

施設管理

・ 敷地内への侵入防止のため、フェンス等を設ける。

备刀	解	≐∺	食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多いため、敷地内への立ち入りを防
	用牛	百兀	止することが望ましい。

・ カメラ等により工場建屋外の監視を行う。

备刀	説	カメラ等による工場建屋への出入りを監視することによる抑止効果が期待でき、
解		また、有事の際の確認に有用である。

・ 警備員の巡回やカメラ等により敷地内に保管中 / 使用中の資材や原材料の継続的な監視、施 錠管理等を行う。

解	涩 ≐坮	資材・原料保管庫は人が常駐していないことが多く、かつアクセスが容易な場合
	许可儿	が多い。可能な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠確認等を行う。

以上

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	
はじめに	安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入	
2001 年 9 月 11 日にアメリカで発生した同時多発テロ事件を契機に、世界	し、高度な衛生状態を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、	
各国でテロの発生に関する認識が高まり、テロ対策は、国家防衛上の優先的	悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難	
課題となっている。	とされています。	
わが国では、1984 年のグリコ・森永事件、1998 年の和歌山カレー事件、	2001 年 9 月 11 日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国	
2008 年冷凍ギョーザ事件等が発生しているが、これらは、健康被害をもた	家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局(Food and	
らすことを意図して食品に直接有害物質を混入したものであり、実際の被害	Drug Administration;FDA)が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運	
の発生範囲は限局的なものであった。しかし、フードサプライチェーンの過	輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)	
程で有害物質が混入されれば、被害の発生範囲が拡大することは容易に予測	を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工	
される。	業および輸送業編 "』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors,	
こうしたことから、厚生労働科学研究補助金「食品防御の具体的な対策の	and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10]	
確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、悪意を持った者による意図	*を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象と	
的な食品の汚染を防止するために、米国食品医薬品局 (FDA: Food and Drug	なるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し	
Administration)による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製	ています。	
造業、加工業および輸送業編 "』[Guidance for Industry: Food Producers,	世界保健機関(World Health Organization;WHO) 2003 年に「Terrorists	
Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures	Threats to Food- Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention	
Guidance, 2007.10] ¹ を参考に、日本における食品工場の責任者が講じるべ	and Response Systems(食品テロの脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」	
き対応をまとめたガイドラインを作成した。	を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization:	
	ISO)も「ISO 22000;食品安全マネジメントシステム - フードチェーンに関わ	
1.日本における食品衛生対策と食品防御対策の現状	る組織に対する要求事項 (Food safety management systems - Requirements for	
近年、わが国では、HACCP システム等の導入推進により、フードサプライ	any organization in the food chain)」(2005年9月)や「ISO/TS 22002-1:2009	
チェーン全体に渡る食品衛生水準の確保・向上が図られている。しかし、	食品安全のための前提条件プログラム - 第 1 部:食品製造業(Prerequisite	
HACCP による食品衛生管理は、悪意を持った者によるフードサプライチェー	programmes on food safety Part 1: Food manufacturing)」(2009年12月)	
ンの過程での意図的な有害物質等の混入は想定していない。悪意を持った者	を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。	
による意図的な食品汚染行為を防止するためには、HACCP システム等の衛生	日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984 年のグリ	

表 2 『食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)』(案)[新対照表]

¹ http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocumentsregulatoryinformation/fooddefense/ucm083075.htm

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版
管理に加え、工場内の従業員のマネジメントや、外部からの侵入者の監視・	コ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013
侵入の阻止等にも注意を払う必要がある。	年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、
米国では、災害やテロ等に対する国家全体の応急対応計画である	意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっ
「National Response Plan」において「食品テロの危険性」が明記される等、	ています。
国家の全体の安全保障における「意図的な食品汚染」の位置づけも明確にさ	2007 年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関
れている。わが国でも、従来の食品衛生対策に加え、意図的な食品汚染行為	する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する
を防止するために、「組織マネジメント」、「従業員等の管理」、「部外者の管	研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防
理」、「施設管理」、「入出荷等の管理」等の実施により、より積極的な食品防	止策の検討が行われてきました。
御対策を講じる必要性が高まっている。	さらに、平成 23 年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を
	深め、実際の対策を検討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い
2.「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」の概要	「1.優先的に実施すべき対策」と、将来的に実施が望まれる「2.可能な範
米国 FDA による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、	囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品製造者向けのガ
加工業および輸送業編"』は、フードサプライチェーンが食品への有害物質	イドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案) やその解
混入等悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するた	説、食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要
め、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し、現行の手続きや管理方	領(日本版HACCP)[別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成
法の見直しを促すために作成されたものである。その対象は、農場、水産養	
殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全て	この度、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策
の部門(小売業や飲食店を除く)である。	の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、平成 23 年度に作成した「食
今回、米国のガイドラインを参考に、わが国の実情や、複数の食品工場で	品防御対策ガイドライン(案)(食品製造工場向け)」を中小規模の食品工場等
の実地調査の結果を踏まえ、食品工場の責任者が、食品工場における悪意を	での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しました(別添)。
持った者による意図的な食品の汚染行為を防止するためのガイドラインを	本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸
作成した。	条件を考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気
	付き」を得て、定期的・継続的に食品防御対策が実施され、確認されることが
3.ガイドラインの使用について	望まれます。
本ガイドラインは、本来であれば、米国のように、意図的な食品汚染の危険性が関係まる動に広く初知された地辺工で、名の日間低声であった。	
険性が関係者全般に広く認知された状況下で、各食品関係事業者における防 知知等実施の悪性としていまされることが現ましい。	
御対策実施の要件として公表されることが望ましい。	
しかし、わが国は未だ米国のような状況にないため、より多くの食品関係	

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版
事業者が意図的な食品汚染の危険性に関心を持ち、現実的に可能な対策を検	
討することができるように、「1.優先的に実施すべき対策」と、「2.可能	
な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けて作成してい	
る。本ガイドラインは、法的な規制や強制力を伴うものではなく、各食品工	
場において、その規模や人的資源等の諸条件を勘案しながら、「実施可能な	
対策の確認」や「対策の必要性に関する気付きを得る」ために活用されるこ	
とを念頭に作成したものであり、その趣旨を踏まえた活用を願うものであ	
నె.	
なお、ガイドラインに示した項目については、定期的・継続的に確認され	
ることが望ましい。	

食品防御対策ガイドライン(食品工場向け) 一意図的な食品汚染防御のための推奨項目一

1.優先的に実施すべき対策

2013年度版の記載に ついて、簡素化等の 修正を実施

4	組織マネジメント		
	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
1	食品工場の責任者は、日ごろから全ての従	食品工場の責任者は、従業員等が働きやす	従業員等の監視を強化するのではなく、従業員
	業員等 ² が働きやすい職場環境の醸成に努	い職場環境づくりに努め、従業員等が自社	等自らが、自社製品の安全を担っているという
	める。これにより、従業員等が自社及び自	製品の品質と安全確保について高い責任	高い責任感を感じながら働くことができる職
	社製品への愛着を高め、自社製品の安全確	感を感じながら働くことができるように	場環境づくりを行う。
	保について高い責任感を感じながら働く	留意する。	
	ことができるような職場づくりを行う。		
2	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅
	汚染が疑われる事態が発生した場合、消費	食品汚染が発生した場合、お客様はまず工	威や、予防措置の重要性に関して定期的に教育を
	者や一般社会から、その原因としてまず最	場の従業員等に疑いの目を向けるという	行い、従業員自らが自社製品の安全を担っている
	初に内部の従業員等に対して疑いの目が	ことを、従業員等に意識付けておく。	という責任感を認識させる。
	向けられる可能性が高いことを、従業員等		
	に意識付けておく。		
3	自社製品に意図的な汚染が疑われる事態	自社製品に意図的な食品汚染が疑われた	意図的な食品汚染が発生した場合においても、各
	が発生した場合において、その原因、経過	場合に備え、普段から従業員の勤務状況、	方面への情報提供を円滑に行うことができるよ
	等について迅速に把握、情報公開ができる	業務内容について正確に把握しておく。	う、平時から、従業員の勤務状況、業務内容につ
	よう、普段から従業員の勤務状況、業務内		いて正確に記録する仕組みを構築しておく。
	容について正確に把握しておく。		

²派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
4	製品の異常を早い段階で探知するため苦	製品の異常を早い段階で探知するため苦	苦情、健康危害情報等については、販売店経由
	情や健康危害情報等を日常的に確認する	情や健康危害情報等を集約・解析する仕組	で寄せられる情報についても把握に努め、これ
	とともに、万一、意図的な食品汚染が発生	みを構築するとともに、万一、意図的な食	らの情報等について企業内での共有化を図る。
	した際に迅速に対処できるよう、意図的な	品汚染が発生した際に迅速に対処できる	意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる
	食品汚染が疑われる場合の社内外への報	よう、自社製品に意図的な食品汚染が疑わ	場合の社内の連絡フロー、保健所・警察等関係
	告、製品の回収、保管、廃棄等の手続きを	れた場合の保健所等への通報・相談や社内	機関への連絡先等をマニュアル等に明記して
	定めておく。	外への報告、製品の回収、保管、廃棄等の	おく。
		手続きを定めておく。	異物混入が発生した際には、原因物質に関わら
			ず、責任者に報告し、報告を受けた責任者は故意
			による混入の可能性を排除せずに対策を検討す
			ర .

人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
5	従業員等の採用面接時において、可能な範	従業員等の採用面接時には、可能な範囲で	
	囲で身元確認を行う。例えば、身分証、各	身元を確認する。身分証、免許証、各種証	
	種証明書等について、(複写ではなく)原	明書等は、可能な限り原本を確認し、面接	
	本の提示を受ける、面接を通じて記載内容	時には、記載内容の虚偽の有無を確認す	
	に虚偽が無いことを確認する、資格及び職	వె.	
	歴の確認を行う、等の手続きをとる。		
6	従業員等の異動・退職時等に制服や名札、	従業員等の異動・退職時等には制服や名	
	ID バッジ、鍵(キーカード)を返却させ	札、ID バッジ、鍵(キーカード)を返却	
	る。	させる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
7	製造現場内への持ち込み可能品リストを	製造現場内へは原則として私物は持ち込	製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限
	作成し、これが遵守されていることを確認	まないこととし、これが遵守されているこ	がないため、持ち込まないことを原則として、
	する。	とを確認する。持ち込む必要がある場合	持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込
		は、個別に許可を得るようにする。	む場合は、個別に許可を得る方が管理しやすい
			と考えられる。
			また、更衣室やロッカールームなども相互にチ
			ェックする体制を構築しておく。
8	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前か
	間の著しい変化等について把握をする。	間の著しい変化等を把握する。	ら抱いていたものとは限らず、採用後の職場への
			不平・不満等も犯行動機となることも考えられ
			ర .
			製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的な
			ミーティング、個別面談等を通じて、従業員の心
			身の状態について確認するとともに、日常の言動
			や出退勤時刻の変化が見られる場合には、その理
			由についても確認する。
9	従業員の識別・認識システムを構築する。	就業中の全従業員等の移動範囲を明確化	他部署への理由のない移動を制限し、異物が混
	新規採用者については、朝礼等の機会を用	する(全従業員等が、移動を認められた範	入された場合の混入箇所を同定しやすくする。
	いて紹介する等、従業員に認知させる。	囲の中で働いているようにする)。	制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、
			全従業員の「移動可能範囲」や「持ち場」等を
			明確に識別できるようにする。
		新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従	新規採用者を識別しやすくするとともに、従業
		業員に認知させ、従業員同士の識別度を高	員が見慣れない人の存在に疑問を持つ習慣を
		める。	意識づける。

人的要素(部外者)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
10	事前のアポイントがある場合、訪問者に	事前に訪問の連絡があった訪問者につい	訪問者の身元を、社員証等で確認する。訪問理由
	対して身元・訪問理由・訪問先(部署・	ては、身元・訪問理由・訪問先(部署・	を確認した上で、従業員が訪問場所まで同行す
	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	న .
	が訪問場所まで同行する。	が訪問場所まで同行する。	
11	事前のアポイントがなく、かつ初めての	事前に訪問の連絡がなかった訪問者、か	「飛び込み」の訪問者については原則として製造
	訪問者に対して、訪問希望先の従業員に	つ初めての訪問者は、原則として工場の	現場への入構を認めない。
	面識の有無、面会の可否を確認した上で、	製造現場への入構を認めない。	なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や
	敷地内の立ち入りを認める場合は、事前		面会の可否等について確認が取れた場合は、事前
	のアポイントのある訪問者と同様の対応		に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行
	を行う。		う。
12	訪問者の種類別に、車両のアクセスエリ	訪問者(業者)用の駐車場を設定する。	全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷
	ア、荷物の持ち込みエリアを設定し、訪	この際、製造棟とできるだけ離れている	物の持ち込み等を一律に制限することは現実的
	問者に周知する。	ことが望ましい。	ではない。
			特定の訪問者 (例:施設メンテナンス、防虫防鼠
			業者等)については、それらの車両であることが
			明確になるように、駐車エリアを設定しておく。
13	施設のメンテナンスや防虫・防鼠作業等	食品工場の施設・設備のメンテナンスや	食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防
	のため、工場内を単独で行動する必要の	防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独	鼠等に関する作業員は、長時間にわたり多人数で
	ある訪問者に対しては、持ち物を十分確	で行動する可能性のある訪問者(業者)	作業することもあるため、従業員が全ての作業員
	認し、不要なものを持ち込ませないよう	には、持ち物を十分確認し、不要なもの	の作業に同行することは困難である。
	に留意する。食品取扱いエリア/保管エリ	を持ち込ませないようにする。	作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持
	ア/ロッカールームに立ち入る場合は特		ち込み品の管理を徹底する。
	に留意する。		

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
14	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物
	務所等)を定めておく。また配達員の敷	務所等)を定めておく。また配達員の敷	や受取人の違いにより、配達員は比較的自由に食
	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵
	可能なエリア内のみとし、配達員が建屋	可能なエリア内のみとする。	便、宅配物等の受け入れ先は数箇所の定められた
	内に無闇に立ち入ることや、建屋外に置		場所に限定する。
	かれている資材・原材料や製品に近づく		また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内
	ことができないように留意する。		に無闇に立ち入ることや、建屋外に置かれている
			資材・原材料や製品に近づくことができないよう
			留意する。

施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
15	不要な物、利用者・所有者が不明な物が放 置されていないか、定常的に確認を行う。	不要な物、利用者・所有者が不明な物の放 置の有無を定常的に確認する。	食品工場で使用する原材料や工具等について、 定数・定位置管理を行い、過不足や紛失に気づき やすい環境を整える。 また、食品に直接手を触れることができる製造工 程や従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を 混入し易い箇所については特に重点的に確認す る。
16	食品に直接手を触れることができる仕込 み等の工程や、従事者が少ない場所等、意 図的に有害物質を混入しやすい箇所を把 握し、防御対策を検討する。	食品に直接手を触れることができる仕込 みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場 所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇 所を把握し、可能な限り手を触れない様に カバーなどの防御対策を検討する。	 仕込みや包装前の製品等に直接手を触れることが可能な状況が見受けられる。 特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの実施、従業員同士による相互監視、監視カメラの設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられない構造に改修する。
17	非稼動時における防犯対策を講じる。	工場が無人となる時間帯についての防犯 対策を講じる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
18	鍵の管理方法を策定する。	鍵の管理方法を策定し、定期的に確認す	最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態
		న .	にならないよう管理方法を定め、徹底する。
19	製造棟、保管庫については、定期的に鍵の	製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止の	食品工場内の全ての鍵を定期的に交換すること
	取替えや暗証番号の変更を行う等、外部か	ため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、	は現実的ではない。
	らの侵入防止対策を適切に行う。	補助鍵の設置、格子窓の設置等の対策を行	異物が混入された場合の被害が大きいと考えら
		う。	れる製造棟や保管庫については、補助鍵の設置や
			定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取る
			ことが重要である。
20	工場内部と外部との結節点を特定し、不必	製造棟の出入り口や窓など外部から侵入	製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵
	要な又は関係者以外のアクセスの可能性	可能な場所を特定し、確実に施錠する等の	入できないようにする。全ての出入り口・窓に対
	がある箇所については、必要に応じて対策	対策を取る。	して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優
	を講じる。		先度を設定し、施設の改築等のタイミングで順次
			改善策を講じるように計画する。
21	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質については保管場所を	は検査・試験室内等に制限する。無断で持ち出さ
	の保管場所を定め、当該場所への人の出入	定めた上で、当該場所への人の出入り管理	れることの無いよう定期的に保管数量の確認を
	り管理を行う。	を行うと共に、使用日時及び使用量の記	行う。可能であれば警備員の巡回やカメラ等の設
		録、施錠管理を行う。	置を行う。
22	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	法令等に基づき管理方法等が定められているも
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等) や有害物質を紛失した場合は、 工	のについては、それに従い管理を行う。
	の管理・保管方法、在庫量の確認方法等に	場長や責任者に報告し、工場長や責任者は	それ以外のものについては、管理方法等を定め、
	係る規定を定め、在庫品の紛失等の異常事	その対応を決定する。	在庫量の定期的な確認、食品の取扱いエリアや食
	態が発生した場合の通報体制を構築する。		品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシ
			ーリング等により、妥当な理由無く有害物質を使
			用することの無いよう、十分に配慮した管理を行
			う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場
			合の通報体制や確認方法を構築する。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
23	殺虫剤の選定基準及び管理・保管方法を策	殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理	食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場
	定する。	を徹底する。	合は、使用する殺虫剤の成分について事前に確認
			しておくことが重要である。
			殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保
			管し、使用場所、使用方法、使用量等に関する記
			録を作成する。
			防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業
			者を選定し、殺虫対象、殺虫を行う場所を勘案し
			て、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を
			選定する。
			殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者
			が持参することになるが、工場長等が知らないう
			ちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受け
			たり、工場内に保管したりするようなことがない
			よう、管理を徹底する。
24	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を	井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を
	講じる。	講じる。	決め、鍵等による物理的な安全対策、防御対策を
			講じる。
25	井戸水を利用している場合、塩素消毒等浄	井戸水を利用している場合、確実な施錠を	井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全
	化関連設備へのアクセス管理、監視等を行	行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセ	体に及ぶため、厳重な管理が必要である。
	う。	スを防止すると共に、可能であれば監視カ	
		メラ等で監視する。	
26	従業員の異動・退職時等に、コンピュータ	コンピューター処理制御システムや重要	コンピューター処理制御システムや重要なデー
	ー制御システムや重要なデータシステム	なデータシステムについて、従業員の異	タシステムにアクセス可能な従業員をリスト化
	へのアクセス権を解除する。	動・退職時等に併せてアクセス権を更新す	し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログ
		る。アクセス許可者は極力制限し、データ	インパスワードを設ける等の物理的なセキュリ
		処理に関する履歴を保存する。	ティ措置を講じる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
27	コンピューター処理制御システムや重要	(上と統合)	
	なデータシステムへのアクセス許可者を 制限する。		
28	コンピューターのデータ処理に係る履歴 を保存する。	(上と統合)	

入出荷等の管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
29	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	
	に、ラベルや包装の確認を行う。意図的な	に、ラベルや包装を確認する。異常を発	
	食品汚染行為等の兆候・形跡が認められた	見した場合は、工場長や責任者に報告し、	
	場合の調査や通報の体制を構築する。	工場長や責任者はその対応を決定する。	
30	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作業	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作	積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な
	及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を	業や製品の出荷時の積み込み作業を監視	箇所である。実務上困難な点はあるが、相互監
	行う。	する。	視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行
			う。
31	納入製品・数量と、発注製品・数量との整	納入製品・数量と、発注製品・数量との	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	合性の確認を行う。	整合性を確認する。	納入数量が増加している場合は特に慎重に確認
			を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛
			れ込んでいないかに注意を払う。
32	保管中の在庫の紛失・増加や意図的な食品	保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	汚染行為等の兆候・形跡が認められた場合	品汚染行為の兆候・形跡等が認められた	在庫量が増加している場合は特に慎重に確認
	の調査や通報の体制を構築する。	場合は、工場長や責任者に報告し、工場	し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意
		長や責任者はその対応を決定する。	を払う。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
33	製品の納入先から、納入量の過不足(紛失	製品の納入先から、納入量の過不足(紛	過不足の原因について、妥当な説明がつくよう
	や増加)について連絡があった場合の調査	失や増加)についての連絡があった場合、	に確認する。特に納入量が増加している場合は
	や通報の体制を構築する。	工場長や責任者に報告し、工場長や責任	慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいな
		者はその対応を決定する。	いかに注意を払う。
34	製品の納入先の荷受人(部署)の連絡先に	製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰	食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や
	ついて、全ての従業員が確認できるよう、	でもすぐに確認できるようにしておく。	形跡が認められた場合は、被害の拡大を防ぐた
	確認の方法を共有しておく。		め、至急納入先と情報を共有する必要がある。
			納入担当者が不在の場合でも、代理の従業員が
			至急連絡できるように、予め手順・方法を定め
			ておくこと。

2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断された不急の対策。

組織	マネ	ジメ	ン	٢
----	----	----	---	---

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
35	警備員(社内の警備担当者もしくは警備保	従業員等や警備員は、敷地内での器物の破	警備や巡回時に確認する項目をチェックリス
	障会社職員)に対して、警備・巡回結果の	損、不用物、異臭等に気が付いた時には、	ト化し、警備の質を確保しておくことが望ま
	報告内容を明確化する。敷地内における不	すぐに工場長や責任者に報告する。	しい。
	用物の確認や、異臭等についても報告を受		故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予
	けるようにする。委託を行っている場合、		兆を見逃さないことが重要である。
	必要であればこれら報告内容を契約に盛		
	り込むようにする。		

人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説		
36	敷地内の従業員等の所在を把握する。	敷地内の従業員等の所在を把握する。	従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイ		
			ムでの把握や、記録保存のために、カードキーや		
			カードキーに対応した入退構システム等を導入		
			する。		

施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
37	フェンス等により敷地内への侵入防止対 策を講じる。	敷地内への侵入防止のため、フェンス等 を設ける。	食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多 いため、敷地内への立ち入りを防止することが 望ましい。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
38	警備員の巡回やカメラ等により工場建屋 外の監視を行う。	カメラ等により工場建屋外の監視を行 う。	カメラ等による工場建屋への出入りを監視する ことによる抑止効果が期待でき、また、有事の 際の確認に有用である。
39	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に ある有害物質等の監視、施錠確認等を行 う。	(21に含む)	
40	警備員の巡回やカメラ等により保管中 / 使用中の資材や原材料の監視、施錠確認等 を行う。	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に 保管中 / 使用中の資材や原材料の継続的 な監視、施錠管理等を行う。	資材・原料保管庫は人が常駐していないことが 多く、かつアクセスが容易な場合が多い。可能 な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠 確認等を行う。

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 研究代表者分・分担研究報告書

米国における食品防御対策の体系的把握

研究代表者 今村知明(奈良県立医科大学 健康政策医学講座)

研究要旨

平成 25 年度における米国等の食品テロ対策に関する最新情報を収集し、体系的に位置 づけた。FDA の主な食品テロ対策の中で、特筆すべき新規の規制措置等としては、2011 年 1 月に成立した食品安全強化法(FSMA)について、「意図的な異物混入に対する食品 保護に関する提案規則」の公示が行われたことが挙げられる。USDA の主な食品テロ対策 としては、第8回食品防御計画調査の実施が挙げられ、過年度施策の充実に位置づけられ る。FDA の食品テロ対策は主に FSMA の関係条文の施行による新規の規制措置等の対応 が中心となっており、USDA の食品テロ対策は過年度施策の継続的実施となっている。

A.研究目的

本研究では、平成 25 年度に講じられた米国 等における主な食品テロ対策の最新情報を体系 的に把握し、わが国における食品テロ対策の検 討を行っていく上での基礎的資料とすることを 目的とする。

B.研究方法

FDA (Food and Drug Administration) USDA (United States Department of Agriculture)のウエ ブサイト等の公表情報や研究班会議において収 集された関連情報に基づき、平成 25 年度に講 じられた主な食品テロ対策の最新情報を抽出し、 その概要をとりまとめるとともに、米国等にお ける食品テロ対策を体系的に整理した。

倫理面への配慮

本研究において、特定の研究対象者は存在せず、倫理面への配慮は不要である。

C.研究成果

ここでは、平成 25 度に講じられた米国等に おける主な食品テロ対策の最新情報を体系的に 把握し、わが国における食品テロ対策を検討す る上での基礎的資料とすることを目的とする。

具体的には、FDA および USDA のウエブサ イト等の公表情報から平成 25 年度に講じられ た主な食品テロ対策の最新情報を抽出し、その 概要をとりまとめた。そして、平成 18~24 年 度に講じられた対策と併せて体系的に整理を行った。

1. 平成25年度に講じられたFDAの食品テロ 対策

FDA において平成 25 年度に講じられた主な 食品テロ対策としては、2011 年 1 月に成立した 食品安全強化法(FSMA: Food Safety Modernization Act)について、2013 年 12 月 24 日に、「意図的な異物混入に対する食品保護 に関する提案規則」の公開が行われたことが挙 げられる。

食品安全強化法の漸次施行1,2

2011年1月4日に成立した食品安全強化法に おいては、「食品安全」の視点が主対象となって いるものの、一部には食品への意図的な異物混 入・汚染に対する「食品防御」の視点も含まれて いる。

食品防御に係る条を含め、新たな食品安全制度 の構築など施行に時間を要する条については、条 文において FDA による規則やガイダンス文書等 の策定期限を明示し、当該規則・文書等の発出を

¹ FDA "Food Safety Modernization Act (FSMA)", 2011.1 [http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/default.htm]

 ²日本貿易振興機構シカゴ事務所農林水産・食品部「平 成 23 年度米国食品安全強化法の概要及び分析」2011 年 10 月

[[]www.jetro.go.jp/jfile/report/07000726/report.pdf]

以て施行されることになっている。平成23年度 では法施行後2年以内の策定期限が設定されて いる条について規則やガイダンス文書等が策定 されて施行されることになっている。しかしなが ら、期限を超過しても、依然として対応が図られ ていない条も多い。主な施行内容としては、平成 25年度には次に挙げる提案規則案のパブリック コメントが開始された。

・意図的な異物混入に対する食品保護に関する 提案規則 (21CFR part121 案)

本提案規則は、「FSMA によって修正された、 食品に対する意図的な異物混入についての連邦 食品・医薬品・化粧品(FD&C)法の3つの条 項を施行するためのものである。FD&C法第 418条(21U,S,C.350g(合衆国法典第21編第 350g条))は、FD&C法第415条(21U.S.C.350d) に基づいて登録を義務付けられている、食品を 製造、加工、梱包、または保管する施設に関す る意図的な意図的な異物混入を規定している」³ ほか、農産品(果物・野菜)に対する意図的な 異物混入が規定されているFD&C法第419条 (21U,S,C,350h)、危険性の高い食品に対する 意図的な異物混入が規定されているFD&C法第 420条(21U.S.C.350i)が対象となる。

また、本提案規則は、バイオテロリズム法 (2002年)の関係規則・施策の一部を充実・強 化したものである。バイオテロリズム法は、FDA 食品防御ガイドラインの基礎となっている法制 度でもあり^{3,4}、バイオテロリズム法、食品防御 ガイドライン、FSMAの関係を図1、図2に示 した。なお、FSMAにおける本提案規則の位置 づけについては、FSMA103条「危害分析及び リスクに基づく予防措置」、105条「製造物の安 全に係る基準」106条「意図的汚染からの防御」 への対応を規則として具現化したものであり、 「A.5 つの項目に対する書面での食品防御計 画」、「B.実行可能な対策措置に関連する管理職 及び職員の訓練」、「C.作成・保管する記録」の 3 つから成る。A.の5 つの項目においては、食 品事業者に対し、意図的な異物混入について、 実行可能な対策措置、集中的な軽減戦略、モニ タリング、是正措置、検証、研修、記録管理を 求めている(図3)。

この提案規則は、FD&C 法第 415 条に基づい て登録が義務付けられている米国内、及び諸外 国の施設を対象とするものである。なお、2014 年1月現在、次に該当するものが適用除外とな っており、適用除外の内容について、コメント が求められている。

- 適格施設(適用除外要件を満たしている 施設。要件を満たすことを文書で示すこ とが義務付けられている。)
- 液体貯蔵タンクでの食品の保管以外の食品の保管。
- 食品に直接触れる容器がそのまま残る場合や、食品の梱包、再梱包、ラベル付け、
 再ラベル付け。
- FD&C 法第 419 条(農産物安全基準)が 適用される施設の活動。
- 一定の条件を満たすアルコール飲料の施
 設。
- ・ ヒト以外の動物が摂取する食品の製造、
 加工、梱包、または保管。

本提案規則における食品防御対策として、具体的には、「実行可能な対策措置」について、食品事業者は、FDAが特定した、脆弱性の高い4つの工程(多量の液体の受け取りと積み込み、

液体の保管と取扱い、 2次的材料の処理(食品の主要原料以外の材料が、主要材料と混合される前に処理される段階) 混合、及びそれに類似の工程)があるかどうかを判断する、または、独自の脆弱性評価を実行して、実施可能な対策措置を特定することが求められているなお、 FDA では、数年間に渡り、50以上の製品やプロセスに対する脆弱性評価を実施しており、その結果に基づいて、上の4つを脆弱ポイントとして分析している。分析に当たっては、CARVER+Shock法を用い、そのスコアが、全工程中の上位25%に含まれる場合に、より詳細

³ Food Engineering "The Bioterrorism Act: Essential Facts", 2004.9.2

[[]http://www.foodengineeringmag.com/articles/print/t he-bioterrorism-act-essential-facts]

⁴ Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10

[[]http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/Guida nceDocumentsRegulatoryInformation/FoodDefense/u cm083075.htm]
な工程を洗い出し、再度分析を実施している。 「集中的な軽減戦略」については、実行できる 各対策措置で集中的に実施する軽減戦略を特定 して実施し、各工程での重大な脆弱性を軽減、 または防止する。また、製造・加工・包装また は保管する食品に異物混入がないことを保証す る。

「モニタリング」については、集中的な軽減 戦略のモニタリングを実施する頻度を含めて監 視の手順を規定し、実行する。

「是正措置」については、集中的な軽減戦略 が適切に実施されない場合には、是正措置を取 る。

「検証」については、監視及び是正措置につ いて、適切な判断が行われていることを検証す る。さらに、特定の状況に基づいて、食品防御 措置の定期的な再検討を行う。

「研修」については、実行可能な対策措置の 担当者及び監督者は、食品防御の認識及び集中 的な軽減戦略の実施に対し、自身の責務に関す る研修を受ける。

「記録管理」については、書面による食品防 御措置をはじめとする軽減戦略の特定の記録、 監視状況の記録、検証業務の記録、是正措置の 記録及び研修に関する文書を規定したうえで、 文書を保管・管理する。

なお、「意図的な異物混入に対する食品防御に 関する提案規則」は、企業の規模に応じて、遵 守日が定められており、零細企業(食品の年間 売り上げが1千万ドル(約13億円未満)である 企業は最終規則公示後3年後、小規模企業(従 業員数が500人未満の企業)は2年後、小規模 企業または零細企業でない企業で、免除対象と ならない企業は1年後と定義されている。

食品安全強化法における食品防御関連の規定 に関する進捗状況を表1に示す。特に今年度の取 組みに関連する箇所を赤字で示した。

2.平成 24 年度に講じられた USDA の食品テ ロ対策

USDA において平成 25 年度に講じられた主 な食品テロ対策としては、第8回食品防御計画 調査の実施が挙げられる。

第8回食品防御計画調査の実施5

FSIS (Food Safety and Inspection Service)で は、企業の自発的な食品防御計画の策定状況を アンケート調査によって 2006 年から毎年調査 している。そこでは、FSIS の検査対象となっ た事業所が食品防御計画を策定しているか否か、 策定している場合には、計画が機能的か否か(外 部セキュリティ、内部セキュリティ、従業員セ キュリティ、緊急時対応への対策の有無、前年 における計画の検査有無、計画の見直しの有無 等)が調査される。

8回目となる 2013年の調査(9月に実施)で は、2012年の調査と同様に、食肉処理・加工業 者、卵製品製造業者、輸入検査業者を対象とし た。調査対象全体の 83%で機能的な食品防御計 画が策定されていた(2012年は77%)。

2010 年に USDA は、2015 年までに企業の 90%が自発的な食品防御計画を策定している ことを目標に設定している。

2013 年の調査結果を表 2 に、2006~2012 年の調査結果の概要を表 3 に示す。また、評価 時の分類について、企業規模の定義を表 4 に示 す。

D.考察

平成25年度における米国の食品テロ対策は、 FSMAの「意図的な異物混入に対する食品保護 に関する提案規則」の公表が特筆すべき新規の 規制措置等として挙げられる。また、第8回食 品防御計画調査の実施は過年度施策の充実に位 置づけられる。

平成 25 年度における FDA、USDA の食品テ ロ対策を平成 18~24 年度のものと併せて体系 的に整理すると表 5 のとおりとなる。

E. 結論

- ・平成 25 年度における米国(FDA、USDA) の食品テロ対策の概要を整理するとともに、 これを体系的に整理した。
- ・FDA の食品テロ対策は主に FSMA 関係の新

⁵ USDA FSIS "Food Defense Plan Survey Results", 2011.10

[[]http://www.fsis.usda.gov/Food_Defense_&_Emerg ency_Response/Food_Defense_Plan_Survey_Result s/index.asp]

規の規制措置等の対応が中心となっており、 USDA の食品テロ対策は過年度施策の継続 的実施となっている。

F.研究発表 1.論文発表

Hiroaki Sugiura, Manabu Akahane, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Harumi Bando, Tomoaki Imamura. Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study. interactive Journal of Medical Research. 2013;18;2(1):e2.

Tomomi Sano, Manabu Akahane, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the Web-based Daily Questionnaire for Health. International Journal Of Environmental Health Research. 2013 Jun;23(3):247-257.

Harumi Bando, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Manabu Akahane, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Association between first airborne cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey. International Journal Of Environmental Health Research. 2014.

神奈川芳之、赤羽学、今村知明. 第1編 食品 衛生管理と食の安全 第6章 フードディフェ ンスという概念. 美研クリエイティブセンタ ー 編集. 微生物コントロールによる食品衛生 管理 - 食品の安全・危機管理から予測微生物 の活用まで - . 2013;p.91-108.

今村知明. 食品防御から見たバイオリスク認 知・バイオリスク評価・バイオリスクマネジメ ントの考え方と食品バイオテロに対する食品防 御による対応. JBSA ニュースレター. 2013 Apr;3(1):21-28.

神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、 山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品汚染防止に関するチェックリストを基 礎とした食品防御対策のためのガイドライ ンの検討 Tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors in Japan. 日本公衆衛生雑誌. 2014 Feb;61(2):100-108.

今村知明 他. 食品保健. 医療情報科学研 究所 編集.保健・医療・福祉・介護スタッ フの共通テキスト 公衆衛生がみえる. 2014 Mar;p.302-319.

今村知明、神奈川芳行 他. 第5章 社会に おける対応の現状と対策 1.アレルギーの 表示の現状と対策. 中村 丁次 他編.【第 2版】食物アレルギーAtoZ 医学的基礎知 識から代替食献立まで. 2014 Mar;p.151-159.

2.学会発表

2013年10月23日~25日(三重県、三重県総 合文化センター)第72回日本公衆衛生学会総 会. 杉浦弘明、赤羽学、鬼武一夫、今村知明. 花粉症シーズンにおけるアトピー性皮膚炎患者 の皮膚症状の日々の発生頻度の検討.

2013年10月23日~25日(三重県、三重県 総合文化センター)第72回日本公衆衛生学 会総会. 神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長 谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山 本茂貴. 食品防御対策に関する諸外国や国 際組織における検討状況とその対策.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1.特許取得 なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他 なし



図 1 バイオテロリズム法、食品防御ガイドライン、FSMA の関係



図 2 食品防御における規則案とガイドラインの位置づけ







図 4 提案規則の対象範囲

該当条	内容	進捗状況 ^{6,7}	
第 101 条 記録	食品を製造、加工、包装、配送、荷受、保管、輸入を行う全ての者は、	記録の検査に関する暫定最終規則の公示(2012年2月)	
の検査	・食品が不良のため、または食品の使用や接触が、ヒトや動物の健康への甚	2月 22日に、FDA は食品の原料供給者および製品納品先に関する記録保持書	
(法 414 条の改	大な脅威や致命的な危険をもたらし得る合理的な可能性があると保険福祉	務を改正する暫定最終規則 ⁸ と産業向けガイダンス案 ⁹ を公示した。また、FDA は	
正)	長官が判断した場合、長官が指定した官吏等の求めに応じて、当該食品が	産業向けガイダンス「記録保持に関する Q&A 第 5 版」 ¹⁰ を発行し、ガイダンス	
	不良のため、または食品の使用や接触が、ヒトや動物の健康への甚大な脅	が新たな FSMA の要件との整合を図った。	
	威や致命的な危険をもたらすか否かを長官が判断できるようにするため、	なお、本規定はバイオテロリズム法 (2002 年)によって導入された記録保持	
	当該食品の製造、加工、包装、配送、荷受、保管、輸入に関する全記録に	義務に対して FDA に記録閲覧権を付与するものである。	
	アクセスし複写することを許容しなければならない(法 414 条		
	(a)(1)(2)(3))		
第 102 条 食品	登録対象食品関連施設は、	食品関連施設の登録一時停止の権限付与(2011年7月)	
関連施設の登録	・登録によって当該施設を検査できる保証を保健福祉長官に与える(法 415	7月3日に、食品関連施設の登録を一時停止する FDA の権限が発効された。	
(法 415 条の改	条(a)(2))。	FDA は食品が健康への甚大な脅威や致命的な危険をもたらし得る合理的な可能	
正)	・隔年の 10 月 1 日から 12 月 31 日までに登録の更新を行わなければならな		
	い(法 415 条(a)(3))。	なお、本規定はバイオテロリズム法(2002 年)によって導入された食品関連	
	保健福祉長官は、	施設の登録義務を強化するものである。	
	・本条に基づき登録された施設で製造、加工、包装、荷受あるいは保管され		
	た食品が健康への甚大な脅威や致命的な危険をもたらし得る合理的な可能		
		所コンプライアンス政策ガイドは、2012年2月22日現在、依然、発行されてい	
	条(b)(1)) 登録を一時停止された施設については、食品のアメリカへの輸		
	出入やアメリカ国内の州間・州内での取引は認められない(法 415 条		
	(b)(4)),		
	・本サブセクションを施行するために暫定最終の形式で規制(regulation)を公		
	示する(法415条(b)(5)(A))。		
	 ・法 415条(b)(5)に基づく 規則の公示後 180 日以内 に小規模事業所コンプラ 		
	イアンス政策ガイド (Small entity compliance policy guide)を発行し、		
	小規模事業者が規制要件等を満たすことを支援する ((b)(2))。		

表1 食品安全強化法における食品防御関連規定の進捗状況

⁶ FDA "Timeline - FDA Food Safety Modernization Act" (Page Last Updated: 01/08/2012) [http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/ucm261120.htm]

⁷ FDA "FDA Progress Report on Implementing the Food Safety Modernization Act" [http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/ucm255893.htm]

⁸ Establishment, Maintenance, and Availability of Records: Amendment to Record Interim Final Rule [http://www.ofr.gov/OFRUpload/OFRData/2012-04165_PI.pdf]

⁹ FDA "FDA Records Access Authority Under Sections 414 and 704 of the Federal Food, Drug, & Cosmetic Act Draft Guidance for Industry", 2012.2

 $[[]http://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/GuidanceDocuments/FoodDefenseandEmergencyResponse/UCM292797.pdf] \label{eq:food} \label{eq:food}$

¹⁰ FDA" Guidance for Industry Questions and Answers Regarding Establishment and Maintenance of Records By Persons Who Manufacture, Process, Pack, Transport, Distribute, Receive, Hold, or Import Food(Edition 5)", 2012.2

 $[[]http://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/GuidanceDocuments/FoodDefenseandEmergencyResponse/UCM292795.pdf] \label{eq:food} \label{eq:food}$

該当条	内容	進捗状況6.7
第 103 条 危害 分析およびリス クベースの予防 管理 (法 418 条とし て追加)	 食品関連施設の所有者、運営者またはエージェントは、 ・テロ行為を含め、意図的にもたらされる危害の特定および分析を行う(法418条(b)(2))。 ・危害分析文書を作成する(法418条(b)(3))。 ・危害発生の最小化または予防および対応を図る予防管理措置を検討し実施する(法418条(c)(2))。 	安全予防管理連合(FSPCA)を創設した。FSPCA のメンバーは FDA、州、地方自 治体の食品防御関係機関、食品産業および学界で構成されている。
	保健福祉長官は、 ・本法制定後18か月以内 に、危害分析の実施、危害の文書化、予防管理措置 の実施およびその文書化に係る科学的根拠のある最小限の基準などに関す る最終規則を策定する(法418条(n))。 ・最終規則に関するガイダンスを発行する(法418条(n))。 ・テロ行為を含め、意図的にもたらされる危害に関する規則の策定にあたっ ては、国土安全保障省と連携する(法418条(n))。	 ・登録済み食品施設および家畜飼料施設の予防管理に関する文書の公示(2011 年5月、10月) 5月23日に、FDAは食品施設等における、特定のタイプの食品や特定の加工 に関連する危害を発見し対応する予防管理その他規範に関する情報を得るための文書(docket)を公示した。FDAはこの文書を利害関係者に対して、食品あるい は家畜飼料(ペットフードを含む)を製造、加工、包装あるいは保管する施設の 予防管理に関するガイダンスを作成する予定であることを知らせる情報を提供し、見通しを共有する機会を提供するものとして作成した。 ・2013年11月22日に、「ヒトの食品のための、CGMP、八ザード分析及びリス クに基づく予防措置に関するルール(Rule for Preventive Controls for Human Food: Current Good Manufacturing Practice and Hazard Analysis and Risk-Based Preventive Controls for Human Food)」が公開されている¹²。
第 105 条 農産 物安全基準 (法 419 条とし て追加)	ある最低限の基準を策定する提案規則の通知を行う(法 419 条(a)(1)(A))。 そこでは、テロ行為を含め、意図的にもたらされる危害も考慮する(法 419 条(a)(3)(C))。	いわゆる「安全生産規則 (produce safety rule)」は、2011 年 12 月 9 日に通常の 審議プロセスの一つである行政管理予算局 (OMB)の審議にかけられ、2012 年 2 月 9 日現在、依然審議中である。

表1 食品安全強化法における食品防御関連規定の進捗状況

 ¹¹ FDA "Food Safety Preventive Controls Alliance" [http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/ucm284406.htm]
 ¹² http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/fsma/ucm334115.htm
 ¹³ http://www.fda.gov/Food/guidanceregulation/FSMA/ucm334114.htm

該当条	内容	進捗状況6.7
第 106 条 意図	保健福祉長官は、	【期限超過】本法制定後1年以内に発行することとされている食品防御に関す
的な異物混入か	・国土安全保障省のテロリズムリスク評価も参考にしつつ、フードシステム	るガイダンス (guidance documents related to protection against the
らの防御	の脆弱性評価を実施し(法 420 条(a)(1)(A)) 脆弱ポイントにおける意図的	intentional adulteration of food, including mitigation strategies or measures to
(法 420 条とし	な異物混入からの食品防御に関する不確実性、リスク、コストおよび便益	guard against such adulteration) は、2014 年 2 月 20 日現在、依然発行されて
て追加)	を検討した上で(法 420 条(a)(1)(B)) 意図的な異物混入からの食品防御に	いない。
	資する科学的根拠ある各種の被害軽減戦略・対策を決定する(法 420 条	
	(a)(1)(C))	【期限超過】本法制定後18ヶ月以内に発行することとされている意図的な異物
	・ <mark>本法制定後<u>18</u>か月以内</mark> に、被害軽減戦略・対策の実施主体や、特定の脆弱	混入からの食品防御に係る最終規則(regulations to protect against the
	ポイントにおけるフードチェーンの防御に資する科学的根拠ある適切な被	intentional adulteration of food subject) は、2014 年 2 月 20 日現在、依然発行
	害軽減戦略・対策を内容とする意図的な異物混入からの食品防御に係る最	されていない。
	終規則を策定する (法 420 条(b))。	
	・最終規則の適用範囲は意図的汚染のリスクが高く、人または動物に重大な	
	健康危害をもたらすおそれのある食品(重要管理点での意図的汚染の可能	
	性など明確な脆弱性を有する食品など)に限定される((b))。	
	・本法制定後1年以内に、被害軽減戦略・対策を含む意図的な異物混入から	
	の食品防御に関するガイダンスを発行することとされている((b))	
第 108 条 農	保健福祉長官および農務長官は、国土安全保障長官と連携し、	【期限超過】本法制定後1年以内に作成することとされている農業・食品防御
業・食品防御国		国家戦略(Report on national agriculture and food defense strategy,
家戦略		implementation plan, and research plan) は、2014 年 2 月 20 日現在、依然発行
	・当該戦略の目標として、農業・食品システムの脆弱性評価の実施、脆弱性	
	の改善などの事前対策、食品汚染の迅速な察知と被害の拡大防止のための	
	サーベイランスの実施、効率的な緊急時対応、緊急時からの回復を含める ((b))。	
第 109 条 食		【期限超過】食品・農業関係政府連携協議会および食品・農業セクター連携協
弟 109 赤 良 品・農業連携協		【期限超過】最加。展来国际政府建筑励融云のよび最加。展来ビワラー連携励 議会の活動報告 (DHS report on activities of the Food and Agriculture
而 [、] 辰来连访励 議会		Government Coordinating Council and the Food and Agriculture Sector
H#X ZA	報告書を提出し公表する。	Coordinating Council)はセクター年次報告書として 2011 年 12 月に FDA の HP
		において公表されたが、異なる報告書とリンクされていた。FDA では、差し替え
	官民パートナーシップの促進、食品・農業システムのセキュリティに関す	後に、公表するとしている。2014年2月20日現在、未公表である。
	る両協議会の定期・臨時の意見交換の実施、連邦、州、地方、民間の農業・	
	食品防御に係る準備対応計画の連携を改善するベストプラクティスの収	
	集、食品汚染等の影響から米国経済と公衆衛生を防御する方法の推奨に係	
	る進捗状況を含める。	
		1

表1 食品安全強化法における食品防御関連規定の進捗状況

該当条	内容	進捗状況6.7
第 110 条 国内	保健福祉長官は、農務長官、国土安全保障長官と連携し、	【期限超過】本法制定後 2 年以内に作成することとされている包括的な報告
能力の構築	・本法制定後2年以内に、予防措置により対応可能な食品安全や食品サプラ	書 (Report on programs and practices to promote for safety and supply chain
	イチェーンのセキュリティの向上および食中毒のアウトブレークやその	$ m security \ of \ food$) は、 $ m 2014$ 年 $ m 2$ 月 20 日現在、依然未公表である $ m ^{14}$ 。
	他の食品由来の危害の防止を図る計画と実践に関する包括的な報告書を	・2013 年 5 月に、議会向け報告書 (Building Domestic Capacity to Implement
	議会に提出する ((a)(1))。	the FDA Food Safety Modernization Act (FSMA)) が公表されている ¹⁵ 。
	・初年度報告書には、以下の事項を含める。食品供給の安全とセキュリティ	報告書では、FSMA 施行に係る追加費用の必要性について記載されており、
	への脅威が出現するおそれのある潜在的な要因に関する食品産業セクタ	2010 年ベースの予算に対し、5.8 億ドルの追加予算が必要であると推定されて
	ーへの注意喚起や、食品供給の安全とセキュリティへの特定の脅威に関す	いる。また、FSMA を完全な成功に導くためには、さらに 4.0~4.5 億ドルの追
	る情報が迅速かつ効率的に伝達されるコミュニケーションシステム、食中	加が必要であると推定されている。
	毒のアウトブレークやその他の食品由来の危害の迅速に察知し対応する	
	ためのサーベイランスシステムおよび試験研究機関ネットワーク、州政府	
	や地方自治体の食品安全および食品防御能力の構築に資する州政府や地	
	方自治体への普及啓発・教育・訓練(108条、205条に基づき策定される	
	戦略の実施状況を含む)((a)(1))。	
	保健福祉長官、農務長官および国土安全保障長官は、	
	・隔年で食品安全・食品防御共同調査計画を議会に提出する ((1)(g))。	
第 202 条 食品	保健福祉長官は、農務長官、国土安全保障長官および州政府、地方自治体	
分析の試験機関	等と連携し、	FERN は、連邦、州、地方自治体、部族レベルにおける 172 の食品検査機関
の認定		で構成されるネットワークとして、生物剤、化学剤、放射性物質による食品汚染
(法 422 条とし		などの食品安全の緊急事態を早期に発見し、原因究明を図り、事態に対応し、そ
て追加)	((b))	こからの回復を図るために重要な役割を果たすものとして位置づけられている。
		また、FERN は食品安全強化法が FDA に要請しているに様々な役割(食品防御
	の緊急事態について、常時サーベイランス、迅速な察知、および緊急時の	関連では法第205条など)の執行を可能にする役割も担っている。
	対応などを行う ((b)(1))。	報告書では、法第 202 条(b)(1)~(6)に規定された6分野での従来の FERN の
		実施状況が報告されている。2011年の食品防御関連の活動として、FDA が日本
		からの輸入食品の潜在的な放射能汚染を監視し対応する際に、FDA の試験機関
		の能力を超えたサンプル検査を支援したことが挙げられている。
		・2013 年度には第二弾の報告書が公表される見込みであったが、2014 年 2 月
		22日現在、公表されていない。

表1 食品安全強化法における食品防御関連規定の進捗状況

http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/ucm271961.htm
 http://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceRegulation/FSMA/UCM351876.pdf
 FDA "Biennial Report to Congress on the Food Emergency Response Network (FERN)", 2011.9 [http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/ucm271966.htm]

該当条	内容	進捗状況6,7
第 204 条 食品	保健福祉長官は、	食中毒原因の特定方法を探索するパイロット事業(2011年9月) ^{17,18}
のトレサビリテ	・ <mark>本法制定後2年以内</mark> に、食品に異物混入があったときに、原因食品を迅速	FDA では NPO の食品技術研究所(IFT)に委託して食中毒アウトブレークの原
ィの高度化およ	かつ効率的に特定しアウトブレークの防止あるいは被害最小化を図るため	因食品を追跡する能力を向上させる2つのパイロット事業を行う。 食品製造関係
び記録保持	に、リスクの高い食品について法 414 条の規定に加えて追加的な記録保持	および食品加工関係を対象として、食品を迅速かつ効率的に特定する手法・技術
	を要請する規則制定の通知を行う ((d)(1))。	(追跡に有益なデータの種類、そこでは、フードチェーン上の点の結び付け方、
	・ <mark>本法制定後1年以内</mark> に、公衆衛生の確保のために追加的な記録保持を要請	データをいかに迅速に FDA に報告するかを含む) を評価する。
	することが適切かつ必要な「リスクの高い食品」を指定する((d)(2))。	パイロット事業が完了し、追加的なデータが収集された後に、FDA はリスク
	会計検査院長官は、	の高い食品への記録保持要請に関する規則制定を開始する。
	・当該要請に係る <mark>最終規則の施行後1年以内</mark> に、当該要請に係る公衆衛生上	
		foods)」は、案が示され、2014 年 2 月 4 日から 4 月 7 日まで意見を受け付けてい
	異物混入の際に、当該要請が適切なトレサビリティに寄与するかなど)を	
	議会に提出する ((e)(1))。	【期限超過】本法制定後2年以内に通知することとされている「追加的な記録
		保持を要請する規制 (a notice of proposed rulemaking to establish
		recordkeeping requirements for high risk foods to help in tracing products).
		は、2014年2月20日現在、依然指定されていない。
第 205 条 サー	保健福祉長官は、	【期限超過】本法制定後1年以内に実施することとされている州政府・地方自
ベイランス		治体の能力および能力向上ニーズの精査については、2012 年 2 月 22 日現在、実
		施されたとの報告はない(ただし、報告・公表する義務はない)。2014年2月20
	するために、州政府・地方自治体の食品安全・食品防御能力を向上させる	日現在、実施されていない。
	戦略を策定し実施する ((c)(1))。	
	・ <mark>本法制定後1年以内</mark> に、上記戦略の策定にあたって、州政府・地方自治体	
	の能力や能力向上ニーズを精査する。そこには、食品安全・食品防御機能	
	を担う職員や専門家、州政府・地方自治体間の食品安全・食品防御に係る	
	情報のデータマネジメントを支援する情報システムなどに関する調査を含	
	む ((c)(2)),	

表1 食品安全強化法における食品防御関連規定の進捗状況

¹⁷ FDA "FDA: Pilot projects to explore ways to trace sources of foodborne illness", 2011.9 [http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm270827.htm]

 ¹⁸ FDA "Pilot Projects for Improving Product Tracing along the Food Supply System" [http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/ucm270851.htm]
 ¹⁹ http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm380210.htm

該当条	内容	進捗状況6.7
第 206 条 強制 リコール権限 (法 422 条とし て追加)	・食品が不良であったり、不当表示されていたり、ヒトや動物の健康や生命 に重大な危害をもたらすことについて、かなりの蓋然性があると判断した 場合には、責任を負うべき主体に自主的なリコール機会を与える(法 422 条	消費者の活用容易性を高めるために、検索結果はニュースリリースその他リコ ール告示からのデータを表形式で提供される。この表には 2009 年以来のリコー ルに関するニュースリリースからの情報が日付、商品名、商品概要、リコールの 理由、リコール企業が整理されている。
第 207 条 食品 の行政留置 (法 304 条 (h)(1) (A)の改 正)	命に深刻な危害の脅威を呈示する信憑性ある証拠ないし情報がある場合」 から、「食品が不良であったり不当表示されていると信ずべき理由がある場	行政留置の発動基準に関する暫定最終規則の公示(2011年5月) ²² 5月5日に、FDAは 食品または飼料の行政留置の発動に係る基準を変更する 暫定最終規則を公示した。これにより、FDA は潜在的に有害な食品が米国消費 者に届くことをより一層防止できるようになった。 なお、本規定はバイオテロリズム法(2002年)によって導入された食品の行 政留置の権限を拡大するものである。
第 208 条 汚染 除去および処分 に関する基準と 計画	・州政府や地方自治体等に対して農業・食品の緊急時への準備、緊急時の評	

表1 食品安全強化法における食品防御関連規定の進捗状況

FDA "Recalls, Market Withdrawals, & Safety Alerts" [http://www.fda.gov/Safety/Recalls/]
 "Your Online Resource for Recalls" [http://www.recalls.gov/]
 "Criteria Used To Order Administrative Detention of Food for Human or Animal Consumption" [http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-05-05/html/2011-10953.htm]

内容 貧は、輸入食品が法第418条(危害分析およびリスクベースの予 5るいは法第419条(農産物安全基準)の要件を遵守して生産さ	進捗状況 ^{6,7} 【期限超過】本法制定後1年以内に公表することとされている外国供給業者検
	▲ 新限 但 週 一 午 広 門 足 夜 ↓ 午 以 門 に ム 衣 9 る こ こ こ こ 1 に 1 る 가 国 洪 和 未 有 快
コットリック すう あし 最佳物 タキ 茶子 しい 女けで ほすしし 十性の	証プログラムの内容を相定する相制は、2011 年 12 日 0 日に通営の室送プロセフ
	証シログシムの内容を焼定する焼制は、2011年12月9日に通常の審議シロセス の一つである行政管理予算局(OMB)の審議にかけられ、2012年2月9日現在、
	・外国供給業者検証プログラム (Foreign Supplier Verification for Importers)
	and Animals"として、 2013 年 7 月 26 日に規則の提案を行った。
	・食品関連施設登録に関する QA 集を公開(2012 年 12 月)した ²³ 。
	予定 ²⁴ 。
刎混入の潜在的リスクなど、輸入される食品のリスクを考慮する	
(d)),	
)事前通知の内容に、当該食品の輸入を拒否した国名を追加	食品輸入の事前通知に関する暫定最終規則の公示 (2011 年 5 月) ²⁵
後120日以内に当局は改正に関する暫定最終規則を公示する。	5月5日に、FDAは食品輸入(飼料を含む)の事前通知を提出する者に対し
S法制定後 <u>180 日後</u> に発効する。	て、その食品を輸入拒否した国があれば、その国名を報告することを求める暫定
	最終規則を公示した。この新たな情報により、FDA は米国に輸入される食品の
	潜在的リスクを管理する上でより一層適切な決定を行うことが可能になる。
	なお、本規定はバイオテロリズム法(2002 年)によって導入された輸入食品
	の事前通知義務を強化するものである。
制定された食品安全強化法(Food Safety Modernization Act:	2013 年 2 月 28 日に国際的食品安全能力向上計画(International Food Safety
包括的予防を骨子とする公衆衛生原則、リスク本位の資源配分、	Capacity-Building Plan ²⁶) を発表
連携を基本とする食品安全体制を構築して、農場から食卓に至る	本条項が求める 6 項目を計画の Goal、Objective に組み入れている。(資料 2-1
E最小化するよう FDA に求めている。	参照)
品業界の食品安全に関する技術的、科学的及び管理の能力拡充を	
	とを検証するために、リスクベースの外国供給業者検証活動を実 ればならない(法 805 条)。 長官は、 <mark>本法制定後 1 年以内</mark> に、外国供給業者検証プログラムの

表1 食品安全強化法における食品防御関連規定の進捗状況

http://www.fda.gov/Food/FoodDefense/Bioterrorism/FoodFacilityRegistration/default.htm
 http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FSMA/ucm257980.htm
 "Information Required in Prior Notice of Imported Food Interim final rule", 2011.5.5 [http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=FDA-2011-N-0179-0001]
 http://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceRegulation/UCM341440.pdf

該当条	内容	進捗状況 ^{6,7}
第 309 条 密輸	保健福祉長官は、国土安全保障長官と連携し、	共同反密輸戦略の公表(2011 年 7 月) ^{27, 28}
食品	・本法制定後180日以内に密輸食品をより摘発できるような戦略を策定し実	7月5日に、FDAは保健福祉省(HSS)が国土保全省(DHS)と連携して策定した、
	施し、米国への密輸食品の持ち込みを防止しなければならない。	潜在的に危険な密輸食品から消費者を防御する反密輸戦略を公表した。
第 401 条 食品	保健福祉長官は、	FSMA における検査・評価・執行のシステムを運営するために必要とされる予
安全のための予	・FDAの食品安全・応用栄養センター(CFSAN)、動物用医薬品センター(CVM)	算を議会は承認しなかった ²⁹ 。すなわち、議会予算局は FSMA の執行には 5 年
算配分	の活動や規制問題事務局の関連フィールド活動を実施するため、これら組	間にわたって 14 億ドルが必要と見積もったが、議会は今年度 FDA に 5000 万ド
	織のフィールド職員を増員する (各年度の下限目標を設定) ((b)(1))。	ルしか予算を付与しなかった。
	・上記の目標には 2011 年度までに、食品防御の脅威の追加的な摘発とこれ	
	への対応などを行う 150 名の増員を含む ((b)(2))。	

表1 食品安全強化法における食品防御関連規定の進捗状況

 ²⁷ FDA "FDA issues anti-smuggling strategy and draft guidance on new dietary ingredients", 2011.7.5 [http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm261550.htm]
 ²⁸ FDA "Fact Sheet on Smuggled Food" [http://www.fda.gov/downloads/ForIndustry/ImportProgram/UCM261739.pdf]
 ²⁹ 日本貿易振興機構(ジェトロ)シカゴ事務所農林水産・食品部「平成 23 年度米国食品安全強化法の概要及び分析」2011 年 10 月 [www.jetro.go.jp/jfile/report/07000726/report.pdf]

企業規模	食肉関係企業	卵製品製造企業	輸入検査企業	合計
大規模	98%	71%	-	98%
中小	91%	88%	-	91%
零細	75%	89%	-	75%
合計	83%	86%	88%	83%

表 2 食品防御計画調査(2013年9月)の結果

* 機能的な食品防御計画の策定割合

表 3 食品防御計画調査(2006~2012年)の結果概要

企業規模	第1回 ^{*1} (2006.8)	第2回 ^{*1} (2007.11)	第3回 *1 (2008.8)	第4回 ^{*2} (2009.12)	第5回 ^{*2} (2010.7)	第6回 ^{*2} (2011.7)	第7回 (2012.8)
大規模	88%	91%	96%	97%	97%	96%	99%
中小	48%	53%	64%	72%	82%	84%	87%
零細	18%	21%	25%	49%	64%	65%	67%
合計	34%	39%	46%	62%	74%	75%	77%

*1: 食品防御計画の策定割合,*2: 機能的な食品防御計画の策定割合

表 4 USDA における企業規模の分類

企業規模	定義
大規模	従業員 500 人以上
中小	従業員 10~499人
零細	従業員10人未満、又は売上高2.5百万\$/年未満

分類	
規制措置等	・(H20)FDA および CBP 職員向けコンプライアンス政策ガイド (案)
况叩归且守	・(H20)FDA および CBF 職員向けコンプライアンス政策ガイド ・(H20)FDA および CBP 職員向けコンプライアンス政策ガイド
	・(H20)輸入食品事前通知義務の最終規則の公表
	・(H21)輸入食品事前通知義務の最終規則の施行
	・(H22) FDA 食品安全強化法の成立
	・(H23~25) FDA 食品安全強化法の関係条文の施行
過年度施策フォロ	
ーアップ・充実と知	
見の整理	・(H22)食品防御リスク軽減ツール
	・(H23)食品防御リスク軽減戦略データベース
	・(H18) SPPA 初年度状況報告書
	・(H19)SPPA2年度目状況報告書
	・(H18)第1回食品防御計画調査
	・(H19)第2回食品防御計画調査
	・(H20)第3回食品防御計画調査
	・(H21)第4回食品防御計画調査
	・(H22)第5回食品防御計画調査
	・(H23)第6回食品防御計画調査
	•(H24)第7回食品防御計画調査
	•(H25) 第8回食品防御計画調查
	・(H19)食品防御サーベイランス事業(FDSA)報告書要約
	・(H20) プロテインサーベイランス事業 (PSA)報告書要約
	・(H20)特別イベント食品防御事業(SFDA)報告書
	•(H18)競争的食品防御研究報告書2005要約
	・(H19)食品・農業セクター分野別計画
	・(H22)食品・農業セクター分野別計画 2010 改訂版
	・(H20) APEC テロ対策タスクフォース (CTTF) 会合
食品防御意識の向	
上施策	·(H18) ALERT
	•(H20) Employees FIRST
	・(H22)食品テロに関する消費者意識調査
	•(H23) FREE-B
ガイドラインの策	
定・改定	・(H21)と畜、食鳥処理および食肉・卵加工業の食品防御ガイドライン
	・(H19)倉庫および流通センターの食品防御計画策定ガイド
	・(H18) 収穫前の農産物のセキュリティガイドライン・チェックリスト 2006
	・(H18) 意図的に毒物混入された食品の廃棄と食品製造施設の汚染除去に関するガイドライン
	・(1118) 愚いに母初起くさんと良いの廃業と良い装置地設めの未味去に美好るのオドライン・(1118)機能的食品防御計画の要素
	・(H21) 一般的食品防御計画の策定
情報提供充実	・(H18)"Food Defense and Terrorism"の設置
標準規格化	・(H18) BSI「PAS 96:2008 食品・飲料品の防御」
	・(H22)BSI「PAS 96:2010 食品・飲料品の防御」
	・(H20) BSI 「PAS 220:2008 食品製造業の食品安全のための前提条件プログラム」
	・(H21) ISO「ISO/TS 22002-1:2009 食品安全のための前提条件プログラム - 第1部:食品製造」の公
	・(H22) ISO「ISO/TS 22002-1:2009 食品安全のための前提条件プログラム - 第1部:食品製造」の国
	際標準承認

表 5 平成 25 年度における米国等の食品テロ対策の体系的整理

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 分担研究報告書

中小規模の食品工場等における脆弱性評価の実施と チェックリストの適用可能性の検討

研究分担者 高谷 幸(社団法人 日本食品衛生協会・専務理事)

研究分担者 鬼武 一夫(日本生活協同組合連合会 品質保証本部安全政策推進部部長)

研究要旨

平成 22 年度の研究において開発した、日本国内のフードサプライチェーンの意図的な 食品汚染に対する脆弱性評価手法及びチェックリスト(「食品工場における意図的な食品 汚染防止に関するチェックリスト(食品工場用チェックリスト)」及び「食品に係る物流 施設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(物流施設用チェックリ スト」)を、日本生協連の協力のもと、製菓工場、物流センター、水産加工工場に適用し た。

脆弱性評価の結果、 殺虫剤や工具工材の管理不徹底(原材料保管場所の隣に殺虫剤や 工材が保管されている等) 工場外周からの侵入防止策の不徹底(外周フェンスの未整 備、タクシー運転手への入場パスワードの漏えい) 上水道設備の保護不徹底、 構内 の移動制限、 私物の持ち込み制限の不徹底(駐車場と工場建屋の近接)など、HACCP のみでは対応が難しい重要対応項目が改めて確認された。

また、平成 24 年度は、チェックリストについては大きな改善を要する点は見られなかったため、本年度以降は、中小工場でも利用可能な食品防御ガイドラインの作成に着手した。(別稿分担研究「食品防御ガイドラインの作成」を参照)

A.研究目的

人為的な食品汚染はその実行容易性、グロー バルな食の供給システムに与える影響の深刻さ から、近年世界各国で関心が高まり、G8 での 専門家会合の開催、米国での多くの対策・方針 案等の発行等が行なわれている。

「食品によるバイオテロの危険性に関する研 究(主任研究者:今村知明)」では、平成23年 度までは、特に大規模食品工場を対象に、食品 関連施設の脆弱性評価を行うと共に、日本国内 の食品事業者に向けたチェックリストの開発等 を行ってきた。昨年度からは、フードチェーン 全体での安全性を確保するために、日本に多い 中小規模の食品工場における費用対効果の高い 食品防御対策について研究を行っている。

今年度は、新聞報道から近年の食品への異物 混入事件を調査すると共に、

脆弱性評価手法及びチェックリストを、中小

規模食品工場に適用し、実用的かつ具体的な食 品防御対策を検討することを目的とする。

B.研究方法

意図的な食品への異物混入事件について、平 成 20 年以降の新聞報道等の中から、食品への 意図的な異物混入事件と考えられる事件を抽出 した。

また、中小規模の食品工場等での脆弱性評価 とチェックリストの適応については、生協委託 工場の中から、今年度は製菓工場、水産加工工 場について現地調査を実施し、わが国に適合し た脆弱性評価手法(Carver+Shock 法)を当該 製造工程に適用し、脆弱箇所を把握するなど、 その実行可能性を検証した。また物流センター についても現地調査と脆弱性評価手法を適応し た。同時に「食品工場における意図的な食品汚 染防止に関するチェックリスト」や「食品に係 る物流施設における人為的な食品汚染防止に 関するチェックリスト」を適用し、その実用 性を検証した。

倫理面への配慮

本研究で得られた成果は全て厚生労働省に報 告をしているが、一部テロ実行の企てに悪用さ れる恐れのある情報・知識については、本報告 書には記載せず、非公開(以下白抜き文字)と している。

C.研究成果

1.日本における近年の意図的な食品への異 物混入事件について

わが国ではこれまで、「食品テロ」と称される 人為的な食品汚染は発生していないが、グリ コ・森永事件や和歌山毒カレー事件、最近では 冷凍食品への農薬混入事件等の意図的な食品汚 染行為が発生している。また、近年にも限局的 な被害ではあったが、食品工場を舞台とした犯 罪行為やそれに繋がりかねない事例は、以下の 表に示す通り、数多く発生している。

表. 食品に異物等が混入した事故等

事例(出所)	概要
マルハニチロ農	アクリフーズ群馬工場で製造された
薬混入事件	冷凍食品を購入した客から「異臭が
	する」などの苦情が、2013 年 11 月
	13日から12月29日までに全国各地
	から 20 件寄せられた。
	12月 27日、マラチオン(2,200ppm)
	が検出。
	12月29日、豊洲本社にて緊急記者
	会見を実施。群馬工場の生産・出荷
	を停止し、市場に出回った全ての生
	産商品計 88 品目(イオンのトップ
	バリュ、生協ブランドなどの PB も
	含め)を自主回収すると発表した。
	1月25日、群馬県警察は、アクリフ
	ーズ群馬工場で働いていた契約社員
	の男を、10月3~7日、4製品に農
	薬を混入し工場の業務を妨害した疑
	い(偽計業務妨害容疑)で逮捕。本
	人は関与を認めており、動機につい
	ては「工場への不満」と報道されて
	いる。(処分保留、一旦釈放されたが、
	別の製品に農薬を混入した容疑で再
	逮捕されてた。)
日本酒と間違え	長野県上田市の居酒屋で、日本酒と
客に漂白剤飲ま	間違えて漂白剤を客に提供してい
す【悪意は無い	た。客5人が体調不良を訴えて病院
が、人為による	に搬送され、2人が手当てを受けた
異物混入】	がいずれも軽症。上田保健所が調査
(2012/10/12 産	した結果、1 合サイズのガラス製と

事例(出所)	概要
 経新聞)	へんちょう (M女) つくりに、ふきんや食器の除菌に使
	うな素系の漂白剤が間違えて入れら
	り温泉水の原口用が間違えて代化りれた。
うどん等への針	奈良市内のスーパー5 店で、商品へ
の混入事件【意	の針混入が相次ぎ、計 17 本が見つ
図的混入】	かった。うどんから針が出た店の店
(2011/12/26 大	長は「年末は1日100食以上売れる
版読売新聞)	のに、一時は半分まで落ち込んだ。
	風評被害は計り知れない」と話した。
製造工程への薬	某メーカーに、内部告発という形で
品混入に関する	「商品製造工程に水酸化ナトリウム
狂言【意図的混	と重クロム酸カリウムが混入してい
入(狂言)】	る」と記したうその文書を送り、業
(2011/11/15 大	務を妨害したとして、兵庫県警は同
阪読売新聞)	社元社員を威力業務妨害容疑で逮
	捕。容疑者は「会社の対応に不満が
	あり、やった」と容疑を認めている。
エビへの木片混	某ファミリーレストランで、エビフ
入【悪意は無い	ライを食べた客が、混入していた長
が、人為による	さ約3センチの木片でのどに2週間
異物混入】	のけが。エビフライは東南アジアエ
(2011/7/4 朝日	場で製造された冷凍食品。地元養殖
新聞)	業者が工場への納入前に曲がったエ
	ビをまっすぐにするため背わた部分
	に木片を入れた。
洗浄剤の混入	某ファーストフード店で、洗浄剤が
【悪意は無い	混入したドーナツを販売。使用油の
が、人為による	ろ過作業中、誤って洗浄剤を混入さ
異物混入】	せ、翌日5時間に渡って洗浄剤が混
(2011/3/20 毎日	じった油で揚げたドーナツ 970 個を
新聞地方版)	販売。
給食パンようじ	金沢市の中学校で給食のパンにつま
混入【意図的混	ようじが混入した事件で、パンを製
入]	造したS社の元従業員を逮捕。発酵
(2009/4/22 東京	させたパン生地を窯に入れる作業を
読売新聞)	担当していた容疑者は、焼く直前の
	パン生地2つにつまようじを1本ず
	つ混入させた。給料など会社の待遇
	への不満から事件を起こしたと供
和ᄨᄀᇆᄳᅭᅘ	
和菓子に殺虫剤	福岡県の米菓メーカーM社が販売した和菓子から言濃度の方機以入系数
混入【意図的混 入】	た和菓子から高濃度の有機リン系殺 虫剤の成分・フェニトロチオンが検
へ】 (2008/11/21 西	出剤の成分・フェートロティンが検 出された問題で、同社は 40 歳代の
(2008/11/21 四) 部読売新聞)	男性従業員がフェニトロチオンの混
ロロルフレオロ冉リ	方住従来員がフェードロデオブの准 入を認める文書を同社にファクスで
	スを認める文書を向社にファクスで送った後に自殺したと発表した。殺
	ようた後に自殺したと先後した。 泉剤は餡の製造工程か冷蔵庫で保管
	中に混入されたと見られる。遺書か
	- FC 混入されたこえられる。 還首が ら仕事や職場の人間関係などの悩み
	が動機と見られる。
L	

2. 脆弱性評価の適用(平成25年度実施分)

製菓工場、水産加工工場、物流センターを対象に、実際に施設を訪問し、米国で開発された CARVER + Shock 手法を念頭に置いた脆弱性 評価と、食品工場用及び物流施設用のチェック (6) 検品・包装 リストを試行した。

2.1 製菓工場への意図的な食品汚染を対象 とした脆弱性評価の実施

2.1.1 事業所の概要

訪問した事業所の概要を以下に示す。

資本金	1,000万円
従業者数(訪	従業員 23 名。ただし工場内は工場長
問時)	以下 15 名。(小 ~) 中規模工場。
年間売上	2億4千万円
品目	九州の伝統的な焼き菓子を製造。 製造 工程は、食パンやクッキーとほぼ同 様。
現況	九州を中心に消費されているが、最近 大手コーヒーショップチェーンのフ ードメニューに採用され、全国的にも 流通している。

2.1.2 製造工程の概要

訪問した工場における工程の主なポイントは、 「原料受入・計量・混合」、「攪拌」、「生地寝か し・成形、「焼成、「冷却、「検品・包装、「出 荷」であった。

(1) 原料受入・計量・混合

- □ 小麦、砂糖、卵等を受入・保管し、これら原 料の計量、混合を行う。
- (2) 攪拌
- □ 混合済みの原料を攪拌する。攪拌は夜通し行 われている。
- (3) 生地寝かし・成形
- □ 攪拌済みの生地を 40 分ほど寝かせる。
- (4) 焼成
- □ 約 300 で 4 分 30 秒 ~ 7 分間焼く。
- (5) 冷却
- □ 焼成した製品を25分かけて75 まで冷却す る。
- □ はねだし品 (ダマなどが混じっているもの) は本工程で発生する。
- □ 室内は 42 であった。

- □ 製品個別の包装を行う。
- (7) 倉庫・出荷「出荷」
- □ 製品が運送業者に手渡され、出荷される。

2.1.3 **脆弱性評価の適用**

- 過年度研究によって開発した脆弱性評価手 法を適用し、その結果は、(表2)のように 整理された。 < 内容は非公表 >
- ・ なお、脆弱性評価手法は FDA 食品セキュリ ティ予防措置ガイドラインで示されている チェック項目を参考に、「工場内における CARVER + Shock 分析」が可能となるよう な評価項目である。(表1)

2.1.4 製菓工場を対象とした食品テロ シナリオ

- (1) 混入可能ポイント
- □ 脆弱性評価の試行は、表2のようにまとめる ことができる。 < 内容は非公表 >
- (2) 使用が想定される生物剤 / 化学剤
- ・ (別稿(分担研究「食品防御対策の検討」)

2.1.5 その他

- □ 用水路、水田の傍の立地ということもあって か、殺虫剤が目についた。
- □ 無施錠の物置の中に殺虫剤が保管されてお り、その隣には原料冷蔵庫が並置されていた。
- □ 外周は壁が無く、外部からほぼフリーアクセ スであった。

2.2 水産加工工場への意図的な食品汚染を 対象とした脆弱性評価の実施

訪問した工場における工程の主なポイントは、 「薬剤管理庫(2F)」、「ハーフカット(2F)」、 「原料解凍(1F)」、「回転樽[洗浄・塩回し・ ミョウバン回し J(1F)」、「スチーム加熱(1F)」、 「出荷 (1F)」であった。

2.2.1 事業所の概要

訪問した施設の概要を以下に示す。

稼動期間	約 40 年
従業者数(訪	社員 25 名、パート 58 名(フィリピン

問時)	人 40 名) 中国人研修生 9 名。
年間売上	年間売上 30 億円の「(小~) 中規模」
	工場。
資格	2棟ある工場のうち第一工場について
	HACCP 認定取得済。(2003年)

2.2.2 製造工程の概要

- (1) 薬剤管理庫(2F)
- □ 薬剤の保管。次亜塩素と添加物が同じ場所に 保管されているが、それぞれ鍵付きの別々の 保管庫に保管されていた。出納管理簿あり。
- (2) ハーフカット(2F)
- □ 人手により、タコを包丁によりカットする。
- (3) 原料解凍(1F)
- □ 原料の保管、解凍を行う。
- (4) 回転樽[洗浄・塩回し・ミョウバン回し](1F)
- □ 回転する樽の中で洗浄、塩もみ、ミョウバン による発色の促進を行う。

(5) スチーム加熱(1F)

- □ 専用の機械により、原料を 90 で 12~14 分間加熱する。
- (6) 出荷(1F)
- □ 製品が運送業者に手渡され、出荷される。

2.2.3 脆弱性評価の適用

・ 過年度研究によって開発した脆弱性評価手 法を適用し、その結果は、(表4)のように 整理された。<内容は非公表>

2.2.4 製菓工場を対象とした食品テロ シナリオ

- (1) 混入可能ポイント
- □ 脆弱性評価の試行は、表4のようにまとめる ことができる。 < 内容は非公表 >
- (2) 使用が想定される生物剤 / 化学剤(別稿(分担研究「食品防御対策の検討」)

2.2.5 その他

・水産加工工場では、添加物と薬剤が同じ場所

で管理されていた。(ただし鍵付きの別々の 保管庫に保管。出納管理簿あり。)

- ・出荷までにスチーム加熱及び2度の洗浄工 程があり、出荷より前の工程において効果 的な犯行を実行することは難しいと考えられる。
- ・木製のパレットを多用している工場であったため、建屋外の荷捌き場には、解体されたパレットの木片や、パレットの修理のためのボンドや釘が散乱していた。
- ワイヤ入りの窓、格子窓、セキュリティシス テムの導入などは行われていたが、訪問時 (工場稼働時)には一部の窓や扉の鍵が開 いている状況であった。

2.3 物流センターへの意図的な食品汚染を 対象とした脆弱性評価の実施

2.3.1 事業所の概要

訪問した施設の概要を以下に示す。

敷地面積	39,194 ㎡(東京ドーム*0.84)
従業員数	約 500 名。「大規模」工場
(訪問時)	

2.3.2 工程の概要

訪問したセンターにおける工程の主なポイン トは、「別積み商品(1F)」、「SC入庫(1F)」、 「SC 出庫(1F)」、「小分け(4F)」、「補充室(4F)」、 「DPS 集品(4F)」、「クライム集品(3F)」、「ク ライム集品 2(3F)」であった。

- (1) 別積み商品(1F)
- □ ドーリーへの箱詰めを行う。
- (2) SC 入庫(1F)
- □ 人手により商品の入庫を行う。
- (3) SC 出庫(1F)
- □ 人手により個人別 / 共同購入別の出庫を行う。
- (4) 小分け(4F)
- □ 開梱したものをピースに分ける。
- (5) 補充室(4F)
- □ 開梱しない製品を流す工程。

- (6) DPS 集品(4F)
- □ ピースを定められた個数分オリコンに投入 する。
- (7) クライム集品(3F)
- □ オリコンに商品を袋詰めする。
- (8) クライム集品2(3F)
- □ クライム集品の動線である。

2.3.3 脆弱性評価の適用

・ 過年度研究によって開発した脆弱性評価手 法を適用し、その結果は、(表3)のように 整理された。<内容は非公表>

2.3.4 物流センターを対象とした食品 テロシナリオ

- (1) 混入可能ポイント
- □ 脆弱性評価の試行は、表3のようにまとめる ことができる。<内容は非公表>
- (2) 使用が想定される生物剤 / 化学剤(別稿(分担研究「食品防御対策の検討」)

2.3.5 その他

全体的な脆弱性評価としては、前回調査した 物流施設とほぼ同じであったが、その施設で脆 弱箇所として指摘した工程については、本施設 では以下のような対策が講じられていた。

- オーダー集約工程にカメラが設置され、事務 棟のモニターにおいて鮮明な画像で従業員 の動きを確認することができるようになっ ていた。常時監視はしていないが、映像を 20日間保存しているとのことであった。
- ・出庫箇所にもカメラが設置されており、ほぼ
 死角が存在しない形で映像記録が取られて
 いた。
- ・帽子の色分けによる識別対策が実施されて いた。ただし構内の行き来自体は自由であ るとのことであった。
- ・エプロンのポケットが廃止された。携行品は 首から下げさせる規則としていた。
- ・以上を含む物流セキュリティ規程が策定されていた。

- 一方で、帽子着用の不徹底(三角巾・バンダ ナ着用の許可[工場内の暑さ等に起因])、
 エプロンのポケットがなくなった分ウェストポーチを使用している従業員など、「柔軟な」運用も見受けられた。本社としては認めるものではないが、現場の運用として現場の班長が許可している部分もあるとのことであった。
- ・また、従業員用の広大な駐車場と工場建屋が とても近い点も気になった。車内に何を持 ち込んでも、工場側ではチェックが出来な いことを考えると、対策を検討する必要が あるかもしれない。訪問は昼食の時間帯で あったが、車内で休憩・食事をしている従 業員も見受けられた。(従業員の休憩所は工 場内部にもある。)
- ・車両で工場敷地内に入るためには敷地入口にあるテンキーにナンバープレートの4桁を入力し、遮断機を上げことになっているが、実際にはどのような4桁を入力しても遮断機が上がるとのことであった。遮断機の横に警備員詰所もあるが、無人であった。 週末のメンテナンス業者もフリーパスとのことであった。。

従業員については、離職率が約3割(120-130 名)とのことであり、他の企業と比べて極め て高いというわけではないが、メンタル面の 管理について、管理者側としても悩みを持っ ているとのことであった。

3.チェックリストの適用

- ・ 平成24年度の研究において、チェックリストについては大きな改善を要する点は見られなかったため、本年度は、平成24年度に作成したガイドラインを中小規模の食品工場でも使用可能とあるように、修正を行った。(別稿分担研究「食品防御ガイドラインの作成」を参照)
- 平成24年度までにチェックリストについて
 回答頂いた10工場における回答率を表6に
 示す。

D.考察

米国において提案されているフードサプライ チェーンの食品テロに対する脆弱性評価手法 "CARVER + Shock 法"をベースにした脆弱性 評価手法を 3 施設で適用した。

食品工場等への実地調査の結果、近年の食品 への意図的な異物混入事件を受け、食品工場等 における食品防御に対する意識の向上は感じら れたが、具体的な食品防御対策については、今 後さらなる改善が必要と感じられた。

具体的には、 殺虫剤や工具工材の管理不徹 底(原材料保管場所の隣に殺虫剤や工材が保管 されている等)、工場外周からの侵入防止策の 不徹底(外周フェンスの未整備、タクシー運転 手への入場パスワードの漏えい)、上水道設備 の保護不徹底、 構内の移動制限の不徹底、 私物の持ち込み制限の不徹底(駐車場と工場建 屋の近接)などが確認された。

また、今回調査した物流センターは、既に調 査を行った物流センターのグループに属する施 設であったことから、過去の調査で指摘した事 項については、的確に対策が取られ、グループ (企業)内での食品防御に対する情報の共有化 と、可能な対策が実施されていることが感じら れた。

以上のように、本年度の調査においても、従 来のHACCPによる衛生管理のみでは対応が難 しい食品防御対策があることが改めて確認され た。

既に作成しているHACCPの留意事項についても、本研究結果を踏まえて、修正する事が必要である。

E.結論

- ・ 中小規模の2つの食品工場と、物流施設において脆弱性評価とチェックリストの適応を 試みた。
- 実地調査の結果を踏まえ、中小規模の食品工 場等でも使用可能となるように、食品防御ガ イドラインの修正が必要である。

F.研究発表

1. 論文発表

神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、 山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品汚染防止に関するチェックリストを基礎 とした食品防御対策のためのガイドラインの 検討 Tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors in Japan. 日本公衆衛生雑誌. 2014 Feb;61(2):100-108.

2.学会発表

2013 年 10 月 23 日~25 日 (三重県、三重県総 合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学会総 会. 杉浦弘明、赤羽学、鬼武一夫、今村知明. 花粉症シーズンにおけるアトピー性皮膚炎患者 の皮膚症状の日々の発生頻度の検討.

2013 年 10 月 23 日 ~ 25 日 (三重県、三重県 総合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学 会総会. 神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長 谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山 本茂貴. 食品防御対策に関する諸外国や国 際組織における検討状況とその対策.

G.知的財産権の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他

なし

項目	概要	CARVER+Shock に おける指標(例)		確認事項
Criticality (危険性) ¹⁾	当該地点でのテロ物質等 の食品への混入が重大な 健康被害・経済的影響を	死者数、または経 済的損失額	死者数	
	もたらす 当該対象は危険性が高		発症者 	皆数 り損失額
Accessibility ²⁾ (アクセス容易 性)	い テロ実行のために対象に 到達し、捕捉されずに逃 げられる 当該対象はアクセスが 容易	容易 / 可能 / や や可能 / 困難 / 不可	経 従業員の行動 近 りに関する事項 が部からの接 部外者の立寄	 -1人の密度(どのくらいの広さの中 に、何人くらい) -2従業員、訪問者の不審行動の把握 の状況3) -3従業員の所在の確認状況 -4従業員の識別・認識システムの構 築の状況4) -5職位に応じた身上調査の実施の有 無 -1外部からの接近容易性(ドア、窓、 屋根ロ/ハッチ、通気口、換気口、屋 根裏等の状況)、鍵の管理状況、 モシリング状況5)、照明の設置状況 -2不使用時のは1」以74確保6)及び使用 前の設備の検査状況 -1訪問者のアクセス可能性とそのレ ベル7) -2機器メーカー等外部業者等の立寄の有 無、またその監視の有無 -3荷物の積み込み等スンジュールの確立
Recuperability (回復容易性)	生産性を回復するまでに 要する時間	時間(年、ヶ月)	食中毒	状況 事等が認識された場合の、工場側での対処 洗浄、殺菌、リプレース)と、それにか 寺間
Vulnerability(脆弱性)	対象に到達後、テロの目 的達成に <u>十分な量の</u> テロ 物質等を混入することの 容易性	可能性(容易 / 概 ね可能 / ・・・)	作業内 定) 作業の 搬入可	的容(作業時間中に実行される場合を想 D監視状況
Effect (影響)	テロがシステムの生産性 に与えるダメージ	影響を受ける割 合(%) 認識の容易性、認	量の割	
Recognizability (認識容易性)	他の要素等との混乱なく 対象を認識することの容 易さ	認識の谷易性、認 識に必要な訓練 の必要性		こおいて視認、どの程度の専門性 8) の人 器や施設等の操作・取扱いにあたっている
SHOCK (衝撃度)	 ・健康面、心理面、二次的な経済への影響を統合したもの ・死者が多い、対象の歴史、文化、宗教その他象徴的な重要性が大きい、感受性の高い層(子供や老人など)への影響が大きい ・二次的な経済への影響:経済活動の沈滞、 	対象の象徴性、重 要性、死者数、感 受性の高い層へ の影響度、国家経 済への影響	各ケ-	-スにおいて検討

表 1 脆弱性評価項目の設定

項目	概要	CARVER+Shock に おける指標(例)	確認事項
	失業の増大等を含む 経済的損失や心理的ダ メージを与える目的に は、大量殺傷は不要。 ・健康面、心理面、二次 的な経済への影響を統 合したもの		

以下の算定フローより判定。

2)確認事項は、FDA 食品セキュリティ予防措置ガイドラインを参考に設定。

3)明確な目的なく、シフト終了後も異常に遅くまで残留、異常に早い出社、ファイルや情報、職域外の施設エリア へのアクセス、施設からの資料の持ち出し、機密的事項の質問、勤務時にカメラを携行など

4) 制服や名札、ID バッジ、エリアへのアクセス権限によるカラーコードなど

5) 警備員の巡回、ビデオ監視、無作為な検査など

6) 金属製あるいは金属被覆の外部ドアを使用しているか否か等

7) 持ち込み品、入退出時のチェック、訪問者との同行、訪問理由、身分証明の有無等

8)パート、アルバイト、社員等



図 1 Criticality (危険性)の判定フロー

表 2 製菓工場への意図的な食品汚染を対象とした脆弱性評価の実施

(建屋内について)

(建屋外について)

(従業員について)

評価項目	概要	CARVER+Shock(ニ おける指標 (例)	確認事項	(1)原料受入/計量/混合	(2)攪拌	(3)生地寝かし/成形	ポイント (4)焼成	(5)冷却	(6)後品/包装	(7)出荷
			①投入可能性(量的)							
Criticality (危険性) ¹⁾	当該地点でのテロ物質 等の食品への混入が蛋 大な健良被らす 予要をもたす 高い	死者数、または経 済的損失額	②死者数 ③発症者数 ④程环的損失額							
Accessubility ²¹ (アウセズ容易 性)	テロ実行のために対象に到 達し、捕捉されずに選げら れー当該対象はアクセスが 容易	容易/可能/やや 可能/困難/不可	⑤-1人の密度(どのくといの 広さの中に、何人くらい) ⑤-2税業員の不審行動の視 欄の状況 ²⁸ 役 ⑤-3税業員の示審行動の視 欄の状況 ²⁸ 役 ⑤-3代業員の示確の構成 し、4代業員の満知。 ○うな業員の示確の構成 し、4代業員の満知。 ⑤-3税業員の満知。 ⑤-3税、業員の満知。 ⑤-3税、業員の満知。 ⑤-3税、業員の満知。 ⑤-3税、業の実施の有無 ⑤-1ケ、部のをの接近の考無 ⑤-2不使用時のせいりた確 報の及び使用前の設備の検 ない況 ⑦-1訪問者のアクセス可能 性とそのレベル ¹⁷ ⑦-3荷物の得み込み等対 アントルの確立式況		<	<mark>※</mark> 内	容非	公表	>	
Recuperability (回復容易性)	生産性を回復するまで に要する時間	時間(年、ヶ月)	 ⑧食中毒等が認識された場合の、 工場側での対処(ex,洗浄、殺 菌、リプレース)と、それにかか る時間							
Vulnerability (能弱性)	対象に到連後、テロの 目的達成に <u>十分な量の</u> テロ物質等を混入する ことの容易性	可能性(容易/概 ね可能/…)	③作業内容(作業時間中に実行される場合を想定) ⑥作業の監視状況							
Effect (影響)	テロがシステムの生産 性に与えるダメージ	影響を受ける割合 (%)	③システム生産量に占める対象ホイントに係る量の割合							
V	く対象を認識すること	識に必要な訓練の	①現地において視認、どの程度の専門性の人が複器や施設等の操作・取まいにあたっているか							
SHOCK (衝撃度)	・健康面、心理面、二 次的な経済への影響を 統合したもの ・死者が多い、対象の 歴史、文化、宗教その 他象徴的な性の高い層 (子供やお人など)への影響 響が大きい	対象の象徴性、重 要性 天若勤、感 受性の高い度 影響度、国家 経済 への影響	③ との) - J C (5) J ⑤ との) - J C (5) J ⑥ との) - J C (5) J ⑦ との) - J ⑦							
 3)明確な目的が 4)制服や名札、 5)警備員の巡回 6)金属製あるい 	ト フローより判定。 FDA食品セキュリティ予防措 なく、シフト終了後も異常に遅 IDパッジ、エリアへのアクセ・ 目、ビデオ監視、振作為な後、 いは全属被覆の外部ドアを使 入退出時のチェック、訪問者	くまで残留、異常に早 ス権限によるカラーコー 査など 用しているか否か等	い出社、ファイルや情報、職域外の施設 ードなど							

3-11

表 3 物流センターへの意図的な食品汚染を対象とした脆弱性評価の実施

(建屋内について)

(建屋外について)

(従業員について)

							ポイ	ント			
評価項目	模要	CARVER+Shock(c おける指標(例)	確認事項	①別積み商品(1:1F)	②SG入庫(2;1F)	③S6出庫(3;1F)	@小分け (4;4F)	⑤補充室 (5;4F)	⑥DPS集品 (6:4F)	⑦クライム集品 (7;3F)	⑧クライム集品2(7;3F)
			①投入可能性(量的)								
	当該地点でのテロ物質 等の食品への混入が重		②死者教								
iticality 2.段性) ^{1}}	する健康装害・経済的 影響をもたらす →当該対象は危険性が 高い	死者数、または結 済的損失額	③発症者数								
	μη μ. 1		④経済的損失額								
			◎−1人の密度(どのくらい)								
			広さの中に、何人くらい)								
			⑤─2従業員の不審行動の 握の状況 ³¹								
			⑤ 従 案								
			員 ⑤-3従 案員の所在の確認 の								
			⑤─4従業員の適別・認邀シ ステムの構築の状況 ⁴⁹								
			⑤-5職位に応じた身上記								
アクセス容易		容易/可能/やや 可能/四難/不可	査の実施の有無								
E)	→当該対象はアクセスが 容易	1000 C 000 S C	 (6) 性(ト*7、窓、屋根ロノ 外 氏 通気口、換気口、屋 部 実等の状況)、鍵の管理 								
			か が 状況、モ列ンが状況 ^{5}} 、 の 明の設置状況 接								
			 ④─2不使用時のセキュリァ硝 ●─2不使用時のむキュリァ硝 保^{et}及び使用前の設備のお 査状況 								
			 ⑦-1訪問者のアクセス可創 ⑦ 性とそのレベルⁿ 								
			関部 す外 る者								
			事の ⑦-2機器メール-等外部素者 項立 等の立寄の有無、また-1 寄 の監視の有無 に			< 💥	力分	北半	、サン	>	
			⑦─3荷物の積み込み等7 パ1−1⊬の確立状況				门石	アム	11/		
ecuperability 可律密号性)	「生産性を回復するまで に要する時間	時間(年、ヶ月)	。 ⑧食中毒等が認識された場合の 工場側での対処(ex.洗浄、殺 菌、リブレース)と、それにか								
			回 (③作業内容(作業時間中に実行)								
			③作果内容(作果時間中に美行 れる場合を想定)								
			⑧作業の監視状況								
ulnsrability 脆弱性)	対象に到達後、テロの 目的達成に <u>十分な量の</u> テロ物質等を混入する ことの容易性	可能性(容易/構 ね可能/・・・)									
			①檢入可能性								
			②機器設備の投入可能性・施錠状態								
ffect	テロがシステムの生産	影響を受ける割合	◎機器設備の役人可能性・施縦状3 ◎システム生産量に占める対象 イントに係る量の割合								
Set 20160	性に与えるダメージ	(96)	2. 12253-037 22402								
思诚容易性)		歳に必要な訓練の 必要性	③現地において視聴、どの程度の毒 性 ³³ の人が機器や施設等の操作・取 いにあたっているか								
	 健康面、心理面、二次的な経済への影響を 統合したもの 										
	 ・死者が多い、対象の 歴史、文化、宗教その 他象徴的な重要性が大 きい、感受性の高い層 										
HOCK 衝撃度)	他設徴的な重要性が大きい、感受性の高い層 (子供や老人など)への影 響が大きい ・二次的な経済への影 響:経済活動の沈滞、	対象の象徴性、重 要性、死者数、服 受性の高い層への 影響度、国家経営	⑤各ケースにおいて検討								
	 二次的な経済への影響:経済活動の沈滞、 失業の増大等を含む 	への影響									
	※経済的損失や心理的 ダメージを与える目的 には、大量 殺傷 は不										
)別添の算定)確認室 酒(*)	要。		((設定。								
)明確な目的)制服や名札)警備員の巡	なく、シフト総子後も異常に遅 、IDバッジ、コノアへのアクセ 回、ビデオ監視、無作為な検	くまで残留、異常に見 ス権限によるカラーコ 査など	に設定。 い出社、ファイルや情報、職域外の語 ードなど								
「立満我のつい	いは金属被覆の外部ドアを使 、入退出時のチェック、訪問者	用しているか日から	and the second sec								

3-13

表 4 水産加工工場への意図的な食品汚染を対象とした脆弱性評価の実施

(建屋内について)

(建屋外について)

(従業員について)

							ポ	イント		
評価項目	概要	CARVER+Shockに おける指標(例)		確認事項	①薬剤管理庫(2F)	②ハーフカット(8;2F)	③原料解凍(1;1F)	 ④回転樽[洗浄・塩回し・ ミョウバン回し](2、4、5; 1F) 	⑤スチーム加熱(6;1F)	⑥田荷(18;1F)
	当該地点でのテロ物質 等の食品への混入が重		②死者	可能性(量的) : 数						
	大な健康被害・経済的 影響をもたらす →当該対象は危険性が 高い	死者数、または経 済的損失額	 3発症 	王者数						
			④経済	新的損失額						
			\$	 ⑤-1人の密度(どのくらいの 広さの中に、何人くらい) ⑥-2従業員の不審行動の把 握の状況³¹ 						
			従業員の行	⑤-3従業員の所在の確認 状況						
			動	⑤-4従業員の識別・認識シ ステムの構築の状況 ⁴⁾						
				⑤-5職位に応じた身上調 査の実施の有無						
Accessibility ²⁾ (アクセス容易 性)	テロ実行のために対象に到 達し、捕捉されずに逃げら れる →当該対象はアクセスが 容易	容易/可能/ やや 可能/困難/不可		⑥-1外部からの接近容易 性()7、窓、屋根ロ/ハッ 7、遅気口。換気口、屋根 裏等の状況)、鍵の管理 状況、モシリング状況 ⁵⁾ 、照 明の設置状況						
			近	 ⑥-2不使用時のセキュリティ確 保⁶⁾及び使用前の設備の検 査状況 						
			⑦ 関部 す外			< 🔆	内容	非公	表>	
			る 者 項 立 寄 に	⑦-2機器メーカー等外部業者 等の立寄の有無、またその監視の有無						
				⑦ー3荷物の積み込み等スケ ジュールの確立状況						
Recuperability (回復容易性)	生産性を回復するまで に要する時間	時間(年、ヶ月)	工場側	□ 毒等が認識された場合の、] での対処(ex. 洗浄、殺 プレース)と、それにかか]						
	対象に到達後、テロの		れる場	に内容(作業時間中に実行さ ら合を想定) この監視状況						
Vulnerability (脆弱性)	対象に到速 <u>し、クロ</u> の 目的運動(<u>4) 公司 60</u> テロ物質等を混入する ことの容易性	可能性(容易/概		可能性						
Effect	テロポシステムの生産	影響を受ける割会		設備の投入可能性・施錠状況 、テム生産量に占める対象ポ						
(影響)	性に与えるダメージ 他の要素等との混乱な	(%)認識の容易性、認	イント ①現地	 に係る量の割合 において視認、どの程度の専門 						
y (認識容易性)	く対象を認識すること の容易さ ・健康面、心理面、二	識に必要な訓練の 必要性	性 ⁸⁾ の。 いにあ)	人が機器や施設等の操作・双扱 たっているか						
SHOCK (衝撃度)	次紙子 赤谷の 、な紙子 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	要性、死者数、感 受性の高い層への 影響度、国家経済 への影響	個各ケ	ースにおいて検討						
 2)確認事項は、 3)明確な目的な 4)制服や名札、 5)警備員の巡回 6)金属製あるい 	IDバッジ、エリアへのアクセン 回、ビデオ監視、無作為な検 は金属被覆の外部ドアを使 入退出時のチェック、訪問者	くまで残留、異常に早 ス権限によるカラーコー 査など 用しているか否か等	しい田社、 ードなど	、ファイルや情報、職域外の施設						

I	
---	--

3-15

食品工場版

表 5 食品工場における意図的な食品汚染防止に関するチェックリスト

「食品工場における意図的な食品汚染防止に関するチェックリスト」

について

はじめに

2001 年 9 月 11 日のアメリカで発生した同時多発テロ事件を契機に、世界各国でテロの発生に関する危険性が高まっており、テロ対策は、国家防衛上の最優先課題となっている。

わが国の食品に関係した事件では、1984年のグリコ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件が記 憶に新しいが、これらは、食品に直接毒物を混入することにより健康被害をもたらしたものであり、 実際の被害は限局的なものであった。しかし、フードチェーンの途中で毒物が混入されることがあれ ば、その被害が拡大することは容易に予測される。

こうしたことから、厚生労働科学研究補助金「食品によるバイオテロの危険性に関する研究班」では、 意図的に食品が汚染されることを防止するために、米国食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業 編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] ¹を参考に、日本における食品関係事業者がとるべき対応を まとめたチェックリストを作成した。

1.日本における食品衛生対策と意図的な食品汚染対策の現状

近年、わが国では、HACCP システム等の導入推進により、フードサプライチェーン全体に渡る食品 衛生水準の確保・向上が図られているところである。しかしながら、HACCP による食品衛生管理は、 「はじめに」に示したような、悪意を持った者によるフードサプライチェーンへの意図的な毒物等の 混入は想定していない。悪意を持った者による意図的な食品汚染行動を排除するためには、HACCP シ ステム等による管理点における衛生水準のモニタリングに加え、製造工程を含む工場内で働く従業員 のマネジメントだけでなく、外部からの侵入者の監視や侵入の阻止などにも注意を払う必要ある。

米国では、災害やテロ等に対する国家全体の応急対応計画である「National Response Plan」にお いて「食品テロの危険性」が明記されるなど、国家全体の安全保障における「食品テロ」の位置づけ も明確にされている。わが国でも、従来の食品衛生対策に加え、意図的な食品汚染行為の発生に備え た「組織マネジメント」、「従業員の管理」、「部外者の管理」、「施設の管理」、「運営(オペレーション)」 等を実施することにより、より積極的な安全対策を講じる必要性が高まっている。

1

http://www.fda.gov/Food/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/GuidanceDocuments/FoodDefenseandEmer gencyResponse/ucm083075.htm

2.「食品工場における意図的な食品汚染防止に関するチェックリスト」の概要について

米国 FDA による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』 は、食品への毒物混入など、フードチェーンが悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを 最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し、現行の手続きや管理方法の見直し を促すために作成されたものであり、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、 食料品包装出荷施設、倉庫を含む食品システムに係る全ての部門(小売業や飲食店を除く)が対象と なっている。

今回、当研究班では、米国のガイドラインを参考に、我が国の食品工場において、食品衛生/安全 管理担当者(例えば工場長や食品安全担当者等)が、テロや犯罪行為等による意図的な食品の汚染行 動を防止するため、工場内や工場への不正なアクセス等による安全性を脅かす箇所をチェックするた めのチェックリストを作成した。

このチェックリストは、「組織マネジメント」、「従業員の管理」、「部外者の管理」、「施設の管理」、 「運営(オペレーション)」の5つの分野から構成されている。各チェック項目の作成にあたっては、 技術的なチェック可能性

製造等の現場における受容性(現状の食品衛生対策との連続性、現状において急進的過ぎないか、 現場の従業員にそこまでの対策を望むことができるどうか、など)

意図的な食品汚染防止 / 被害最小化に対する効果の大きさ

の3つの視点から、食品工場等の実地調査を行い、工場の食品衛生/安全管理担当者と意見交換を行っている。それらの調査や意見交換を踏まえて、現在のわが国の食品工場において特に注意が必要と 思われる項目を盛り込んだ。

3.「食品工場における意図的な食品汚染防止に関するチェックリスト」の使用について

当チェックリストは、本来であれば、米国のように、意図的な食品汚染の危険性が関係者全般に認知され、それに関する防御対策が広く実施された上で、その進捗や抜け落ちを確認するために作成され、公表されることが望ましい。

しかし、わが国では未だ米国のような状況にないため、下記に示すチェックリスト項目は、現状の 食品工場の規模や人的リソースを勘案の上、意図的な食品汚染に対する「現実的な範囲で、実施可能 な対策の確認」や、「対策の必要性に関する気づきを得る」ための活用を念頭に作成したものであり、 その趣旨をご理解の上、ご活用頂くことを期待するものである。

【食品工場における意図的な食品汚染防止に関するチェックリスト】

本チェックリストの目的

□本チェックリストは、上記の経緯に基づき、食品工場において意図的な食品の汚染を防止する ために、「食品工場において、現実的な範囲での実施可能な対策の確認や、その必要性に関す る気づきを得るため」に作成を進めているものです。

ご記入にあたって

「チェック項目」1)~94)をお読みいただき、チェック項目に併記している〔回答基準の例〕 を参考に、貴施設において、

□すでに対応している項目にはチェック欄の「全面的に対応」または「一部対応」に 印を

□対応していない項目には「対応していない」に 印を

□対応が不要な項目については、「対応不要」に 印を

(例:項目 4) "各フロアの平面図や導線計画を、盗難されないよう安全な場所に保管して いるか"について、そもそも貴施設において平面図や導線計画がない場合、 など)

それぞれ記入して下さい。

また、自由記述欄(対策の現状等)には、現時点で取られている具体的な対策等について、可 能な範囲でご記入下さい。

チェックリスト中、「意図的な食品汚染」とあるのは、全て「テロ・犯罪等の、悪意を持った 者による意図的な食品の汚染」としてお答え下さい。(従業員のミスや過失などによる、悪意 の無い食品の汚染は除きます。)

印の付いているものは、今後、世界的な治安情勢を鑑み、必要と判断された時点でチェック すべき項目として挙げているものです。現状ではご回答は不要です。

所要時間は、60分程度です。

1. 組織マネジメントについて							
		チェック欄		チェック欄			自由記述欄 (対策の現状等)
チェック項目	に全 対応 的	応一 部 対		応			
意図的な食品汚染行為等の可能性への備え	•	•					
 1)意図的な食品汚染に関する管理部門や責任者を設置しているか (回答基準の例) ・各工程に意図的な食品汚染に関する責任者を、もしくは工程全体を統括する意図的な食品汚染に関する管理部門を設置している 「全面的に対応」 ・一部工程のみ意図的な食品汚染に関する責任者を設置している 							
 ・意図的な食品汚染を念頭に置いた管理をしていない 「対応していない」 2)食品汚染対策の手続きや、それに必要となる安全性評価の中に、「意図的な食品汚染」 に関する観点が含まれているか 〔回答基準の例〕 ・全工程について意図的な食品汚染に対する安全性評価を実施している場合 「全面的に対応」 ・一部工程のみについて意図的な食品汚染に対する安全性評価を実施している場合 「一部対応」 ・意図的な食品汚染を念頭に置いた安全性評価を実施していない場合 							
 「対応していない」 3) 意図的な食品汚染の脅威や、実際の発生時の対応策に係る計画があるか 〔回答基準の例〕 ・通常の食品衛生、不良品の発生等への対応以外に、「意図的な食品汚染」に特化した対応計画がある場合 「全面的に対応」 ・「意図的な食品汚染」を想定してはいるが、通常の食品衛生、不良品の発生時等と同じ計画で対応可能と考えている場合 「一部対応」 ・意図的な食品汚染を想定していない場合 「対応していない」 							
 4)各フロアの平面図や導線計画を、盗難されないよう安全な場所に保管しているか 〔回答基準の例〕 ・鍵付きの場所に保管するなど、セキュリティ対策を講じている 「全面的に対応」 ・セキュリティ対策までは講じていないが、関係者以外は分からない場所に保管している 「一部対応」 ・誰でも閲覧することが可能 「対応していない」 ・平面図や導線計画がない 「対応不要」 							
 5) 意図的な食品汚染について、顧客・取引企業・周辺地域・従業員の家族等を含めた 緊急時対応計画を策定し、関係者に周知徹底しているか(例:事故等発生時のマスコ ミ/広報対応マニュアル等) 〔回答基準の例〕 ・顧客・取引企業・周辺地域・従業員の家族の全てと周知徹底している 「全面的に対応」 ・一部の顧客・取引企業・周辺地域・従業員の家族とは周知徹底している 「一部対応」 ・全く周知徹底していない 「対応していない」 							
 6)管理職は自治体・国・警察・消防・保健所等への緊急連絡先を把握しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての管理職に、緊急連絡の(社内)手順と、自治体・国・警察・消防・保健所 の連絡先を周知徹底している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("全ての管理職に緊急 連絡の手順を徹底しているが、国・警察の連絡先までは徹底していない"など) 「一部対応」 ・緊急連絡の(社内)手順、連絡先があいまいである 「対応していない」 7)事故に至らない、ヒヤリハット事例を報告・共有する仕組みが構築されているか 〔回答基準の例〕 							
 ・正規・非正規問わず、全ての従業員について、ヒヤリハット事例を報告・共有する仕組みが構築されている「全面的に対応」 ・一部の従業員のみについて、ヒヤリハット事例を報告・共有する仕組みが構築されている「一部対応」 ・ヒヤリハット事例を報告・共有する仕組みが構築されていない 「対応していない」 							

8)意図的な食品汚染に関する情報収集、またその情報を従業員に通達する仕組みがあ		
るか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕		
・意図的な食品汚染に関して情報収集し、正規・非正規問わず、全ての従業員につ		
いて、その情報を通達する仕組みがある「全面的に対応」		
・仕組みにはなっていないが慣例として行っている、一部の従業員については情報 を通達している、など 「一部対応」		
・そのような仕組みも慣例もない 「対応していない」		
9) 意図的な食品汚染について顧客(取引先)とコミュニケーションを実施しているか		
(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)		
〔回答基準の例〕 ・意図的な食品汚染に関する対策実施状況を全ての顧客(取引先)に開示している		
「全面的に対応」		
・意図的な食品汚染に関する対策実施状況を一部の顧客(取引先)に開示している		
「一部対応」 ・意図的な食品汚染を想定していない 「対応していない」		
10) 意図的な食品汚染について顧客(一般消費者)とコミュニケーションを実施して		
いるか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)		
・意図的な食品汚染に関する対策実施状況を顧客(一般消費者)に開示している 「全面的に対応」		
・意図的な食品汚染に関する対策実施状況を一部の顧客(一般消費者)に開示してい		
・意図的な食品汚染を想定していない 「対応していない」		
監督		
11) 意図的な食品汚染を行なわないよう、従業員に対する監督を実施しているか		
・全ての工程について実施している 「全面的に対応」 ・一部の工程について実施している 「一部対応」		
・意図的な食品汚染を想定していない 「対応していない」		
ているか		
・毎日チェックしている 「全面的に対応」 ・毎日ではないが、チェックしている 「一部対応」		
・意図的な食品汚染を想定していない 「対応していない」		
	II	
13)- 製品を回収する基準を定めているか [回答基準の例]		
・全ての商品について回収する基準を定めている 「全面的に対応」		
・一部の商品について回収する基準を定めている 「一部対応」		
・基準を定めていない 「対応していない」 13)- 回収された製品に対する責任者および代理を設置しているか		
13)- 凹収された製品に対する具仕者のよび代理を設直しているか 〔回答基準の例〕		
・責任者および代理を設置し、複数以上の体制を敷いている 「全面的に対応」		
・一人の責任者を置いている 「一部対応」		
・責任者を設置していない 「対応していない」		
14)回収された製品の適切な取扱いと廃棄を実施しているか (回答基準の例)		
・回収の事由別に、事前に取り決めた手順に従って、回収製品の取扱いと廃棄を実		
施している「全面的に対応」		
・回収の事由の区別はないが、事前に取り決めた手順に従って、回収製品の取扱い と廃棄を実施している 「一部対応」		
・回収製品の取扱いと廃棄について、事前に取り決めた手順はない		
「対応していない」		
15)顧客(直接の取引先)の連絡先、住所、電話番号リストを整備しているか		
[回答基準の例] ・すべて整備している 「全面的に対応」		
・9へて登備している 「王国的に対応」		
・整備していない「対応していない」		

て中にもの地本		
- 不審行動の調査	 	
 16)国内外の意図的な食品汚染行為等に関する兆候・情報の収集を行なっているか 〔回答基準の例〕 ・国内外の情報を網羅的に収集している 「全面的に対応」 ・国内と関係する諸外国についてのみ収集している 「一部対応」 ・収集していない 「対応していない」 		
 17)工場内における意図的な食品汚染や犯罪行為等に関する兆候・情報を警察や公衆衛 生当局へ通報しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・微細な情報についても通報している、もしくはする準備がある「全面的に対応」 ・情報の確度がかなり高まった段階で通報している、もしくはする準備がある「一部対応」 ・実害が発生するまで通報しない「対応していない」 		
 18) 意図的な食品汚染や犯罪行為等に関する兆候・情報を警察や公衆衛生当局から定期的に入手しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・微細な情報についても入手している、もしくは入手する準備がある 「全面的に対応」 ・情報の確度がかなり高まったものについては入手している、もしくは入手する準備がある 「一部対応」 ・実害が発生するまで入手しない 「対応していない」 		
評価プログラム		
 19)過去における食品安全を脅かす事故、意図的な食品汚染・犯罪行為等から得られた 教訓を、現場での安全対策に反映しているか 〔回答基準の例〕 ・即座に反映する、もしくはその準備がある 「全面的に対応」 ・月に一回、年に一回など、定期的に反映する、もしくはその準備がある 「一部対応」 ・反映していない 「対応していない」 		
 20)全ての施設・設備において意図的な食品汚染に対する危険性検査を実施しているか (現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・全ての施設・設備において実施している「全面的に対応」 ・一部の施設・設備において実施している「一部対応」 ・実施していない」 		
 21) 警備保障会社職員(もしくは社内の警備担当者)の業務内容の確認/報告を受けているか 〔回答基準の例〕 ・時間毎に、詳細な確認/報告を受けている 「全面的に対応」 ・日毎に、簡易な確認/報告を受けている 「一部対応」 ・確認/報告等はしていない 「対応していない」 ・警備保障会社への委託をしていない、もしくは社内に警備担当者はいない 「対応不要」 		

2.人的要素(従業員)について

		チェック欄			
チェック項目	に全 対応 的	応一 部 対	いて対 い応 なし	応	自由記述欄 (対策の現状等)
スクリーニング(雇用前、雇用時、雇用後)					
22)工場において、従業員に対する身元確認を実施しているか 〔回答基準の例〕 ・正規・非正規問わず確認を実施している 「全面的に対応」 ・一部の従業員のみ確認を実施している 「一部対応」 ・身元確認はしていない 「対応していない」					

23)職位に応じた施設・設備のアクセスレベルを設定しているか(現状では必ずしも ご回答頂かなくても結構です。) (回答基準の例)							
・設定した上、鍵を設置するなどして物理レベルでもアクセスを制限している 「全面的に対応」							
 ・設定してはいるが、鍵などは設置せず、誰でもどこでもアクセスすることは不可能ではない 							
・設定していない、そもそも職位がない、など 「対応していない」							
24)警備保障会社職員等、外部委託業者の従業員に対する身元確認を実施しているか [回答基準の例]							
・委託内容を問わず確認を実施している 「全面的に対応」 ・一部の業者のみ確認を実施している 「一部対応」 ・身元確認はしていない 「対応していない」							
日常業務の割り当て	II						
25)敷地内に存在する者の所在を把握しているか							
[回答基準の例] ・全従業員について、いつ、どこにいるかを、リアルタイムで確認できるようにな							
っている「全面的に対応」							
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("一部の従業員についてリアルタイムに把握可能"、"全従業員について事後に把握可能"、など) 「一部対応」							
・現状では、まったく把握できない 「対応していない」							
26) 敷地内に存在する従業員の作業内容を把握しているか 〔回答基準の例〕							
・全従業員について、いつ、どこで、何をしているかを、リアルタイムで確認でき							
 るようになっている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("一部の従業員につい 							
てリアルタイムで作業内容を把握可能"、"全従業員について事後的に作業内容を 把握可能"、など) 「一部対応」							
・現状では、まったく把握できない「対応していない」							
識別							
27) 従業員の職位や特性に応じた明確な識別・認識システムを構築しているか(制服 や名札、IDバッジ、エリアへのアクセス権限によるカラーコード等)							
〔回答基準の例〕 ・全従業員について構築している 「全面的に対応」							
・一部の従業員について構築している 「一部対応」 ・構築していない 「対応していない」							
28)従業員の退職時等に制服や名札、IDバッジを回収しているか							
(回答基準の例) ・必ず回収している 「全面的に対応」							
・回収することもあるが、しないこともある 「一部対応」							
│ ・回収していない 「対応していない」 ・制服や名札、ID バッジは持ち出し禁止である、日ごとの使い捨ての制服である、							
など 「対応不要」							
アクセス制限							
29)施設の全てのエリアに無制限にアクセスできる従業員を認識・特定しているか 〔回答基準の例〕							
・全て認識・特定している 「全面的に対応」							
・一部認識・特定している 「一部対応」 ・認識・特定していない 「対応していない」							
30)職能・時間に応じたアクセス制限を設定しているか [回答基準の例]							
・職能・時間の双方について設定している 「全面的に対応」							
・職能・時間のいずれかについて設定している 「一部対応」 ・職能・時間のいずれについても設定していない、職能の区別がない、など							
「対応していない」 31)暗証番号の変更や鍵の取替えを定期的に行なっているか 「回答其進の例)							
[回答基準の例] ・全ての箇所・施設について定期的に実施している「全面的に対応」							
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("全箇所・施設について不定期に"、"一部の箇所・施設について定期的に"、など) 「一部対応」							
・行っていない 「対応していない」							
32)従業員の退職時等に鍵(キーカード)を回収しているか							
--	--	---	---	--			
〔回答基準の例〕							
・必ず回収している「全面的に対応」							
・回収することもあるし、しないこともある 「一部対応」							
・回収していない「対応していない」							
個人所有物							
33)工場内へ持ち込む私物を制限しているか							
・制限しており、チェックも毎日する 「全面的に対応」							
・制限しているが、チェックは毎日ではない 「一部対応」							
・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など 「対応していない」							
34)工場内への医薬品の持ち込みを制限しているか							
〔回答基準の例〕			1				
・制限しており、チェックも毎日する 「全面的に対応」							
・制限しているが、チェックは毎日ではない 「一部対応」							
・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など							
「対応していない」							
35)私物の持ち込みエリアを制限しているか							
〔回答基準の例〕 ・制限しており、チェックも毎日する 「全面的に対応」							
・制限しているが、チェックも毎日する 全国的に対応」 ・制限しているが、チェックは毎日ではない 「一部対応」							
・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など							
「対応していない」							
36)ロッカー、バッグ、荷物、乗用車の検査を実施しているか(現状では必ずしもご							
回答頂かなくても結構です。)							
〔回答基準の例〕							
・ロッカー、バッグ、荷物、乗用車のすべてについて、毎日チェックする							
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("ロッカーのみについ							
て毎日実施 "、" ロッカー、バッグ、荷物、乗用車すべてについて不定期に実施 "、 など) 「一部対応」							
・実施していない 「対応していない」							
食品セキュリティの手続きに関する訓練							
ているか			1				
〔回答基準の例〕							
・明示的に含まれている 「全面的に対応」							
・明示的に含まれていないが、口頭等で補足している「一部対応」							
・含まれていない、職員訓練プログラムがない、など「対応していない」							
38)意図的な食品汚染に対する予防措置の重要性に関する定期的な意識喚起が行なわ							
れているか 〔回答基準の例〕							
・定期的に行っている「全面的に対応」							
・不定期に行っている「一部対応」							
 行っていない 「対応していない」 							
異常行動							
39)従業員の異常行動*や不審行動を監視しているか(*明確な目的がないのに、シフト]					
終了後も遅くまで残業している、異常に早く出社している、ファイルや情報・職域							
外の施設エリアへアクセスしている、施設から資料を持ち出している、機密的事項							
について質問をする、勤務時にカメラ(カメラ機能付携帯電話)を携行している等) [回答基準の例]							
・常に、全従業員について実施している 「全面的に対応」							
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("常に正規職員のみに							
ついて実施している"、"不定期に全従業員について実施している"、など)							
「一部対応」							
・実施していない 「対応していない」							

 40)従業員の異常な健康状態や欠勤について、調査・対応しているか (回答基準の例) ・常に、全従業員に対して実施している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("常に正規職員のみに 対して実施"、"不定期に全従業員に対して実施"、など) 「一部対応」 ・実施していない 「対応していない」 					
3.人的要素(部外者)について					
チェック項目	に 対応 的	応一 部	ック欄 いて対 いた なし	要対応	自由記述欄 (対策の現状等)
 41)- 疑わしい、不適切なあるいは通常でない物品や行動がないか、車両、荷物の検査を実施しているか 〔回答基準の例〕 ・常に、全ての訪問者に対して、車両・荷物のチェックをしている「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("常に荷物のみチェック"、"不定期に荷物・車両双方をチェック"、など)「一部対応」 ・実施していない「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない「対応不要」 					
41)- 具体的には、どのような検査を実施しているか 〔自由回答〕					
 42)社員の同行が義務付けられているか 〔回答基準の例〕 ・全ての訪問者に対して、常時社員が同行している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("常時同行しない場合がある"など) 「一部対応」 ・行っていない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 					
 43)訪問理由を確認しているか (回答基準の例) ・全ての訪問者に対して確認している 「全面的に対応」 ・訪問者のうち一部のみ確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 					
 44)- 訪問者の身元を確認しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての訪問者に対して確認している 「全面的に対応」 ・訪問者のうち一部のみ確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 					
 44)- 訪問者の身元は、身分証明で確認しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての訪問者に対して確認している 「全面的に対応」 ・訪問者のうち一部のみ確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 					
44)- 身分証明の確認は、どのように行っているか 〔自由回答〕					

45)訪問者の食品取扱い/保管エリア/ロッカールームへのアクセスを制限しているか				
〔回答基準の例〕				
・常に、事前に定めた通りに、訪問者ごとの食品取扱い/保管エリア/ロッカールー				
ムへのアクセス制限を実施している 「全面的に対応」				
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス制限を行な				
っているが、時に、現場の判断で、事前に定めていないエリアへのアクセスを許				
可することがある " など) 「一部対応」				
・実施していない 「対応していない」				
・訪問者、外部業者の出入りはない「対応不要」				

4.施設管理について

	チェック欄					
チェック項目	に 対応 的	応一 部 対	いて対 い応 なし	要対 応 不	自由記述欄 (対策の現状等)	
物理的セキュリティ						
 46)- フェンス等による敷地へのアクセス制御を行なっているか 〔回答基準の例〕 ・外部から人が侵入できないような完全な措置をとっている 「全面的に対応」 ・敷地へのアクセス制御を行っているが、夜間など人目を盗むなどすれば、外部からの侵入は不可能ではない 「一部対応」 ・全く行っていない 「対応していない」 46)- 通常の敷地内へのアクセス通路は、限定しているか 〔回答基準の例〕 ・アクセス通路は、決められた通路に限定している 「全面的に対応」 アクセス通路は、決められた通路に限定している 「全面的に対応」 						
 ・アクセス通路は複数あり、決められた通路以外の使用も許可している「一部対応」 ・全く限定していない「対応していない」 47)-ドア、窓、屋根ロ/ハッチ、通気口、換気システム、ユーティリティルーム、製 						
 氷・貯蔵室、屋根裏、トレーラー、タンクローリー、タンク等、工場内部と外部との結節点について、安全を確認しているか (回答基準の例) ・工場内部と外部をつなぐ全ての箇所について安全を確認している 「全面的に対応」 ・工場内部と外部をつなぐ一部の箇所について安全を確認している 「一部対応」 						
 ・全く確認していない 「対応していない」 47)- ドア、窓、屋根ロ/ハッチ、通気口、換気システム、ユーティリティルーム、製氷・貯蔵室、屋根裏、トレーラー、タンクローリー、タンク等、工場内部と外部との結節点について、施錠しているか 〔回答基準の例〕 ・工場内部と外部をつなぐ全ての箇所について施錠している 「全面的に対応」 						
・工場内部と外部をつなぐ一部の箇所について施錠している 「一部対応」 ・全く施錠していない 「対応していない」						
 48)施設の非稼動時の安全確保について、確認を行なっているか 〔回答基準の例〕 ・全ての施設について安全を確認している 「全面的に対応」 ・一部の施設について安全を確認している 「一部対応」 ・全く確認していない 「対応していない」 ・施設稼動を止めることがない 「対応不要」 						
 49)立入禁止区域への入口の安全確認を行なっているか 〔回答基準の例〕 ・全ての立入禁止区域について、常に行っている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("全ての立入禁止区域について不定期に行っている"、"一部の立入禁止区域について常に行っている"など) 「一部対応」 ・全く行っていない 「対応していない」 ・立入禁止区域がない 「対応不要」 						

50)全ての鍵を会社(もしくは管理職)が管理しているか
〔回答基準の例〕 ・全ての鍵を会社(もしくは管理職)が管理している 「全面的に対応」
・一部の鍵のみ会社(もしくは管理職)が管理している 「一部対応」
・全く管理していない「対応していない」
51)敷地内における警備員の巡回やビデオ監視を行なっているか
[回答基準の例]
・全区域において警備員の巡回やビデオ監視を行なっている 「全面的に対応」
 ・一部危険性が高いと思われる箇所のみ警備員の巡回やビデオ監視を行なっている 「一部対応」 「一部対応」
・全く行なっていない「対応していない」
・簡単に全てが見渡せる小規模な敷地である「対応不要」
52)汚染物質を一時的に隠すことができる場所、死角・暗がりになる場所等の洗い出
し・安全確認を行なっているか
〔回答基準の例〕 ·確認、改善をしている 「全面的に対応」
・確認しているのみ 「一部対応」
・確認していない「対応していない」
・汚染物質を一時的に隠すことができる場所、死角・暗がりになる場所はない
53)敷地内を走行する車両について、駐車許可証、アクセスキー、通行許可証の発行の いずれかを行なっているか
〔回答基準の例〕
・全ての車両について行っている 「全面的に対応」 ・一部の車両について行っている 「一部対応」
・行っていない 「対応していない」 ・敷地内を車両が走ることはない 「対応不要」
54) 食品の製造・加工・保管エリア・供給施設と駐車場を隔離しているか
〔回答基準の例〕
・大きく隔離している(徒歩3分以上程度) 「全面的に対応」
・ある程度隔離している(徒歩1-3分程度) 「一部対応」
・近接している(徒歩1分以内) 「対応していない」 ・
危険物、有毒物質等の保管と使用の安全性確保
55)研究施設(検査・試験室)へのアクセスを制限しているか 〔回答基準の例〕
・出入り可能な従業員を決め、かつ鍵等により物理的に制限している
「全面的に対応」
・出入り可能な従業員を決めているのみ、もしくは鍵等により物理的に制限してい
るのみ 「一部対応」 ・制限していない 「対応していない」
・研究所(検査・試験室)がない 「対応不要」
56)研究材料(検査薬・試験薬)の保管を研究所(検査・試験室)内に制限しているか
[回答基準の例]
・全ての研究材料(検査薬・試験薬)の保管を研究施設(検査・試験室)内に制限
している 「全面的に対応」 ・一部の研究材料(検査薬・試験薬)の保管を研究施設(検査・試験室)内に制限
している 「一部対応」
・制限していない「対応していない」
・研究材料(検査薬・試験薬)がない「対応不要」
57)- 試薬や微生物、薬物、毒素のポジティブコントロール等、危険な材料へのアク
セスを制限しているか 〔回答基準の例〕
・全ての試薬や微生物、薬物、毒素等危険な材料へのアクセスを制限している
・一部の試薬や微生物、薬物、毒素等危険な材料へのアクセスを制限している
 ・制限していない 「対応していない」 ・研究材料(検査薬・試験薬)がない 「対応不要」

57)- 試薬や微生物、薬物、毒素のポジティブコントロール等の保管に際し、国等へ			
届出が必要なものについては、定められた届出を実施しているか			
〔回答基準の例〕			
・定期的に届出状態を確認している 「全面的に対応」			
・時折、届出状態を確認している 「一部対応」			
・確認していない 「対応していない」			
・届出が必要な試薬や微生物、薬物等がない「対応不要」			
58)試薬や微生物、薬物、毒素のポジティブコントロールの管理責任者を設置している			
か			
(回答基準の例)			
・管理責任者とその代理など、複数設置している 「全面的に対応」			
・一人だけ設置している「一部対応」			
・設置していない 「対応していない」			
・研究材料(検査薬・試験薬)がない「対応不要」	 		
59)試薬の紛失等に関する事態の調査・通報の体制を構築しているか			
・調査・通報の体制を構築している「全面的に対応」			
・調査もしくは通報のいずれかだけ体制を構築している 「一部対応」			
・構築していない「対応していない」			
・研究材料(検査薬・試験薬)がない「対応不要」			
60)不要な試薬を安全な方策で廃棄しているか	ſ		
〔回答基準の例〕			
・廃棄の手順を定め、その通りに廃棄している 「全面的に対応」			
・廃棄の手順は定めていないが、安全に廃棄している 「 一部対応 」			
・安全な方法で廃棄していない「対応していない」			
・ポジティブコントロールがない 「対応不要」			
61)- 有毒物質等の在庫量を、メンテナンス等に用いる分のみに限定しているか(余			
った不要な有毒物質等を廃棄しているか)			
〔回答基準の例〕			
・限定しており、利用後に余った場合は適切に廃棄している 「全面的に対応」			
・限定しているが、利用後に余った場合は後で使うため保存しておく「一部対			
,, ・限定していない 「対応していない」			
・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」			
61)- 有毒物質等を保管している場合、その在庫量を定期的に確認しているか	 	 	
,			
 〔回答基準の例〕 ・定期的に確認している 「全面的に対応」 			
・時折確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」			
・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」			
62)有毒物質等を、食品の取扱いエリアや保管エリアから離れた場所に保管しているか			
・離れた場所に保管しており、かつ栓をシーリングするなど、妥当な理由もなく有			
毒物質を使用することのないよう十分配慮している 「全面的に対応」			
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("離れた場所に保管し			
ているが、栓をシーリングするなどの十分な配慮はしていない"など)			
・近接した場所に保管している 「対応していない」			
・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」			
63)有毒物質等の保管エリアへのアクセスを制限しているか			
〔回答基準の例〕			
・出入り可能な従業員を決め、かつ鍵等により物理的に制限している			
「全面的に対応」			
・出入り可能な従業員を決めているのみ、もしくは鍵等により物理的に制限してい			
るのみ「一部対応」			
・制限していない 「対応していない」			
・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」			
64)有毒物質等に適切なラベルが貼付されていることを確認しているか			
〔回答基準の例〕			
・定期的に確認している「全面的に対応」			
・不定期に確認している 「一部対応」			
・確認していない 「対応していない」			
・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」			
•	 	 1	

65)敷地内にある有毒物質等の所在や保管量を把握、監視しているか					
〔回答基準の例〕					
・全ての有毒物質等について、その所在や保管量を常に把握、監視している					
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("一部の有毒物質等に					
ついては常に所在や保管量を把握"など) 「一部対応」					
・把握、監視していない 「対応していない」					
66)- 殺虫剤を安全に管理しているか					
〔回答基準の例〕 ・鍵付きの保管庫等安全な場所に管理し、使用場所や方法、その量等に関する履歴					
・ ・ ・					
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("鍵付きの保管庫等安					
全な場所に管理しているが、使用やその量等に関する履歴は残していない"など)					
	, 				
・安全に管理していない「対応していない」					
・殺虫剤を扱っていない「対応不要」					
66)- 殺虫剤を購入する場合の選定基準を作成しているか					
〔回答基準の例〕					
・全ての殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」					
・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」					
・選定基準を作成していない「対応していない」					
・殺虫剤を扱っていない「対応不要」					
67)研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の発生状況の調査や、発生時の					
通報体制を構築しているか					
〔回答基準の例〕					
・調査もしくは通報のいずれかだけ体制を構築している 「一部対応」					
・構築していない 「対応していない」					
・研究材料(検査薬・試験薬)や有毒物質等がない 「対応不要」					
「「宮谷(ナペー」ションショウリオ					
5.運営(オペレーション)について					
	チェック欄				
		<u>к</u> _	いて対	± ± +	自由記述欄
チェック項目	に主対面		いこめ		(対策の現状等)
	応 ^面 的	。 対			
	19	73	,a ()	1	
納入資材およびオペレーション					
	1				
〔回答基準の例〕					
・全ての調達先の信頼性を確保している 「全面的に対応」					
・一部の調達先についてのみ信頼性を確保している「一部対応」					
・確保していない「対応していない」					
00) 人才の次せか広せ料準の知法生の信頼性は、じゃらうに随便しているか。	• • • • • • •				
68)- 全ての資材や原材料等の調達先の信頼性は、どのように確保しているか (例:長年既知の業者である/適切な免許や許可を受けた製造業者・包装業者であ					
(17)、 マー い い い い え 日 じの つ / 週 り な 光 計 り さ マ り に 彩 垣 美 石 ・ 巴 衣 美 石 じの					

 68)- 全ての資材や原材料等の調達先の信頼性は、どのように確保しているか (例:長年既知の業者である/適切な免許や許可を受けた製造業者・包装業者である、等) (自由回答) 	 	 	
 69)資材や原材料等の運送業者等が、適切な食品に対する安全措置を講じていることを確認しているか (回答基準の例) ・全ての業者について確認している 「全面的に対応」 ・一部の業者についてのみ確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 			
 70)- 資材や原材料等の受領前に、納入資材等のラベルや包装の形態を確認しているか否か 〔回答基準の例〕 ・全てのものについて確認している 「全面的に対応」 ・一部のもののみについて確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 			

70)- 資材や原材料等が海外製品である場合、その生産地の衛生情報にも注意を払っ					
ているか					
〔回答基準の例〕 ・定期的に注意を払っている 「全面的に対応」					
・不定期に注意を払っている「一部対応」					
・注意を払っていない 「対応していない」					
・海外製品を利用していない「対応不要」					
71)鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっているか(現状で					
は必ずしもご回答頂かなくても結構です。)					
〔回答基準の例〕 ・全ての資材について鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっ					
空での資料について疑って、のの内は到時時間にな単向/コンテラで紹介しても50 ている 「全面的に対応」					
・一部の資材についてのみ鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入しても					
らっている 「一部対応」					
・鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっている資材はない					
「対応していない」			_	_	
72)供給業者や運送業者等は、積荷の位置が常時確認できるようになっているか 〔回答基準の例〕					
・全てについて常に確認できる 「全面的に対応」					
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("一部の積荷について					
は常に確認可能"、"全ての積荷について事後に確認可能"など) 「一部対応」					
 ・確認できるようにはなっていない 「対応していない」 					
73)供給業者や運送業者等の配送スケジュールが確立されているか					
[回答基準の例] ・スケジュールは確立されており、遵守されている 「全面的に対応」					
・スケジュールは確立されているが、遵守されないこともある 「一部対応」					
・スケジュールは確立されていない 「対応していない」					
			_		
74)- 納入資材の積み下ろし作業を監視しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)					
〔回答基準の例〕					
・全ての積み下ろし作業を監視している 「全面的に対応」					
・一部の積み下ろし作業を監視している 「一部対応」					
 ・監視することはない 「対応していない」 					
74)- 納入資材の積み下ろし作業は、どのような監視をしているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)					
(例:監視カメラで録画している/常に従業員が立ち会う、等)					
			_		
〔回答基準の例〕					
・複数人で、複数回確認している 「全面的に対応」					
・一回だけ確認している 「一部対応」					
・確認しないこともある 「対応していない」					
76)納入資材について、意図的な食品汚染行為等の徴候・形跡の調査や通報の体制を構					
築しているか					
〔回答基準の例〕 ・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」					
・調査と通報の双方について体制を構築している 全面的に対応」 ・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している 「一部対応」					
・構築していない「対応していない」					
資材等の保管					
		r	_		
77)- 保管中の納入資材や使用中の資材を監視しているか (回答其準の例)					
〔回答基準の例〕 ・全ての資材を監視している 「全面的に対応」					
・一部監視している 「一部対応」					
・監視していない「対応していない」					
77)- 納入資材や使用中資材をどのように監視しているか	·				
//)- 納八員材や使用中員材をとのように監視しているか (例:監視カメラで録画している/定期的に従業員が巡回する、等)					

78)在庫の紛失や増加、その他の事態の調査や通報の体制を構築しているか		
〔回答基準の例〕		
・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」		
・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している 「一部対応」		
・構築していない 「対応していない」		
79)製品ラベルを安全な場所に保管しているか		
〔回答基準の例〕		
・鍵つきの場所に保管している 「全面的に対応」		
・鍵つきではないが、安全な場所に保管している 「一部対応」		
・安全な場所に保管していない「対応していない」		
水道その他供給関係のセキュリティ		I
80)- 空調、水道、電気および冷蔵の管理系統へのアクセス制限を実施しているか		
(回答基準の例)		
・アクセス可能な従業員を決め、かつ管理装置には鍵を設けるなど物理的な安全措		
プレンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャンジャン		
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス可能な従業		
員は決めているが、管理装置に物理的な安全措置は講じていない"など)		
・実施していない 「対応していない」		
80)- 空調、水道、電気および冷蔵の管理系統の保守点検を外部委託している場合、	[]	
委託先の従業員についてアクセス制限を実施しているか		
〔回答基準の例〕		
・アクセス可能な委託先の従業員を決め、かつ管理装置には鍵を設けるなど物理的		
な安全措置を講じている 「全面的に対応」		
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス可能な委託		
先の従業員を決めているが、管理装置に物理的な安全措置は講じていない"など)		
・実施していない 「対応していない」		
81)井戸、給水栓、貯蔵施設の安全性を確保しているか		
 ・アクセス可能な従業員を決め、かつ施設には鍵を設けるなど物理的な安全措置を 講じている 「全面的に対応」 		
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス可能な従業		
員は決めているが、施設に物理的な安全措置は講じていない"など)		
・確保していない「対応していない」		
82)井戸水を利用している場合、水、及びその関連施設を塩素殺菌する設備を監視して		
〔回答基準の例〕		
・全ての設備を常に監視している 「全面的に対応」		
・一部の設備のみ監視している、もしくは不定期に監視している 「一部対応」		
・監視していない 「対応していない」		
・井戸水を利用していない「対応不要」		
83)井戸水を利用している場合、安全性の検査結果の変化に注意を払っているか		
・定期的に注意を払っている 「全面的に対応」 ・不定期に注意を払っている 「一部対応」		
・不定期に注意を払っている 「一部対応」 ・注意を払っていない 「対応していない」		
・ 井戸水を利用していない 「対応不要」		
(回答基準の例)		
・常に注意を払っている 「全面的に対応」		
・不定期に注意を払っている「一部対応」		
・注意を払っていない「対応していない」		

最終製品		
85)最終製品の流通に利用する貯蔵倉庫や車両、船舶等が適切な安全措置を講じている		
ことを確認しているか		
・全ての貯蔵倉庫、車両、船舶等について、常に確認している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を確認している("貯蔵倉庫のみについ		
て常に確認"、"全ての貯蔵倉庫、車両、船舶について不定期に確認"など)		
・全く確認していない 「対応していない」		
86) 最終製品の流通に、鍵つきあるいは封印可能な車両/コンテナを利用しているか (現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。)		
〔回答基準の例〕		
・全ての製品について鍵つきあるいは封印可能な車両/コンテナを利用している		
「全面的に対応」 ・一部の製品についてのみ鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナを利用してい		
る 「一部対応」		
・鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナを利用していない		
「対応していない」		
87)出荷する製品について、その荷受人を併せて把握しているか (回答其進の例)		
〔回答基準の例〕 ・全ての出荷製品について把握している 「全面的に対応」		
・全ての出荷製品について把握している 「全面的に対応」 ・一部の出荷製品について把握している 「一部対応」		
・把握していない「対応していない」		
88) 出荷した製品について、積荷の位置を常時確認することが可能か		
〔回答基準の例〕		
・全てについて常に確認できる 「全面的に対応」		
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を確認している("一部の積荷について 実施"、"全ての積荷について事後に確認できる"など) 「一部対応」		
・確認できるようにはなっていない 「対応していない」		
89)最終製品の荷物の積み込みスケジュールを確立しているか		
(回答基準の例)		
・スケジュールは確立されており、遵守されている「全面的に対応」		
・スケジュールは確立されているが、遵守されないこともある 「一部対応」 ・スケジュールは確立されていない 「対応していない」		
90)納入先における最終製品の在庫の紛失や増加、その他の事態の調査や通報の体制を 構築しているか		
〔回答基準の例〕		
・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」		
・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している 「一部対応」		
・構築していない 「対応していない」		
91)- 納入先における販売担当従業員等に、偽造等の不正商品への目配りや、何か問題を察知した場合には担当者に通報するようアドバイスをしているか		
超を完成した場合には担当者に通報するようアイバイスをしているが 〔回答基準の例〕		
・常にそのように指示している 「全面的に対応」		
・不定期にそのように指示している 「一部対応」		
・そのような指示をしたことはない 「対応していない」	 	
91)- 最終製品に対する苦情が寄せられた場合の調査や通報の体制を構築しているか [回答基準の例]		
・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」		
・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している「一部対応」		
・構築していない 「対応していない」	 	
91)- 最終製品に対する健康被害情報が寄せられた場合の調査や通報の体制を構築し		
ているか 〔回答基準の例〕		
・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」		
・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している「一部対応」		
・構築していない 「対応していない」		

コンピューターシステムへのアクセス
92) コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者 に制限しているか [回答基準の例] ・アクセス可能な従業員を決め、かつ施設には鍵を設けるなど物理的な安全措置を 講じている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス可能な従業 員は決めているが、施設に物理的な安全措置は講じていない"など) 「一部対応」 ・制限していない 「対応していない」
・コンピューターは利用していない 「対応不要」 93)従業員の退職時等におけるコンピューターアクセス権を削除しているか
 (回答基準の例) ・常に削除している 「全面的に対応」 ・削除することもあるが、しないこともある 「一部対応」 ・削除しない、皆で同じ ID・パスワードを利用している、等 「対応していない」 ・コンピューターは利用していない 「対応不要」
94)コンピューターのデータ処理に係る履歴を保存しているか (回答基準の例) ・全てのデータ処理の履歴を保存している「全面的に対応」 ・一部のデータ処理の履歴を保存している「一部対応」 ・保存していない」「対応していない」
・コンピューターは利用していない 「対応不要」

表 6 食品工場における意図的な食品汚染防止に関するチェックリスト(試行結果)

	Ĩ	チェ	ック欄							
チェック項目	対 全 応 の に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)					
意図的な食品汚染行為等の可能性への備え										
 1)意図的な食品汚染に関する管理部門や責任者を設置しているか (回答基準の例) ・各工程に意図的な食品汚染に関する責任者を、もしくは工程全体を統括する意図的 な食品汚染に関する管理部門を設置している 「全面的に対応」 ・一部工程のみ意図的な食品汚染に関する責任者を設置している 「一部対応」 ・意図的な食品汚染を念頭に置いた管理をしていない 「対応していない」 	1 / 1 0	4 / 1 0	6 / 1 0		 ・リスクコンプライアンス リーダーを設置し、現場 からの意見を吸い上げ る様な努力をしている。 ・品質管理担当ならいる が、人為的な悪意までは 想定していない 					
 2)食品汚染対策の手続きや、それに必要となる安全性評価の中に、「意図的な食品汚染」 に関する観点が含まれているか (回答基準の例) ・全工程について意図的な食品汚染に対する安全性評価を実施している場合 「全面的に対応」 一部工程のみについて意図的な食品汚染に対する安全性評価を実施している場合 「一部対応」 ・意図的な食品汚染を念頭に置いた安全性評価を実施していない場合 「対応していない」 	1 / 1 0	5 / 1 0	4 / 1 0							
 3) 意図的な食品汚染の脅威や、実際の発生時の対応策に係る計画があるか (回答基準の例) ・通常の食品衛生、不良品の発生等への対応以外に、「意図的な食品汚染」に特化した 対応計画がある場合 「全面的に対応」 ・「意図的な食品汚染」を想定してはいるが、通常の食品衛生、不良品の発生時等と同 じ計画で対応可能と考えている場合 「一部対応」 ・意図的な食品汚染を想定していない場合 「対応していない」 	2 / 1 0	5 ⁄ 1 0	3 / 1 0							
 4)各フロアの平面図や導線計画を、盗難されないよう安全な場所に保管しているか (回答基準の例) ・鍵付きの場所に保管するなど、セキュリティ対策を講じている 「全面的に対応」 ・セキュリティ対策までは講じていないが、関係者以外は分からない場所に保管している いる 「一部対応」 ・誰でも閲覧することが可能 「対応していない」 ・平面図や導線計画がない 「対応不要」 	1 / 1 0	8 / 1 0	1 / 1 0		・図面類は、昼間は人がい て、夜間休日は施錠され る管理室に保管してい るが、そのコピーの管理 についてはルール決め がされていない。					
 5) 意図的な食品汚染について、顧客・取引企業・周辺地域・従業員の家族等を含めた緊急時対応計画を策定し、関係者に周知徹底しているか(例:事故等発生時のマスコミ/広報対応マニュアル等) 〔回答基準の例〕 ・顧客・取引企業・周辺地域・従業員の家族の全てと周知徹底している「全面的に対応」 ・一部の顧客・取引企業・周辺地域・従業員の家族とは周知徹底している「一部対応」 ・全く周知徹底していない 「対応していない」 	2 / 1 0	1 / 1 0	7 / 1 0		・従業員の周知のみ実施					
 6)管理職は自治体・国・警察・消防・保健所等への緊急連絡先を把握しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての管理職に、緊急連絡の(社内)手順と、自治体・国・警察・消防・保健所の 連絡先を周知徹底している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("全ての管理職に緊急連 絡の手順を徹底しているが、国・警察の連絡先までは徹底していない"など) 「一部対応」 ・緊急連絡の(社内)手順、連絡先があいまいである 「対応していない」 	5 / 1 0	3 / 1 0	2 / 1 0		・地元の警察、消防、保健 所等は把握。それ以上の 部署は本社。 ・警察、消防、保健所は全 ての管理職が把握して いるが、自治体、国は分 からない。					

1. 組織マネジメントについて

		チェ	ック欄		
チェック項目	対 全 応 面 い に	一部対応	い な い て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
 7)事故に至らない、ヒヤリハット事例を報告・共有する仕組みが構築されているか 〔回答基準の例〕 ・正規・非正規問わず、全ての従業員について、ヒヤリハット事例を報告・共有する 仕組みが構築されている 「全面的に対応」 ・一部の従業員のみについて、ヒヤリハット事例を報告・共有する仕組みが構築され ている 「一部対応」 ・ヒヤリハット事例を報告・共有する仕組みが構築されていない 「対応していない」 	/	3 / 1 0			・無回答2 ・報告の仕組みは全面的に 対応しているが、非正規 職員にまで共有するこ とは寝た子を起こすよ うで、危険と考える。
 8)意図的な食品汚染に関する情報収集、またその情報を従業員に通達する仕組みがあるか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・意図的な食品汚染に関して情報収集し、正規・非正規問わず、全ての従業員について、その情報を通達する仕組みがある「全面的に対応」 ・仕組みにはなっていないが慣例として行っている、一部の従業員については情報を通達している、など「一部対応」 ・そのような仕組みも慣例もない「対応していない」 	1 ⁄ 6	4 / 6	1 ⁄ 6		・報告の仕組みは全面的に 対応しているが、非正規 職員にまで共有するこ とは寝た子を起こすよ うで、危険と考える。 ・無回答4
 9) 意図的な食品汚染について顧客(取引先)とコミュニケーションを実施しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・意図的な食品汚染に関する対策実施状況を全ての顧客(取引先)に開示している「全面的に対応」 ・意図的な食品汚染に関する対策実施状況を一部の顧客(取引先)に開示している「一部対応」 ・意図的な食品汚染を想定していない 「対応していない」 	1 / 6	4 7 6	1 / 6		・取引先とは共有している ・無回答4
 10) 意図的な食品汚染について顧客(一般消費者)とコミュニケーションを実施しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・意図的な食品汚染に関する対策実施状況を顧客(一般消費者)に開示している「全面的に対応」 ・意図的な食品汚染に関する対策実施状況を一部の顧客(一般消費者)に開示している「一部対応」 ・意図的な食品汚染を想定していない「対応していない」 		3 / 6	3 / 6		・無回答 4
 11) 意図的な食品汚染を行なわないよう、従業員に対する監督を実施しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての工程について実施している 「全面的に対応」 ・一部の工程について実施している 「一部対応」 ・意図的な食品汚染を想定していない 「対応していない」 	2 / 1 0	6 / 1 0	2 / 1 0		・カメラは設置している が、全ては見渡せない
 12) 意図的な食品汚染行為に脆弱な箇所について、その安全性を日常的にチェックしているか 〔回答基準の例〕 ・毎日チェックしている 「全面的に対応」 ・毎日ではないが、チェックしている 「一部対応」 ・意図的な食品汚染を想定していない 「対応していない」 	2 / 1 0	4 / 1 0	4 / 1 0		
回収戦略					
 13)- 製品を回収する基準を定めているか 〔回答基準の例〕 ・全ての商品について回収する基準を定めている 「全面的に対応」 ・一部の商品について回収する基準を定めている 「一部対応」 ・基準を定めていない 「対応していない」 	6 / 8		2 / 8		・無回答1 ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1)
 13)- 回収された製品に対する責任者および代理を設置しているか 〔回答基準の例〕 ・責任者および代理を設置し、複数以上の体制を敷いている 「全面的に対応」 ・一人の責任者を置いている 「一部対応」 ・責任者を設置していない 「対応していない」 	5 ⁄ 9	1 / 9	3 / 9		 ・回収したものをどう管理 するかという観点は、確 かに抜けていた。 ・無回答1

	I	チェ	ック欄		
チェック項目	対 全 面 的 に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
 14)回収された製品の適切な取扱いと廃棄を実施しているか 〔回答基準の例〕 ・回収の事由別に、事前に取り決めた手順に従って、回収製品の取扱いと廃棄を実施している 「全面的に対応」 ・回収の事由の区別はないが、事前に取り決めた手順に従って、回収製品の取扱いと 廃棄を実施している 「一部対応」 ・回収製品の取扱いと廃棄について、事前に取り決めた手順はない 「対応していない」 	6 / 9	3 / 9			・無回答1 ・回収の原因によって手順 は都度都度の対応であ る。
15)顧客(直接の取引先)の連絡先、住所、電話番号リストを整備しているか 〔回答基準の例〕 ・すべて整備している 「全面的に対応」 ・一部については整備している 「一部対応」 ・整備していない 「対応していない」	8 / 1 0	1 / 1 0		1 / 1 0	・本社営業部の対応となる ため対応不要
不審行動の調査					
 16)国内外のテロ行為等に関する兆候・情報の収集を行なっているか 〔回答基準の例〕 ・国内外の情報を網羅的に収集している 「全面的に対応」 ・国内と関係する諸外国についてのみ収集している 「一部対応」 ・収集していない 「対応していない」 	1 / 9	3 / 9	5 ⁄ 9		 ・取引先にタイ、インドネ シアがあり、海外の情報 は気に係る。 ・無回答1
 17)工場内におけるテロや犯罪行為等に関する兆候・情報を警察や公衆衛生当局へ通報しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・微細な情報についても通報している、もしくはする準備がある「全面的に対応」 ・情報の確度がかなり高まった段階で通報している、もしくはする準備がある「一部対応」 ・実害が発生するまで通報しない「対応していない」 					・無回答10 ・警察に通報する基準がわ からない
 18) 意図的な食品汚染や犯罪行為等に関する兆候・情報を警察や公衆衛生当局から定期的に入手しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・微細な情報についても入手している、もしくは入手する準備がある 「全面的に対応」 ・情報の確度がかなり高まったものについては入手している、もしくは入手する準備がある 「一部対応」 ・実害が発生するまで入手しない 「対応していない」 	1 / 5		4 ⁄ 5		・無回答4 ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1)
評価プログラム					
 19)過去における食品安全を脅かす事故、テロ・犯罪行為等から得られた教訓を、現場での安全対策に反映しているか (回答基準の例) ・即座に反映する、もしくはその準備がある 「全面的に対応」 ・月に一回、年に一回など、定期的に反映する、もしくはその準備がある「一部対応」 ・反映していない 「対応していない」 	5 / 1 0	5 / 1 0			・チェックリストがあれば やりやすくなるのでは ないか。
 20)全ての施設・設備において意図的な食品汚染に対する危険性検査を実施しているか (現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・全ての施設・設備において実施している 「全面的に対応」 ・一部の施設・設備において実施している 「一部対応」 ・実施していない 「対応していない」 	2 / 9	2 / 9	5 ⁄ 9		・無回答 1
 21) 警備保障会社職員(もしくは社内の警備担当者)の業務内容の確認/報告を受けているか 〔回答基準の例〕 ・時間毎に、詳細な確認/報告を受けている 「全面的に対応」 ・日毎に、簡易な確認/報告を受けている 「一部対応」 ・確認/報告等はしていない 「対応していない」 ・警備保障会社への委託をしていない、もしくは社内に警備担当者はいない 「対応不要」 	2 / 9	5 / 9	1 ⁄ 9	1 / 9	・守衛がいない ・無回答 1

2.人的要素(従業員)について

		チェ	ック欄							
チェック項目	対 企 面 り に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)					
スクリーニング(雇用前、雇用時、雇用後)										
22)工場において、従業員に対する身元確認を実施しているか 〔回答基準の例〕 ・正規・非正規問わず確認を実施している 「全面的に対応」 ・一部の従業員のみ確認を実施している 「一部対応」 ・身元確認はしていない 「対応していない」	6 / 1 0	3 / 1 0	1 / 1 0							
 23)職位に応じた施設・設備のアクセスレベルを設定しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・設定した上、鍵を設置するなどして物理レベルでもアクセスを制限している「全面的に対応」 ・設定してはいるが、鍵などは設置せず、誰でもどこでもアクセスすることは不可能ではない「一部対応」 ・設定していない、そもそも職位がない、など「対応していない」 	3 / 9	3 / 9	3 ⁄ 9		・無回答 1					
 24)警備保障会社職員等、外部委託業者の従業員に対する身元確認を実施しているか 〔回答基準の例〕 ・委託内容を問わず確認を実施している 「全面的に対応」 ・一部の業者のみ確認を実施している 「一部対応」 ・身元確認はしていない 「対応していない」 	2 / 9	2 / 9	5 ⁄ 9		 ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1) ・業者側で実施 ・顔までは照合しない 					
日常業務の割り当て										
 25)敷地内に存在する者の所在を把握しているか 〔回答基準の例〕 ・全従業員について、いつ、どこにいるかを、リアルタイムで確認できるようになっている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("一部の従業員についてリアルタイムに把握可能"、"全従業員について事後に把握可能"、など)「一部対応」 ・現状では、まったく把握できない 「対応していない」 		7 / 1 0	3 / 1 0		・建屋内であれば、持ち場 の責任者が把握可能で あるが、建屋外は配送業 者も多くおり、把握する ことは困難					
 26) 敷地内に存在する従業員の作業内容を把握しているか 〔回答基準の例〕 ・全従業員について、いつ、どこで、何をしているかを、リアルタイムで確認できる ようになっている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("一部の従業員について リアルタイムで作業内容を把握可能"、"全従業員について事後的に作業内容を把握可 能"、など) 「一部対応」 ・現状では、まったく把握できない 「対応していない」 	1 / 8	6 / 8	1 ⁄ 8		・無回答1 ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1)					
識別										
 27) 従業員の職位や特性に応じた明確な識別・認識システムを構築しているか(制服や名札、IDバッジ、エリアへのアクセス権限によるカラーコード等) 〔回答基準の例〕 ・全従業員について構築している 「全面的に対応」 ・一部の従業員について構築している 「一部対応」 ・構築していない 「対応していない」 	4 / 1 0	4 / 1 0	2 / 1 0							
28)従業員の退職時等に制服や名札、ID バッジを回収しているか 〔回答基準の例〕 ・必ず回収している 「全面的に対応」 ・回収することもあるが、しないこともある 「一部対応」 ・回収していない 「対応していない」 ・制服や名札、ID バッジは持ち出し禁止である、日ごとの使い捨ての制服である、な ど 「対応不要」	6 / 1 0	3 / 1 0	1 / 1 0		・どれだけユニフォームを 支給したか数が不明で ある					

		チェ	ック欄		
チェック項目	対応 応 的に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
アクセス制限					
 29)施設の全てのエリアに無制限にアクセスできる従業員を認識・特定しているか 〔回答基準の例〕 ・全て認識・特定している 「全面的に対応」 ・一部認識・特定している 「一部対応」 ・認識・特定していない 「対応していない」 	4 / 1 0	3 / 1 0	3 / 1 0		
 30)職能・時間に応じたアクセス制限を設定しているか (回答基準の例) ・職能・時間の双方について設定している 「全面的に対応」 ・職能・時間のいずれかについて設定している 「一部対応」 ・職能・時間のいずれについても設定していない、職能の区別がない、など 「対応していない」 	2 / 1 0	4 7 1 0	4 / 1 0		
 31)暗証番号の変更や鍵の取替えを定期的に行なっているか 〔回答基準の例〕 ・全ての箇所・施設について定期的に実施している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("全箇所・施設について 不定期に"、"一部の箇所・施設について定期的に"、など) 「一部対応」 ・行っていない 「対応していない」 		7 / 1 0	3 / 1 0		・暗証番号は変えている が、鍵は替えていない
32)従業員の退職時等に鍵(キーカード)を回収しているか 〔回答基準の例〕 ・必ず回収している 「全面的に対応」 ・回収することもあるし、しないこともある 「一部対応」 ・回収していない 「対応していない」	7 / 1 0	1 / 1 0		2 / 1 0	
個人所有物					
 33)工場内へ持ち込む私物を制限しているか 〔回答基準の例〕 ・制限しており、チェックも毎日する 「全面的に対応」 ・制限しているが、チェックは毎日ではない 「一部対応」 ・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など 「対応していない」 	4 / 1 0	3 / 1 0	3 / 1 0		 ・就業規則にて業務に必要 ではない危険物、有害物 質の持込を禁止してい る ・現場には持ち込ませない が、ロッカーまでは認め ている
 34)工場内への医薬品の持ち込みを制限しているか 〔回答基準の例〕 ・制限しており、チェックも毎日する 「全面的に対応」 ・制限しているが、チェックは毎日ではない 「一部対応」 ・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など 「対応していない」 	3 / 1 0	2 / 1 0	5 / 1 0		・現場には持ち込ませない が、ロッカーまでは認め ている
 35)私物の持ち込みエリアを制限しているか 〔回答基準の例〕 ・制限しており、チェックも毎日する 「全面的に対応」 ・制限しているが、チェックは毎日ではない 「一部対応」 ・制限していない、制限していてもチェックを行うことはない、など 「対応していない」 	4 ⁄ 1 0	3 / 1 0	3 / 1 0		・現場には持ち込ませない が、ロッカーまでは認め てい
 36)ロッカー、バッグ、荷物、乗用車の検査を実施しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・ロッカー、バッグ、荷物、乗用車のすべてについて、毎日チェックする「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("ロッカーのみについて毎日実施"、"ロッカー、バッグ、荷物、乗用車すべてについて不定期に実施"、など)「一部対応」 ・実施していない 「対応していない」 		1 ⁄ 9	8 ⁄ 9		・ロッカーのチェックを 時々やる。事前に断る が。 ・無回答 1

		チェ	ック欄		
チェック項目	対 応 の に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
食品セキュリティの手続きに関する訓練					
 37)職員訓練プログラムに、意図的な食品汚染行為等やその脅威に対する内容が含まれているか 「回答基準の例〕 ・明示的に含まれている 「全面的に対応」 ・明示的に含まれていないが、口頭等で補足している 「一部対応」 ・含まれていない、職員訓練プログラムがない、など 「対応していない」 	1 / 1 0	4 / 1 0	5 / 1 0		 ・事故であればやっている。人為的な汚染については、寝た子を起こすようなもので、あまりやりたくは無い。
 38)意図的な食品汚染に対する予防措置の重要性に関する定期的な意識喚起が行なわれているか 「回答基準の例〕 ・定期的に行っている 「全面的に対応」 ・不定期に行っている 「一部対応」 ・ 行っていない 「対応していない」 	1 / 1 0	5 ⁄ 1 0	4 / 1 0		
異常行動					
 39)従業員の異常行動*や不審行動を監視しているか(*明確な目的がないのに、シフト終 了後も遅くまで残業している、異常に早く出社している、ファイルや情報・職域外の 施設エリアへアクセスしている、施設から資料を持ち出している、機密的事項につい て質問をする、勤務時にカメラ(カメラ機能付携帯電話)を携行している等) 〔回答基準の例〕 ・常に、全従業員について実施している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("常に正規職員のみにつ いて実施している"、"不定期に全従業員について実施している"、など) 「一部対応」 ・実施していない」 	4 / 1 0	4 / 1 0	2 / 1 0		・24 時間の操業管理の中 で、自然とやれていると 思う
 40)従業員の異常な健康状態や欠勤について、調査・対応しているか 〔回答基準の例〕 ・常に、全従業員に対して実施している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("常に正規職員のみに対して実施"、"不定期に全従業員に対して実施"、など) 「一部対応」 ・実施していない 「対応していない」 	8 / 1 0	2 / 1 0			・3 日以上の欠勤は診断書 を取って確認する。

3.人的要素(部外者)について

		チェ	ック欄		
チェック項目	対応 応 に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
訪問者(業者も含む)					
 41)- 疑わしい、不適切なあるいは通常でない物品や行動がないか、車両、荷物の検査を実施しているか (回答基準の例) ・常に、全ての訪問者に対して、車両・荷物のチェックをしている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("常に荷物のみチェック"、 "不定期に荷物・車両双方をチェック"、など) 「一部対応」 ・実施していない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 	1 / 1 0	4 / 1 0	5 / 1 0		・随伴するまでで、荷物等 のチェックはしない
41)- 具体的には、どのような検査を実施しているか 〔自由回答〕					・工場入場時は持ち物チェッ クを実施

		チェ	ック欄		
チェック項目	対応 応 りに	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
 42)社員の同行が義務付けられているか 〔回答基準の例〕 ・全ての訪問者に対して、常時社員が同行している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("常時同行しない場合がある"など) 「一部対応」 ・行っていない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 	1 / 1 0	8 ⁄ 1 0	1 / 1 0		
 43)訪問理由を確認しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての訪問者に対して確認している 「全面的に対応」 ・訪問者のうち一部のみ確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 	8 / 1 0	1 / 1 0	1 / 1 0		
 44)- 訪問者の身元を確認しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての訪問者に対して確認している 「全面的に対応」 ・訪問者のうち一部のみ確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 	3 / 6	2 / 6	1 ⁄ 6		(ヒアリング時には設けて いなかった項目のため4社 については回答なし)
 44)- 訪問者の身元は、身分証明で確認しているか (回答基準の例) ・全ての訪問者に対して確認している 「全面的に対応」 ・訪問者のうち一部のみ確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 	1 / 1 0	2 / 1 0	7 / 1 0		
44)- 身分証明の確認は、どのように行っているか 〔自由回答〕					・馴染みの人が多い、新し い人もいるが、身なりや 名刺で判断する程度であ る ・名刺
 45)訪問者の食品取扱い/保管エリア/ロッカールームへのアクセスを制限しているか (回答基準の例) ・常に、事前に定めた通りに、訪問者ごとの食品取扱い/保管エリア/ロッカールームへ のアクセス制限を実施している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス制限を行なっ ているが、時に、現場の判断で、事前に定めていないエリアへのアクセスを許可する ことがある"など) 「一部対応」 ・実施していない 「対応していない」 ・訪問者、外部業者の出入りはない 「対応不要」 	3 / 1 0	7 / 1 0			

4.施設管理について

		チェ	ック欄		
チェック項目	対 応 の に	一部対応	い ない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
物理的セキュリティ					
 46)- フェンス等による敷地へのアクセス制御を行なっているか 〔回答基準の例〕 ・外部から人が侵入できないような完全な措置をとっている 「全面的に対応」 ・敷地へのアクセス制御を行っているが、夜間など人目を盗むなどすれば、外部からの 侵入は不可能ではない 「一部対応」 ・全く行っていない 「対応していない」 	2 / 1 0	8 / 1 0			・地方部では全く無いとこ ろもある

		チェ	ック欄		
チェック項目	対 全 面 的 に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
 46) - 通常の敷地内へのアクセス通路は、限定しているか 〔回答基準の例〕 ・アクセス通路は、決められた通路に限定している 「全面的に対応」 ・アクセス通路は複数あり、決められた通路以外の使用も許可している 「一部対応」 ・全く限定していない 「対応していない」 	6 ⁄ 8	2 / 8			・無回答1 ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1)
 47)- ドア、窓、屋根口/ハッチ、通気口、換気システム、ユーティリティルーム、製氷・ 貯蔵室、屋根裏、トレーラー、タンクローリー、タンク等、工場内部と外部との結節 点について、安全を確認しているか 〔回答基準の例〕 ・工場内部と外部をつなぐ全ての箇所について安全を確認している 「全面的に対応」 ・工場内部と外部をつなぐ一部の箇所について安全を確認している 「一部対応」 ・全く確認していない 「対応していない」 	4 / 1 0	5 / 1 0	1 / 1 0		
 47)- ドア、窓、屋根ロ/ハッチ、通気口、換気システム、ユーティリティルーム、製氷・ 貯蔵室、屋根裏、トレーラー、タンクローリー、タンク等、工場内部と外部との結節 点について、施錠しているか 〔回答基準の例〕 ・工場内部と外部をつなぐ全ての箇所について施錠している 「全面的に対応」 ・工場内部と外部をつなぐ一部の箇所について施錠している 「一部対応」 ・全く施錠していない 「対応していない」 	4 ⁄ 9	5 ⁄ 9			 ・原材料の受入れ口、窓、 ドアは鍵があるが、通気 口までは厳しい ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1)
 48)施設の非稼動時の安全確保について、確認を行なっているか 〔回答基準の例〕 ・全ての施設について安全を確認している 「全面的に対応」 ・一部の施設について安全を確認している 「一部対応」 ・全く確認していない 「対応していない」 ・施設稼動を止めることがない 「対応不要」 	3 / 1 0	6 / 1 0		1 / 1 0	・356 日、24 時間操業であ る
 49)立入禁止区域への入口の安全確認を行なっているか (回答基準の例) ・全ての立入禁止区域について、常に行っている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("全ての立入禁止区域について不定期に行っている"、"一部の立入禁止区域について常に行っている"など) 「一部対応」 ・全く行っていない 「対応していない」 ・立入禁止区域がない 「対応不要」 	2 / 1 0	4 / 1 0	1 / 1 0	3 / 1 0	・全てが立ち入り禁止区域 と言えば「全面対応」と いえる。
50)全ての鍵を会社(もしくは管理職)が管理しているか [回答基準の例] ・全ての鍵を会社(もしくは管理職)が管理している 「全面的に対応」 ・一部の鍵のみ会社(もしくは管理職)が管理している 「一部対応」 ・全く管理していない 「対応していない」	7 / 1 0	3 / 1 0			
 51)敷地内における警備員の巡回やビデオ監視を行なっているか 〔回答基準の例〕 ・全区域において警備員の巡回やビデオ監視を行なっている 「全面的に対応」 ・一部危険性が高いと思われる箇所のみ警備員の巡回やビデオ監視を行なっている 「一部対応」 ・全く行なっていない 「対応していない」 ・簡単に全てが見渡せる小規模な敷地である 「対応不要」 	5 / 1 0	4 ⁄ 1 0		1 ⁄ 1 0	
52)汚染物質を一時的に隠すことができる場所、死角・暗がりになる場所等の洗い出し・ 安全確認を行なっているか [回答基準の例] ・確認、改善をしている 「全面的に対応」 ・確認しているのみ 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・汚染物質を一時的に隠すことができる場所、死角・暗がりになる場所はない 「対応不要」	2 / 1 0	2 / 1 0	4 / 1 0	2 / 1 0	

		チェ	ック欄		
チェック項目	対 全 応 的 に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
 53)敷地内を走行する車両について、駐車許可証、アクセスキー、通行許可証の発行のいずれかを行なっているか 〔回答基準の例〕 ・全ての車両について行っている 「全面的に対応」 ・一部の車両について行っている 「一部対応」 ・行っていない 「対応していない」 ・敷地内を車両が走ることはない 「対応不要」 54)食品の製造・加工・保管エリア・供給施設と駐車場を隔離しているか 	5 / 1 0	3 / 1 0	1 / 1 0	1 / 1 0	
 〔回答基準の例〕 ・大きく隔離している(徒歩3分以上程度) ・ある程度隔離している(徒歩1-3分程度) ・近接している(徒歩1分以内) 「対応していない」 ・敷地を車両が走ることはない 「対応不要」 	4 / 1 0	3 / 1 0	3 / 1 0		
危険物、有毒物質等の保管と使用の安全性確保					
 55)研究施設(検査・試験室)へのアクセスを制限しているか 〔回答基準の例〕 ・出入り可能な従業員を決め、かつ鍵等により物理的に制限している 「全面的に対応」 ・出入り可能な従業員を決めているのみ、もしくは鍵等により物理的に制限しているのみ み「一部対応」 ・制限していない「対応していない」 ・研究所(検査・試験室)がない「対応不要」 	5 / 1 0	1 / 1 0	4 / 1 0		
56)研究材料(検査薬・試験薬)の保管を研究所(検査・試験室)内に制限しているか [回答基準の例] ・全ての研究材料(検査薬・試験薬)の保管を研究施設(検査・試験室)内に制限して いる 「全面的に対応」 ・一部の研究材料(検査薬・試験薬)の保管を研究施設(検査・試験室)内に制限して いる 「一部対応」 ・制限していない 「対応していない」 ・研究材料(検査薬・試験薬)がない 「対応不要」	/	3 / 9			・無回答 1
 57)・ 試薬や微生物、薬物、毒素のポジティブコントロール等、危険な材料へのアクセスを制限しているか (回答基準の例) ・全ての試薬や微生物、薬物、毒素等危険な材料へのアクセスを制限している「全面的に対応」 ・一部の試薬や微生物、薬物、毒素等危険な材料へのアクセスを制限している「一部対応」 ・制限していない「対応していない」 ・研究材料(検査薬・試験薬)がない「対応不要」 	7 / 9	2 / 9			・無回答 1
 57)- 試薬や微生物、薬物、毒素のポジティブコントロール等の保管に際し、国等へ届出が必要なものについては、定められた届出を実施しているか (回答基準の例) ・定期的に届出状態を確認している 「全面的に対応」 ・時折、届出状態を確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・届出が必要な試薬や微生物、薬物等がない 「対応不要」 	1 / 9			8 ⁄ 9	・無回答1 ・あまり危険なものはない ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場1)
58)試薬や微生物、薬物、毒素のボジティブコントロールの管理責任者を設置しているか [回答基準の例] ・管理責任者とその代理など、複数設置している 「全面的に対応」 ・一人だけ設置している 「一部対応」 ・設置していない 「対応していない」 ・研究材料(検査薬・試験薬)がない 「対応不要」	6 / 9		1 ⁄ 9	2 / 9	・無回答 1

		۶ı	ック欄		
チェック項目	対 全 面 り に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
59)試薬の紛失等に関する事態の調査・通報の体制を構築しているか (回答基準の例) ・調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 ・調査もしくは通報のいずれかだけ体制を構築している 「一部対応」 ・構築していない 「対応していない」 ・研究材料(検査薬・試験薬)がない 「対応不要」	2 / 9	4 7 9	2 / 9		 ・体制の構築はしていない が、試薬(劇物)は月一 度残量を確認し、異常が あった場合は品質管理部 長に通報する。 ・危険な試薬は無い ・無回答1
60)不要な試薬を安全な方策で廃棄しているか 〔回答基準の例〕 ・廃棄の手順を定め、その通りに廃棄している 「全面的に対応」 ・廃棄の手順は定めていないが、安全に廃棄している 「一部対応」 ・安全な方法で廃棄していない 「対応していない」 ・ポジティブコントロールがない 「対応不要」	6 / 9	1 ⁄ 9		2 / 9	 ・専門業者に要請 ・専門業者に委託してお り、マニュフェストを提 出させている ・無回答1
 61)- 有毒物質等の在庫量を、メンテナンス等に用いる分のみに限定しているか(余った不要な有毒物質等を廃棄しているか) 〔回答基準の例〕 ・限定しており、利用後に余った場合は適切に廃棄している 「全面的に対応」 ・限定しているが、利用後に余った場合は後で使うため保存しておく 「一部対応」 ・限定していない 「対応していない」 ・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」 	3	3 / 9	1 ⁄ 9	2 / 9	・劇物は含むのか。具体名 を挙げたほうがよい。 ・殺虫作業は業者に委託し ており、工場では殺虫剤 を持っていない ・無回答1
 61)- 有毒物質等を保管している場合、その在庫量を定期的に確認しているか 〔回答基準の例〕 ・定期的に確認している 「全面的に対応」 ・時折確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」 	3 / 9	4 7 9			・無回答1 ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場1)
 62)有毒物質等を、食品の取扱いエリアや保管エリアから離れた場所に保管しているか 〔回答基準の例〕 ・離れた場所に保管しており、かつ栓をシーリングするなど、妥当な理由もなく有毒物 質を使用することのないよう十分配慮している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("離れた場所に保管して いるが、栓をシーリングするなどの十分な配慮はしていない"など) 「一部対応」 ・近接した場所に保管している 「対応していない」 ・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」 	2	5 / 1 0		3 / 1 0	
 63)有毒物質等の保管エリアへのアクセスを制限しているか (回答基準の例) ・出入り可能な従業員を決め、かつ鍵等により物理的に制限している 「全面的に対応」 ・出入り可能な従業員を決めているのみ、もしくは鍵等により物理的に制限しているのみ 「一部対応」 ・制限していない」 ・有毒物質等を扱っていない」 	4 / 1 0	2 / 1 0	1 / 1 0	3 / 1 0	
 64) 有毒物質等に適切なラベルが貼付されていることを確認しているか 〔回答基準の例〕 ・定期的に確認している 「全面的に対応」 ・不定期に確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 ・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」 	4 / 1 0	3 / 1 0		3 / 1 0	
 65)敷地内にある有毒物質等の所在や保管量を把握、監視しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての有毒物質等について、その所在や保管量を常に把握、監視している 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("一部の有毒物質等については常に所在や保管量を把握"など) 「一部対応」 ・把握、監視していない 「対応していない」 ・有毒物質等を扱っていない 「対応不要」 	3 / 1 0	4 / 1 0		3 / 1 0	

チェック項目 対 金 山 教 ひ ひ 衣 ひ ひ 衣 ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ ひ			チェ	ック欄		
(回答基準の例) ・鍵付きの保管庫等安全な場所に管理し、使用場所や方法、その量等に関する履歴を残すようにしている 「全面的に対応」 3 2 3 ・無回答1 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("鍵付きの保管庫等安全な場所に管理しているが、使用やその量等に関する履歴は残していない"など) 3 2 / / / / / (本質問の含まれない古る場合のごを定くていない」な場合のごを定くていない"など) 8 8 8 8 10% い版で協力頂いた工場1) ・一部対応」 ・一部対応」 ・ ・ 2 3 1 4 4 1 <td>チェック項目</td> <td>対 全 面 的 に</td> <td>一部対応</td> <td>い 対応 い ないして</td> <td>対応不要</td> <td>自由記述欄 (対策の現状等)</td>	チェック項目	対 全 面 的 に	一部対応	い 対応 い ないして	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
 ・ 銀付きの保管庫等安全な場所に管理し、使用場所や方法、その量等に関する履歴を残すようにしている 「全面的に対応」 ・ 上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("鍵付きの保管庫等安全 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	66)- 殺虫剤を安全に管理しているか					
すようにしている 「全面的に対応」 3 2 3 ・無回答1 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("鍵付きの保管庫等安全な場所に管理しているが、使用やその量等に関する履歴は残していない"など) / / / / (本質問の含まれない古る) な場所に管理しているが、使用やその量等に関する履歴は残していない"など) 8 8 8 8 8 1 ・(本質問の含まれない古る) ・安全に管理していない 「対応していない」 * ※ 8 8 8 8 1	〔回答基準の例〕					
 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("鍵付きの保管庫等安全 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	・鍵付きの保管庫等安全な場所に管理し、使用場所や方法、その量等に関する履歴を残		-		-	
な場所に管理しているが、使用やその量等に関する履歴は残していない"など) 「一部対応」 ・安全に管理していない 「対応していない」 ・殺虫剤を扱っていない 「対応不要」 66)- 殺虫剤を購入する場合の選定基準を作成しているか [回答基準の例] ・全ての殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」 ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 ・一部の殺虫剤について、ごと基準を設けている 「一部対応」 ・一部の殺虫剤について、ごと基準を設けている 「一部対応」 ・ 一部の殺虫剤について、ごと基準を設けている 「一部対応」 ・ 一部がた」 ・ 一部の殺虫剤について、こ、 「対応していない」 ・ 一部の殺虫剤について、こ、 「対応していない」 ・ 一部の殺虫剤について、 「対応していない」 ・ 一部の殺虫剤について、 「対応していない」 ・ 一部がた」 ・ 一部の殺虫剤を扱っていない 「対応の不要」 67)研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の発生状況の調査や、発生時の通 報体制を構築しているか [回答基準の例] ・ 前例がなく、 分からない		-			-	
「一部対応」 ・安全に管理していない 「対応していない」 ・殺虫剤を扱っていない 「対応不要」 2 66) - 殺虫剤を購入する場合の選定基準を作成しているか 2 「回答基準の例] 2 ・全ての殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」 / ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」 1 ・選定基準を作成していない 「対応していない」 0 ・ 澱虫剤を扱っていない 「対応していない」 0 ・ 調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 4 ・ 調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 4			-			-
・安全に管理していない 「対応していない」 ・殺虫剤を扱っていない 「対応不要」 - 66) - 殺虫剤を購入する場合の選定基準を作成しているか 2 10答基準の例] 2 ・全ての殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」 / ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 1 ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 1 ・選定基準を作成していない 「対応していない」 0 ・ 殺虫剤を扱っていない 「対応していない」 0 ・ 殺虫剤を扱っていない 「対応していない」 - ・ 殺虫剤を扱っていない 「対応人ていない」 - ・ 殺虫剤を振りているか 4 ・ 調査・通報の体制を構築している ・		8	8		8	い版で協力頂いた工場1)
・殺虫剤を扱っていない 「対応不要」 66) - 殺虫剤を購入する場合の選定基準を作成しているか 2 3 1 4 (回答基準の例) 2 3 1 4 ・全ての殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」 / / / / ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 1 1 1 1 ・選定基準を作成していない 「対応していない」 0 0 0 0 ・殺虫剤を扱っていない 「対応していない」 0 0 0 0 ・殺虫剤を扱っていない 「対応していない」 1 1 1 1 ・調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 4 2 3 1 ・調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 / / / /						
66)・殺虫剤を購入する場合の選定基準を作成しているか 2 3 1 4 (回答基準の例) ·全ての殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」 / / / / ·一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 1 1 1 1 1 ·選定基準を作成していない 「対応していない」 0 0 0 0 0 ·設虫剤を扱っていない 「対応していない」 ・ 0 0 0 0 67)研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の発生状況の調査や、発生時の通報体制を構築しているか 4 2 3 1 ·調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 / / / /						
【回答基準の例】 2 3 1 4 ・全ての殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」 / / / / ・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている 「一部対応」 1 1 1 1 ・選定基準を作成していない 「対応していない」 0 0 0 0 ・殺虫剤を扱っていない 「対応していない」 0 0 0 0 67)研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の発生状況の調査や、発生時の通 4 2 3 1 報体制を構築しているか 4 2 3 1 ・調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 / / / /						
・全ての殺虫剤について、選定基準を設けている 「全面的に対応」 /		2	2	1	4	
・一部の殺虫剤について、選定基準を設けている「一部対応」 1 <		2	5		4	
・選定基準を作成していない 「対応していない」 ・殺虫剤を扱っていない 「対応不要」 67)研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の発生状況の調査や、発生時の通報体制を構築しているか 4 2 3 1 「回答基準の例] ・調査・通報の体制を構築している。 「全面的に対応」 / / / / /		/	/	/	/	
 ・殺虫剤を扱っていない 「対応不要」 67)研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の発生状況の調査や、発生時の通 報体制を構築しているか (回答基準の例) ・調査・通報の体制を構築している。 「全面的に対応」 		1		1	•	
67)研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の発生状況の調査や、発生時の通 報体制を構築しているか 4 2 3 1 〔回答基準の例〕 / / / / / /		0	0	0	0	
報体制を構築しているか [回答基準の例] ・調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 4 2 3 1 / / / / / / · 前例がなく、分からない						
(回答基準の例) 4 2 3 1 ・調査・通報の体制を構築している 「全面的に対応」 / / / / / / / ・前例がなく、分からない	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
・調査・通報の体制を構築している。「全面的に対応」		4	2	3	1	
┃ ・調査・通報の抑制を構築している 王詛的に対応」		/	/	/	/	並何がわく 八からかい
・調査もしくは通報のいずれかだけ体制を構築している 「一部対応」 1111111		1	1	1	1	・削削がなく、方からない
		0	0	0	0	
・研究材料(検査薬・試験薬)や有毒物質等がない「対応不要」			_		-	

5.運営(オペレーション)について

		チェ	ック欄		
チェック項目	対 応 の に	部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
納入資材およびオペレーション		_		_	
 68) - 全ての資材や原材料等の調達先の信頼性を確保しているか (回答基準の例) ・全ての調達先の信頼性を確保している 「全面的に対応」 ・一部の調達先についてのみ信頼性を確保している 「一部対応」 ・確保していない 「対応していない」 68) - 全ての資材や原材料等の調達先の信頼性は、どのように確保しているか (例:長年既知の業者である/適切な免許や許可を受けた製造業者・包装業者である、等) (自由回答) 	9 / 1 0	1 / 1 0			 ・食材に関しては、必ず 工場を視察に行く。保健 所の免許、HACCP、ISO などの遵守状況は良く 確認する 資材に関しては、名の ある大きな業者と取引 するようにしている ・質問リスト抜け1 ・本社にて工場検査を実 施
 69)資材や原材料等の運送業者等が、適切な食品に対する安全措置を講じていることを確認しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての業者について確認している「全面的に対応」 ・一部の業者についてのみ確認している「一部対応」 ・確認していない」「対応していない」 	1 ⁄ 9	6 / 9	2 / 9		 ・大手が多いので信頼しているが、運送業者は小さいところもいる ・無回答1

	チェック欄				
チェック項目	対 全 面 的 に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
 70) - 資材や原材料等の受領前に、納入資材等のラベルや包装の形態を確認しているか 否か (回答基準の例) ・全てのものについて確認している 「全面的に対応」 ・一部のもののみについて確認している 「一部対応」 ・確認していない 「対応していない」 	9 / 1 0	1 / 1 0			
 70) 資材や原材料等が海外製品である場合、その生産地の衛生情報にも注意を払っているか 〔回答基準の例〕 ・定期的に注意を払っている 「全面的に対応」 ・不定期に注意を払っている 「一部対応」 ・注意を払っていない 「対応していない」 ・海外製品を利用していない 「対応不要」 	5 ⁄ 8	3 / 8			 ・無回答1 ・インドの工場には注意している ・(本質問の含まれない古い版で協力頂いた工場1)
 71)鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっているか(現状では 必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・全ての資材について鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらって いる 「全面的に対応」 ・一部の資材についてのみ鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっている 「一部対応」 ・鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナで納入してもらっている資材はない 「対応していない」 	2 /	1 / 4	1 / 4		・無回答 6
 72)供給業者や運送業者等は、積荷の位置が常時確認できるようになっているか (回答基準の例) ・全てについて常に確認できる 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("一部の積荷については常に確認可能"、"全ての積荷について事後に確認可能"など) 「一部対応」 ・確認できるようにはなっていない 「対応していない」 	3 ⁄ 9	1 / 9	5 ⁄ 9		・無回答 1
73)供給業者や運送業者等の配送スケジュールが確立されているか 〔回答基準の例〕 ・スケジュールは確立されており、遵守されている「全面的に対応」 ・スケジュールは確立されているが、遵守されないこともある「一部対応」 ・スケジュールは確立されていない」「対応していない」	5 / 1 0	5 / 1 0			
 74) - 納入資材の積み下ろし作業を監視しているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕 ・全ての積み下ろし作業を監視している「全面的に対応」 ・一部の積み下ろし作業を監視している「一部対応」 ・監視することはない「対応していない」 	4 ⁄ 8	3 / 8	1 / 8		・無回答 2
 74)- 納入資材の積み下ろし作業は、どのような監視をしているか(現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) (例:監視カメラで録画している/常に従業員が立ち会う、等) (自由回答) 					 ・一緒に数えながら積み おろしする ・質問リスト抜け ・従業員の立会い
75)納入製品・数量と、発注製品・数量との整合性の確認を実施しているか [回答基準の例] ・複数人で、複数回確認している 「全面的に対応」 ・一回だけ確認している 「一部対応」 ・確認しないこともある 「対応していない」	6 / 1 0	4 / 1 0			
 76)納入資材について、意図的な食品汚染行為等の徴候・形跡の調査や通報の体制を構築しているか 〔回答基準の例〕 ・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」 ・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している 「一部対応」 ・構築していない 「対応していない」 	4 / 1 0	3 / 1 0	3 / 1 0		 ・社内レベルでは構築しているが、警察等は含んでいない。警察に通報するべきかどうかの閾が判断しにくい

チェック欄					
チェック項目	対 全 応 的 に	部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
資材等の保管					
 77)- 保管中の納入資材や使用中の資材を監視しているか 〔回答基準の例〕 ・全ての資材を監視している 「全面的に対応」 ・一部監視している 「一部対応」 ・監視していない 「対応していない」 	2 / 1 0	5 / 1 0	3 / 1 0		 ・持ち場の担当者が常に 状況を把握 ・保管工程の監視は困難
77)- 納入資材や使用中資材をどのように監視しているか (例:監視カメラで録画している/定期的に従業員が巡回する、等) 〔自由回答〕					・資材課員が在庫確認時 に確認
 78)在庫の紛失や増加、その他の事態の調査や通報の体制を構築しているか 〔回答基準の例〕 ・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」 ・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している 「一部対応」 ・構築していない 「対応していない」 	5 / 1 0	4 / 1 0	1 / 1 0		・減ったときは情報があ がるが、増えたという情 報を聞いたことはない
 79)製品ラベルを安全な場所に保管しているか 〔回答基準の例〕 ・鍵つきの場所に保管している 「全面的に対応」 ・鍵つきではないが、安全な場所に保管している 「一部対応」 ・安全な場所に保管していない 「対応していない」 	1 / 1 0	6 / 1 0	3 / 1 0		
水道その他供給関係のセキュリティ					
 80) - 空調、水道、電気および冷蔵の管理系統へのアクセス制限を実施しているか (回答基準の例) ・アクセス可能な従業員を決め、かつ管理装置には鍵を設けるなど物理的な安全措置 を講じている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス可能な従業員 は決めているが、管理装置に物理的な安全措置は講じていない"など) 「一部対応」 ・実施していない 「対応していない」 	/	6 / 1 0			
 80) - 空調、水道、電気および冷蔵の管理系統の保守点検を外部委託している場合、委託先の従業員についてアクセス制限を実施しているか (回答基準の例) ・アクセス可能な委託先の従業員を決め、かつ管理装置には鍵を設けるなど物理的な安全措置を講じている「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス可能な委託先の従業員を決めているが、管理装置に物理的な安全措置は講じていない"など)「一部対応」 ・実施していない 「対応していない」 ・外部委託していない 「対応不要」 	2	2 / 6	1 / 6	1 / 6	・無回答3 ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1)
 81)井戸、給水栓、貯蔵施設の安全性を確保しているか 〔回答基準の例〕 ・アクセス可能な従業員を決め、かつ施設には鍵を設けるなど物理的な安全措置を講じている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス可能な従業員は決めているが、施設に物理的な安全措置は講じていない"など) 「一部対応」 ・確保していない 「対応していない」 82)井戸水を利用している場合、水、及びその関連施設を塩素殺菌する設備を監視しているか 	/ / 9	2 / 9		2	・無回答 1
 〔回答基準の例〕 ・全ての設備を常に監視している 「全面的に対応」 ・一部の設備のみ監視している、もしくは不定期に監視している 「一部対応」 ・監視していない 「対応していない」 ・井戸水を利用していない 「対応不要」 	/ 1 0	/ 1 0		/ 1 0	

		チェ	ック欄		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					自由記述欄
チェック項目	対 全 応 的 に	部対応	いない いなして	対応不要	(対策の現状等)
		心	Č	妥	
83)井戸水を利用している場合、安全性の検査結果の変化に注意を払っているか 〔回答基準の例〕	8			2	・但し残留塩素である。
・定期的に注意を払っている「全面的に対応」	/			/	また水道法の範囲で、年
・不定期に注意を払っている 「一部対応」 ・注意を払っていない 「対応していない」	1			1	2回金属と農薬を確認し
・井戸水を利用していない「対応不要」	0			0	ている。
84)公共水道の安全性等に関する国、自治体等からの警告に注意を払っているか					・専用水道である。濁り
 〔回答基準の例〕 ・常に注意を払っている 「全面的に対応」 	6	1	2		等は注意をはらってい
・不定期に注意を払っている「一部対応」	/ 9	/ 9	9		るが。
・注意を払っていない「対応していない」	9	9	9		・無回答 1
	1		1		
とを確認しているか	6	1	3		
〔回答基準の例〕 ・全ての貯蔵倉庫、車両、船舶等について、常に確認している 「全面的に対応」	0	 /	5		・温度管理程度であれば
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を確認している("貯蔵倉庫のみについて	1	, 1	1		把握している
常に確認"、"全ての貯蔵倉庫、車両、船舶について不定期に確認"など)	0	0	0		
「一部対応」 ・全く確認していない 「対応していない」					
86) 最終製品の流通に、鍵つきあるいは封印可能な車両/コンテナを利用しているか(
現状では必ずしもご回答頂かなくても結構です。) 〔回答基準の例〕					
・全ての製品について鍵つきあるいは封印可能な車両/コンテナを利用している	3	2	3		
「全面的に対応」	/	/	/		・無回答 2
 ・一部の製品についてのみ鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナを利用している 「一部対応」 	8	8	8		
・鍵つき、あるいは封印可能な車両/コンテナを利用していない					
「対応していない」					
87)出荷する製品について、その荷受人を併せて把握しているか 〔回答基準の例〕	7	1	2		・大体は顔見知りであり、
・全ての出荷製品について把握している 「全面的に対応」	/	/	/		それ以外は車とユニフ
・一部の出荷製品について把握している 「一部対応」	1	1	1		オーム程度しか見ない。
・把握していない「対応していない」	0	0	0		私服で来る人はいない。
88) 出荷した製品について、積荷の位置を常時確認することが可能か (回答其準の例)					・荷物の到着に関しては
 〔回答基準の例〕 ・全てについて常に確認できる 「全面的に対応」 					全て連絡がある ・配送時間はそれほど余
・上記を「全面対応」とした場合、その一部を確認している("一部の積荷について実	5	4	1		・配送時间はてればと赤裕を見ていない
施"、"全ての積荷について事後に確認できる"など) 「一部対応」	/	/	/		・当工場は物流センター
・確認できるようにはなっていない 「対応していない」	1	1	1		宛に出荷。物流センター
	0	0	0		はリアルタイムで積荷
					の位置を確認できてい るはず
	_				ରାନ ନ
〔回答基準の例〕	7	3			・在庫の増加に関しては、
・スケジュールは確立されており、遵守されている 「全面的に対応」 ・スケジュールは確立されているが、遵守されないこともある 「一部対応」	/	/			情報が上がってくるか
 ・スケジュールは確立されているが、遵守されないこともある 「一部対応」 ・スケジュールは確立されていない 「対応していない」 	0	0			どうか疑問
			_		
築しているか	7	1	2		
〔回答基準の例〕 ・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」	/	/	/		
・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している 「一部対応」	0	0	0		
・構築していない「対応していない」	-	-	-		

	チェック欄				
チェック項目	対 応 の に	一部対応	いない て	対応不要	自由記述欄 (対策の現状等)
 91) - 納入先における販売担当従業員等に、偽造等の不正商品への目配りや、何か問題を察知した場合には担当者に通報するようアドバイスをしているか 〔回答基準の例〕 ・常にそのように指示している 「全面的に対応」 ・不定期にそのように指示している 「一部対応」 ・そのような指示をしたことはない 「対応していない」 	5 ⁄ 8		3 / 8		 ・無回答1:販売担当は いない(質問文に要説 明) ・むしろ、小売店舗の方 からクレームなどが随 時上がってくる ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1)
 91)- 最終製品に対する苦情が寄せられた場合の調査や通報の体制を構築しているか 〔回答基準の例〕 ・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」 ・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している 「一部対応」 ・構築していない 「対応していない」 	7 / 8	1 / 8			 ・無回答1 ・(本質問の含まれない古い版で協力頂いた工場1)
 91)- 最終製品に対する健康被害情報が寄せられた場合の調査や通報の体制を構築しているか 〔回答基準の例〕 ・調査と通報の双方について体制を構築している 「全面的に対応」 ・調査もしくは通報のいずれかについて体制を構築している 「一部対応」 ・構築していない 「対応していない」 	7 / 8	1 / 8			・無回答1 ・(本質問の含まれない古 い版で協力頂いた工場 1)
コンピューターシステムへのアクセス					
 92) コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者に 制限しているか (回答基準の例) ・アクセス可能な従業員を決め、かつ施設には鍵を設けるなど物理的な安全措置を講 じている 「全面的に対応」 ・上記を「全面対応」とした場合、その一部を実施している("アクセス可能な従業員 は決めているが、施設に物理的な安全措置は講じていない"など) 「一部対応」 ・制限していない「対応していない」 	6 / 1 0	3 / 1 0	1 / 1 0		
 ・コンピューターは利用していない 「対応不要」 93)従業員の退職時等におけるコンピューターアクセス権を削除しているか (回答基準の例) ・常に削除している 「全面的に対応」 ・削除することもあるが、しないこともある 「一部対応」 ・削除しない、皆で同じID・パスワードを利用している、等 「対応していない」 ・コンピューターは利用していない 「対応不要」 	8 / 1 0		2 / 1 0		
94)コンピューターのデータ処理に係る履歴を保存しているか 〔回答基準の例〕 ・全てのデータ処理の履歴を保存している 「全面的に対応」 ・一部のデータ処理の履歴を保存している 「一部対応」 ・保存していない 「対応していない」 ・コンピューターは利用していない 「対応不要」	5 ⁄ 8	1 / 8	2 / 8		· 無回答 2

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 分担研究報告書

生物剤系危害に対するセキュリティ強化

研究分担者 山本 茂貴 (東海大学海洋学部水産学科食品科学専攻 教授、 前国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部長)

研究要旨

本研究では、過年度研究(「食品におけるバイオテロの危険性に関する研究」(研究代表者: 今村知明))において実施した、食品等へのテロに使用される可能性がある生物剤の検討 を踏まえ、日本生協連との連携により、製菓工場、物流センター、水産加工工場について、 利用可能性のある生物剤の精査及び脆弱ポイントの抽出、及び、食品防御の視点から現行 の管理体制に追加すべき実用的な具体的対策の検討を実施した。

A.研究目的

過年度研究(「食品におけるバイオテロの危険 性に関する研究」(研究代表者:今村知明))にお いて検討した、食品等へのテロに使用される可能 性がある生物剤の検討を踏まえ、本調査で対象と した食用酢工場、流通センター及び漬物工場につ いて、その工程の特性を踏まえ、利用可能性のあ る生物剤の精査を行う。さらに、抽出した生物剤 の特性を踏まえ、食品防御の視点から、生物剤系 に関連する危害に対するセキュリティ強化策につ いて、ハード面及びソフト面から、現行の管理体 制に追加すべき実用的な具体的対策の検討を実施 する。

B.研究方法

日本生協連との連携により、製菓工場、物流セ ンター及び水産加工工場への実地調査を行い、脆 弱ポイント(工程)の評価を実施した。また、過 年度研究(「食品におけるバイオテロの危険性に関 する研究」(研究代表者:今村知明))において検 討した、食品テロに使用することが可能な生物剤 について、本年度実地調査を行った3工場への適 用可能性を検討し、利用可能な物質の精査を実施 した。この結果により、投入物質の面からの防御 対策(物質管理方針、重点管理工程等)の検討を 実施した。

倫理面への配慮

本研究において、特定の研究対象者は存在せず、 倫理面への配慮は不要である。

なお、本研究で得られた成果は全て厚生労働省 に報告をしているが、一部テロ実行の企てに悪用 される恐れのある情報・知識については、本報告 書には記載せず、非公開としている。

- C.研究成果
- 1.工場への実地調査
- 1.1 調査対象の工場
- ・ 脆弱性評価の対象とする施設は、製菓工場、 物流センター、水産加工工場とした。
- これらについて、実際に施設を訪問し、製造 工程及び使用設備、管理方法等を確認するこ とで、食品への意図的な混入に利用される可 能性のある生物剤の精査及び当該生物剤の管 理面からの防御対策の検討、被害規模の想定 を実施した。

1.2 製菓工場への食品テロが想定される製造 工程の検討及び利用可能性のある生物剤 の精査

1.2.1 製菓工場において食品テロが想定 される製造工程の検討

・ 製菓工場の工程の概要は、「原料受入・計量・

混合、「撹拌、「生地寝かし・成形、「焼成、 「冷却、「検品・包装、「出荷」であり、こ のうち、人手による作業であること、アクセ スしやすい環境にあることにより食品テロの ターゲットとなると考えられる工程を抽出し たが、生産工程においては加熱工程が中心で あり、生物剤の利用は困難であると考えられ る。

 生物剤による食品テロが想定される工程の抽 出を行ったが、テロ等犯罪に悪用される可能 性が排除できないため、詳細な内容は非公表 とした。

1.2.2 製菓工場において食品テロに利用 される可能性がある生物剤の精査

- 過年度研究において検討した「生物剤を食品 テロに適用する上での諸条件と生物剤の特 性(<u>致死性(</u>消費者をターゲットとする場合、 企業の信用失墜をターゲットとする場合、広 く社会的混乱を狙う場合のそれぞれにより、 致死性の高さは異なる)<u>潜伏期間、入手容易</u> 性、可搬性、安定性、実行犯の安全性(実行 犯に被害が及びにくいもの)<u>特定困難性</u>)を 踏まえ、製菓工場において食品テロに利用さ れる可能性がある生物剤の想定を行った。
- ただし、製菓工場においてテロ等犯罪に悪用 される可能性が排除できないため、具体的な 生物剤の名称は非公表とした。

1.3 物流センターへの食品テロが想定される 作業工程の検討及び利用可能性のある生 物剤の精査

1.3.1 物流センターにおいて食品テロが 想定される工程の検討

- 物流センターの工程は「別積み商品(1F)」、
 「SC入庫(1F)」、「小分け(4F)」、「補充室(4F)」、「DPS集品(4F)」、「クライム集品(3F)」、「クライム集品2(3F)」である。
- 本年度調査対象とした物流センターは、過年度に調査対象とし、食品テロのターゲットと考えられる工程の指摘を行った工場である。本年度の調査においては、脆弱箇所への対策が講じられていた。
- ・ 一方で、アクセスしやすい環境にあることな

どにより食品テロのターゲットとなると考え られる工程や経路を抽出したが、テロ等犯罪 に悪用される可能性が排除できないため、詳 細な内容は非公表とした。

1.3.2 物流センターにおいて食品テロに 利用される可能性がある生物剤の 精査

- 過年度研究において検討した「生物剤を食品 テロに適用する上での諸条件と生物剤の特 性(<u>致死性(</u>消費者をターゲットとする場合、 企業の信用失墜をターゲットとする場合、広 く社会的混乱を狙う場合のそれぞれにより、 致死性の高さは異なる)<u>潜伏期間、入手容易</u> 性、可搬性、安定性、実行犯の安全性(実行 犯に被害が及びにくいもの)<u>特定困難性</u>)を 踏まえ、生物学的要因を意図的に食品に混入 させる場合の物質の想定を行った。
- ただし、物流センターにおいてテロ等犯罪に
 悪用される可能性が排除できないため、具体
 的な生物剤の名称は非公表とした。

1.4 水産加工工場への食品テロが想定される 製造工程の検討及び利用可能性のある生 物剤の精査

1.4.1 水産加工工場において食品テロが 想定される製造工程の検討

- 水産加工工場の工程の概要は「洗浄(2回)」
 「ミョウバン回し」、「塩回し」「スチーム加熱」、「金属探知」「計量」「調味液充填包装」
 「出荷」である。
- 水産加工工場においては、出荷までにスチーム加熱(90 で12~14分)工程、及び2度の洗浄工程があり、出荷前に、生物剤の利用は困難であると考えられる。
- なお、工程の特性及び工場の脆弱ポイントの 評価から、生物剤の意図的な混入が想定され る工程を特定したが、テロ等犯罪に悪用され る可能性が排除できないため、具体的な生物 剤の名称は非公表とした。

1.4.2 水産加工工場において食品テロに 利用される可能性がある生物剤の 精査

- 過年度研究において検討した「生物剤を食品 テロに適用する上での諸条件と生物剤の特 性(<u>致死性(</u>消費者をターゲットとする場合、 企業の信用失墜をターゲットとする場合、広 く社会的混乱を狙う場合のそれぞれにより、 致死性の高さは異なる)<u>潜伏期間、入手容易</u> 性、可搬性、安定性、実行犯の安全性(実行 犯に被害が及びにくいもの)<u>特定困難性</u>)を 踏まえ、生物学的要因を意図的に食品に混入 させる場合の物質の想定を行った。
- ただし、水産加工工場においてテロ等犯罪に
 悪用される可能性が排除できないため、具体
 的な生物剤の名称は非公表とした。

2.防御対策(物質管理方針、重点管理工程等) の検討

- 特定した生物剤の特性から、一般的な設備や
 生物剤に対する知識では取扱いそのものが困難であると想定されるが、致死量、または健康被害を及ぼす量が小さいため、被害規模が
 大きくなる可能性がある。
- これらの生物剤の工場内への持込みを防ぐため、ロッカーの使い方の徹底、死角となるエリアの洗い出し、私的持ち込み品(医薬品を含む)制限の徹底等の対策が必要である。
- また、工場や流通センターにおける商品取扱 量の急激な増加があった場合、従業員の急な 雇用が行われる場合があり、それらの管理や、 夜間の工場・流通内の行動の把握が必須であ る。また、従業員同士のコミュニケーション を密に行うことにより、例えば外部侵入者等 の行動に気づきやすくするといった環境整備 も重要である。
- 特に製造工程では、相互監視が可能な状況の 創出、また保管中の原料、薬剤の管理、中間 製品、最終製品への監視、アクセス制限等や、 持ち込み制限品に対する現場での運用実態へ の対策も必要である。

D.考察

・ 想定した生物剤が投入される可能性のある脆

弱ポイントの評価の結果として、食品衛生上 の管理のみでは対応困難な共通した脆弱性が 認められた。いずれも、ハード面(建物等の 設備のセキュリティ対策)及びソフト面(人 材の配置等、運用にかかるセキュリティ対策) が必要であることが想定された。

 特定した生物剤は、いずれもその特性から、 一般的な設備や知識では取扱いそのものが困 難であると想定される。ただし、意思を持っ て混入される場面を想定した場合、従来の食 品衛生管理のみでは対応不十分である。テロ 等犯罪に悪用される可能性が排除できないた め、脆弱ポイント毎の防御対策は非公表とす るが、生物剤系危害に対するセキュリティ強 化策について、脆弱ポイント区域への持込み 防止対策の強化(現場での個別対応を行わな い等)をはじめ監視体制、アクセス制限の改 善が必要である。

E.結論

 生物剤の特性及び今回対象とした食品の特性、 製造工程の特徴から、製菓工場、物流センタ ー及び水産加工工場にて食品テロに利用され る可能性がある生物剤を特定した上で、当該 物質が利用された場合の被害規模の想定を行 った。また、脆弱ポイントの評価を踏まえ、 食品防御の視点から、現行の管理体制に追加 すべき実用的な具体的対策の検討を行ったが、 テロ等犯罪に悪用される可能性があるため、 報告書への記載は行わず、非公表とした。

F. 研究発表

1. 論文発表

神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、山 口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品 汚染防止に関するチェックリストを基礎とし た食品防御対策のためのガイドラインの検討 Tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors in Japan. 日本公 衆衛生雑誌. 2014 Feb;61(2):100-108.

2. 学会発表

2013 年 10 月 23 日 ~ 25 日 (三重県、三重県総 合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学会総 会. 神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、 山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食 品防御対策に関する諸外国や国際組織におけ る検討状況とその対策.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 分担研究報告書

食品防御対策ガイドラインの改訂

研究分担者 赤羽 学(奈良県立医科大学 健康政策医学講座・准教授) 研究協力者 神奈川 芳行(東京大学大学院医学系研究科社会医学専攻

客員研究員)

研究要旨

人為的・意図的な食品汚染行為に対応するため、米国では多くの対策・方針案等が策定 されると共に、国際的にもG8の専門家会合の開催などの取組みが行われている。それら の中では、食品防御の観点から、食品のサプライチェーンの各段階において施設管理や人 員管理等に取り組む必要性が指摘されている。こうような背景を踏まえて、平成 21~23 年度の「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」(研究代表者: 今村知明)の研究において、「食品防御対策ガイドライン(案)」を作成したところである。 今年度は、日本では、中小規模の食品事業者が多いことを踏まえて、2箇所の中小規模 食品工場(従業者数約20名の製菓工場及び同約100名の水産加工工場)の実地調査を実 施し、ガイドラインにおける課題を検討し、修正点の有無等について確認を行った。

A.研究目的

世界的に関心が高まっている人為的・意図的 な食品汚染行為による「食品テロ」に対応する ため、米国では多くの対策・方針案等を策定す ると共に、世界健康安全保障イニシアティブを 発足させ、G8 での専門家会合等を開催するな ど、国際的な取組みがされている。

我々は、フードチェーン全体での安全性を高 めるために、「食品防御対策ガイドライン(食品 製造工場向け)(案)」を平成23年度に作成し ている。しかし、規模の大きな食品企業では使 用可能であるものの、中小規模工場にその使用 を求めることは難しいことが、以前より指摘さ れていた。そのため、大規模食品工場だけでな く、わが国の食品製造業の大多数を占める中小 規模食品工場でも使用可能なガイドラインにす るために、中小規模の食品工場での実地調査を 行うと共に、現行のガイドラインの項目及び文 言を再検討し、実施が強く望まれ、かつ実施可 能な項目に絞り込むと共に、文言の平易化を検 討した。

B.研究方法

中小企業基本法では中小事業所は「総従業者 ¹³⁰⁰人以下の事業所」、小事業所は「総従業者 20人以下」と定義されている^{2,3}。

今年度は、平成 23 度に作成した「食品防御 対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)」

¹ 従業者:個人事業主、無給家族従業員、有給役員(法人)常用雇用者(正社員・正職員、パート・アルバイト)臨時・日雇雇用者、他社からの出向従業者(出向役員を含む)派遣従業者。(出典:中小企業庁「中小企業実態基本調査、例えば

[[]http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=0 00013644086])

² 出典:中小企業庁「中小企業施策総覧」

[[]http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/souran/3siry ou/3-0-0-5toukei.html]

³ なお、当検討会において、従業者数のみではなく、事 業所の売上高についても基準とすべきではないかとい う意見がある。中小企業庁『中小企業実態基本調査 平 成 22 年調査(平成 21 年度決算実績)』によれば、

[・]食料品製造業1社当たり従業者数:23(人)<a>

[・]食料品製造業売上高:15,876,204(百万円)

[・]従業者1人当たり売上高=17,052,823(円)<c=b/a> これによれば従業者20人(小事業所と中事業所の敷居 値)の売上高は341(百万円)<c*20>となる。この敷 居値の設定については次年度検討会にて検討を行う予 定である。

を基に、日本生協連の協力のもと、製菓工場(従 業者数約20名)と水産加工工場(同約100名の)2箇所の中小規模食品工場に適用すること で、ガイドライン項目の修正点の有無等につい て確認した。

さらに、これらの実地調査の結果を踏まえて、 班会議等において、ガイドラインの項目及び文 言を再検討した。

C.研究成果

1. 中小規模の食品工場の実査の結果

中小規模の食品工場の訪問した結果、食品防 御に関しては、以下の課題が明らかになった。

・組織マネジメントや人的管理、施設管理については、敷地の狭さや人員の少なさのため、大規模な食品工場に比べ、逆に徹底しやすい面もあると見受けられた。

・工場外周の部外者侵入対策、特に井戸、貯水、

配水施設等について、十分な対策が取れていな かった。

・周辺民家との信頼関係等との観点から、あま り頑強な防犯対策を整備することは困難である と考えられていた。

・原材料の供給業者、運送業者、納入先業者に 対する食品防御対策に関する確認や要求を行う 事は、かなりの困難がある。

・非正規労働者や外国人従業者等の増加など、 食品製造工場の労働環境も複雑さを増している。

・殺虫剤の管理・保管については、工場の規模 によらず徹底する必要があると考えられた。

・工場関係者のフリーアクセスの拡大防止方法 や、私物の持込みチェック等の方法について、 提示が必要と考えられた。

・現行のガイドラインは、「内容面よりも文章が わかりにくい」という意見が出された。

2. ガイドラインの改訂について

今年度訪問した2つの中小規模の食品工場か らだされた、「内容面よりも文章がわかりにくい」 という意見や、研究班会議での、「規模の大きさ に関わらず、食品工場においては、食品防御対 策として実施すべき内容に大きな差はない」と いう意見が出された。

これらの意見を踏まえ、平成 23 年度に作成 したガイドライン(案)について、「中小規模工 場向けに新たにガイドラインを作成するのでは なく、現行のガイドラインを、工場規模に関わ らず使用可能なガイドラインに修正する」方針 が確認された。

この方針を踏まえて、ガイドラインの項目及 び文言を見直した結果、表 1『食品防御対策ガ イドライン(食品製造工場向け)』(平成25年度 改訂版)が作成された。

さらに、改訂版の検討段階においては、米国 での対策との比較や、現行のガイドラインとの 比較が求められたため、表 2『食品防御対策ガ イドライン(食品製造工場向け)』[新対照表] も作成した。

D.考察

食品防御対策を実施することは、人的にも、 コスト的にも、食品企業の負担が大きく、中小 規模の食品工場が多い日本においては、十分な 対策が取られていない状況があった。

しかしながら、昨年末の冷凍食品への農薬混 入事件を受けて、食品防御の重要性が再認識さ れている。また、これらの事件を踏まえて、食 品工場では、商品の納入先や原料の納入業者等 から、今後ガイドラインの使用が強く求められ る可能性もある。

こうした背景を受け、中小規模の食品工場の 実施調査を行い、現行のガイドラインにおける 課題を確認した結果、食品防御対策の基本は、 規模の大きさに関わらず共通していることが明 らかになった。そのため、ガイドラインも、企 業規模に関わらず使用しやすいように、改訂す ることが求められた。

今回の改訂により、当初 40 項目あった項目 が 38 項目に整理されると共に、難解な用語も 改善された。

今後、従業員の採用や、採用後の管理方法等 について、どこまで踏み込んだ表現とすべきか、 今後検討していく必要がある。

E.結論

- ・ 工場規模に関わらず適用可能となるように、
 平成23年度に作成したガイドライン(案)
 を修正し、さらに解説と一体化した改訂版
 を作成した。
- ・ 次年度以降は、中小規模工場へのさらなる

適用、及びそれに基づいたガイドラインの 修正作業を進める予定である。

F.研究発表

1. 論文発表

Hiroaki Sugiura, Manabu Akahane, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Harumi Bando, Tomoaki Imamura. Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study. interactive Journal of Medical Research. 2013;18;2(1):e2.

Tomomi Sano, Manabu Akahane, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the Web-based Daily Questionnaire for Health. International Journal Of Environmental Health Research. 2013 Jun;23(3):247-257.

Harumi Bando, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Manabu Akahane, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Association between first airborne cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey. International Journal Of Environmental Health Research. 2014.

神奈川芳之、赤羽学、今村知明. 第1編 食品 衛生管理と食の安全 第6章 フードディフェ ンスという概念. 美研クリエイティブセンタ ー 編集. 微生物コントロールによる食品衛生 管理 - 食品の安全・危機管理から予測微生物 の活用まで - . 2013;p.91-108.

神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、 山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品汚染防止に関するチェックリストを基礎 とした食品防御対策のためのガイドラインの 検討 Tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors in Japan. 日本公衆衛生雑誌. 2014 Feb;61(2):100-108.

今村知明、神奈川芳行 他. 第5章 社会に おける対応の現状と対策 1.アレルギーの 表示の現状と対策. 中村 丁次 他編.【第 2版】食物アレルギーAtoZ 医学的基礎知 識から代替食献立まで. 2014 Mar;p.151-159.

2.学会発表

2013 年 10 月 23 日~25 日 (三重県、三重県総 合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学会総 会. 杉浦弘明、赤羽学、鬼武一夫、今村知明. 花粉症シーズンにおけるアトピー性皮膚炎患者 の皮膚症状の日々の発生頻度の検討.

2013 年 10 月 23 日 ~ 25 日 (三重県、三重県 総合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学 会総会. 神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長 谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山 本茂貴. 食品防御対策に関する諸外国や国 際組織における検討状況とその対策.

G. 知的財産権の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他 なし 『食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)』(平成 25 年度改訂版)について

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態 を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質 等を混入することを防ぐことは困難とされています。

2001 年9月11日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局(Food and Drug Administration; FDA)が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] ¹を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示しています。

世界保健機関 (World Health Organization; WHO) 2003 年に「Terrorists Threats to Food-Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention and Response Systems (食品テロの 脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)も「ISO 22000;食品安全マネジメントシステム - フードチェーンに関 わる組織に対する要求事項 (Food safety management systems - Requirements for any organization in the food chain)」(2005年9月)や「ISO/TS 22002-1:2009食品安全のための前提条件プログラ ム - 第1部:食品製造業(Prerequisite programmes on food safety -- Part 1: Food manufacturing)」 (2009年12月)を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。

日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984年のグリコ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっています。

2007年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防止策の検討が行われてきました。

さらに、平成23年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を深め、実際の対策を検 討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い「1.優先的に実施すべき対策」と、将来 的に実施が望まれる「2.可能な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品 製造者向けのガイドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案)やその解説、 食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版HACCP) [別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成しました

この度、平成25年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の 検証に関する研究班」では、平成23年度に作成した「食品防御対策ガイドライン(案)(食品製造 工場向け)」を中小規模の食品工場等での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しま した(別添)。本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸条件を 考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気付き」を得て、定期的・継続 的に食品防御対策が実施され、確認されることが望まれます。

5-4

表3

http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocumentsregulatoryinformation/fooddefense/ucm083075 .htm

(別添)食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(平成25年度改訂版)

(参考)

食品防御対策ガイドラインの検討経過

平成17年度(特別研究事業) 食品によるバイオテロの危険性に関する研究 平成18~20年度 食品によるバイオテロの危険性に関する研究 食品工場における脆弱性評価の実行可能性の検証 • ● 脆弱性評価手法(CARVER+Shock) 食品テロ対策の検討 チェックリストの作成(食品工場向け/物流施設向け) 食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(案)の作成(平成18年度) 食品に係る物流施設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(案)作成(平成20年度) 平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策の確立 平成 18~20 年度 食品によるバイオテロの危 と実行可能性の検証に関する研究 険性に関する研究 平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策の 平成 24~26 年度 食品防御の具体的な対策の確立 と実行検証に関する研究 確立と実行可能性の検証に関する研究 ● 食品工場におけるチェックリストの実行可能 食品防御対策の検討(平成 18~25 年度) 性の検証(平成 21~24 年度) 費用対効果の測定等(平成 21~23 年度) チェックリストの充実・精緻化(平成 21~24 • 年度) 中小規模の食品工場等における脆弱性評価の 実施とチェックリストの適用可能性の検討(平 成 25 年度) 平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究 ガイドライン等の作成・公表 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)(平成23年度) 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)[解説](平成 23 年度) 食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造承認制度実施要領(日本版 HACCP) [別表 第1 承認基準|における留意事項の検討(平成23年度) 平成 24~26 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行検証に関する研究 上記ガイドラインの改訂:中小規模の食品工場等での使用を前提に分かりやすく修正し、解説と一体化 した。 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(平成25年度改訂版)

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け) 一意図的な食品汚染防御のための推奨項目一 (平成 25 年度改訂版)

1.優先的に実施すべき対策

組織マネジメント

 ・ 食品工場の責任者は、従業員等が働きやすい職場環境づくりに努め、従業員等が自社製品の 品質と安全確保について高い責任感を感じながら働くことができるように留意する。

解	説	従業員等の監視を強化するのではなく、従業員等自らが、自社製品の安全を担っ
卅千		ているという高い責任感を感じながら働くことができる職場環境づくりを行う。

・ 食品工場の責任者は、自社製品に意図的な食品汚染が発生した場合、お客様はまず工場の従 業員等に疑いの目を向けるということを、従業員等に意識付けておく。

		従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅威や、予防措置の重要性に関し
解	説	て定期的に教育を行い、従業員自らが自社製品の安全を担っているという責任感を
		認識させる。

・ 自社製品に意図的な食品汚染が疑われた場合に備え、普段から従業員の勤務状況、業務内容 について正確に把握しておく。

		意図的な食品汚染が発生した場合においても、各方面への情報提供を円滑に行う
解	誽	ことができるよう、平時から、従業員の勤務状況、業務内容について正確に記録す
		る仕組みを構築しておく。

 ・製品の異常を早い段階で探知するため苦情や健康危害情報等を集約・解析する仕組みを構築 するとともに、万一、意図的な食品汚染が発生した際に迅速に対処できるよう、自社製品に 意図的な食品汚染が疑われた場合の保健所等への通報・相談や社内外への報告、製品の回収、 保管、廃棄等の手続きを定めておく。

	苦情、健康危害情報等については、販売店経由で寄せられる情報についても把握
	に努め、これらの情報等について企業内での共有化を図る。
解説	意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる場合の社内の連絡フロー、保健所・
州午 百九	警察等関係機関への連絡先等をマニュアル等に明記しておく。
	異物混入が発生した際には、原因物質に関わらず、責任者に報告し、報告を受け
	た責任者は故意による混入の可能性を排除せずに対策を検討する。

人的要素(従業員等)

・ 従業員等の採用面接時には、可能な範囲で身元を確認する。身分証、免許証、各種証明書等 は、可能な限り原本を確認し、面接時には、記載内容の虚偽の有無を確認する。

² 派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。可能であれば、"食品防御に対する留意"に関する内容を、契約条件に盛り込む。

- ・ 従業員等の異動・退職時等には制服や名札、IDバッジ、鍵(キーカード)を返却させる。
- ・ 製造現場内へは原則として私物は持ち込まないこととし、これが遵守されていることを確認 する。持ち込む必要がある場合は、個別に許可を得るようにする。

		製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限がないため、持ち込まないこと を原則として、持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込む場合は、個別
解	説	に許可を得る方が管理しやすいと考えられる。
		また、更衣室やロッカールームなども相互にチェックする体制を構築してお
		<.

・ 就業中の全従業員等の移動範囲を明確化する(全従業員等が、移動を認められた範囲の中で 働いているようにする)。

	誽	他部署への理由のない移動を制限し、異物が混入された場合の混入箇所を同
解		定しやすくする。
用牛		制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、全従業員の「移動可能範囲」
		や「持ち場」等を明確に識別できるようにする。

・ 従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時間の著しい変化等を把握する。

		従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前から抱いていたものとは限らず、
		採用後の職場への不平・不満等も犯行動機となることも考えられる。
解	説	製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的なミーティング、個別面談等を通
		じて、従業員の心身の状態について確認するとともに、日常の言動や出退勤時刻の
		変化が見られる場合には、その理由についても確認する。

・ 新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従業員に認知させ、従業員同士の識別度を高める。

	备辺	説	新規採用者を識別しやすくするとともに、従業員が見慣れない人の存在に疑問を
解	用牛		持つ習慣を意識づける。

人的要素(部外者)

事前に訪問の連絡があった訪問者については、身元・訪問理由・訪問先(部署・担当者等)
 を確認し、可能な限り従業員が訪問場所まで同行する。

解	! 言贷	訪問者の身元を、社員証等で確認する。訪問理由を確認した上で、従業員が訪問	問
707	. <u>п</u> л	場所まで同行する。	

・ 事前に訪問の連絡がなかった訪問者、かつ初めての訪問者は、原則として工場の製造現場への入構を認めない。

		「飛び込み」の訪問者については原則として製造現場への入構を認めない。
解	説	なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や面会の可否等について確認が取
		れた場合は、事前に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行う。

訪問者(業者)用の駐車場を設定する。この際、製造棟とできるだけ離れていることが望ましい。

解 説 全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷物の持ち込み等	等を一律に制限す
-----------------------------------	-----------------
ることは現実的ではない。	

特定の訪問者(例:施設メンテナンス、防虫防鼠業者等)については、それらの	
車両であることが明確になるように、駐車エリアを設定しておく。	

 ・ 食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独で行動する 可能性のある訪問者(業者)には、持ち物を十分確認し、不要なものを持ち込ませないよう にする。

	説	食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防鼠等に関する作業員は、長時間
解		にわたり多人数で作業することもあるため、従業員が全ての作業員の作業に同行す
		ることは困難である。
		作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持ち込み品の管理を徹底する。

郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事務所等)を定めておく。また配達員の敷地内の移動
 は、事前に設定した立ち入り可能なエリア内のみとする。

		信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物や受取人の違いにより、配達員
		は比較的自由に食品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵便、宅配物等の
解	説	受け入れ先は数箇所の定められた場所に限定する。
		また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内に無闇に立ち入ることや、建屋
		外に置かれている資材・原材料や製品に近づくことができないよう留意する。

施設管理

・ 不要な物、利用者・所有者が不明な物の放置の有無を定常的に確認する。

	説	食品工場で使用する原材料や工具等について、定数・定位置管理を行い、過不足
解		や紛失に気づきやすい環境を整える。
		また、食品に直接手を触れることができる製造工程や従事者が少ない場所等、意
		図的に有害物質を混入し易い箇所については特に重点的に確認する。

 ・ 食品に直接手を触れることができる仕込みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇所を把握し、可能な限り手を触れない様にカバーなどの防御対策を検討する。

		仕込みや包装前の製品等に直接手を触れることが可能な状況が見受けられる。
解	説	特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの実施、従業員同士による相互監
用牛	пл	視、監視カメラの設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられない構造に改修す
		රි.

- ・ 工場が無人となる時間帯についての防犯対策を講じる。
- ・ 鍵の管理方法を策定し、定期的に確認する。

解	¥ 説	最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態にならないよう管理方法を定
州午		め、徹底する。

・ 製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止のため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、補助鍵 の設置、格子窓の設置等の対策を行う。

		食品工場内の全ての鍵を定期的に交換することは現実的ではない。
解	説	異物が混入された場合の被害が大きいと考えられる製造棟や保管庫については、
		補助鍵の設置や定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取ることが重要である。

・製造棟の出入り口や窓など外部から侵入可能な場所を特定し、確実に施錠する等の対策を取る。

		製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵入できないようにする。全ての
解	説	出入り口・窓に対して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優先度を設定し、
		施設の改築等のタイミングで順次改善策を講じるように計画する。

・ 食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質については保管場所を定めた
 上で、当該場所への人の出入り管理を行うと共に、使用日時及び使用量の記録、施錠管理を
 行う。

	説	試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所は検査・試験室内等に制限する。
解		無断で持ち出されることの無いよう定期的に保管数量の確認を行う。可能であれば
		警備員の巡回やカメラ等の設置を行う。

・ 食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質を紛失した場合は、工場長や 責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

		法令等に基づき管理方法等が定められているものについては、それに従い管理を
		行う。
		それ以外のものについては、管理方法等を定め、在庫量の定期的な確認、食品の
解	説	取扱いエリアや食品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシーリング等によ
		り、妥当な理由無く有害物質を使用することの無いよう、十分に配慮した管理を行
		う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場合の通報体制や確認方法を構築す
		వె.

・ 殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理を徹底する。

		食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場合は、使用する殺虫剤の成分に
		ついて事前に確認しておくことが重要である。
		殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保管し、使用場所、使用方法、使用
		量等に関する記録を作成する。
解	説	防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業者を選定し、殺虫対象、殺虫を
		行う場所を勘案して、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を選定する。
		殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者が持参することになるが、工場
		長等が知らないうちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受けたり、工場内に
		保管したりするようなことがないよう、管理を徹底する。
1		

・ 井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を講じる。

解	説	井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を決め、鍵等による物理的な安全
卅千		対策、防御対策を講じる。

・ 井戸水を利用している場合、確実な施錠を行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセスを防

止すると共に、可能であれば監視カメラ等で監視する。

4	解	説	井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全体に及ぶため、厳重な管理が必
F	84		要である。

コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムについて、従業員の異動・退職時
 等に併せてアクセス権を更新する。アクセス許可者は極力制限し、データ処理に関する履歴
 を保存する。

		コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムにアクセス可能な
解	説	従業員をリスト化し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログインパスワー
		ドを設ける等の物理的なセキュリティ措置を講じる。

入出荷等の管理

- 資材や原材料等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装を確認する。異常を発見した場合は、工場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。
- ・

 資材や原材料等の納入時の積み下ろし作業や製品の出荷時の積み込み作業を監視する。

解	説	積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である。実務上困難な点はあ
用午		るが、相互監視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。

・ 納入製品・数量と、発注製品・数量との整合性を確認する。

		数量が一致しない場合は、その原因を確認する。納入数量が増加している場合は
解	説	特に慎重に確認を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛れ込んでいないかに
		注意を払う。

・ 保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食品汚染行為の兆候・形跡等が認められた場合は、工 場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

解	备辺	説	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。在庫量が増加している場合は特
	刑于		に慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

・ 製品の納入先から、納入量の過不足(紛失や増加)についての連絡があった場合、工場長や 責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

解	説	過不足の原因について、妥当な説明がつくように確認する。特に納入量が増加し
州午		ている場合は慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

・ 製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰でもすぐに確認できるようにしておく。

		食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や形跡が認められた場合は、被害の
解	説	拡大を防ぐため、至急納入先と情報を共有する必要がある。納入担当者が不在の場
		合でも、代理の従業員が至急連絡できるように、予め手順・方法を定めておくこと。

2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断され た不急の対策。

組織マネジメント

 従業員等や警備員は、敷地内での器物の破損、不用物、異臭等に気が付いた時には、すぐに 工場長や責任者に報告する。

	译 說	警備や巡回時に確認する項目をチェックリスト化し、警備の質を確保しておくこ
解		とが望ましい。
川午		故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予兆を見逃さないことが重要であ
		ය.

人的要素(従業員等)

・ 敷地内の従業員等の所在を把握する。

解	説	従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイムでの把握や、記録保存のため
州午		に、カードキーやカードキーに対応した入退構システム等を導入する。

施設管理

・ 敷地内への侵入防止のため、フェンス等を設ける。

4	解 説	食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多いため、敷地内への立ち入りを防
<u>н</u>	件可几	止することが望ましい。

・ カメラ等により工場建屋外の監視を行う。

解	説	カメラ等による工場建屋への出入りを監視することによる抑止効果が期待でき、
		また、有事の際の確認に有用である。

・ 警備員の巡回やカメラ等により敷地内に保管中 / 使用中の資材や原材料の継続的な監視、施 錠管理等を行う。

备辺	解説	資材・原料保管庫は人が常駐していないことが多く、かつアクセスが容易な場合
用牛		が多い。可能な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠確認等を行う。

以上

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版
はじめに	安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入
2001 年 9 月 11 日にアメリカで発生した同時多発テロ事件を契機に、世界	し、高度な衛生状態を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、
各国でテロの発生に関する認識が高まり、テロ対策は、国家防衛上の優先的	悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難
課題となっている。	とされています。
わが国では、1984 年のグリコ・森永事件、1998 年の和歌山カレー事件、	2001 年 9 月 11 日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国
2008 年冷凍ギョーザ事件等が発生しているが、これらは、健康被害をもた	家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局(Food and
らすことを意図して食品に直接有害物質を混入したものであり、実際の被害	Drug Administration;FDA)が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運
の発生範囲は限局的なものであった。しかし、フードサプライチェーンの過	輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)
程で有害物質が混入されれば、被害の発生範囲が拡大することは容易に予測	を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工
される。	業および輸送業編 "』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors,
こうしたことから、厚生労働科学研究補助金「食品防御の具体的な対策の	and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10]
確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、悪意を持った者による意図	*を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象と
的な食品の汚染を防止するために、米国食品医薬品局 (FDA: Food and Drug	なるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し
Administration)による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製	ています。
造業、加工業および輸送業編 "』[Guidance for Industry: Food Producers,	世界保健機関(World Health Organization;WHO) 2003 年に「Terrorists
Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures	Threats to Food- Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention
Guidance, 2007.10] 'を参考に、日本における食品工場の責任者が講じるべ	and Response Systems(食品テロの脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」
き対応をまとめたガイドラインを作成した。	を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization:
	ISO)も「ISO 22000;食品安全マネジメントシステム - フードチェーンに関わ
1.日本における食品衛生対策と食品防御対策の現状	る組織に対する要求事項 (Food safety management systems - Requirements for
近年、わが国では、HACCP システム等の導入推進により、フードサプライ	any organization in the food chain)」(2005年9月)や「ISO/TS 22002-1:2009
チェーン全体に渡る食品衛生水準の確保・向上が図られている。しかし、	食品安全のための前提条件プログラム - 第 1 部:食品製造業(Prerequisite
HACCP による食品衛生管理は、悪意を持った者によるフードサプライチェー	programmes on food safety Part 1: Food manufacturing)」(2009年12月)
ンの過程での意図的な有害物質等の混入は想定していない。悪意を持った者	を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。
による意図的な食品汚染行為を防止するためには、HACCP システム等の衛生	日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984 年のグリ

表 4 『食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)』(案)[新対照表]

¹ http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocumentsregulatoryinformation/fooddefense/ucm083075.htm

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版
管理に加え、工場内の従業員のマネジメントや、外部からの侵入者の監視・	コ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013
侵入の阻止等にも注意を払う必要がある。	年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、
米国では、災害やテロ等に対する国家全体の応急対応計画である	意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっ
「National Response Plan」において「食品テロの危険性」が明記される等、	ています。
国家の全体の安全保障における「意図的な食品汚染」の位置づけも明確にさ	2007 年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関
れている。わが国でも、従来の食品衛生対策に加え、意図的な食品汚染行為	する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する
を防止するために、「組織マネジメント」、「従業員等の管理」、「部外者の管	研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防
理」、「施設管理」、「入出荷等の管理」等の実施により、より積極的な食品防	止策の検討が行われてきました。
御対策を講じる必要性が高まっている。	さらに、平成 23 年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を
	深め、実際の対策を検討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い
2.「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」の概要	「1.優先的に実施すべき対策」と、将来的に実施が望まれる「2.可能な範
米国 FDA による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、	囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品製造者向けのガ
加工業および輸送業編"』は、フードサプライチェーンが食品への有害物質	イドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案)やその解
混入等悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するた	説、食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要
め、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し、現行の手続きや管理方	│領(日本版HACCP)[別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成│ ↓
法の見直しを促すために作成されたものである。その対象は、農場、水産養	
殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全て	この度、平成25年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策
の部門(小売業や飲食店を除く)である。	の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、平成 23 年度に作成した「食
今回、米国のガイドラインを参考に、わが国の実情や、複数の食品工場で	品防御対策ガイドライン(案)(食品製造工場向け)」を中小規模の食品工場等
の実地調査の結果を踏まえ、食品工場の責任者が、食品工場における悪意を	での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しました(別添)。
持った者による意図的な食品の汚染行為を防止するためのガイドラインを (たず) た	本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸
作成した。	条件を考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気
3.ガイドラインの使用について	付き」を得て、定期的・継続的に食品防御対策が実施され、確認されることが 望まれます。
3. カイトライノの使用について 本ガイドラインは、本来であれば、米国のように、意図的な食品汚染の危	「主みれより。
本ガイトラインは、本米でのれば、米国のように、息図的な良面/5米の/2 険性が関係者全般に広く認知された状況下で、各食品関係事業者における防	
一 図 図 の の の の の の の の の の の の の の の の の	
しかし、わが国は未だ米国のような状況にないため、より多くの食品関係	

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版
事業者が意図的な食品汚染の危険性に関心を持ち、現実的に可能な対策を検	
討することができるように、「1.優先的に実施すべき対策」と、「2.可能	
な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けて作成してい	
る。本ガイドラインは、法的な規制や強制力を伴うものではなく、各食品工	
場において、その規模や人的資源等の諸条件を勘案しながら、「実施可能な	
対策の確認」や「対策の必要性に関する気付きを得る」ために活用されるこ	
とを念頭に作成したものであり、その趣旨を踏まえた活用を願うものであ	
న <u>.</u>	
なお、ガイドラインに示した項目については、定期的・継続的に確認され	
ることが望ましい。	

	食品防御対策ガイドライン(食品工場向け) 一意図的な食品汚染防御のための推奨項目一				
1	.優先的に実施すべき対策		2013年度版の ついて、簡素 修正を実施		
*	且織マネジメント				
	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版			解説
1	食品工場の責任者は、日ごろから全ての従	食品工場の責任者は、従業員等	が働きやす	従業員等	の監視を強化するのではなく、従業員
	業員等 ² が働きやすい職場環境の醸成に努	い職場環境づくりに努め、従業	員等が自社	等自らが	、自社製品の安全を担っているという
	める。これにより、従業員等が自社及び自	製品の品質と安全確保についる	て高い責任	高い責任	E感を感じながら働くことができる職
	社製品への愛着を高め、自社製品の安全確	感を感じながら働くことがでる	きるように	場環境づ	「くりを行う。
	保について高い責任感を感じながら働く	留意する。			
	ことができるような職場づくりを行う。				
2	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	食品工場の責任者は、自社製品	に意図的な		に対して、意図的な食品汚染に関する脅
	汚染が疑われる事態が発生した場合、消費	食品汚染が発生した場合、お客	様はまず工	威や、予	防措置の重要性に関して定期的に教育を
	者や一般社会から、その原因としてまず最	場の従業員等に疑いの目を向し	ナるという	行い、従	業員自らが自社製品の安全を担っている
	初に内部の従業員等に対して疑いの目が	ことを、従業員等に意識付けて	おく。	という責	「任感を認識させる。
	向けられる可能性が高いことを、従業員等				
	に意識付けておく。				
3	自社製品に意図的な汚染が疑われる事態	自社製品に意図的な食品汚染な	が疑われた	意図的な	、 食品汚染が発生した場合においても、各
	が発生した場合において、その原因、経過	場合に備え、普段から従業員の	勤務状況、	方面への)情報提供を円滑に行うことができるよ
	等について迅速に把握、情報公開ができる	業務内容について正確に把握し	っておく。	う、平時	から、従業員の勤務状況、業務内容につ
	よう、普段から従業員の勤務状況、業務内			いて正確	lに記録する仕組みを構築しておく。
	容について正確に把握しておく。				

2派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
4	製品の異常を早い段階で探知するため苦	製品の異常を早い段階で探知するため苦	苦情、健康危害情報等については、販売店経由で
	情や健康危害情報等を日常的に確認する	情や健康危害情報等を集約・解析する仕組	寄せられる情報についても把握に努め、これらの
	とともに、万一、意図的な食品汚染が発生	みを構築するとともに、万一、意図的な食	情報等について企業内での共有化を図る。
	した際に迅速に対処できるよう、意図的な	品汚染が発生した際に迅速に対処できる	意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる場
	食品汚染が疑われる場合の社内外への報	よう、自社製品に意図的な食品汚染が疑わ	合の社内の連絡フロー、保健所・警察等関係機関
	告、製品の回収、保管、廃棄等の手続きを	れた場合の保健所等への通報・相談や社内	への連絡先等をマニュアル等に明記しておく。
	定めておく。	外への報告、製品の回収、保管、廃棄等の	異物混入が発生した際には、原因物質に関わら
		手続きを定めておく。	ず、責任者に報告し、報告を受けた責任者は故意
			による混入の可能性を排除せずに対策を検討す
			ర .

人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
5	従業員等の採用面接時において、可能な範	従業員等の採用面接時には、可能な範囲で	
	囲で身元確認を行う。例えば、身分証、各	身元を確認する。身分証、免許証、各種証	
	種証明書等について、(複写ではなく)原	明書等は、可能な限り原本を確認し、面接	
	本の提示を受ける、面接を通じて記載内容	時には、記載内容の虚偽の有無を確認す	
	に虚偽が無いことを確認する、資格及び職	వె.	
	歴の確認を行う、等の手続きをとる。		
6	従業員等の異動・退職時等に制服や名札、	従業員等の異動・退職時等には制服や名	
	ID バッジ、鍵(キーカード)を返却させ	札、 ID バッジ、鍵(キーカード)を返却	
	ర ె.	させる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
7	製造現場内への持ち込み可能品リストを	製造現場内へは原則として私物は持ち込	製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限
	作成し、これが遵守されていることを確認	まないこととし、これが遵守されているこ	がないため、持ち込まないことを原則として、
	する。	とを確認する。持ち込む必要がある場合	持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込
		は、個別に許可を得るようにする。	む場合は、個別に許可を得る方が管理しやすい
			と考えられる。
			また、更衣室やロッカールームなども相互にチ
			ェックする体制を構築しておく。
8	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前か
	間の著しい変化等について把握をする。	間の著しい変化等を把握する。	ら抱いていたものとは限らず、採用後の職場への
			不平・不満等も犯行動機となることも考えられ
			ర .
			製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的な
			ミーティング、個別面談等を通じて、従業員の心
			身の状態について確認するとともに、日常の言動
			や出退勤時刻の変化が見られる場合には、その理
			由についても確認する。
9	従業員の識別・認識システムを構築する。	就業中の全従業員等の移動範囲を明確化	他部署への理由のない移動を制限し、異物が混
	新規採用者については、朝礼等の機会を用	する(全従業員等が、移動を認められた範	入された場合の混入箇所を同定しやすくする。
	いて紹介する等、従業員に認知させる。	囲の中で働いているようにする)。	制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、
			全従業員の「移動可能範囲」や「持ち場」等を
			明確に識別できるようにする。
		新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従	新規採用者を識別しやすくするとともに、従業
		業員に認知させ、従業員同士の識別度を高	員が見慣れない人の存在に疑問を持つ習慣を
		める。	意識づける。

人的要素(部外者)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
10	事前のアポイントがある場合、訪問者に	事前に訪問の連絡があった訪問者につい	訪問者の身元を、社員証等で確認する。訪問理由
	対して身元・訪問理由・訪問先(部署・	ては、身元・訪問理由・訪問先(部署・	を確認した上で、従業員が訪問場所まで同行す
	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	న .
	が訪問場所まで同行する。	が訪問場所まで同行する。	
11	事前のアポイントがなく、かつ初めての	事前に訪問の連絡がなかった訪問者、か	「飛び込み」の訪問者については原則として製造
	訪問者に対して、訪問希望先の従業員に	つ初めての訪問者は、原則として工場の	現場への入構を認めない。
	面識の有無、面会の可否を確認した上で、	製造現場への入構を認めない。	なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や
	敷地内の立ち入りを認める場合は、事前		面会の可否等について確認が取れた場合は、事前
	のアポイントのある訪問者と同様の対応		に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行
	を行う。		う。
12	訪問者の種類別に、車両のアクセスエリ	訪問者(業者)用の駐車場を設定する。	全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷
	ア、荷物の持ち込みエリアを設定し、訪	この際、製造棟とできるだけ離れている	物の持ち込み等を一律に制限することは現実的
	問者に周知する。	ことが望ましい。	ではない。
			特定の訪問者 (例 : 施設メンテナンス、防虫防鼠
			業者等)については、それらの車両であることが
			明確になるように、駐車エリアを設定しておく。
13	施設のメンテナンスや防虫・防鼠作業等	食品工場の施設・設備のメンテナンスや	食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防
	のため、工場内を単独で行動する必要の	防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独	鼠等に関する作業員は、長時間にわたり多人数で
	ある訪問者に対しては、持ち物を十分確	で行動する可能性のある訪問者(業者)	作業することもあるため、従業員が全ての作業員
	認し、不要なものを持ち込ませないよう	には、持ち物を十分確認し、不要なもの	の作業に同行することは困難である。
	に留意する。食品取扱いエリア/保管エリ	を持ち込ませないようにする。	作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持
	ア/ロッカールームに立ち入る場合は特		ち込み品の管理を徹底する。
	に留意する。		

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
14	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物
	務所等)を定めておく。また配達員の敷	務所等)を定めておく。また配達員の敷	や受取人の違いにより、配達員は比較的自由に食
	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵
	可能なエリア内のみとし、配達員が建屋	可能なエリア内のみとする。	便、宅配物等の受け入れ先は数箇所の定められた
	内に無闇に立ち入ることや、建屋外に置		場所に限定する。
	かれている資材・原材料や製品に近づく		また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内
	ことができないように留意する。		に無闇に立ち入ることや、建屋外に置かれている
			資材・原材料や製品に近づくことができないよう
			留意する。

施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
15	不要な物、利用者・所有者が不明な物が放 置されていないか、定常的に確認を行う。	不要な物、利用者・所有者が不明な物の放 置の有無を定常的に確認する。	食品工場で使用する原材料や工具等について、 定数・定位置管理を行い、過不足や紛失に気づき やすい環境を整える。 また、食品に直接手を触れることができる製造工 程や従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を 混入し易い箇所については特に重点的に確認す る。
16	食品に直接手を触れることができる仕込 み等の工程や、従事者が少ない場所等、意 図的に有害物質を混入しやすい箇所を把 握し、防御対策を検討する。	食品に直接手を触れることができる仕込 みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場 所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇 所を把握し、可能な限り手を触れない様に カバーなどの防御対策を検討する。	 仕込みや包装前の製品等に直接手を触れることが可能な状況が見受けられる。 特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの実施、従業員同士による相互監視、監視カメラの設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられない構造に改修する。
17	非稼動時における防犯対策を講じる。	工場が無人となる時間帯についての防犯 対策を講じる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
18	鍵の管理方法を策定する。	鍵の管理方法を策定し、定期的に確認す	最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態
		న .	にならないよう管理方法を定め、徹底する。
19	製造棟、保管庫については、定期的に鍵の	製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止の	食品工場内の全ての鍵を定期的に交換すること
	取替えや暗証番号の変更を行う等、外部か	ため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、	は現実的ではない。
	らの侵入防止対策を適切に行う。	補助鍵の設置、格子窓の設置等の対策を行	異物が混入された場合の被害が大きいと考えら
		う。	れる製造棟や保管庫については、補助鍵の設置や
			定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取る
			ことが重要である。
20	工場内部と外部との結節点を特定し、不必	製造棟の出入り口や窓など外部から侵入	製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵
	要な又は関係者以外のアクセスの可能性	可能な場所を特定し、確実に施錠する等の	入できないようにする。全ての出入り口・窓に対
	がある箇所については、必要に応じて対策	対策を取る。	して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優
	を講じる。		先度を設定し、施設の改築等のタイミングで順次
			改善策を講じるように計画する。
21	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質については保管場所を	は検査・試験室内等に制限する。無断で持ち出さ
	の保管場所を定め、当該場所への人の出入	定めた上で、当該場所への人の出入り管理	れることの無いよう定期的に保管数量の確認を
	り管理を行う。	を行うと共に、使用日時及び使用量の記	行う。可能であれば警備員の巡回やカメラ等の設
		録、施錠管理を行う。	置を行う。
22	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	法令等に基づき管理方法等が定められているも
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質を紛失した場合は、工	のについては、それに従い管理を行う。
	の管理・保管方法、在庫量の確認方法等に	場長や責任者に報告し、工場長や責任者は	それ以外のものについては、管理方法等を定め、
	係る規定を定め、在庫品の紛失等の異常事	その対応を決定する。	在庫量の定期的な確認、食品の取扱いエリアや食
	態が発生した場合の通報体制を構築する。		品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシ
			ーリング等により、妥当な理由無く有害物質を使
			用することの無いよう、十分に配慮した管理を行
			う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場
			合の通報体制や確認方法を構築する。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
23	殺虫剤の選定基準及び管理・保管方法を策	殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理	食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場
	定する。	を徹底する。	合は、使用する殺虫剤の成分について事前に確認
			しておくことが重要である。
			殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保
			管し、使用場所、使用方法、使用量等に関する記
			録を作成する。
			防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業
			者を選定し、殺虫対象、殺虫を行う場所を勘案し
			て、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を
			選定する。
			殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者
			が持参することになるが、工場長等が知らないう
			ちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受け
			たり、工場内に保管したりするようなことがない
			よう、管理を徹底する。
24	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を	井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を
	講じる。	講じる。	決め、鍵等による物理的な安全対策、防御対策を
			講じる。
25	井戸水を利用している場合、塩素消毒等浄	井戸水を利用している場合、確実な施錠を	井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全
	化関連設備へのアクセス管理、監視等を行	行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセ	体に及ぶため、厳重な管理が必要である。
	う。	スを防止すると共に、可能であれば監視カ	
		メラ等で監視する。	
26	従業員の異動・退職時等に、コンピュータ	コンピューター処理制御システムや重要	コンピューター処理制御システムや重要なデー
	ー制御システムや重要なデータシステム	なデータシステムについて、従業員の異	タシステムにアクセス可能な従業員をリスト化
	へのアクセス権を解除する。	動・退職時等に併せてアクセス権を更新す	し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログ
		る。アクセス許可者は極力制限し、データ	インパスワードを設ける等の物理的なセキュリ
		処理に関する履歴を保存する。	ティ措置を講じる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
27	コンピューター処理制御システムや重要	(上と統合)	
	なデータシステムへのアクセス許可者を 制限する。		
28	コンピューターのデータ処理に係る履歴 を保存する。	(上と統合)	

入出荷等の管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
29	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	
	に、ラベルや包装の確認を行う。意図的	に、ラベルや包装を確認する。異常を発見	
	な食品汚染行為等の兆候・形跡が認めら	した場合は、工場長や責任者に報告し、工	
	れた場合の調査や通報の体制を構築す	場長や責任者はその対応を決定する。	
	న .		
30	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作	積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇
	業及び製品の出荷時の積み込み作業の監	業や製品の出荷時の積み込み作業を監視	所である。実務上困難な点はあるが、相互監視や、
	視を行う。	する。	可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。
31	納入製品・数量と、発注製品・数量との	納入製品・数量と、発注製品・数量との整	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	整合性の確認を行う。	合性を確認する。	納入数量が増加している場合は特に慎重に確認
			を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛れ
			込んでいないかに注意を払う。
32	保管中の在庫の紛失・増加や意図的な食	保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食品	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	品汚染行為等の兆候・形跡が認められた	汚染行為の兆候・形跡等が認められた場合	在庫量が増加している場合は特に慎重に確認し、
	場合の調査や通報の体制を構築する。	は、工場長や責任者に報告し、工場長や責	外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払
		任者はその対応を決定する。	う。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
33	製品の納入先から、納入量の過不足(紛	製品の納入先から、納入量の過不足(紛	過不足の原因について、妥当な説明がつくように
	失や増加)について連絡があった場合の	失や増加) についての連絡があった場合、	確認する。特に納入量が増加している場合は慎重
	調査や通報の体制を構築する。	工場長や責任者に報告し、工場長や責任	に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに
		者はその対応を決定する。	注意を払う。
34	製品の納入先の荷受人(部署)の連絡先	製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰	食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や
	について、全ての従業員が確認できるよ	でもすぐに確認できるようにしておく。	形跡が認められた場合は、被害の拡大を防ぐた
	う、確認の方法を共有しておく。		め、至急納入先と情報を共有する必要がある。納
			入担当者が不在の場合でも、代理の従業員が至急
			連絡できるように、予め手順・方法を定めておく
			こと。

2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断された不急の対策。

組織マネジメント

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
35	警備員(社内の警備担当者もしくは警備保 障会社職員)に対して、警備・巡回結果の 報告内容を明確化する。敷地内における不 用物の確認や、異臭等についても報告を受 けるようにする。委託を行っている場合、 必要であればこれら報告内容を契約に盛	従業員等や警備員は、敷地内での器物の破 損、不用物、異臭等に気が付いた時には、 すぐに工場長や責任者に報告する。	警備や巡回時に確認する項目をチェックリスト 化し、警備の質を確保しておくことが望ましい。 故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予 兆を見逃さないことが重要である。
	り込むようにする。		

人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
36	敷地内の従業員等の所在を把握する。	敷地内の従業員等の所在を把握する。	従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイ
			ムでの把握や、記録保存のために、カードキーや
			カードキーに対応した入退構システム等を導入
			する。

施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
37	フェンス等により敷地内への侵入防止対 策を講じる。	敷地内への侵入防止のため、フェンス等 を設ける。	食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多 いため、敷地内への立ち入りを防止することが 望ましい。
38	警備員の巡回やカメラ等により工場建屋 外の監視を行う。	カメラ等により工場建屋外の監視を行 う。	カメラ等による工場建屋への出入りを監視する ことによる抑止効果が期待でき、また、有事の 際の確認に有用である。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
39	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に	(21 に含む)	
	ある有害物質等の監視、施錠確認等を行		
	う。		
40	警備員の巡回やカメラ等により保管中 /	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に	資材・原料保管庫は人が常駐していないことが
	使用中の資材や原材料の監視、施錠確認等	保管中 / 使用中の資材や原材料の継続的	多く、かつアクセスが容易な場合が多い。可能
	を行う。	な監視、施錠管理等を行う。	な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠
			確認等を行う。

(参考)FDA "Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance Contains Nonbinding Recommendations March 2003; Revised October 2007"のうち IV. Recommended Actionsの内容¹

4	テロ行為等の可	・セキュリティ責任者の選任
マネジメント	能性への備え	 ・食品セキュリティの手続きや業務に係る予備的評価(機密扱い)
ジュ		・テロ行為等の脅威と発生への備えや対応策に係るセキュリティマネジメント戦略の
<u></u>		策定
1		・緊急避難計画の策定
		・各フロアの平面図や導線計画を安全な離れた場所に保管
		・コミュニティの緊急時対応システムへの精通
		 管理職:自治体・州・連邦の警察・消防・公衆衛生・国家安全保障関係機関への緊急 連絡先を把握
		・従業員:潜在的セキュリティ問題を報告すべき管理職と緊急連絡先を把握
		 ・食品セキュリティ意識を向上させ、テロ行為等や当該行為に脆弱なエリアに関する兆
		候に、全従業員が注意を払うよう促すとともに、あらゆる気づきを管理職に報告
		 ・従業員にセキュリティ関連事項を通知しアップデートさせる内部コミュニケーショ
		ンシステムの構築
		・一般公衆とのコミュニケーション戦略の策定
	監督	・全従業員に対する監督
		 ・テロ行為等や当該行為に脆弱なエリアの兆候について敷地の日常的セキュリティチ
		ェック
	回収戦略	・責任者および代行責任者の明確化
		・回収された製品の適切な取扱いと廃棄の実施
		・顧客の連絡先、住所、電話番号の把握
	不審行動の調査	 ・テロ行為等に関する兆候についての脅威や情報を調査
		・テロ行為等の脅威や疑いについて警察や公衆衛生当局に通報
	評価プログラム	・過去のテロ行為等から得られた教訓を評価
		・ セキュリティマネジメントプログラムの有効性をレビュー・検証し、見直す (機密
		扱い)
		 全ての施設・設備における食品セキュリティ検査の実施(機密扱い)
		・警備保障会社の業務を検証
Y		・全従業員について、職位に応じて身上調査を実施し、施設・設備の機密エリアへの
的	(雇用前、雇用	アクセスや管理の度合い、その他関連する事項を検討
人的要素	時、雇用後)	
		・各シフトについて敷地内に存在する者、存在すべき者、その所在を把握
(従業	当て	・情報の定常的アップデート
Ĩ	識別	・従業員の特性に応じた明確な識別・認識システムの構築(制服や名札、 ID バッジ、
		エリアへのアクセス権限によるカラーコードなど)
		・従業員の退職時等における制服や名札、IDバッジの回収
	アクセス制限	・施設の全てのエリアに無制限にアクセスできる従業員を認識
		・全ての従業員のアクセスレベルに関する定期的な見直し
		 適切な勤務時間に職能に応じて必要なエリアにのみ立ち入り可能なアクセス制限を
		 ・ 暗証番号の変更や鍵の取替え、従業員の退職時等におけるキーカードの回収、その
		他セキュリティ維持の必要に応じた追加的措置

食品セキュリティ予防措置ガイダンス(食品製造業、加工業および輸送業編)(2007.10)

1

http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocumentsregulatoryinformation/fooddefense/ucm083075 .htm

	個人所有物	・ 会社への持ち込みを許容する個人所有物の種別を制限
		・ 医薬品のみ会社への持ち込みを許容し、適切なラベルを貼って、食品の取扱いエリ
		アや保管エリアから離れた場所に保管
		 ・食品の取扱いエリアや保管エリアに個人所有物の持ち込みを防止
		・ロッカーやバッグ、荷物および敷地内の乗用車を定期的に検査
	合只セキュリテ	・テロ行為等およびその脅威に対する食品セキュリティ意識を訓練プログラムに組み
	していた。 その手続きに関	
		・ セキュリティ手続きの重要性を定期的に喚起
	する訓練	
	異常行動	・従業員の異常行動や不審行動を監視(明確な目的なく、シフト終了後も異常に遅く
		まで残留、異常に早い出社、ファイルや情報、職域外の施設エリアへのアクセス、
		施設からの資料の持ち出し、機密的事項の質問、勤務時にカメラを携行など)
	従業員の健康	 ・テロ行為に関する早期のインジケーターとして、従業員が自発的に報告する異常な
		健康状態や欠勤に注意を払う。また、そうした状況を地域の公衆衛生当局に報告し
		ておく
	訪問者	・ 疑わしい、不適切なあるいは通常でない物品や行動がないか、出入りする車両、荷
人的要素(公衆)		物、ブリーフケースを検査
闄		・ 会社への立ち入りを制限(入退出時のチェック、訪問者との同行など)
素		・施設への立ち入り前に正当な訪問理由を確認
		・見知らぬ訪問者の身分証明の確認
彙		・食品取扱いエリアおよび保管エリアへのアクセスの制限
9		・ロッカールームへのアクセスの制限
施設		・敷地へのアクセスをフェンスや他の抑止的措置で防止
設	ティ	・ドアや、窓、屋根口/ハッチ、通気口、換気システム、ユーティリティルーム、製氷・
		貯蔵室、屋根裏、トレーラーの車体、タンクローリー、鉄道車両、液体・固体・圧
		縮ガスの貯蔵タンクのセキュリティ確保
		・施設非稼動時に、金属製あるいは金属被覆の外部ドアを使用
		・立入禁止区域への入口の数を最小化
		・ 不使用時の荷揚げ設備のセキュリティ確保および使用前の設備の検査
		・ 全ての鍵を会社が管理
		・ 敷地のセキュリティのモニタリング (警備員の巡回やビデオ監視など)
		 ・ 意図的な汚染物質を一時的に隠すことができる場所を最小化
		・ 非常灯を含む適切な屋内・屋外照明を設置
		・ 敷地への駐車許可車両の管理システムの導入 (駐車許可証、キーカード、特定のエ
		リアや時間の通行許可証の発行など)
		 ・ 食品の保管および加工エリアや供給施設への入口から駐車場を隔離
	研究所の安全性	・ 研究所へのアクセスを制限
	確保	・研究材料を研究所内に制限
		・試薬や微生物、薬物、毒素のポジティブコントロール等、危険な材料へのアクセスを
		制限
		・ポジティブコントロールの管理責任者の選任
		・敷地内にあるべき試薬やポジティブコントロールを把握し、常に監視
		・試薬やポジティブコントロールの紛失、その他想定外の異常事態を迅速に調査し、
		 ・ 試案にかり「イノコンドロールの初天、その他急足外の異常事態を迅速に調査し、 適宜、警察や公衆衛生当局に未解決の問題を通報
		週日、 言奈や公家倒王ヨ同に木解伏の同題を通報 ・不要な試薬やポジティブコントロールを、汚染物質として用いられるリスクを最小
		化する方法で廃棄

	有毒化学物質お よび毒性化学物	 ・ 有毒物質等を施設のオペレーション、メンテナンスに必要なものや販売用の在庫に 限定
	-	 ・ 有毒物質等を、食品の取扱いエリアや保管エリアから離れた場所に保管 ・ 販売用でない有毒物質等の保管エリアへのアクセスを制限し、セキュリティを確保 ・ 有毒物質等に適切にラベルが貼付されていることを確認 ・ 連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法に従って殺虫剤を使用
		 ・敷地内にあるべき有毒物質等を把握し、常に監視 ・在庫の紛失やその他想定外の異常事態を調査し、適宜、警察や公衆衛生当局に未解 決の問題を通報
オペ	納入資材および オペレーション	 全ての製品の調達について、既知の業者か適切な免許や許可を受けた製造業者や包装業者および調達源を活用
ヘレーショ	3/(0-93)	 ・サプライヤーや契約オペレーターおよび運送業者が、適切な食品セキュリティ措置 を講じていることを合理的な手段で確認 ・受領前に、納入資材(特に新製品)のラベルや包装の形態および製品のコーディン
シ		 ・ 鍵つきの、あるいは封印可能な車両/コンテナ/鉄道車両を要請。封印可能な場合に
		は、サプライヤーから封印シールナンバーを取得し、受領時に確認。政府当局の検 査や多段階の配送の結果として封印シールが破損した場合に生産・流通・加工過程 の管理認証を維持する協定を締結
		 ・運送業者に積荷の位置を常時確認できるよう要請 ・配送スケジュールを確立。説明なく予定外の配送についてはその受領を拒否。積荷の遅延や紛失を調査
		 休日の配送も含め、納入資材の積み下ろしを常に監視 受領前にサンプリング検査が実施される可能性を考慮しつつ、納入製品・数量と、 発注製品・数量や、送り状や船積み書類に記載された製品・数量との整合性を確認 改竄のおそれのある船積み書類を調査
		 ・毒物混入や汚染、損傷の徴候あるいは偽造等の不正商品がないか、納入資材や研究 開発用資材を検査
		 ・納入資材や研究開発用資材に対するテロ行為等を察知するための試験用の資機材を 評価 ・疑わしい食品の拒絶
		・テロ行為等や偽造等の不正商品の徴候・形跡を警察や公衆衛生当局に通報
	保管	 汚れ、破損のあった製品や返品、再生品が危険にさらされる、あるいは他の製品を 危険にさらす可能性を最小化するための、受領、保管、取扱いに関するシステムの 導入
		 ・納入資材や使用中の資材を常に監視 ・在庫の紛失や増加その他想定外の異常事態を調査し、警察や公衆衛生当局に未解決の問題を報告
		 ・製品ラベルを安全な場所に保管し、賞味期限切れの製品や処分品のラベルを破棄 ・コンテナや出荷包装、カートン等の再利用を最小化
		・空調、水道、電気および冷蔵の管理系統へのアクセスを制限
	関係のセキュリ ティ	・ 非公共の井戸、給水栓、貯蔵および取扱い施設のセキュリティを確保 ・ 水道システムやトラックに逆流防止弁が備わっていることを確認
		 ・ 水道システムやトラックに逆流防止井が備わっていることを確認 ・ 水道システムを塩素殺菌し、塩素設備を監視
		・非公共水源を定期および不定期に検査し、検査結果の変化に注意を払う
		 ・ 公共水道の供給者問題に関するメディアの警告に注意しておく ・ 緊急時の飲用水の代替的供給源を把握
-		1

 置を講じていることを確認 保管施設、車両および船舶の無作為な検査の実施 最終製品に対するテロ行為等を察知するための試験用の資機材を評価 鍵つきの、あるいは封印可能な車両/コンテナ/鉄道車両を要請し、荷受人にシー ナンバーを発行 運送業者に積荷の位置を常時確認できるよう要請 荷物の積み込みスケジュールを確立。説明なく予定外の積み込みを拒否。 最終製品の輸送を追跡監視 在庫の紛失や増加その他想定外の異常事態を調査し、適宜、警察や公衆衛生当局 未解決の問題を報告 販売担当従業員に偽造等の不正商品に目配りし、何か問題を察知した場合には管護職に通報するようアドバイス 郵便物/小包 郵便物や小包のセキュリティの確認手続きを実施(郵便仕分け室を食品加工・保 エリアから離れた場所に設置、郵便仕分け室のセキュリティ確保、目視あるいは 線による郵便物/小包の検査など) コンピューター コンピューターの契制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者 制限 従業員の退職時等におけるコンピューターアクセス権の削除 コンピューターのデータ処理に係るトレサビリティシステムの確立 		
 運送業者に積荷の位置を常時確認できるよう要請 荷物の積み込みスケジュールを確立。説明なく予定外の積み込みを拒否。 最終製品の輸送を追跡監視 在庫の紛失や増加その他想定外の異常事態を調査し、適宜、警察や公衆衛生当局 未解決の問題を報告 販売担当従業員に偽造等の不正商品に目配りし、何か問題を察知した場合には管理 職に通報するようアドバイス 郵便物/小包 郵便物や小包のセキュリティの確認手続きを実施(郵便仕分け室を食品加工・保 エリアから離れた場所に設置、郵便仕分け室のセキュリティ確保、目視あるいは 線による郵便物/小包の検査など) コンピューター コンピューター コンピューターの ・コンピューターのデータ処理に係るトレサビリティシステムの確立 ・ウイルス防止システムや重要なコンピューターペースのデータシステムのバック ップ手順の妥当性の見直し 	最終製品	 ・保管施設、車両および船舶の無作為な検査の実施 ・最終製品に対するテロ行為等を察知するための試験用の資機材を評価 ・鍵つきの、あるいは封印可能な車両/コンテナ/鉄道車両を要請し、荷受人にシール
 ・ 在庫の紛失や増加その他想定外の異常事態を調査し、適宜、警察や公衆衛生当局 未解決の問題を報告 ・ 販売担当従業員に偽造等の不正商品に目配りし、何か問題を察知した場合には管理 職に通報するようアドバイス 郵便物/小包 ・ 郵便物や小包のセキュリティの確認手続きを実施(郵便仕分け室を食品加工・保護 エリアから離れた場所に設置、郵便仕分け室のセキュリティ確保、目視あるいは 線による郵便物/小包の検査など) コンピューター ・ コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者 制限 ・ 従業員の退職時等におけるコンピューターアクセス権の削除 ・ コンピューターのデータ処理に係るトレサビリティシステムの確立 ・ ウイルス防止システムや重要なコンピューターベースのデータシステムのバック ップ手順の妥当性の見直し 		 ・運送業者に積荷の位置を常時確認できるよう要請 ・荷物の積み込みスケジュールを確立。説明なく予定外の積み込みを拒否。
 職に通報するようアドバイス 郵便物/小包 ・郵便物や小包のセキュリティの確認手続きを実施(郵便仕分け室を食品加工・保護 エリアから離れた場所に設置、郵便仕分け室のセキュリティ確保、目視あるいは 線による郵便物/小包の検査など) コンピューター ・コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者 制限 ・ ユンピューターの運制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者 制限 ・ ユンピューターのデータ処理に係るトレサビリティシステムの確立 ・ ウイルス防止システムや重要なコンピューターベースのデータシステムのバック ップ手順の妥当性の見直し 		 ・ 在庫の紛失や増加その他想定外の異常事態を調査し、適宜、警察や公衆衛生当局に 未解決の問題を報告
 エリアから離れた場所に設置、郵便仕分け室のセキュリティ確保、目視あるいは 線による郵便物/小包の検査など) コンピューター コンピューター ・ コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者 制限 ・ 従業員の退職時等におけるコンピューターアクセス権の削除 ・ コンピューターのデータ処理に係るトレサビリティシステムの確立 ・ ウイルス防止システムや重要なコンピューターベースのデータシステムのバック ップ手順の妥当性の見直し 		
 システムへのア クセス ・ 従業員の退職時等におけるコンピューターアクセス権の削除 ・ コンピューターのデータ処理に係るトレサビリティシステムの確立 ・ ウイルス防止システムや重要なコンピューターベースのデータシステムのバック ップ手順の妥当性の見直し 	郵便物/小包	 ・郵便物や小包のセキュリティの確認手続きを実施(郵便仕分け室を食品加工・保管 エリアから離れた場所に設置、郵便仕分け室のセキュリティ確保、目視あるいは X 線による郵便物/小包の検査など)
 ・コンピューターのデータ処理に係るトレサビリティシステムの確立 ・ウイルス防止システムや重要なコンピューターベースのデータシステムのバック ップ手順の妥当性の見直し 		
 ・ウイルス防止システムや重要なコンピューターベースのデータシステムのバック ップ手順の妥当性の見直し 	クセス	
		・ ウイルス防止システムや重要なコンピューターベースのデータシステムのバックア
同ガイダンスの付録として付属のチェックリストにおいてけ 「施設を研究所の安全性確保・「オペレーショント		・コンピューターセキュリティシステムの有効性の確認

同ガイダンスの付録として付属のチェックリストにおいては、「施設>研究所の安全性確保」、「オペレーション> 水道その他供給関係のセキュリティ」、「オペレーション>郵便物/小包」項目は含まれていない。(ガイダンス本編 の「推奨事項」には上記の通り含まれている。)

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 分担研究報告書

食品テロの早期察知への PMM の活用可能性に関する実証実験

研究分担者 岡部信彦(川崎市健康安全研究所・所長、 国立感染症研究所感染症情報センター・客員研究員) 研究代表者 今村知明(奈良県立医科大学健康政策医学講座・教授)

研究要旨

本研究では、販売した食品の喫食による健康被害の発生の早期発見のための手法として、食品の 市販後調査(PMM: Post Marketing Monitoring)による食中毒などの急性疾患発生を早期発見す る手法と、原因食品と個別商品名や販売日をスクリーニングする手法を開発し、検証した。

食品の PMM は、調査対象者の健康情報と食品購入リストがあれば、ある種類の食品の購入者に、 健康被害が起きているかどうかをモニタリングすることが可能となる。そこで、本研究では、食品 の PMM に活用可能な健康調査のデータとして、2013 年度の「食品テロの早期察知に向けた PMM の活用可能性に関する検証」(研究代表者:今村知明)において収集したパルシステム東京および コープこうべにおける生協組合員のモニターデータを活用した。具体的には、2013 年 5 月 16 日か ら 9 月 20 日の期間でインターネットアンケートにより収集した健康調査データ、および同期間に おける健康調査モニターの生協での商品購入データを組み合わせて食品 PMM の分析を実施した。 分析手法については、医薬品副作用 PMM におけるシグナル検出方法をもとに昨年度検討した食品 PMM の手法に、米国 CDC で実施されている早期異常探知システム(EARS)の手法などを組合せ て 2012 年度までに構築した枠組みを適用し、これまでに対象期間とした 1~4 月ではなく、夏季を 対象期間とした分析に焦点を当てて検討した。

1968 世帯、総勢 6007 名のデータについて 2 週間おきに分析を行い、健康被害疑いがある食品が 検出された場合には早期の対応を図れる体制を確保した。結果として対象期間中に健康被害疑いが ある食品は検出されなかったが、細菌性の食中毒が増加しやすい夏季においても PMM の実施が実 現可能であることが確認された。

また、新年度は昨年度と同様にコープこうべのモニターデータを活用し、過年度と同様の枠組み での PMM データ収集を開始する予定である。

PMM データの分析にあたっては㈱三菱総合研究所が支援した。

A.研究目的

本研究は、インターネットを通じて食品等の 商品の受発注を行う生協組合員をモニターとし て、インターネットアンケートによって得られ た健康調査データと、モニターの商品購入デー タを組み合わせることで、健康被害の発生の早 期発見のための食品 PMM 手法を開発、検証す ることを目的とする。

開発手法の検証については、分析対象期間の 中で健康被害の疑いが強い食品候補について、 発症者の年齢や発症時期などの詳細を確認する ことで、特定の食品の購入者群に発生した健康 被害であるか否かを評価する。

今年度は特に、手法の実用性を向上するため、 細菌性の食中毒が増加しやすい夏季における PMMの実行可能性を検証することを主眼に取り組んだ。

B.研究方法

1.健康調査

1.1 概要

インターネットを活用し、国民から直接的に リアルタイムで健康情報を収集する健康調査は、 「通信連絡機器を活用した健康危機情報をより 迅速に収集する体制の構築及びその情報の分析 評価に関する研究」(研究代表者:今村知明)(以 下、「PC サーベイ」)において確立された手法 である。

本研究では、2013 年度に実施された「食品防 御の具体的な対策の確立と実行検証に関する研 究(研究代表者:今村知明)の中で行われた「食 品テロの早期察知へのPMMの活用可能性に関 する検証」において収集したデータを利用した。 これは、日本生活協同組合連合会(以下、日本 生協連)生活協同組合パルシステム東京(以下、 パルシステム東京)生活協同組合コープこうべ (以下、コープこうべ)の協力を得て、インタ ーネットを通じて商品の受発注を行う生協組合 員をモニターとして活用し、上記研究において 独自に構築したインターネットアンケートシス テムによって実施・収集した健康調査のデータ である。

また、新年度はコープこうべの協力を得て、 2009~2013 年度と同様、モニターデータを活 用し、同様の枠組みで健康調査を実施予定であ る。

1.2 2013 年度生協組合員モニターを活用し た健康調査の調査方法

本研究において、食品 PMM 手法の開発、検 証に用いたデータは、2013 年度の「食品テロの 早期察知への PMM の活用可能性に関する検証」 で得られた健康調査データを利用したものであ る。その調査方法等は 2011 年度と同様であり、 既に「PC サーベイ」の報告書で報告済である。 ここでは健康調査の調査方法等をあらためて以 下に示す。

1.2.1 **調査対象**

健康調査の調査対象は以下のとおりである。 (1) パルシステム東京

パルシステム東京のインターネットを通じ て商品の受発注を行う組合員のうち、東京都内 全域(島しょ部を除く)を対象とした。

(2) コープこうべインターネットを通じて商品の受発注を行

うコープこうべの組合員(コープこうベネット の e ふれんず会員)で、兵庫県、および 京都府 京丹後市、大阪府(豊中市、池田市、箕面市、 豊能郡、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、 島本町、大阪市東淀川区、淀川区、西淀川区) 在住者。

1.2.2 調査項目

健康調査の調査項目は以下のとおりであり、 パルシステム東京とコープこうべの双方で共通 である。

- 下痢・嘔吐などの症状で病院を受診したか否か、薬を服用したか否か。
- ・インフルエンザと診断されたか否か。
- ・熱中症と診断されたか否か。
- ・各症状(17項目)の有無:微熱38.5度未満、
 高熱38.5度以上、鼻水、咳、下痢、嘔吐、胃
 痛または腹の痛み、けいれん、目のかゆみ、
 発疹、熱中症症状、頭痛、のどの痛み、くし
 ゃみ、皮膚のかゆみ、めまい、不眠。

1.2.3 調査実施プロセス

健康調査の実施プロセスは、パルシステム東 京とコープこうべの双方で共通であり、モニタ ー募集とモニター登録、症状の回答(調査本体) 最終アンケートの4段階で実施した。

(1) モニター募集

商品受発注システムに設置するバナーや、パ ルシステム東京・コープこうべが組合員に送信 しているメールニュースにて周知し、協力を依 頼した。モニターとして健康調査にご協力いた だける組合員はバナーやメールニュースに記載 したリンク先からモニター登録システムにアク セスし、モニター登録を行う形態とした。 (2) モニター登録

日本生協連が管理するインターネットアン ケートシステムのモニター登録システムにおい て、連絡用メールアドレス(IDを兼ねる)サ ブメールアドレス(携帯メール可)パスワード、 組合員番号、居住地(市区町村まで)モニター を含む世帯構成員の情報(年齢、性別)リマイ ンドメールの間隔(毎日、隔日、2日おき)等 の情報をご登録いただいた。アンケートは遡っ て7日間分の回答が可能である。なお、これら の情報項目については、これらの登録情報から モニター個人を特定できることのないよう配慮 した(個人情報に該当しない)。

また、登録時には、健康調査にのみ協力する

か(グループA)健康調査への協力とともに、 健康調査実施期間中の加入生協におけるインタ ーネットを通じた商品購入データの提供にも協 力するか(グループB)の同意確認を行った。 (3)症状の回答

日本生協連が管理するインターネットアン ケートシステムにおいて、登録モニターに世帯 構成員の調査対象症状等の有無をご回答いただ いた。

(4) 最終アンケート

日本生協連が管理するインターネットアン ケートシステムにおいて、登録モニターに健康 調査終了後のアンケート調査にご回答いただい た。

1.2.4 調査スケジュール

- (1) パルシステム東京
- ・2013/4/18~2013/5/13 モニター登録申込み
- ・5/16 本調査開始
- ・9/20 調査終了
- ・9/27~10/10 最終アンケート実施
- (2) コープこうべ
- ・2013/4/18~2013/5/13 モニター登録申込み
- ・5/16 本調査開始
- ・9/20 調査終了
- ・9/27~10/10 最終アンケート実施
- 1.2.5 開礼
- (1) パルシステム東京

登録者に謝礼として、調査を途中でやめなか った方に調査終了時に 500 ポイント(500 円相 当)を付与した。

(2) コープこうべ

登録者に謝礼として、e-ポイントを登録時に 300 ポイント(300 円相当)付与した。調査を やめなかった方には調査終了時に200 ポイント (200 円相当)を付与した。

1.3 新年度生協組合員モニターを活用した 健康調査の調査方法

前節と同様の方法により、新年度にも健康調 査を実施する。ここで収集されるデータは、今 年度の収集データと併せ、分析に利用する予定 である。

新年度において実施予定している健康調査

の概要は以下の通りである。

1.3.1 調查対象

健康調査の調査対象は以下のとおりである。 コープこうべ

インターネットを通じて商品の受発注を行 うコープこうべの組合員(コープこうべの e ふ れんず会員)で、兵庫県、および京都府京丹後 市、大阪府(豊中市、池田市、箕面市、

豊能郡、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、 島本町、大阪市東淀川区、淀川区、西淀川区) 在住者。

1.3.2 調査項目

健康調査の調査項目は 2013 年度の健康調査 と同様に以下のとおりである。

- 下痢・嘔吐などの症状で病院を受診したか否か、薬を服用したか否か。
- ・インフルエンザと診断されたか否か。
- ・熱中症と診断されたか否か。
- ・各症状(17項目)の有無:微熱38.5度未満、
 高熱38.5度以上、鼻水、咳、下痢、嘔吐、胃
 痛または腹の痛み、けいれん、目のかゆみ、
 発疹、熱中症症状、頭痛、のどの痛み、くし
 ゃみ、皮膚のかゆみ、めまい、不眠。

1.3.3 調査実施プロセス

健康調査の実施プロセスは、2009 年度~ 2013 年度と同様にモニター募集とモニター登録、症状の回答(調査本体) 最終アンケートの 4段階で実施する。

1.3.4 調査スケジュール

以下の同スケジュールで調査を実施予定で ある。(本報告書執筆時点においてはシステム準 備中)

・2014.4月下旬 システム運用開始、バナー設 置

- ・4月下旬~5月中旬 モニター募集
- ・5月中旬 健康調査実施
- ・9月末 調査終了予定
- ・10月上旬 最終アンケート実施

1.3.5 開礼

(1) コープこうべ

登録者に謝礼として、e-ポイントを登録時に 300 ポイント(300 円相当),調査をやめなかっ た方には調査終了時に200 ポイント(200 円相 当)を付与する予定である。なお、登録者は先 着1,000 名を予定している。

2.食品の市販後調査

本研究における食品の PMM は、2013 年度 の「食品テロの早期察知への PMM の活用可能 性に関する検証」で得られたモニターの健康調 査データを活用し、モニターの商品購入データ と組み合わせて実施するものである。これが本 研究の核を成すパートである。

2.1 背景と過年度の取組み

食品の市販後調査(PMM)は、Codex にお いてトレーサビリティと並び記載されており、 販売後の健康被害を少しでも喰い止めるべく迅 速に対応する方法である。しかし、その実効性 の難しさと費用の大きさから、なかなか受け入 れられるに至っていない現状があった。

しかし、PC およびインターネットの普及を 受けて開発されたインターネット調査の手法に より、調査対象者の健康情報を従来よりも容易 に得ることが可能になってきた。調査対象者の 健康情報と食品購入リストがあれば、ある種類 の食品の購入者に、健康被害が起きているかど うかをモニタリングすることが可能となる。

そこで本研究では、健康調査データと商品購 入データを用いて、これを統計分析することで、 食品による健康被害の早期発見を目指す枠組み を構築し、調査データにおける健康被害の発生 有無の評価を実施する。

2010 年度は構築した枠組みにより、食品 PMMの実現可能性を確認した。2011 年度は手 法を高度化するため、米国 CDC で実施されて いる早期異常探知システム(EARS)¹などを組 み合わせ、食中毒など健康被害の急性疾患発生 が疑われる食品候補を早期に発見する手法、お よび原因食品と個別食品名や販売日をスクリー ニングする手法を構築した。食品候補を段階的 に絞り込むことでシグナル検出の精度向上を図 り、その実効性を評価できるようになった。 2012 年度は手法のリアルタイム性向上をめざ し、従来1月ごとであった分析サイクルを2週 間ごとに縮め、またこれを円滑に実現するため の手法及び体制構築について検討した。そして 2013 年度は、これまでに対象期間とした1~4 月ではなく、細菌性の食中毒が増加しやすい夏 季を対象期間とした分析に焦点を当て検討した。

2.2 食品 PMM 手法

本研究では、医薬品 PMM のシグナル検出手 法にもとづき 2010~2012 年度に開発してきた 食品 PMM 手法を用いる。同手法により、健康 被害の疑いを早期に発見し、原因として疑われ る食品候補を段階的にスクリーニングすること ができる。

分析用データの作り方に関する詳細は 2010 年度の分担報告書に詳しいためここでは割愛す る。また、具体的な食品分析手法に関する詳細 は 2011 年度の分担報告書に詳しいためここで は割愛し、概要のみ以下に記載する。

スクリーニングの実施フローを図 1 に示す。 フローは次の3つの Step で構成される。なお、 ある日にある症状について少なくとも1人の有 症状者が発生した世帯を「有症状世帯」とする。 各 Step のスクリーニング基準を表1に示す。

表 1 スクリーニング基準

分析手順	スクリーニング基準
Step1	C1 > 2、C2 > 2、C3 > 2 のいずれかを
(EARS)	満たし、かつ当該検出日に症状を報告
	した世帯のうち、3 世帯以上が購入し
	ていた食品
	20 分割データはさらに「EARS の値
	が 2.5%以上」を条件に追加
Step2	Odds(-) >= 1、n ₁₁ > 3、組合員 ID 数 >
(オッズ比)	1の3条件を全て満たす食品のうち、
	Odds(-)の値が上位 10 位以内の食品
Step3	世帯内発症、下痢と嘔吐の同時発症な
(散布図)	どの状況から個別判断

食品PMM手法では3段階のStepを通じて、 健康被害疑いがある食品を抽出する。各 Step の概要は次のとおり。

¹ http://www.bt.cdc.gov/surveillance/ears/

Step 1: EARS による早期発見 EARSを用いて有症状世帯数が急激に増加し た日を特定し、当該日に同世帯が喫食可能な 食品を抽出する。 Step 2:オッズ比によるスクリーニング Step 1 で抽出された食品および日を対象に オッズ比を計算、オッズ比の 95%下限値が上 位 10 位以内の食品を抽出する。



図 1 スクリーニング(全体)の実施フロー

オッズ比順位表の作成例を表 2 に示す。

食品名	Odds	Odds(-)	n11	ID数			
1. 麺類 A	4.29	3.10	15	7			
2. 生鮮食品 B	2.10	1.92	9	3			
3. 加工食品 C	1.82	1.65	28	16			
4							
5							

表 2 オッズ比順位表の例

Step 3: 散布図による発症状況確認 世帯での発症状況を時系列に並べた散布図 で分析し、世帯内同時発症の有無、下痢・嘔 吐の同時発症の有無などを確認、原因食品候 補を絞り込みアラートを出す。散布図の例を 表3に示す。

組合員	性別		日にち(1月)						
ID	/年齢	10	11	12	13	14	15	16	17
	M31								
107	F31								
137	F8								
	M4								
501	M47								
	F43								
	M12								
	M8								
M:男性、F:女性、数字:年齢									
:下痢のみ、 :嘔吐のみ、 :下痢・嘔吐									

表 3 散布図の例

C.研究成果

1.健康調査

1.1 2013 年度健康調査

「食品テロの早期察知への PMM の活用可能 性に関する検証」の 2013 年度の健康調査にお けるモニターの登録数は、パルシステム東京で は、グループ A モニター13 世帯、グループ B モニター987 世帯、合計 1,000 世帯(家族を含 めて計 3,056 名)であった。コープこうべでは、 グループ A モニター19 世帯、グループ B モニ ター981 世帯、合計 1,000 世帯(家族を含めて 計 2,951 名)であった。すなわち、パルシステ ム東京およびコープこうべのグループBモニタ ーは、合計 1,968 世帯のモニターが登録された。

1.2 新年度健康調査

新年度の健康調査におけるモニターの登録 状況は、本報告書執筆時点では、コープこうべ で、1,000 世帯の募集定員を見込んでモニター 登録のためのシステムを準備中である。

2. 食品の市販後調査の活用可能性の検討

健康調査、および当該期間の食品購入情報を 用い、健康被害の早期発見および原因食品候補 のスクリーニングを実施した。分析対象とする 症状は下痢と嘔吐の2つである。パルシステム 東京とコープこうべでは別々に分析し、アラー トも別々に提示した。

2.1.1 Step1:EARS によるスクリーニン グ結果

全食品を対象に EARS を算出したところ、下 痢と嘔吐の有症状世帯が過去のトレンドに比べ 大きく増加した日として、2013 年 5 月 16 日か ら 9 月 20 日までの計 128 日間のうち、表 4 に 示す日数が検出された。20 分割合計は、食品を 20 分割して作成した各グループについて EARS 計算を行い検出された日の総和であり、 全食品に比べて感度が高くなっている。なお、 すべての分割グループにおいて、全食品を対象 とした場合とは異なる日も検出された。

	東京	神戸
下痢(全食品)	22	28
下痢(20分割合計)	23	25
嘔吐(全食品)	21	31

表 4 EARS による検出日数

対象食品の総数はパルシステム東京が 8,816 品目、コープこうべが 10,667 品目。このうち Step1 の検出基準で絞り込まれた食品数は表 5 のとおりである。

表 5 Step1 で抽出された原因食品候補数

	東京	神戸
下痢(全食品)	1,394	1,093
下痢(20分割合計)	2,456	2,560
嘔吐(全食品)	936	0

2.1.2 Step2:オッズ比によるスクリーニ ング結果

Step1 のスクリーニングを通過した原因食品 候補について、EARS 検出日を起点としてオッ ズ比を計算した結果の一部を表 6、表 7 に示す。 なお、ここに示す食品名は匿名化のために個別 の商品名を丸めたもので、食品群を表すもので はない。集計は個別の食品ごとに行っている。

表 6 オッズ比順位表 (パルシステム東京、上位3食品)

食品名	Odds	Odds(-)	n11					
下痢(全食品)の順位								
1. 鶏肉(冷凍)	5.32	2.67	11					
2. チョコレート	5.53	2.59	9					
3. ジュース	4.33	2.28	12					
下痢(20分割計)の順位								
1. ジュース	3.78	1.87	10					
2. アイス	2.99	1.72	16					
3. 無洗米	2.74	1.52	14					
嘔吐(全食品)の順位								
1. 魚加工品	10.5	4.16	6					
2. 豚肉(冷凍)	4.13	2.08	13					
3. お菓子	4.75	2.08	7					

表 7 オッズ比順位表

(コープこうべ、上位3食品)

食品名	Odds	Odds(-)	n11				
下痢 (全食品)の順位							
チョコレート	6.94	3.2	9				
油	4.21	2.32	14				
ЛД	3.31	2.17	30				
下痢(20分割計)の順位							
チョコレート	6.94	3.2	9				
油	4.21	2.32	14				
トマト缶	3.4	1.99	17				
嘔吐(全食品)の順位							
(該当なし)							

パルシステム東京とコープこうべを合わせ ると、Odds(-)の上位3食品は、下痢では「鶏肉 (冷凍)」、「チョコレート」、「野菜ジュース」、 嘔吐では「魚加工品」、「豚肉(冷凍)」、「お菓子」 であった。

2.1.3 Step3: 散布図による詳細分析結果

各食品について、散布図により時系列の詳細 な発症状況を確認した。具体的には、同時期に 複数家族での発症、同一家族内での複数名発症、 同じ人物での下痢と嘔吐同時発症、などを評価 した。継続して2週間おきに分析を実施した。

その結果、パルシステム東京について、「ス イートポテト」、「骨ぬきさばみりん干し」の2 食品で下痢・欧と症状の家族内発生が複数見ら れたことから、食中毒の可能性も考慮し健康被 害の可能性を生協連へ報告した、いずれの場合 も、関連する苦情などの問い合わせがないこと などから、アラートを出し追跡調査まで行うに は至らなかった。コープこうべでは健康被害の 可能性が疑われる食品は検出されなかった。

D.考察

1.健康調査

新年度の調査でも十分な人数の登録が想定 され、有意義な分析が実施できる見込みである。

2. 食品の市販後調査の活用可能性の検討

本手法で検出することのできる原因食品候 補は、有症状世帯数が過去のトレンドに比べ急 に増加した日にその有症状世帯が喫食可能であ った食品 (Step1) のうち、当該食品を購入し ていない世帯に比べて有症状世帯の割合が特に 高い食品 (Step2)の中で、有症状世帯の発症 状況と喫食との関係が否定できない食品 (Step3)である。ただし、検出された食品は 今回の分析データに限って得られる結果に過ぎ ず、この結果をもってそのまま、危険な食品が 抽出された、と解釈することはできない。同様 に、表 6 および表 7 に示した数値もその食品 の危険度を示すものではない。提案した手法に より検出された原因食品候補と健康被害疑いと の関係の有無を判断するためには、過去のデー タを追う、季節による健康状態の特性や食品の 特性、喫食方法といった他の情報を加える、購 入者からのクレームの有無を確認する、出荷前 の検査結果を確認する、等のより詳細な分析が 必要である。

今年度は細菌性の食中毒が増加しやすい夏 季を対象に食品市販ご調査を実施することで、 残存食品の食中毒菌調査など日本生協連による 追跡調査を含めた対応を、食中毒の増加が想定 されるシーズンにも実行できるよう体制を検討 した。

その結果、開発した食品 PMM 手法によって、 パルシステム東京とコープこうべで、夏季にお いてもそれぞれ 1 週間おき(1 つの生協では 2 週間おきで、これを交互)の分析が可能である ことが確認された。

アラート提示のための散布図による分析、そ の後の追跡調査などはまだ人手による部分も大 きいため、アラートが増えると分析チームの負 荷が増大し、対応しきれなくなる恐れがある。 今回の検討では、分析チームが散布図分析を行 う対象をオッズ比の順位で絞り込むことにより 負荷を平準化できること、追跡調査を求めるア ラートが夏季においても対応可能な数におさま る可能性があることが確認された。

調査結果について、パルシステム東京および コープこうべ向けに作成した概要報告書を別紙 1、別紙2として末尾に示す。

E. 結論

2013 年度に、日本生協連を通じて、パルシス テム東京およびコープこうべの協力を得て実施 した「食品テロの早期察知への PMM の活用可 能性に関する検証」で収集された健康調査デー タ、および調査に参加した世帯の商品購入デー タを用いて、医薬品 PMM の分野で適用されて いる枠組みや手法に、米国 CDC で利用されて いる EARS の手法などを組み込んで開発した、 食品による健康被害の早期発見・スクリーニン グ手法による分析を試行した。

実用性の観点から、細菌性の食中毒が増加す ると想定される夏季における手法適用可能性の 検証を行い、その有効性を実証した。アラート 提示のための散布図による分析の負荷を平準化 する仕組みがうまく機能することを確認した。 またその後の追跡調査についても、食中毒が増 加すると予想される夏季であってもアラートが 対応可能な数におさまる可能性があることが確 認された。

今後はより長期間での運用実証などを通じ、 継続しやすい実用的なリアルタイムアラート手 法などを検討していく必要がある。

F.研究発表

1. 論文発表

Hiroaki Sugiura, Manabu Akahane, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Harumi Bando, Tomoaki Imamura. Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study. interactive Journal of Medical Research. 2013;18;2(1):e2.

Tomomi Sano, Manabu Akahane, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe,

Tomoaki Imamura. Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the Web-based Daily Questionnaire for Health. International Journal Of Environmental Health Research. 2013 Jun;23(3):247-257.

Harumi Bando, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Manabu Akahane, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Association between first airborne cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey. International Journal Of Environmental Health Research. 2014.

神奈川芳之、赤羽学、今村知明. 第1編 食品 衛生管理と食の安全 第6章 フードディフェ ンスという概念. 美研クリエイティブセンタ ー 編集. 微生物コントロールによる食品衛生 管理 - 食品の安全・危機管理から予測微生物 の活用まで-. 2013;p.91-108.

今村知明. 食品防御から見たバイオリスク認 知・バイオリスク評価・バイオリスクマネジメ ントの考え方と食品バイオテロに対する食品防 御による対応. JBSA ニュースレター. 2013 Apr;3(1):21-28.

神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、 山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品汚染防止に関するチェックリストを基 礎とした食品防御対策のためのガイドライ ンの検討 Tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors in Japan. 日本公衆衛生雑誌. 2014 Feb;61(2):100-108.

今村知明 他. 食品保健. 医療情報科学研 究所 編集.保健・医療・福祉・介護スタッ フの共通テキスト 公衆衛生がみえる. 2014 Mar;p.302-319.

今村知明、神奈川芳行他. 第5章 社会に

おける対応の現状と対策 1.アレルギーの 表示の現状と対策. 中村 丁次 他編.【第 2版】食物アレルギーAtoZ 医学的基礎知 識から代替食献立まで. 2014 Mar;p.151-159.

2.学会発表

2013 年 10 月 23 日~25 日 (三重県、三重県総 合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学会総 会. 杉浦弘明、赤羽学、鬼武一夫、今村知明. 花粉症シーズンにおけるアトピー性皮膚炎患者 の皮膚症状の日々の発生頻度の検討.

2013 年 10 月 23 日 ~ 25 日 (三重県、三重県 総合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学 会総会. 神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長 谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山 本茂貴. 食品防御対策に関する諸外国や国 際組織における検討状況とその対策.

G. 知的財産権の出願・登録状況

- 1.特許取得 無し
- 2.実用新案登録

無し

3. その他

無し

奈良県立医科大学 健康政策医学講座

2013年11月12日

インターネットを活用した健康調査報告(概要)

生活協同組合パルシステム東京様



奈良県立医科大学 健康政策医学講座

- 今村 知明
- 赤羽 学
- 杉浦 弘明

生活協同組合パルシステム東京様

この度は、平成25年度「インターネットを活用した健康調査」に御協力いただき誠にあり がとうございます。また、日々の健康状態を入力いただいた組合員様にも深く感謝いたしま す。

つきましては、調査概要の速報について御報告いたします。

日々健康調査の概要

- 調査主体 生活協同組合パルシステム東京
- モニター募集対象 生活協同組合パルシステム東京の組合員のうち募集定員 1,000 名
- 調查機構 奈良県立医科大学健康政策医学講座 今村知明、赤羽学、杉浦弘明

調査期間

・モニター登録の申込み期間
 平成 25 年 4 月 18 日 ~ 平成 25 年 5 月 13 日
 健康調査アンケートの実施と登録募集に関するメールマガジンを配信

・本調査の期間 平成 25 年 5 月 16 日 ~ 9 月 20 日

・最終アンケートの回答期間 平成 25 年 9 月 27 日 ~ 10 月 10 日

モニター登録された組合員様への謝礼

・調査終了後に 500 ポイントを付加する。 (ただし、途中でモニターをやめた方にはポイント付与はなし。)

別紙 1

奈良県立医科大学 健康政策医学講座

調査ご協力数

- ・モニター登録いただいた組合員数
 - 1,000 名 (家族を含めて計 3,092 名)
 - Aグループ(健康調査のみ)
 - : 13名 (家族を含めて計 36名)
 - Bグループ(健康調査および市販後調査)
 - : 987 名 (家族を含めて計 3,056 名)
- ・日々健康調査の回答組合員数

929 名 (家族を含めて計 2,878 名)

・日々健康調査の回答のべ数(家族を含めて)

292,120名

Aグループ(健康調査のみ)

- : 3,700名
- Bグループ(健康調査および市販後調査)

: 288,420名

・最終アンケートの回答組合員数 801 名 (家族を含めて計 2.470 名)

調査項目

1) モニター登録

・グループAまたはグループBを選択し同意していただく。 グループA:日々の健康状態・症状等に関するアンケート調査に御協力い ただける方 グループB:グループAの健康調査に関するアンケートに加え、食品市販 後調査(PMM)に使用する商品購入情報の提供に御協力いただ ける方

・本人および家族の年齢、性別等の登録

2) 本調査

- ・日々の症状等の入力
 - 下痢・嘔吐などの症状で病院を受診したまたは薬を服用した インフルエンザと診断された
 - 熱中症と診断された
 - 各症状(17項目)の有無
 - (微熱、高熱、鼻水、咳、下痢、嘔吐、胃痛または腹の痛み、けいれん、 目のかゆみ、発疹、熱中症症状、頭痛、のどの痛み、くしゃみ、皮膚のか ゆみ、めまい、不眠)

奈良県立医科大学 健康政策医学講座

3) 最終アンケート

・日常の環境に関して

オール電化、浄水器、食洗機、加湿器、空気清浄機の使用状況等

・症状や健康面に関して

黄砂の飛来による体調の変化等

・健康調査の感想 など

PMM調査の概要

2週おきに、グループBに登録された組合員の商品購入リストをパルシステム東京より提供いただき、賞味期限に基づき喫食可能食品を割り出す。

その商品と各組合員が日々入力された健康状態とを組み合わせ、健康被害が出ていないかを解析し、健康被害を起こしている可能性が高い商品がないかを詳細検討する。

検討結果は、随時奈良医大より日本生協連に報告する。

パルシステム東京

		EARS 検出日数(回) Odds(-) 最大値				口土生物注。			
	調查対象期間	解析終了	下痢 Gp	下痢 AI	·····································	下痢 Gp	下痢 AI	嘔吐 Al	日本生協連へ 報告
第1報	5月16日~ 5月24日	6月7日	0	0	0	なし	なし	なし	6 月 11 日 問題なし
第2報	5月16日~ 6月7日	6月20日	3	2	1	1.2	1.53	なし	6 月 24 日 問題なし
第3報	5月16日~ 6月21日	7月4日	8	4	2	1.86	1.86	1.26	7月8日 問題なし
第4報	5月16日~ 7月5日	7月18日	8	7	4	1.86	1.86	1.26	7 月 22 日 問題なし
第5報	5月16日~ 7月9日	8月1日	8	9	8	1.86	1.86	2.08	8月1日~ 8月7日 1別記
第 5 報 再解析	5月16日~ 7月26日	8月21日	9	10	10	1.87	1.87	2.08	8 月 12 日 問題なし
第6報	5月16日~ 8月9日	8月22日	12	13	13	1.87	2.11	2.08	8 月 26 日 問題なし
第7報	5月16日~ 8月23日	8月29日	17	18	13	1.87	2.67	2.0	9月2日 問題なし
第8報	5月16日~ 9月6日	9月12日	19	22	19	1.87	2.67	2.08	9月 17日 問題なし
第 8 報 再解析	5月16日~ 9月6日	9月19日	23	21	21	1.87	2.67	4.16	9月19日~ 10月2日 2別記
第9報	5月16日~ 9月20日	9月26日	23	21	21	1.87	2.67	4.16	10 月 1 日 問題なし
第 10 報	5月16日~ 9月20日	10月3日	23	22	21	1.87	2.67	4.16	10 月 7 日 問題なし

第6報は、解析が1週間遅れとなる

1 別記 スイートポテト

下痢・嘔吐症状の家族内発生が複数見られたため、食中毒の可能性も考慮し健康被害の可能性 を報告した

2 別記 骨ぬきさばみりん干し

下痢・嘔吐症状の家族内発生が複数見られたため、食中毒の可能性も考慮し健康被害の可能性 を報告した

【結果報告】

いずれの商品も、パルシステム東京から提供された組合員のお申し出情報に特段のものがなかったため、購入商品による健康被害によるものではないと判断し詳細なサンプル調査等は実施しなかった。

用語について

- ・Odds(-)最大值:調査対象期間における分析対象商品リスト中のオッズ比(95%信頼区間の下 限値)の中で、最大だった値。
- ・EARS 検出日数: EARS システムによって直近に対して症状の報告が急増したと判断された日数 (アラートが出された日数)。

・Gp:分割グループ別

・AI:対象者全体

【到達点と課題】

昨年度までは冬季を中心として健康調査および食品市販後調査(PMM調査)を実施して きました。

今回は食中毒発生のリスクが高い夏季を含めて従来よりも期間を長くして調査を実施致し ました。

本研究で開発を試みている P M M 調査システムの長期の運用は可能であることが今回の実施にて検証することができました。しかし、調査期間が長くなるにつれ、あるいは今回初めて実施した夏季調査という特徴のためか、ノイズ(食中毒以外による体調不良)の影響が大きくなることも判明し、今後の課題としてとらえることができました。
奈良県立医科大学 健康政策医学講座

データ集計速報

1) 定点あたりインフルエンザ報告数と各症状(高熱・咳)



5~6月上旬にインフルエンザ報告はみられたもののその後は少なく、他の症状との関連も なかった。

2) 平均気温と各症状(下痢・嘔吐・胃痛または腹痛)



平均気温と下痢、嘔吐、胃痛または腹の痛みの間に明らかな関連は見られなかった。



3) 定点あたりノロ報告数と各症状(下痢・嘔吐・胃痛または腹痛)

4) 黄砂量と各症状(鼻水・目のかゆみ・くしゃみ)



黄砂の量と鼻水の症状との間には関連がありそうである。より詳しい分析が必要である。

黄砂MED1Dとは:国立環境研究所が計測している黄砂のデータより算出。その日の黄 砂測定値の中央値。

6-16

定点あたりのノロ報告数と下痢、嘔吐、胃痛または腹の痛みの間に明らかな関連は見られなかった。

参考資料 (次ページ以降を参照)

- ・最終アンケートでの組合員様のアンケート調査に対する感想
 集計
 自由回答
- ・健康コラム「今日の一言」
- ・入力画面

モニター登録画面 日々の症状入力画面 最終アンケート画面

以 上

奈良県立医科大学 健康政策医学講座

参考資料(パルシステム東京の組合員様より) 最終アンケートでの組合員様のアンケート調査に対する感想(集計)

Q.今回の調査結果は、地図に反映されるしくみになっていました。 これについてどう思われましたか?

21.0% 35.5% 32.6% 1.0%30.0%
 1:自分の回答が反映され、面白かった 2:自分の住んでいる地域の健康状態が分かり役に立った 3:「過去の結果」ではなく「現在の状況」をリアルタイムで確認できるのは良いと思った 4:地図に表示された情報は信じられないと思った 5:このような地図は不要である
Q.ポイントがつかな〈ても今後このような調査に協力したいと思いますか?
46.7%

■ 1:はい Ø 2:いいえ



27.6%	43.3% 24.0% 0.2%
	 ■ 1: ぜひ協力したい Ø 2: 内容によってはやってもいい Ø 3: ポイントがもらえるなら、やってもいい ■ 4:もう二度とやりたくない Ø 5: その時にならないと、わからない

Q.	この健康調査のこ	感想をお聞かせくださ	さい。(複数回答可)
----	----------	------------	------------



■ 1:はい 🖉 2:いいえ

参考資料 健康コラム「今日の一言」

毎日健康状態を答える、という単純で飽きてしまいやすい作業を組合員の方々に続けてい ただきやすいよう、週替わりでテーマを決めて、日替わりで健康に関する情報を健康コラム 「今日の一言」でご提供させていただきました。

本文の執筆は、奈良県立医科大学健康政策医学講座の教員や大学院生(社会人院生を含む)、 博士研究員で担当し、つなぎの文や季節のあいさつや Web へのアップは事務で分担して行い ました。

	期間	ハンドルネーム	テーマ
第1週	5月16日~	医師 A	はじめの挨拶・ダイエット
第2週	5月20日~	医師 S	在宅医療
第3週	5月27日~	看護師K	マラソンでダイエットはできるのか?
第4週	6月3日~	看護師K	マラソンは不健康になる!
第5週	6月10日~	大学教員 M	学校検尿
第6週	6月17日~	保健師 M	健康日本 21(第 2 次)
第7週	6月24日~	保健師 W	紫外線
第8週	7月1日~	放射線技師 I	放射線
第9週	7月8日~	医師 T	検疫所ってどんなところ
第 10 週	7月15日~	保健師 K	更年期
第 11 週	7月22日~	看護師 T	看護職のワーク・ライフ・バランス(前半)
第 12 週	7月29日~	看護師F	入院患者さんの一日
第 13 週	8月5日~	放射線技師 I	医療被曝
第 14 週	8月12日~	歯科医師 T	歯と口腔の健康
第 15 週	8月19日~	医療管理 Y	事務で行うベットコントロール
第 16 週	8月26日~	保健師 K	保健師の業務
第 17 週	9月2日~	看護師 T	看護職のワーク・ライフ・バランス(後半)
第 18 週	9月9日~	看護師F	入院患者さんの一週間
第 19 週	9月16日~	医師 A	健康づくりのための3つのポイント
最終日	9月20日	医師 A	最後のお礼

別紙 2

2013年11月12日

インターネットを活用した健康調査報告(概要)

生活協同組合コープこうべ様



奈良県立医科大学 健康政策医学講座 今村 知明 赤羽 学 杉浦 弘明

生活協同組合コープこうべ様

この度は、平成25年度「インターネットを活用した健康調査」に御協力いただき誠にあり がとうございます。また、日々の健康状態を入力いただいた組合員様にも深く感謝いたしま す。

つきましては、調査概要の速報について御報告いたします。

日々健康調査の概要

- モニター募集対象 生活協同組合コープこうべの組合員のうち 募集定員 1,000 名
- 調查機構 奈良県立医科大学健康政策医学講座 今村知明、赤羽学、杉浦弘明

調査期間

・モニター登録の申込み期間
 平成 25 年 4 月 18 日 ~ 平成 25 年 5 月 13 日
 健康調査アンケートの実施と登録募集に関するメールマガジンを配信

・本調査の期間

平成 25 年 5 月 16 日 ~ 9 月 20 日

- ・最終アンケートの回答期間 平成 25 年 9 月 27 日 ~ 10 月 10 日
- モニター登録された組合員様への謝礼
 - ・登録時に 300 ポイントを付加する。
 - ・調査終了後に 200 ポイントを付加する。(ただし途中でモニターをやめた方に は調査終了後の 200 ポイント付与はなし)

調査ご協力数

- ・モニター登録いただいた組合員数
 - 1,000 名 (家族を含めて計 2,997 名)
 - Aグループ(健康調査のみ)
 - : 19名 (家族を含めて計 46名)
 - Bグループ(健康調査および市販後調査)
 - : 981 名 (家族を含めて計 2,951 名)
- ・日々健康調査の回答組合員数

941 名 (家族を含めて計 2,815 名)

・日々健康調査の回答のべ数(家族を含めて)

303,711 名

Aグループ(健康調査のみ)

- : 4,836名
- Bグループ(健康調査および市販後調査)

: 298,875名

・最終アンケートの回答組合員数 846 名 (家族を含めて計 2.513 名)

調査項目

1) モニター登録

・グループAまたはグループBを選択し同意していただく。 グループA:日々の健康状態・症状等に関するアンケート調査に御協力い ただける方 グループB:グループAの健康調査に関するアンケートに加え、食品市販 後調査(PMM)に使用する商品購入情報の提供に御協力いただ ける方

- ・本人および家族の年齢、性別等の登録
- 2) 本調査
 - ・日々の症状等の入力
 - 下痢・嘔吐などの症状で病院を受診したまたは薬を服用した インフルエンザと診断された
 - 熱中症と診断された
 - 各症状(17項目)の有無

(微熱、高熱、鼻水、咳、下痢、嘔吐、胃痛または腹の痛み、けいれん、 目のかゆみ、発疹、熱中症症状、頭痛、のどの痛み、くしゃみ、皮膚のか ゆみ、めまい、不眠) 3) 最終アンケート

・日常の環境に関して

オール電化、浄水器、食洗機、加湿器、空気清浄機の使用状況等

・症状や健康面に関して

黄砂の飛来による体調の変化等

・健康調査の感想 など

PMM調査の概要

2週おきに、グループBに登録された組合員の商品購入リストをコープこうべより提供いただき、賞味期限に基づき喫食可能食品を割り出す。

その商品と各組合員が日々入力された健康状態とを組み合わせ、健康被害が出ていないか を解析し、健康被害を起こしている可能性が高い商品がないかを詳細検討する。 検討結果は、随時奈良医大より日本生協連に報告する。

コープこうべ

	润杏动免期	調査対象期 約45.44 Z 王序 王序 [9]		0dds(-) 最大値			日本生協連へ			
	間	解析終了	下痢 Gp	下痢 AI	嘔吐 Al	下痢 Gp	下痢 AI	嘔吐 Al	報告	
第1報	5月16日~ 6月8日	6月13日	4	6	5	2.50	2.82	なし	6 月 17 日 問題なし	
第2報	5月16日~ 6月22日	6月27日	6	10	7	2.45	3.35	なし	7月1日 問題なし	
第3報	5月16日~ 7月5日	7月11日	11	12	11	2.45	4.1	なし	7 月 12 日 問題なし	
第4報	5月16日~ 7月19日	7月25日	15	18	15	2.45	4.1	なし	7 月 26 日 問題なし	
第5報	5月16日~ 8月2日	8月7日	16	17	15	3.20	3.20	なし	8 月 12 日 問題なし	
第6報	5月16日~ 8月16日	8月22日	19	20	16	3.20	3.20	なし	8 月 26 日 問題なし	
第7報	5月16日~ 8月30日	9月5日	24	21	19	3.20	3.20	なし	9月 10日 問題なし	
									パル8報と同	
签。却	5月16日~		25	28	28	2 20	2 20	<i>+</i> >1	時進行だった	
第8報	9月13日 9月19日	энэц	25	25	28	20	3.20	3.20	なし	ため報告なし
									問題なし	
第9報	5月16日~ 9月20日	10月3日	25	28	31	3.20	3.20	なし	10/7(月) 問題なし	

【結果報告】

第1報~第9報の5月16日から9月20日までの期間に関しては、健康被害を起こしている可能性の高い商品は発生していない。

用語について

- ・0dds(-)最大値:調査対象期間における分析対象商品リスト中のオッズ比(95%信頼区間の下 限値)の中で、最大だった値。
- ・EARS 検出日数: EARS システムによって直近に対して症状の報告が急増したと判断された日数 (アラートが出された日数)。
- ・Gp:分割グループ別
- ・AI:対象者全体

【到達点と課題】

昨年度までは冬季を中心として健康調査および食品市販後調査(PMM調査)を実施して きました。

今回は食中毒発生のリスクが高い夏季を含めて従来よりも期間を長くして調査を実施致し ました。

本研究で開発を試みている P M M 調査システムの長期の運用は可能であることが今回の実施にて検証することができました。しかし、調査期間が長くなるにつれ、あるいは今回初めて実施した夏季調査という特徴のためか、ノイズ(食中毒以外による体調不良)の影響が大きくなることも判明し、今後の課題としてとらえることができました。

奈良県立医科大学 健康政策医学講座

データ集計速報

1) 定点あたりインフルエンザ報告数と各症状(高熱・咳)



5~6月上旬にインフルエンザ報告はみられたもののその後は少なく、他の症状との関連も なかった。



2) 平均気温と各症状(下痢・嘔吐・胃痛または腹痛)

平均気温と下痢、嘔吐、胃痛または腹の痛みの間に明らかな関連は見られなかった。



3) 定点あたりノロ報告数と各症状(下痢・嘔吐・胃痛または腹痛)

4) 黄砂量と各症状(鼻水・目のかゆみ・くしゃみ)



黄砂の量と鼻水の症状との間には関連がありそうである。より詳しい分析が必要である。

黄砂MED1Dとは:国立環境研究所が計測している黄砂のデータより算出。その日の黄 砂測定値の中央値。 参考資料 (次ページ以降を参照)

- ・最終アンケートでの組合員様のアンケート調査に対する感想
 集計
 自由回答
- ・健康コラム「今日の一言」
- ・入力画面

モニター登録画面 日々の症状入力画面 最終アンケート画面

以 上

参考資料(コープこうべの組合員様より) 最終アンケートでの組合員様のアンケート調査に対する感想(集計)

Q.今回の調査結果は、地図に反映されるしくみになっていました。 これについてどう思われましたか?



Q.今後このようなアンケートを実施するとき、またご協力をお願いできますか?



Q.この健康調査のご感想をお聞かせください。(複数回答可)



参考資料 健康コラム「今日の一言」

毎日健康状態を答える、という単純で飽きてしまいやすい作業を組合員の方々に続けてい ただきやすいよう、週替わりでテーマを決めて、日替わりで健康に関する情報を健康コラム 「今日の一言」でご提供させていただきました。

本文の執筆は、奈良県立医科大学健康政策医学講座の教員や大学院生(社会人院生を含む) 博士研究員で担当し、つなぎの文や季節のあいさつや Web へのアップは事務で分担して行い ました。

	期間	ハンドルネーム	テーマ
第1週	5月16日~	医師 A	はじめの挨拶・ダイエット
第2週	5月20日~	医師 S	在宅医療
第3週	5月27日~	看護師 K	マラソンでダイエットはできるのか?
第4週	6月3日~	看護師K	マラソンは不健康になる!
第5週	6月10日~	大学教員 M	学校検尿
第6週	6月17日~	保健師 M	健康日本 21(第 2 次)
第7週	6月24日~	保健師W	紫外線
第8週	7月1日~	放射線技師 I	放射線
第9週	7月8日~	医師 T	検疫所ってどんなところ
第 10 週	7月15日~	保健師K	更年期
第 11 週	7月22日~	看護師 T	看護職のワーク・ライフ・バランス(前半)
第 12 週	7月29日~	看護師F	入院患者さんの一日
第 13 週	8月 5日~	放射線技師 I	医療被曝
第 14 週	8月12日~	歯科医師 T	歯と口腔の健康
第 15 週	8月19日~	医療管理 Y	事務で行うベットコントロール
第 16 週	8月26日~	保健師 K	保健師の業務
第 17 週	9月2日~	看護師 T	看護職のワーク・ライフ・バランス(後半)
第 18 週	9月9日~	看護師F	入院患者さんの一週間
第 19 週	9月16日~	医師 A	健康づくりのための3つのポイント
最終日	9月20日	医師 A	最後のお礼

7.研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	タイトル	書籍全体の 編集者名	出版社名	発行日	ページ
神奈川芳之、赤羽 学、今村知明.	微生物コントロールによる食品衛 生管理 - 食品の安全・危機管理か ら予測微生物の活用まで 第1編 食品衛生管理と食の安全 第6章 フードディフェンスとい う概念	美研クリエイティ ブセンター	株式会社 エヌ・ティ ー・エス	2013年	91-108.
今村知明、 神奈川芳行 他.	【第2版】 食物アレルギーAtoZ 医学的基 礎知識から代替食献立まで. 第5章 社会における対応の現状 と対策 1.アレルギーの表示の現 状と対策.	中村 丁次 他	第一出版 株式会社	2014年3月	151-159.
今村知明 他.	保健・医療・福祉・介護スタッフの 共通テキスト 公衆衛生がみえる.	医療情報 科学研究所	株式会社 メディック メディア	2014年3月	302-319.

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Hiroaki Sugiura, Manabu Akahane, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Harumi Bando, Tomoaki Imamura.	Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study.	interactive Journal of Medical Research.	2(1)	e2	2013
Tomomi Sano, Manabu Akahane, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura.	Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the Web-based Daily Questionnaire for Health.	International Journal Of Environmental Health Research.	23(3)	247-257	2013
今村知明.	食品防御から見たバイオリ スク認知・バイオリスク評 価・バイオリスクマネジメン トの考え方と食品バイオテ ロに対する食品防御による 対応.	JBSA ニュースレター	3(1)	21-28	2013

神奈川芳行、赤羽学、今村 知明、長谷川専、山口健太 郎、鬼武一夫、高谷幸、山 本茂貴.	食品汚染防止に関するチェ ックリストを基礎とした食 品防御対策のためのガイド ラインの検討.	日本公衆衛生雑誌.	61(2)	100-109	2014
Harumi Bando, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Manabu Akahane, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura.	Association between first airborne cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey.	International Journal Of Environmental Health Research.	DC 10.1080/0 2014.9	9603123.	2014

8.研究成果の刊行物・別刷

添付資料参照



【書籍「微生物のコントロールによる食品衛生管理」】

. はじめに	-91
2.『フードディフェンス(食品防御)』と食の三要素	-91
 食品テロに対する国際的な取組み	-93
 日本における食品防御に関する研究	.94
5. 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)とその解説について	.95
 HACCP における食品防御の観点からの留意事項 	103
1 おわりに	107







第1編 食品衛生管理と食の安全

<u>第6章</u> フードディフェンスという概念

東京大学大学院	神奈」	芳行
奈良県立医科大学	赤羽	学
奈良県立医科大学	今村	知明

1 はじめに

日本の食品工場などでは、従来から Hazard Analysis Critical Control Point (HACCP) 手法や、 International Organization for Standardization (ISO) 22000 に則り、高度な衛生管理が実施さ れている。しかし、食品の期限表示の偽装問題や、中国産冷凍餃子による健康被害の発生、食品 中への異物混入事件など、近年食品に関する事件の続発により、国民の「食品」の安全に対する 関心が高まっている。

世界的には、2001年の9.11世界同時多発テロ以降、食品を用いたテロに対する関心が高まり、 WHO でのワーキンググループや G8 での専門家会合の開催、米国での多くの対策・方針案など の策定がなされているが、日本の食品企業の食品テロに対する認識は低く、「悪意」をもった食 品への毒物の混入には、極めて脆弱であることが危惧されている。今後、食品テロに対する認識 を高め、具体的な対策を検討することが喫緊の課題といわれている¹⁻⁴。

本稿では、食品の安全を構成する三要素の1つである「ワードディフェンス(食品防御)」の 考え方を解説する。さらに、食品テロに対する国際的な取組みや、「食品工場向けのチェックリ スト」を紹介するとともに、日本の実情にあった食品工場の防御対策のガイドラインなどについ て解説する。

2 「フードディフェンス(食品防御)」と食の三要素

「フードセキュリティ」、「フードセーフティ」、「フードディフェンス」の3つの要素が密接に 機能することで、われわれの食の安全が確保されていると考えられている。

2.1 フードセキュリティ(食の安全保障: Food Security)

安定的に食料を確保することは、従来から国家の最重要課題であったが、近年の世界人口の増

加や、地球環境の変化、燃料資源の確保観点からの穀物からバイオエタノールの製造などにより、 地球規模での食糧不足が懸念されている現在においては、特に重要な課題となっている。特に、 カロリーベースでの食料自給率が約40%の日本が、安定的な食料の輸入が困難となれば、多く の国民が飢えの問題に直面することとなる。国際的な食料需給を十分考慮しながら、また。地球 規模での人口問題や環境問題などへの対応も念頭に、量的に十分かつ安全な食品供給源へのアク セスを常にバランスよく確保するための食糧供給に関する政策は、「フードセキュリティ(食の 安全保障)」と呼ばれる。

2.2 フードセーフティ (食品安全: Food Safety)

食品に細菌や毒物などの危険な物質が混入すれば健康に重大な危害を及ぼす危険性が高くなる。 例えば、食中毒の問題は、不衛生な環境での調理や保存方法が要因となり、残留農薬の問題は、 不適切な農薬の使用によって基準以上の農薬が残留することで発生するが、適切な衛生管理や農 薬使用の指導により防ぐことが可能となる。食料の生産や加工工程における「システムエラーを 防ぐ」という観点でチェックすることにより防止することができる。

「フードセーフティ」の概念には、リスク評価・安全管理・リスクコミュニケーションなども 含まれ、具体的な基準・規制の作成、その指導・監督などを行う。食品による健康危害を防止す るために、食中毒・残留農薬・食品添加物に関する基準や規制は、専門的な最新の知見をもとに 作成・改正されている。「フードセキュリティ」のためのリスク評価・安全管理・リスクコミュ ニケーションを行うことも、「フードセーフティ」の役割ともいえる。

2.3 フードディフェンス(食品防御:Food Defense)

食品への意図的な異物混入や汚染に対する安全管理を目的とするものである。9.11世界同時多 発テロ以降,国際社会の緊張が高まるとともにテロの危険性も高まっており,フードディフェン ス(食品防御)の概念にも関心が寄せられている。

「テロリズム」という言葉からは、爆発物や重火器、化学・生物兵器などを使用した国家や社会、 文明に対する暴力行為が想定されるが、近年では、ヒトに害を及ぼすウイルス、細菌、真菌など の病原体やその産生する毒素などを用いる「バイオテロ」や、農作物を対象とするアグロテロリ ズム(農業テロ)などの「食品テロ」に関心が寄せられている。「食品テロ」は、われわれの日 常の飲食物をテロの兵器としているため、農作物を作る農場や、飲料や食品の製造工場などで毒 物を混入することにより、一般市民に大きな恐怖を与え、社会的な混乱を引き起こすことを目的 としている。

「フードディフェンス」は、「悪意を持って食品の毒物などを混入することで、社会全体に大き な危害や不安を与えようとする人が存在する」という前提に立ち、それに対する対処方法(防御 対策)を考えるものである。つまり、「どのような事件」を起こし、「どうやって社会的不安をあ おろうとしている」のかを予測・分析し、それを未然に防止する、または、被害を最小化するた めの対策を考えるものといえる。われわれの日常の食品の安全(フードセーフティ)は、食品防 御対策が有効に機能して初めて確保されるものである。



図1 食品に関する3つの概念「フードセキュリティ」、「フードセーフティ」、「フードディフェンス」 とそれらの関係を示した模式図

図1に、これら3つの概念の関係を模式図で示す。

3 食品テロに対する国際的な取組み

バイオテロの初の成功例(1984年ラジニーシー事件)がレストランでのサルモネラ菌散布で あったことから、テロの中でも実行が容易な食品テロの危険性が認識されている。有害物質が仮 に食品の生産・加工工程で直接混入された場合、被害は限局的であるが、人的・経済的被害は フードチェーンに沿って拡大し、原因の特定も困難になる可能性が高い。

2001年の世界同時多発テロ以降,世界的に食品テロ対策の重要性が高まっている。2002年5 月には、WHOにおいて「食品を介するテロの脅威に対するシステムに関するワーキンググルー プ」が開催され、「食品テロの脅威に対抗するためのWHOへの勧告」が整理されている。さらに、 2003年には、HACCPシステムなど現行の食品衛生管理プログラムにテロなどの食品製造妨害 行動への対処方法を導入するための「Terrorists Threats to Food (食品テロの脅威へ予防と対 応のためのガイダンス))が検討されている^{5〜7}。

米国では、2003年3月に食品医薬品局(Food and Drug Administration; FDA)が「Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance (食品セキュリティ予防措置ガイドライン *食品製造業,加工業および輸送 業*編)」を作成し、食品の製造から輸送過程における食品防御の考え方や対策を示してい る^{8~10}。さらに、2007年6月には、施設運営者が脆弱性の可能性を特定でき、製品や施設運営の 防御強化に役立つようデザインされた脆弱性評価手法として、C (Criticality; 危険性), A (Accessibility: アクセス容易性), R (Recuperability: 回復容易性), V (Vulnerability: 脆弱性), E (Effect:影響), R (Recognizability; 認識容易性), Shock (心理的影響)の7つの観点から なる「CARVER+Shock 法」を開発している^{8~10}。 さらに、アジア太平洋経済協力(APEC)や経済協力開発機構(OECD)におけるテロ対策委 員会の開催など、世界的に食品テロ対策が検討されるようになっている¹¹⁾。

4 日本における食品防御に関する研究

従来,日本の食品工場などは,HACCPやISOに則った食品衛生の観点でのリスク管理が実施 されているが,それらは「性善説」を前提に作成されている。そのため、食品テロのように「悪 意」をもって食品に毒物が混入されるような場合には,種めて脆弱であることが危惧されている。

このような背景に基づき、平成17年度から、食品衛生行政、医学、化学、農学など、多くの 専門家から構成される「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」(研究代表者:今村知明 奈良県立医科大学教授)が設置され、海外での食品防御に対する取組みを調査するとともに、日 本国内での食品防御対策の必要性の有無や、食品テロのシナリオの想定、微生物や化学物質など の管理に関するセキュリティ強化対策を検討してきた。さらに、わが国の実情にあった食品テロ に対する脆弱性評価手法の開発や食品防御対策も検討してきた。

4.1 日本の食品企業の脆弱性評価

わが国の過去の食品事件や、国内8カ所の代表的な食品関連施設(牛乳,弁当,納豆,清涼飲料,大規模集客施設など工場6カ所,物流施設2カ所)を対象に、米国の食品テロの脆弱性評価 手法である"CARVER+Shock法"を試行し、脆弱箇所の把握を試みている。その結果、日本 の食品工場では、テロや犯罪行為(人為的な異物混入など)に対するセキュリティ対策の実施状 況はかなり低く、特にセキュリティ対策の基本である、現場におけるテロや犯罪行為に対する危 険性の認識は極めて低いことが判明している。

また、"CARVER+Shock法"の実施には、多様な専門分野の専門家の協力だけでなく、実際 に使用する食品企業でも多くの労力が必要であり、食品企業の人的要因や経済的な負担を考慮す ると、中小零細規模の食品工場が取り組む課題としては困難であると考えられたため、日本の実 情に応じた脆弱性評価手法の開発が必要となった。

4.2 食品工場用および物流施設用チェックリストの作成

日本で"CARVER+Shock法"に準じた脆弱性評価を行うためには、食品工場の現場が簡単 に利用することのできる簡易な脆弱性評価ツールの開発が必要となったことを受け、研究班では、 FDAの『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業"編』を 参考に、「組織マネジメント」、「従業員管理」、「部外者の管理」、「施設の管理」、「経営・運営の 管理」の5分野、計94項目にわたる「食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェッ クリスト(食品工場用チェックリスト)」をすでに作成している。

さらに、食品テロに対する防御(食品防御)は、製造工場内だけでなく、商品が消費者の手元 に届くまでの「物流の過程」でも必要であることから、輸送資産保護協会(Transported Asset Protection Association: TAPA)が、倉庫や港湾などの国際物流のセキュリティ確保の観点か ら作成した「資産セキュリティに関する要求事項(Freight Security Requirements: FSR)」の 「物流防犯チェックリスト:FSR Scoring Matrix Checklist」を参考に、食品工場用チェックリス トに物流施設における視点を補足して、「組織マネジメント」、「従業員管理」、「部外者の管理」、 「施設の管理」、「経営・運営の管理」の5分野、計98項目から構成される「食品に係る物流施設 における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(物流施設用チェックリスト)」も作成 している。

これらの2つのチェックリストは、以下の HP からダウンロードすることが可能である^{12,13}。 ○「食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト」について

http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/pdf/ff_checklist/ff_checklist_h22ver.pdf

○「食品に係る物流施設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト」について http://www.naramed-u.ac.jp/hpm/pdf/df_checklist/df_checklist_h22ver.pdf

これらのチェックリストへの回答は、「HACCP」を理解していれば、十分に可能であるため、 食品工場や食品の物流施設での食品防御対策の重要性の気づきを得るために、必要に応じて活用 されることが期待されている。

5 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)とその解説について

日本の食品企業が脆弱性評価を行うために2つのチェックリストを作成してきたが、食品企業 の人的要因や経済的な負担を考慮すると、これらのチェックリストに基づき、すべての対策を実 施することも日本では現実的ではなく、食品企業が実施しやすい対策を、優先順位をつけて示す ことが求められた。そのため、すでに作成されている「食品工場用チェックリスト」において費 用対効果を考慮した「対策推奨度」を整理し、その推奨度を基に「食品防御対策ガイドライン (食品製造工場向け)(案)」(以下、ガイドライン(案))やその解説が作成されている(**表1**)^{ID}。

5.1 ガイドライン (案) について

ガイドライン(案)は、食品工場へのヒアリングを実施し、食品工場の実情や実用性を考慮し て、「優先的に実施すべき対策」、「可能な範囲での実施が窒まれる対策」の2段階から構成され ている。

推奨度を考慮したことで、食品工場用チェックリストでは94項目であった対策が、ガイドラ イン(案)では、「優先的に実施すべき対策」として、組織マネジメント(4項目)、従業員対策 (5項目)、部外者対策(5項目)、施設管理(14項目)、入出荷等の管理(6項目)の計34項目、「可 能な範囲での実施が望まれる対策」として、組織マネジメント(1項目)、人的要素(従業員等) (1項目)、施設管理(4項目)の計6項目、合計40項目に整理された。以下に、優先的に実施す べき対策や可能な範囲での実施が望まれる対策を示す。

5.1.1 優先的に実施すべき対策

組織マネジメントでは、働きやすい職場環境の醸成、従業員の動務状況や業務内容の把握、人

為的な食品汚染の脅威や発生時等の対応に関する従業員などへの意識付け、対応計画。回収製品 の取扱方法や廃棄方法の策定などが必要とされている。

従業員対策では、採用時の留意事項、異動・退職時等の制服や ID バッジ、魏(キーカード) などの回収に関する取り決め、工場内への持込み品や持込みエリアの制限、出退勤時間等の管理。 従業員の識別・認識システムの構築などが列挙されている。

部外者対策では、訪問予約の有無や工場内の訪問先の確認、訪問者への社員の同行、身元・訪 問理由の確認、工場内でのアクセス制限、車両や荷物等の持込みエリアの設定、郵便物や宅配便 の受け入れ先の指定などが挙げられている。

施設面の管理では、工場内の使用物の定数,定位置管理の徹底、意図的に有害物質を混入しや すい箇所の把握と防御対策の検討,非稼動時の防犯対策,鍵の管理方法の策定,定期的な鍵の取 替えや暗証番号の変更等による外部からの侵入防止対策,工場内部と外部との結節点の管理,研 究材料(検査薬,試験薬)の保管場所,研究施設(検査,試験室)へのアクセス制限,有毒物質 などの保管や廃棄方法の策定,紛失等発生時調査や通報体制の構築,殺虫剤の選定基準,保管方 法の策定,井戸水の安全性検査の結果の確認,コンピューター処理制御システムなどの重要な データシステムへのアクセス許可者の制限,データ処理に係る履歴の保存などが必要とされてい る。

入出荷などの管理では、納入資材などのラベルや包装の確認、納入資材や出荷製品の積み下ろ し作業の監視、納入製品などの数量の整合性の確認、在庫の紛失・増加、納入量の過不足(紛失 や増加)、意図的な食品汚染行為などの兆候等発見時の調査・通報体制の構築、製品納入先連絡 先の共有化が必要とされている。

5.1.2 可能な範囲での実施が望まれる対策

一定の費用対効果が見込まれ、将来的に実施が望まれる対策として、組織マネジメントでは、 警備・巡回結果の報告内容を明確化が、従業員対策では、敷地内の従業員などの所在を把握が対 策として挙げられている。

施設管理では、フェンスなどによる敷地内への侵入防止対策,警備員の巡回やカメラなどによ る工場建屋外の監視や敷地内の有毒物質や保管中/使用中の資材や現在料の監視,施錠確認など が列挙されている。

なお、ガイドライン(案)に列挙された対策は、食品工場に対策の実施を強制するものではな く、「可能な範囲での食品防御対策の必要性の気づきを得る」ためのものであり、その趣旨と目 的は、ガイドライン(案)の説明文に明記されている。

5.2 ガイドライン (案)の解説について

さらに、ガイドライン(案)のみでは、食品企業がとるべき具体的な対策がわかりづらいとの 食品企業の意見を踏まえて、具体的に食品企業が食品防御対策を検討する上で参考となるように、 ガイドライン(案)の解説も作成されている¹¹⁾。

解説には、人為的な食品汚染に対する対応計画、在庫や最終製品の増加時における対応および

増加分の特定方法,警備担当者からの報告内容,人為的な食品汚染に対する職員訓練プログラム, 殺虫剤を購入する場合の選定基準などの具体的な内容がわかりやすく記載されている。

表1 食品防御対策ガイドライン(案)とその解説

「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」について(案)

はじめに

2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ事件を契機に、世界各国でテロの発生に関する認識 が高まり、テロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっている。

わが国では、1984年のグリコ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件等が発生しているが、これらは、 健康被害をもたらすことを意図して食品に直接有害物質を混入したものであり、実際の被害の発生範囲は限 局的なものであった。しかし、フードサプライチェーンの過程で有害物質が混入されれば、被害の発生範囲 が拡大することは容易に予測される。

こうしたことから、厚生労働科学研究補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関す る研究班」では、悪意を持った者による意図的な食品の汚染を防止するために、米国食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)による【食品セキュリティ予防措置ガイドライン *食品製造業、加工業 および輪送業編"】[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007. 10]を参考に、日本における食品工場の責任者が講じる べき対応をまとめたガイドラインを作成した。

1. 日本における食品衛生対策と食品防御対策の現状

近年。わが国では、HACCP システム等の導入推進により、フードサプライチェーン全体に渡る食品衛生 水準の確保、向上が回られている。しかし、HACCP による食品衛生管理は、悪意を持った者によるフード サプライチェーンの過程での意回的な有害物質等の混入は想定していない。悪意を持った者による意回的な 食品汚染行為を防止するためには、HACCP システム等の衛生管理に加え、工場内の従業員のマネジメントや、 外部からの侵入者の監視・侵入の阻止等にも注意を払う必要がある。

米国では、災害やテロ等に対する国家全体の応急対応計画である「National Response Plan」において 「食品テロの危険性」が明記される等、国家の全体の安全保障における「常図的な食品汚染」の位置づけも明 確にされている。わが国でも、従来の食品衛生対策に加え、意図的な食品汚染行為を防止するために、「組織 マネジメント」、「従業員等の管理」、「部外者の管理」、「施設管理」、「人出荷等の管理」等の実施により、よ リ積極的な食品防御対策を講じる必要性が高まっている。

2.「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」の概要

米国FDAによる『食品セキュリティ予防措置ガイドライン *食品製造業,加工業および輸送業編*』は、 フードサプライチェーンが食品への有害物質混入等悪意ある行為や犯罪,テロ行為の対象となるリスクを最 小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し、現行の手続きや管理方法の見直しを促すた めに作成されたものである。その対象は、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包 装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)である。

今回、米国のガイドラインを参考に、わが国の実情や、複数の食品工場での実地調査の結果を踏まえ、食 品工場の責任者が、食品工場における悪意を持った者による意図的な食品の汚染行為を防止するためのガイ ドラインを作成した。

3. ガイドラインの使用について

本ガイドラインは、本来であれば、米国のように、意図的な食品汚染の危険性が関係者全般に広<認知された状況下で、各食品関係事業者における防御対策実施の要件として公表されることが望ましい。

しかし、わが国は未だ米国のような状況にないため、より多くの食品関係事業者が意図的な食品汚染の危険性に関心を持ち、現実的に可能な対策を検討することができるように、「1、優先的に実施すべき対策」と、 「2、可能な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けて作成している。本ガイドラインは、 法的な規制や強制力を伴うものではなく、各食品工場において、その規模や人的資源等の諸条件を勘索しな がら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気付きを得る」ために活用されることを念頭に作 成したものであり、その趣旨を踏まえた活用を願うものである。

なお、ガイドラインに示した項目については、定期的・離続的に確認されることが望ましい。

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け) 一意図的な食品汚染防御のための推奨項目-

1. 優先的に実施すべき対策

■組織マネジメント

- ・ 食品工場の責任者は、日ごろから全ての従業員等(*)が働きやすい職場環境の醸成に努める。これにより、 従業員等が自社及び自社製品への愛着を高め、自社製品の安全確保について高い責任感を感じながら働くこ とができるような職場づくりを行う。
- (*) 派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。

解	50	[背景]食品防御対策のため、従業員等の監視を強化し過ぎることは、従業員等の自主性を阻害し、モチベーションや生産性の低下を招きかねない。
		客し、モチベーションや生産性の低下を招きかねない。 [目標]従業員等の監視を強化するのではなく、従業員等自らが、自社製品の安全を担ってい るという高い責任感を感じながら働くことができる環境づくりを行う。

解	說	[目標]従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅威や、予防措置の重要性に関して定 期的に教育を行い、従業員自らが自社製品の安全を担っているという責任感を認識させる。
---	---	---

自社製品に意図的な汚染が疑われる事態が発生した場合において、その原因、経過等について迅速に把握。
 情報公開ができるよう、普段から従業員の勤務状況、業務内容について正確に把握しておく。

解	說	[目標] 意図的な汚染が疑われる緊急事態においても、状況把握及び情報提供を円滑に行うこ とができるように、平時から、従業員の勤務状況、業務内容について正確に記録する仕組み を構築しておく。
---	---	--

 製品の異常を早い段階で探知するため苦情や健康危害情報等を日常的に確認するとともに、万一、意図的な 食品汚染が発生した際に迅速に対処できるよう、意図的な食品汚染が疑われる場合の社内外への報告、製品の回収、保管、廃棄等の手続きを定めておく。

解説

■人的要素(従業員等(**))

(**)派遣社員,連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。可能であ れば、"食品防御に対する留意"に関する内容を、契約条件に盛り込む。

・従業員等の採用面接時において、可能な範囲で身元確認を行う。例えば、身分証、各種証明書等について、(複写ではなく)原本の提示を受ける、面接を通じて記載内容に虚偽が無いことを確認する、資格及び職歴の確認を行う、等の手続きをとる。

解説

· 従業員等の異動・退職時等に制服や名札、ID パッジ、鍵(キーカード)を返却させる。

説 [目標] 異動・退職した従業員等や部外者による不正な侵入を防止する。

・ 製造現場内への持ち込み可能品リストを作成し、これが遵守されていることを確認する。

解	32	[背景] 持ち込み禁止品の指定を行うことは際限がないため, 管理しやすい。	持ち込み可能品を指定する方が
1.00		曾理しやすい。	

解

· 従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時間の著しい変化等について把握をする。

解訳	【背景】従業員等が犯行に及ぶと想定した場合、その動機は採用前から抱いていたものとは限らず、採用後の職場への不平・不満等が犯行動機となることも考えられる。 [目標]製造ラインの責任者等は、作業前の朝礼、定期的なミーティング、個別面談等を通じて、従業員の心身の状態について確認するとともに、日常の出退勤時刻の変化やその理由についても確認する。
----	---

 従業員の識別・認識システムを構築する。新規採用者については、朝礼等の機会を用いて紹介する等、従業 員に認知させる。

解	彀	[目標]制服や名札、幅子の色、ID バッジ等によって、全従業員の職位等を明確に識別できる ようにする。特に、新規採用者の識別を行うとともに、従業員が見慣れない人の存在に疑問 を持つ習慣を意識づける。
£		これ ショーク に 一般 シリン ひゃ

■人的要素(部外者)

 事前のアポイントがある場合、訪問者に対して身元・訪問理由・訪問先(部署・担当者等)を確認し、可能 な限り従業員が訪問場所まで同行する。

解	62 55	[目標] 訪問者の身元を, 社員証等で確認する。訪問理由を確認した上で, 従業員が訪問場所 まで同行する。	
	999 STC	まで同行する。	ĺ

 事前のアポイントがなく、かつ初めての訪問者に対して、訪問希望先の従業員に面譲の有無、面会の可否を 確認した上で、敷地内の立ち入りを認める場合は、事前のアポイントのある訪問者と同様の対応を行う。

解	57.	[目標] 「飛び込み」の訪問者や、交通事情等により訪問団から遅れて到着したような訪問団 メンパー等、訪問先の担当者が分からないような場合については、事前のアポイントのある 訪問者の対応に加えて、訪問希望先の従業員に対して、面識の有無や面会の可否等について 確認を行う等、より入会に対応を行う。	ľ
		確認を行う等、より入念に対応を行う。	

・ 訪問者の種類別に、車両のアクセスエリア、荷物の持ち込みエリアを設定し、訪問者に思知する。

		【背景】全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷物の持ち込み等を一律に制限することは現実的ではない。
解	86	[目標] 最低限、訪問者の種類(施設メンテナンス、防虫防鼠業者等)別に、これらのエリア を設定し、周知する。

施設のメンテナンスや防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独で行動する必要のある訪問者に対しては、持ち物を十分確認し、不要なものを持ち込ませないように留意する。食品取扱いエリア/保管エリア/ロッカールームに立ち入る場合は特に留意する。

解	[背景]施設のメンテナンス、防虫・防鼠等に関する作業員については、長時間かつ多人数の 作業員で実施することもあるため、従業員が全ての作業員の作業に同行することは困難である。
	 [目標] 作業開始前に,持ち物の確認を実施し,不要な持ち込み品の管理を徹底する。

郵便, 宅配便の受け入れ先(守衛所, 事務所等)を定めておく。また配達員の敷地内の移動は, 事前に設定した立ち入り可能なエリア内のみとし, 配達員が建屋内に無闇に立ち入ることや, 建屋外に置かれている資材・原材料や製品に近づくことができないように留意する。

解説

■施設管理

不要な物、利用者・所有者が不明な物が放置されていないか、定常的に確認を行う。

	1	[目標] 工場内の使用物について、定数・定位置管理を行う。食品に直接手を触れることがで
解		きる、製造工程、従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を混入し易い箇所については特
		に重点的に確認する。

・ 食品に直接手を触れることができる仕込み等の工程や、従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を混入し やすい箇所を把握し、防御対策を検討する。

解	a.0		[目標]	特に脆弱性が高いと判断された箇所においては、 監視カメラの設置等を行う。	見回りの実施,	従業員同士による相	ĺ.
	均平	870	互監視,	監視カメラの設置等を行う。			

非稼動時における防犯対策を講じる。

解 説 [目標] 非稼動時間帯の防犯対策を講じ,有効性について確認する。

鍵の管理方法を策定する。

解説[目標]誰でも自由に鑢を持ち出せるような状態にならないよう管理を徹底する。

製造棟、保管庫については、定期的に鍵の取替えや暗証番号の変更を行う等、外部からの侵入防止対策を適切に行う。

解	設	[背景] 施設内の全ての鍵について,定期的に変更を行うことは現実的ではない。 [目標] 最低限。製造棟,保管庫等の鍵については,定期的に対応する。
	200633	CENTRY INCLUSION STREAM TO MERCE OF COM. A EMPLOYED FOR

 工場内部と外部との結節点を特定し、不必要な又は関係者以外のアクセスの可能性がある箇所については、 必要に応じて対策を講じる。

解	[目標]外部と繋がる結節点を把握した上で、不使用時は施錠し、これが実施されているか確 認する。結節点に不必要な又は関係者以外のアクセスの可能性がないか確認を行う。全ての 結節点に対して直ちに対策を講じることは困難であることから、優先度を設定し、施設の改 築等のタイミングで順次改善策を講じるよう、計画を立てる。
	※外部との結節点 ドア、窓、屋根ロ/ハッチ、通気ロ、換気システム、休憩所、製氷・貯蔵室、屋根裏、ト レーラー、タンクローリー、タンク等。

 工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質が存在する場合は、それらの保管場所を定め、当 該場所への人の出入り管理を行う。

 解説	[目標] 試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所を研究施設(検査・試験室)内に制 限する。人の出入りの管理(いつ,だれが立ち寄ったか)を厳密に行う。また保管場所の室 内が無人の状態でかつ試験材料の保障感が無な絵の状態が発生しないようにする	
E.,	内が無人の状態でかつ試験材料の保管庫が無施錠の状態が発生しないようにする。	

 工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質が存在する場合は、それらの管理・保管方法、在 庫量の確認方法等に係る規定を定め、在庫品の紛失等の異常事態が発生した場合の通報体制を構築する。

解説	[目標]法令等に基づき管理方法等が定められているものについては、それに従い管理を行う。 それ以外のものについては、管理方法等を定め、在庫量を定期的に確認する、食品の取扱い エリアや保管エリアから離れた場所に保管する。栓をシーリングする等、妥当な理由無く有 害物質を使用することの無いよう、十分に配慮した管理を行う。また試験材料や有害物質の 紛失が発覚した場合の通報体制、確認方法を構築する。
----	---

殺虫剤の選定基準及び管理・保管方法を兼定する。

475	-	[目標] 防虫・防鼠作業の委託を行う場合, 信頼できる業者を選定するとともに, 殺虫する対象, 殺虫を行う場所を勘案して, 委託業者とよく相談の上, 殺虫剤を選定する。また, 殺虫剤を保管する場合には, 鍵付きの保管庫等に保管し, 使用場所, 使用方法, 使用量等に関す
194	ਰਸ.	剤を保管する場合には,鍵付きの保管庫等に保管し,使用場所,使用方法,使用量等に関す る記録を作成する。

・ 井戸, 貯水, 配水施設への侵入防止措置を構じる。

解	82	[目標] 出入り可能な従業員を決め、かつ鍵等により、物理的に、井戸、貯水、配水施設の5 全対策、防御対策を講じる。
‡水を5	利用し	ている場合、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセス管理、監視等を行う。
解	諁	[目標] 井水浄化関連設備に対して不正な工作がなされていないか、注意を払う。
שעכ	ュータ	一処理制御システムや重要なデータシステムへのアクセス許可考を制限する。
解	82	[目標] コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムにアクセス可能な従業員を リスト化し、かつ施設に鍵を設ける、ログインパスワードを設ける等の物理的なセキュリティ 措置を講じる。
ว่าย	ュータ	ーのデータ処理に係る履歴を保存する。
解	37.	[目標] 製造量の変化や数量の不整合が生じた場合に、事後的に原因を把握できるようにして おくため、コンピューターのデータ処理に係る履歴を保存しておく。
だ 業員 (の異動	・退職時等に、コンピューター制御システムや重要なデータシステムへのアクセス権を解除す
解	82	[目標] 従業員等が、異動・退職等によりコンピューター処理制御システムや重要なデータシ ステムにアクセスする必要がなくなった後もアクセス可能な状態が継続されないようにする。
員材や		
員材や	原材料	等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。意図的な食品汚染行為等の兆候 れた場合の調査や選報の体制を構築する。
員材や) 形跡が) 解	原材料認めら	等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。意図的な食品汚染行為等の兆候 れた場合の調査や通報の体制を構築する。 [目標] 資材や原材料等に対して意図的な汚染が知えられていないかを確認する。意図的な浮 染の兆候が認められた場合は、その原因を特定するための調査を実施する。
員材や) 形跡が) 解	原材料認めら	等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。着回的な食品汚染行為等の兆候 れた場合の調査や選報の体制を構築する。 [目標]資材や原材料等に対して意回的な汚染が加えられていないかを確認する。着回的な況 染の兆候が認められた場合は、その原因を特定するための調査を実施する。 等の納入時の積み下ろし作業及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を行う。
 ●材や) ●材や) ●材や) ● <	原認めら 説 原材料 説	等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。着回的な食品汚染行為等の兆候 れた場合の調査や選報の体制を構築する。 [目標] 資材や原材料等に対して意回的な汚染が加えられていないかを確認する。着回的な浮 染の兆候が認められた場合は、その原因を特定するための調査を実施する。 等の納入時の積み下ろし作業及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を行う。 [背景] 実務上困難な点はあるが、積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である
 ●材や) ●材や) ●材や) ● <	原 原	等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。着回的な食品活染行為等の兆候 れた場合の調査や選報の体制を構築する。 [目標] 資材や原材料等に対して意回的な汚染が加えられていないかを確認する。着回的な汚 染の兆候が認められた場合は、その原因を特定するための調査を実施する。 等の納入時の積み下ろし作業及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を行う。 [背景] 実務上困難な点はあるが、積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である [目標] 相互監視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。 量と、発注製品・数量との整合性の確認を行う。 [目標] 数量が一致しない場合は、その原因について確認を行う。納入数量が増加している場
 	 原務のら 説 原材料 説 品・数 説 の在庫 	 等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。意図的な食品汚染行為等の兆候れた場合の調査や通報の体制を構築する。 [目標] 資材や原材料等に対して意図的な汚染が知えられていないかを確認する。意図的な汚染が知えられていないかを確認する。意図的な汚染の兆候が認められた場合は、その原因を特定するための調査を実施する。 等の納入時の積み下ろし作業及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を行う。 [背標] 実務上困難な点はあるが、積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である [目標] 相互監視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。 量と、発注製品・数量との整合性の確認を行う。 [目標] 数量が一致しない場合は、その原因について確認を行う。納入数量が増加している場合は特に慣重に確認を行り、あるべき納入ルートと違うルートからの製品が紛れ込んでいないが注意を払う。
 	 原務のら 説 原材料 説 品・数 説 の在庫 	 等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。意図的な食品汚染行為等の兆候れた場合の調査や通報の体制を構築する。 [目標] 資材や原材料等に対して意図的な汚染が知えられていないかを確認する。意図的な汚染の兆候が認められた場合は、その原因を特定するための調査を実施する。 等の納入時の積み下ろし作業及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を行う。 [背景] 実務上困難な点はあるが、積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である [目標] 相互監視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。 量と、発注製品・数量との整合性の確認を行う。 [目標] 数量が一致しない場合は、その原因について確認を行う。納入数量が増加している場合は特に慎重に確認を行い、あるべき納入ルートと違うルートからの製品が紛れ込んでいる
1111 11111 11111 11111 11111 111111	原認めら 説 記 記 記 記 記 記 の る。 記 記 の る。 説 記 の ろ の ろ の の の の の の の の の の の の の の の	等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。着回的な食品活染行為等の兆候 れた場合の調査や選報の体制を構築する。 [目標] 資材や原材料等に対して意回的な汚染が加えられていないかを確認する。着回的な汚 染の兆候が認められた場合は、その原因を特定するための調査を実施する。 等の納入時の積み下ろし作業及び製品の出荷時の積み込み作業の監視を行う。 [背景] 実務上困難な点はあるが、積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である [目標] 相互監視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。 量と、発注製品・数量との整合性の確認を行う。 [目標] 数量が一致しない場合は、その原因について確認を行う。納入数量が増加している場合 いか注意を払う。 認め約失・増加や意図的な食品汚染行為等の兆候・形跡が認められた場合の調査や選報の体制 [目標] 数量が一致しない場合は、その原因について確認を行う。在車量が増加している場合

· 製品の納入先の荷受人(部署)の連絡先について、全ての従業員が確認できるよう、確認の方法を共有して おく。

第1編 食品衛生管理と食の安全

解親

2. 可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1、に挙げた項目に比して優先度は低いと判断された不急の対策。

■組織マネジメント

・ 警備員(社内の警備担当者もしくは警備保障会社職員)に対して、警備・巡回結果の報告内容を明確化する。 敷地内における不用物の確認や、異臭等についても報告を受けるようにする。委託を行っている場合、必要 であればこれら報告内容を契約に盛り込むようにする。

解 8	 【背景】現状では「異常なし」という報告が多いと思われることから、食品防御の観点でより 実効的な確認を行うようにする。 [目標] 警備・巡回時に確認する項目のチェックリスト化を行うことが望ましい。
-----	---

■人的要素(従業員等)

敷地内の従業員等の所在を把握する。

322	- 6642	[目標]特に製造工程や施設内の構造が複雑な施設について、IC タグ等の入退室管理システム
解	æ	[目標]特に製造工程や施設内の構造が複雑な施設について、IC タグ等の入退室管理システム によって、誰が、いつ、どこにいるかを確認できるようにする。

■施設管理

フェンス等により敷地内への侵入防止対策を講じる。

A21	親	[目標] 容易に敷地内に入ることができないように周辺環境との調和にも留意しつつフェンス
解		[目標] 容易に敷地内に入ることができないように周辺環境との調和にも留意しつつフェンス を設ける等の対策を検討する。

· 警備員の巡回やカメラ等により工場建屋外の監視を行う。

解 説 [目標] 外部から工場内への不正な侵入を防止する。

· 警備員の巡回やカメラ等により敷地内にある有害物質等の監視 施錠確認等を行う。

	97	[背景] カメラ等による監視対策はコストがかかるため実施が困難な場合があるが、有害物質 等のセキュリティ対策は重要である。			
解		等のセキュリティ対策は重要である。 [目標] 1. で挙げられた有害物質の管理等の内容に加え、警備員の巡回や、可能な範囲での カメラ等の設置により監視、施錠確認を行う。			

· 警備員の巡回やカメラ等により保管中/使用中の資材や原材料の監視、施錠確認等を行う。

解	95	[背景]	資材・原料保管庫は人が常駐しておらず、かつアクセスが容易な場合が多い。 可能な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠確認等を行う。
197	at	[目標]	可能な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置。施錠確認等を行う。

以上

6 HACCPにおける食品防御の観点からの留意事項

日本の食品企業では、「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領」(日本版 HACCP)が、食品 衛生規範として幅広く使用されている。そのため、食品防御の考え方を普及し、具体的な対策の 実施につなげるには、日本版 HACCP に「食品防御の観点から追加すべき考え方」が、「HACCP の留意事項」としてまとめられている¹¹⁾。

「HACCPの留意事項」を表2に示す。

具体的には、製造または加工の工程に関する文書や施設の図面の管理、危害の発生を防止する ための措置、改善措置の方法、記録、管理体制などについて、食品防御の観点からの留意が必要 と考えられた内容が、留意事項として詳細に記載されている。

表 2 食品防御の観点を取り入れた場合の,総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版 HACCP) 〔別表第1 承認基準〕における留意事項(案)

総合衛生管理製造過程承認制度実施要領【別表第1 承認基準】	食品防御の観点を取り入れ た場合の留意事項
 【別表第1 身部基準】 (1) 製品設得書 施行規則第13条第1号イ又は乳等省令別表三の(一)の(1)に規定す る製品設明書には、次の事項が記載されていること。 ア製品の名称及び種類 イ原材料に関する事項 つ添加物の名称及びその使用量(使用基準が定められた添加物に限る。) 工容器包装の形態及び材質(危害の発生防止のため、重要管理点において定 める管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) 大性状及び特性(危害の発生防止のため、重要管理点において定める管理基 準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) 力製品の規格 + 消費期限又は賞味期限及び保存方法(危害の発生防止のため、重要管理点において定める管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限 る。) の喫食又は利用の方法(危害の発生防止のため、重要管理点において定める 管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ケ販売等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定める管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ケ販売等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定める 管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ケ販売等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定める 管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ケ販売等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定める 管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) シー酸素等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定める 管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ク酸素等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定める 管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ク酸素等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定める 管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ク酸素なの対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定める 管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ク酸素等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定かる 管理基本設定の際に特に留意しなければならない場合に限る。) ク酸素等の対象とする消費者層(危害の発生防止のため、重要管理点において定定の者に留意しなければならない場合に限る。) 20歳の対象とする消費者を引換ま三の(一)の(2)に規定する る製造又は加工の工程に関する文書 ア施行規則第13条第1号ロ又は残するない場合に限る。) クリカン目の工程に関する文書 ア施行規則第13条第1号ロ又は残する文書の(一)の(2)に規定する 名製造又は加工の工程に関する文書の(一)の(2)に規定する 名製造又は加工の工程に関する文書の(一)の(2)に規定する 名製造 日本の クリカン目の クリカン目	(2) 製造又は加工の工程に関 する文書の管理に注意し、盗 難や部外者への漏出について 注意が必要である。 (参考:現場のご意見) 取引先から要求された場合に は提供する。提供先によって は略図化したものなどにな る。但しISOとの関係もあり、 製造に係る資料はいつでも確 認できる状態にしている。基 本的に従業員はアクセスフ リーである。[C社] ある決まったレベルの者しか 見られないが、略図化したも

	のは壁に張り出している。パ ンは工程も簡単であるため、 しばらく勤務すれば誰でもわ かってしまうという面はあ る。[D社]		
(ア) 製造又は加工の工程	(ア)出入り口、原材料納入 口、製品出荷口など、外部と の結節点の防犯体制について も対応が必要である。		
(イ) 製造又は加工に用いる機械器具の性能に関する事項	(イ)製品等の移動経路での毒物混入防止の観点から、部外者との接点の有無や監視状況 について注意が必要である。		
(ウ)冬工程ごとの作業内容及び作業時間並びに作業担当者の職名	(ウ) 機械器具の配置による死 角に注意が必要である。		
(エ)機械器員の仕様(危害の発生を防止するための措置に係る事項に限	(工)従業員の職制に応じた立		
る。) イ当該文書は、実際の製品の製造又は加工の操業中の作業現場において当該 製造又は加工の工程を確認する等により正確に作成されていること。 (3) 施設の図面	入エリアの制限がある場合。 図面の管理も職制に応じたア クセス制限等の対応が必要で		
ア施行規則第13条第1号ハ又は乳等省令別表三の(一)の(3)に規定す る施設の図面には、次の事項が記載されていること。 (ア)施設設備の構造 (イ)製品等の移動の経路	ある。また、作業手順や作業 標準に従った配置や動線から の逸脱に注意が必要である。		
 (ウ)機械器具の配置 (エ)従事者の配置及び動線 (オ)作業場内の清浄度に応じた区分(高度清浄区域を設けている場合は、 その区域内の空気の書浄度及び圧力) 			
イ当該図面は、実際の作業現場を確認する等により正確に作成されているこ と。 ウ当該図面に加えて、施設設備の設計図の原本の写し又はそれと同等の内容	イ.ウ.設備の図面は、盗難 や部外者への漏出が無いよ うに注意した保管が必要で		
が含まれている図面が作成されていること。 (4) 危害の原因となる物質の特定等	ある。		
ア施行規則第13条第2号又は乳等省令別表三の(二)の規定により食品衛 生上の危害の原因となる物質を特定する際には、科学的な根拠に基づき、 製品の製造又は加工の工程において発生するおそれのあるすべての潜在的 な危害が列挙されていること。 イアにより列挙された危害の原因となる物質には、施行規則別表第2又は乳 等省令別表三の(二)の(1)の表に掲げる食品の区分に応じた危害の原 因となる物質がすべて含まれていること。ただし、原材料の危害に関する	ア、危害物質は、CARVER 分析に基づき、人為的な異 物投入の可能性の恐れがあ る原因物質についても検討 する必要がある。		
データ等により当該危害の原因となる物質を含まない理由が明らかにされ ている場合は、この限りでない。			
(5) 危害の発生を防止するための措置 ア施行規則第13条第2号又は乳等省令別表三の(二)の規定により、製品 につき発生するおそれのあるすべての食品衛生上の危害について、当該危 害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程ごとに、当 該危害の発生を防止するためにとるべきすべての措置を定めていること。 イアにより定めた措置のうち、その実施状況の連続的な又は相当の頻度の確 認を必要とするものを定めること。なお、当該措置は、次の要件を満たし ていること。 (ア)当該措置は、製造又は加工の過程において、危害を防止するために	ア、人為的に投入される原因 物質については、加熱等に よっても除去困難な場合も あることから、作業員の作 業監視や相互監視等、投入 行為の防止対策を講じる必 要がある。 (ア)管理すべき工程として、		
特に重点的に管理すべき工程(重要管理点)においてとられるもの であること。	CARVER 分析に基づき人為 的な異物投入の可能性の恐れ		
	がある工程を明らかにする必 要がある。		
--	--		
 (イ) 製品において許容できる危害の原因物質の量を考慮して、当該危害の発生を防止するための管理基準を適切に定めていること。管理基準は、原則として、食品の危害の発生を防止するために重要管理点においてとられる措置が適切でない場合に、それを速やかに探知できる指標を用いていること。 (ウ) 当該措置による危害の発生防止の効果が明らかであること。 	(イ)人為的に投入される原因 物質については、通常の食品 安全上のモニタリング方法で は検出が困難な場合もあるこ とから、作業の監視等、投入 行為の防止対策を講じる必要 がある		
ウイの確認のための測定方法(モニタリングの方法)を定めていること。な お、この方法は、基本的に、モニタリングの測定値が管理基準から逸脱し た時にそれを卸時に判明することができる方法であること。また、その実 施頻度、実施担当者及び記録の方法を定めていること。モニタリングの実 施頻度については、危害の発生を防止するに十分なものであること。	ウ モニタリングでは、測定 値だけでなく、作業員の作 業手順や作業標準に従った 行動も参考に行う必要があ る。また、不定期なモニタ リングを行うなど、食品防		
(6) 改善措置の方法 ア施行規則第13条第3号又は乳等省令別表三の(三)に規定する改善措置 の方はは、たの事件を用たすのでならればならないこと。	御の観点からもモニタリン グを行うことが必要であ る。		
の方法は、次の要件を満たすものでなければならないこと。 (ア)モニタリングの測定値が管理基準を逸脱した時に、管理状態を正常 に戻すことができるものであること。 (イ)製品等の適切な処分方法が含まれていること。 (ウ)改善措置の実施担当者及び記録の方法を定めていること。 イ改善措置は上記(5)のイにより定めたすべての措置に対して定めている こと。	○。 (ア)作業員が作業手順や作業 標準に従った行動を逸脱して いた場合に、適切な指導や是 正措置が必要である。		
(7) 衛生管理の方法 ア施行規則第13条第4号又は乳等省令別表三の(四)に規定する衛生管 理の方法は、次の事項について、作業内容、実施頻度、実施担当者並び に実施状況の確認及び記録の方法を定めていること。			
(ア)施設設備の衛生管理	(ア)従業員の休憩室と製造場所の隔壁,薬品庫・工作室・ 工務室等異物が保管されている場所と製造現場とのアクセス管理,窓など外部との結節点の監視や施錠の徹底等,異物を製造現場に存在させないための管理も必要である。		
(イ)従事者の衛生数育	(イ)従業員の衛生教育には食 品防御の内容も含む必要があ る。また工場内従事者のみな らず、関連する部外者(機器 メーカ、満掃業者,運送業者) も含めた食品防御に対する啓 発が必要である。		
(ウ)施設設備及び機械器具の保守点検	(ウ) 施設設備及び機械器具の 保守点検の際には、工程表以 外の改修などが行われていな い否か確認も必要である。		
(工)そ族昆虫の防除	(エ)そ族昆虫の防除に使用する殺虫剤の選定や管理についても対応が必要である。		
(オ)使用水の衛生管理	(オ)使用水については、毒物		
(カ)排水及び廃棄物の衛生管理	の混入に留意した設備等で營 理することが必要である。		
(キ)従事者の衛生管理	(キ)従事者の衛生管理のみな らず。持ち込み品検査も必要		

(ク)食品等の衛生的取扱い	である。また工場内従事者の みならず、関連する部外者 (機器メーカ、清掃業者、運送 業者)の持ち込み品検査も必 要である。 (ク)食品等の衛生的取り扱い については、毒物や危険物の 高回的な混入防止にも注意が 必要である。また製品化後の 不適格品の再利用や廃棄のい ずれの場合についても適切な 取り扱い方法を定めることが 必要である。
 (ケ)製品の回収方法 (コ)製品等の試験検査に用いる機械器具の保守点検 イアの(イ)従事者の衛生教育においては、食品衛生に係る發生物学等の基礎知識を含んだHACCPシステムに係る教育訓練等について体系的に定めていること。 ウアの(ウ)施設設備及び機械器具の保守点検、(オ)使用水の衛生管理、(ク)食品の衛生的取扱い及び(ケ)製品の回収方法の手順においては、停電等の突発的事故等についての対応を定めていること。 エアの(ケ)製品の回収方法の手順においては、回収に係る責任体制、当該施設を管轄する都道府県等への報告等について定めていること。 オ上記の他、食品衛生法第3条第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)(平成15年8月29日付け食安発業の829001号の別還)に基づく記録の作成と保存の実施について定めていること。 (8)検証 ア施行規則第13条第5号又は乳等省合別表三の(五)に規定する検証するための方法として次の事項について定めていること。 (ア)製品等の試験の方法及び当該試験に用いる機械器具の保守点検(計器の校正を含む。) (イ)モニタリングに見いる計測機器の校正 (エ)著情又は回収の原因の解析 (オ)実施計画の定期的見直し くこれらのな際は、実施特徴、実施計画の定期の見面、 	(ケ) 回収された製品の保管や 廃棄方法についても適切な取 り扱い方法を定めることが必 要である。
 イこれらの内容は、実施頻度、実施担当者等検証の具体的実施に係る内容 が含まれていること。 ウ製品等の試験成績書により、食品の製造又は加工の方法及びその衛生管 理の方法が適切に実施されていることが確認されていること。 (9) 記録 施行規則第13条第6号又は乳等省令別表三の(六)に規定する事項(重要管 理点のモニタリング、改善措置 施設設備等の衛生管理及び検証)の記録の方 法並びに当該記録の保存の方法及び期間は、次の要件を満たすこと。 ア記録の方法は、記録者が特定され、修正する場合は修正したことが明らか に分かるような方法であること。 イ当該記録の保存の方法及び期間は、求めに応じてすぐに確認できる箇所に 保管し、その期間は1年以上(製品の賞味期限が1年を超えるものにあっ ては、当該期限以上の期間)とすること。 (10) 管理体制 施行規則第13条第7号及び第8号又は乳等省令別表三の(七)及び(八)の 規定に係る事項について、具体的には次の要件を満たすものであること。 	(9) 記録は、盗難や部外者へ の漏出が無いように保管する ことが必要である。 ア記録の方法は、記録者が特 定され、修正する場合は修 正したことが明らかに分か るような方法であること。

```
ア総合衛生管理製造過程の実施に当たり、従業員への指導、実施状況の検証
結果に基づく評価、外部査察への適切な対応等について4(1)に規定す
る者が行う体制が整っていること。
イ上記(5)から(9)に掲げる業務について、当該業務に係る責任者が置か
れており、かつ、当該責任者がその業務の内容に応じて、あらかじめ当該
業務を行う者を定めていること。
```

7 おわりに

日本では、食品テロ事件は発生していないが、1984年のグリコ・森永事件や、1998年の和歌 山カレー事件など、食品への毒物の混入による社会に不安を与える事件が過去に発生している。

日本の食品企業では、食品防御対策として、侵入者対策や原材料のチェック、輸送時の安全管 理、搬出入時の職員の立会い、商品の入出荷の際の3時間内の確認は実施されているが、職員の 職種による立ち入り先の制限や、搬入・搬出車の封印、搬入品の抜取り検査は行われていないと いわれている⁹⁰。また、日本の食品企業の60%は食品テロを想定しておらず、さらにそのうち の60%は食品テロの可能性は低いと考えているなど、食品テロに対する認識が低いことも指摘 されている¹⁴⁰。

中小零細規模で家族経営的な多くの食品企業は、従業員間、労使間の信頼関係をベースにした 「性善説」に基づき運営されている。今後、食品テロや悪意を持った食品への毒物などの混入を 防ぐためには、労使の信頼関係を悪化させないよう特段の配慮を行いつつ、従業員への食品防御 に関する教育などの実施や、セキュリティ水準の向上が望まれている。今回紹介した「食品防御 の観点」を取り入れた食品企業の運営は、単に食品テロや犯罪に対する抑止効果だけでなく、食 品衛生の管理水準の向上にも資することが期待されている。

本稿では、食品企業で食品防御対策を普及させるため、費用対効果を測定し、対策の推奨度を 踏まえて作成された、実効性・実用性の高いガイドライン(案)とその解説、食品事業者になじ みの深い HACCP に沿った食品防御の観点から「留意事項」を示した。

ガイドライン(案)とその解説や、「HACCP の留意事項」を参考に、日常的に行っている衛 生管理や衛生教育の一環として、「食品防御の考え方」を取り入れることや、多くの食品企業が 食品防御対策の必要性や具体的な対策を検討されることが期待されている。

参考・引用文献

- 今村知明編著: 食品テロにどう備えるか? 食品防御の今とチェックリスト,日本生活協同組合連 合会出版部 (2008).
- 2) 今村知明: 貧品安全の基礎知識と食品防御一食品の安全とはなにか、日本生活協同組合会連合会出版部 (2009).
- T. Imamura, H Ide and H. Yasunaga: J Public Health Policy, 28 (2), 221-237 (2007). http://www.palgrave-journals.com/jphp/journal/v28/n2/pdf/3200131a.pdf

第1編 食品衛生管理と食の安全

- 4)日本生活協同組合連合会:冷凍ギョーザ問題検証委員会(第三者検証委員会)最終報告書,2008年 5月30日、
- 5) 山本茂貴: 食品衛生研究, 52 (10), 27-31 (2002).
- 6) 東島弘明, 大道公秀: 食品衛生研究, 55 (1), 15-28 (2005).
- 7) 松延洋平: 食品衛生研究, 55 (1), 9-14 (2005).
- 8) FDA: 食品セキュリティ予防措置ガイドライン "食品製造業,加工業および輸送業"編, Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance. http://www.fda.gov/Food/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/GuidanceDocuments/

FoodDefenseandEmergencyResponse/ucm083075.htm

- 9) 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部:食品安全情報, 13 (2007).
- FDA Releases : New Software Tool to Help Keep Food Facilities Safe from Attack. Latest Effort in Strengthening US. Food Defense.

http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/2007/ucm108984.htm

- 平成23年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業)総括研究報告書(主任研究者 今村知明).
- 「食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト」について http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/pdf/ff_checklist/ff_checklist_h22ver.pdf
- 「食品に係る物流施設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト」について http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/pdf/df_checklist/df_checklist_h22verpdf
- 14) 里村一成、岩水資隆、野網恵、坂本龍太、日下慶子、原野和芳、中原俊隆:食品企業における食品 テロ対策を含む危機管理の現状、日本公衆衛生学会総会抄録集(1347-8060) 66 回、626 (2007).



【書籍「食物アレルギーAtoZ」第2版】





			年11月 年3月5				医角 2 词		新業	竹匠
	# 1	t #								
	10日前1日に載した。	い村の様に見一次の様	「「「「「「」」	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	「「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	部語の展記を行った	100000-2019	時期時間と校会子に連		
	10.0	18	п	4.1	Ħ.		я.	#1		
		i)	1	-	÷.15	i di	st i	2.11	Ē.	
			Hist RES N to FAX	pes Trail	新聞の	ŵØ.	- 20	10		
	0	.81		16	9	÷	ΕŔ	- 10		
	8			*	18	٤.	ħ.	+		
			4.847						in the second se	-
Abava.	AT.	RL-E Kogi	HUER.	87 820 6.6	· # 98.2	1. K	in	ak.	Tes	int.



🔹 社会における対応の現状と対策

1 アレルギー表示の現状と対策

私たちが普段食べている食品には、生鮮食品、海産物、菓子、総菜、弁当など、様々な種類があ るが、それぞれの食品の販売形態や表示のルールにしたがい、ラベルや立て札、ポップ等による「表 示」がされている。

2001(平成13)年4月に食品衛生法関係法令が改正され、アレルギー物質を含む食品の表示(以下「アレルギー表示」という)制度が開始された^{1,3)}。ここでは、この制度が作られた背景、食品表示の役割、食品衛生法とJAS法の考え方の違い、表示の見方などについて解説する。

||1|||制度化の背景/

私たちは、家庭以外にも弁当、学校給食、ファーストフード、外食など、様々な場所や機会で食 事をしている。その一方、近年、食物アレルギー患者が増えており、軽症な人も含めると日本人の 1~3%程度と推定されている。

こうしたことから、1999(平成11)年3月、旧厚生省食品衛生調査会表示特別部会の「食品の 表示のあり方に関する検討報告書」により、「食品中のアレルギー物質については、健康危害の発 生防止の観点から、これを有する食品に対し、表示を義務づける必要がある」と報告が出された。 これを受け、2000(平成12)年12月に、食品衛生調査会常任委員会が、「アレルギー物質を含む 食品の表示」を決定し、2001(平成13)年4月、食品衛生法施行規則(省令等)が改正され、1 年間の経過措置期間を経て、本格的にアレルギー表示が行われている¹⁻³³。

■2■ 食品表示の法的根拠と役割

食品の表示制度は、食品衛生法(厚生労働省所管)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に 関する法律(JAS法、農林水産省所管)、不当景品類及び不当表示防止法(景表法、公正取引委員 会所管)等、複数の法律により規定されていた⁴⁰。2009(平成21)年9月1日の消費者庁発足に伴い、 これらの法律のうち、食品表示に関する事柄はすべて消費者庁所管となった。消費者庁では、これ らの法律の表示規制にかかる事務を一元的に所掌し、執行業務は関係省庁と連携して実施するとし ている⁵⁰。さらに、2013(平成25)年6月には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示 に関する規定を統合した包括的・一元的な制度として、食品表示法が新たに制定されている(消費 者庁:食品表示法要綱、平成25年6月http://www.caa.gojp/foods/pdf/130621_youkou.pdf)。

食品衛生法は、その第1条に、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制そ

社会における対応の現状と対策

の他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康 の保護を図ることを目的とする。」と規定されており、食品を摂取することによる健康危害を予防 することを目的とした法律である。

一方 JAS 法は、食品等の品質に関する適正な表示により、「一般消費者の適切な商品選択に資す る」ことを目的としており、一般消費者向けの全ての飲食料品が表示の対象となる。食品表示法 は、「食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保する」 ことを目的としている(消費者庁:食品表示法要網、平成25年6月 http://www.caa.go.jp/foods/ pdf/130621_youkou.pdf)。

食品衛生法と JAS 法による義務表示項目を、表 5-1 に示した。

加工食品の原材料に関する表示は、従来からJAS法で規定されていたが、食品中に占める割合 が少ない原材料の表示が不要であったり、何を原材料として使用しているのかが分かりにくい名称 が記載されているなど、食品中にアレルギー物質が含まれるか否かを知るには不十分だった。しか し、2000(平成12)年のJAS法の改正により、加工食品の原材料表示が詳しく記載されることと なり、さらに、食品衛生法によるアレルギー表示の制度化により、食品中に含まれるアレルギー物 質を見分けることが可能となった。その結果、アレルギー物質を含む食品の摂取を避けることが可 能となり、さらに、食物アレルギーの誘発を防ぐことが可能になる。

また、食品の表示には、以下の3つの機能があると考えられている⁶⁰。

①基準遵守促進機能

②消費者への情報伝達機能

③流通事業者等への情報伝達機能

食品の表示は、食品による健康危害発生時の行政機関による迅速かつ効果的な調査・指導のため だけでなく、食物アレルギー患者が食物アレルギーによる症状の発現を回避するためにも不可欠な ものである。

■3■ アレルギー表示制度の概要

1 表示対象品目

アレルギー表示が必要な食品は、旧厚生省の食物アレルギー対策検討委員会による近年の食物ア レルギーの発生状況の調査結果から、アレルギー症状の発症数、重篤度等を考慮して選定されて いる。なお、表示対象となる特定原材料等の範囲は、日本標準商品分類をもとに設定されている⁶ (表 5-2)⁶。

1◆ 特定原材料(表示が義務化された原材料) 食物アレルギーの原因物質のなかで も、発生頻度の高いもの(卵・牛乳・小麦)や、発症した際の症状が重篤なもの(そば・ 落花生)が計5品目、「特定原材料」として、キャリーオーバーや加工助剤も含め、す べての生産・流通段階でアレルギー表示が義務化されている。

なお、2008(平成20)年6月には、えびとかにが特定原材料に追加され、2年間の猶 予期間が設けられていたが⁷⁾、2010(平成22)年6月より表示義務が完全施行された。

1 アレルギー表示の現状と対策

	AD===>+	@ 0 % H H	JAS 法		
	食品表示法	食品衛生法	加工食品	生鮮食品	
名称	0	0	0	0	
原材料名	0		0		
アレルゲン	0	0			
遺伝子組換え表示	0	0	0	0	
添加物	0	0	0*3		
内容量	0		0	△*6	
保存方法	0	0	0		
清費期限*1	0	0	0		
賞味期限*2	0	0	0		
原産地	0			0	
原産国(輸入品)			△*1		
原料原產地(対象品目)			^*5		
製造者等(輸入業者)の氏名または名称及 び製造所等(輸入業者)の所在地	0	0	0	•7	
栄養成分・熱量	0				

表 5-1 食品表示法と食品衛生法・JAS 法による義務表示項目

注)○印:義務表示項目 △印:一定の条件がつく場合のみ義務表示項目

*1 消費期限は、期限が製造または加工日を含めておおもね5日以内のもの。

*2 貫味期限または品質保持期限は、消費期限を規定する食品以外の食品へ表示するもの。

*1 原材料の一環として、添加物の表示を求めている。

** 輸入品に限る。

*5 主な原材料(原材料に占める重量の割合が最も多く、かつその割合が50%以上の生鮮食品)。

** 特定商品(食肉,野菜及び果実等)であって容器に入れ、または包装されたものに限る。

*7 特定商品(食肉,野菜及び果実等)であって容器に入れ,または包装されたものについては,販売業者の氏名または名称及 び住所を表示する。

※平成25年6月に制定された食品表示法では、アレルギー物質を示す「アレルゲン」が条文に明記された。

表 5-2 特定原材料等について

規	定	特定原材料名	理由
省	令	卵, 乳, 小麦, えび ^{*1} , かに ^{*1}	 ・症例数が多いもの ・なお、牛乳及びチーズは、「乳」を原料とする食品(乳及び乳製品等) を一くくりとした分類に含まれるものとする。
		そば、落花生	・症状が重篤であり生命に関わるため、特に留意が必要なもの。
M	ŶП	あわび、いか、いくら、 オレンジ、キウイフルー ツ、牛肉、くるみ、さけ、 さば、大豆、鶏肉、豚肉、 まつたけ、もも、やまい も、りんご、パナナ* ² 、 カシューナッツ*3、ごま*3	 ・ 症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの。
		ゼラチン	・牛肉・豚肉由来であることが多く、これらは特定原材料に準ずるものであるため、既に牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、パブリックコメントにおいて「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目を立てることとする。

*1 平成20年6月より、表示が推奨されるものから、義務表示に変更された。
 *2 平成16年11月に、新たに追加された。
 *3 平成25年9月に、特定原材料に準ずるものとして新たに追加された(消食表第257号通知)。

お子にましる文氏の動もと文母

2◆ 特定原材料に準ずるもの(表示が推奨されている原材料) アレルギーの発症数 や重篤度が特定原材料と比べると少ないものの、食物アレルギーを発症することが知ら れている食品については、可能な限り表示を行うように奨励されている。

制度が開始された当初は、「特定原材料に準ずるもの」は19品目だったが、その後、 2004(平成16)年11月にバナナが追加され、計20品目となった。さらに、2010(平 成22)年6月には、「えび」と「かに」が、発症数が多いため「特定原材料」となり、 18品目になったが、2013(平成25)年9月には、「カシューナッツ」と「ごま」が追加 され、現在では計20品目が対象となっている^{1.6.80}。〔消費者庁:アレルギー物質を含む 食品の表示について(第23回消費者委員会食品表示部会説明資料)、平成25年5月30日〕。 なお、アレルギー物質として指定された前記の25品目以外にも、すべての食品が食

物アレルギーを引き起こす可能性がある。

◆◆ 2 表示が必要な食品の範囲と表示の免除 食品衛生法により表示が必要な食品は、「容器包装された加工食品」及び「食品添加物」だが、 以下のものは、表示が免除されている。

①表示面積が30cm²以下のもの

②店頭で計り売りをしているもの

③運般容器「通い箱」を使用しているもの

これにより、コンビニエンスストア(以下、コンビニという)のおでんや中華まん、ファースト フード店でのハンパーガーなど、店頭で対面販売されている商品については、現時点では表示の義 務はない。また、アルコール類もアルコールによる反応と、アレルギー反応の区別が難しいため、 表示対象とはされていない。

◆◆◆ 3 代替表記

例えば、「卵」と「玉子」のように、表示方法は異なっても、特定原材料と同じものであること が理解できる表記は、代替表記として認められている。また、「マヨネーズ」と「卵」の関係のよ うに、特定原材料等を使用して製造されていることが一般に知られている食品は「特定加工食品」 として、特定原材料等の表示は不要とされている。このように、特定原材料等の名称を使用しなく ても、アレルギー物質を含むことが容易に推測可能と判断された名称は、「アレルギー物質を含む 食品に関する表示 Q&A」に「代替表記方法リスト」として公表されている⁶。

さらに,特定加工食品を原材料として含む食品については,その旨を記載することにより,特定 原材料の表示に代えることができる。例えば,マヨネーズを使ったサンドイッチは,「マヨネーズ」 と記載することで「卵」の表示は省略することが可能となっている。

◆◆ 4 含有量が微量である場合の表示についての注意事項

食品は加工の段階で様々な原材料が使用されているため、すべての生産・流通段階で適切な表示 を行うことが重要である。実際の表示に際しては、以下の点についても注意が必要とされている。

> 「入っているかもしれない」等の可能性表示は、患者の選択の幅を狭めることから、 認められていない。その一方で、同一製造ラインを使用することや原材料の採取方法

1 アレルギー表示の現状と対策

表 5-3 具体的な表示例(ミニ弁当)

個別表示例	一括表示例
ご飯, 鶏店揚げ (<u>鶏肉、</u> でんぶん, コーンスターチ, <u>小麦粉</u> , 大豆油, しょうゆ (大豆, 小麦粉, その他)), カレーコロッケ (ば れいしょ, <u>大豆油、小麦粉</u> , パン粉、鶏卵, 玉ねぎ, にんじん, <u>豚肉、砂糖</u> , 食塩, カレー粉), スパゲッティ (<u>小麦粉、卵</u> , 植物油, 食塩), 結着材料 (小麦粉, 大豆たんぱく), 食塩, 砂糖, その他), 焼鮭 (鮭, 塩), <u>枝豆 (枝豆 (大豆)</u> , 食塩), フラ イドポテト (ばれいしょ, 植物油, 食塩, 香辛料), プロセス チーズ, トマト, 発色剤 (亜硝酸 Na), 保存料 (ソルビン酸 K), 調味料 (アミノ酸等) リン酸 Na	ケ、サラミソーセージ、焼鮭、枝 豆、フライドボテト、スパゲッ ティ、トマト、(その他小麦、卵、 大豆、牛肉、豚肉由来原材料を含 む)、発色剤(亜硝酸 Na)、保存 料(ソルビン酸 K)、調味料(ア

注)下線部がアレルギー表示の該当

等により、特定原材料等が入ってしまうこと(コンタミネーション)が想定できる場合には、「〇〇(特定原材料等の名称)を使用した設備で製造しています。」等、コン タミネーションする場合の注意喚起表示が推奨されている〔消費者庁:アレルギー物 質を含む食品の表示について(第23回消費者委員会食品表示部会説明資料)、平成 25年5月30日〕。

②大項目分類名(例:牛肉・豚肉を原材料としている場合に「肉類」と表記)の使用は 一部例外を除いて禁止されている。(例外:たんぱく加水分解物(魚介類))

③高級食材が(あわび,いくら、まつたけ等)が微量配合されている場合には「エキス 含有」等と使用の実態に合った表示を行う。

④添加物の表記方法は、原則として「物質名(~由来)」と表示する。

 ⑥香料は、主剤のなかでもたんぱく質の残存がない香気成分は表示不要だが、たんぱく 質の残存する主剤及び副剤(安定化等のために使用するもの)は、表示が必要である。
 ⑥乳糖については、当初アレルゲン性がないとして表示が免除されていたが、その後残 存するたんぱく量が微量の定義(数µg/g)を越えるものについては、表示が必要と なった^{6.9)}。

■4 ■ 具体的な表示の見方

食物アレルギーの食品への表示の方法には、一括で表示(原材料の最後にまとめてアレルギー物 質を表示)する方法と、個別で表示(個々の原材料ごとにアレルギー物質を表示)する方法の2つ がある(表 5-3)⁴⁾。

■5■ アレルギー表示制度の制度開始後の動き

◆◆◆ 1 アレルギー表示検討会からの報告と Q&A の追加

アレルギー表示制度開始後に明らかとなった様々な課題を解決するために、2001(平成13)年8 月より、患者、事業者、医師等からなる「アレルギー表示検討会」(以下「検討会」という)が設 置された。その検討結果が、同年10月に中間報告として公表されている⁹⁾。 社会における対応の現状と対策

(▲ アレルキー表示の意義 物アレルギー患者が表示によって「アレルギー症状を誘発する食品を回避し、その結果 として摂取可能な食品を選ぶことができるようになる」ことが期待されること、企業に おいては、食品表示だけでなく消費者に正確な情報提供を行うことができる体制を整え ることが重要であるとされた。

 2 ◆ 微量原材料の定義 一般的には総たんばく質で換算した場合,数µg/mlレベル 未満ではアレルギー症状を誘発する可能性が低いため、このレベル未満のものは、コン タミネーション(混入)やキャリーオーバー、加工助剤も含めて表示は不要とされた。
 3 ◆ 「ベルとう」「複数の複合調理加工品を含む加工食品/の表示 表示内容の多い 「べんとう」「移の表示は、その困難さが指摘されている。検討会でも新しい表示方法が 提案されたが合意には至らず、現在でも一括での表示や、個別での表示が行われている。
 4 ◆ 制度の周知活動 患者や事業者に対する啓発のためのパンフレット「アレルギー 物質を含む加工食品の表示ハンドブック」が作成、配布されている。

◆● 2 特定原材料検出法の開発

食品中に含まれるアレルギー物質の有無を確認するための検知方法の研究開発が進められ、2002 (平成14) 年11月に、「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」が厚生労働省より通知さ れている。今後、新たに義務表示となるものについても、順次、検知方法が開発されることとなっ ている¹⁰⁰。

◆◆◆ 3 表示対象品目の見直し 表示対象物質は、定期的に見直されることとなっている。

■6 ■ 最近のアレルギー表示に関する実態調査

筆者らは、食物アレルギーの原因物質や発生状況を調べるために、食物アレルギー患者やその家 族に対するアンケート調査や、ファーストフード等の店頭販売品における特定原材料の含有量調査 を行った。その概要について述べる。

◆◆◆ 1 食物アレルギー患者の原因物質及び症状

2003(平成15)年に行ったアンケート調査では、1,383名から延べ6,549の原因物質についての 回答を得た。卵・乳・小麦・落花生・そばが上位5位を占め、それらに続き、いくら、大豆、えび が全回答者の20%以上で原因物質となっていた(図5-1)^{11,122}。

また、食物アレルギー患者の症状では、蕁麻疹が最も多く、次いで発赤、せき、喘鳴、鼻水、呼 吸困難・意識混濁、血圧低下などがみられる。

◆◆● 2 アナフィラキシーを誘発した際の食品形態,販売形態等

アナフィラキシーを発症した際の原因食品の販売形態では、容器包装加工食品、店頭販売品、レ ストラン(食堂)での食事の順に多くなっていた(図 5-2)^{11,12)}。さらに、発症場所と販売形態の 関係では、自宅での容器包装加工食品や店頭販売品により発生したケースが最も多く、次いでレス トランでの食事や、ファーストフードでの店頭販売品が、ほぼ毎日摂食している学校給食よりも多 1 アレルギー表示の現状と対策





くなっていた (図 5-3)1.12)。

◆●● 3 食品購買時の表示の確認の状況とアレルギー物質に関する情報提供 食物アレルギー患者やその家族は、生協、スーパーマーケット、自然食品店で食品を購入することが多く、99%以上の家族は食品購入時に表示を確認している。さらに、「可能性表示」の場合には、患者らは原材料に含まれているものと解釈し、購入を回避する可能性があり、患者やその家族の商品選択の幅を狭めるものになると推察された。

患者やその家族は、表示内容からその商品中に含まれるアレルゲン量を推定し、商品を選択して いるが、その情報提供の機会や内容は十分ではないと考えているようであった。今後、インターネッ トの活用など表示以外の方法を用いて、より詳細な原材料等の情報提供を必要としている^{11.130}。

◆◆◆ 4 ファーストフード等の店頭販売品に含まれるアレルギー物質含有量 現在、アレルギー表示の義務はないものの、食物アレルギーの原因となることが多い店頭販売

157

AT YOULTO

1220

あったもってなんな

表 5-4	ファーストフード等の店頭販売品に含まれるアレルギー	一物質含有調查分析結果(一部抜粋)	1

中日八桥内		2	マクリーニング検	查	
商品分類名	99	牛乳	小麦	そば	落花生
ハンバーガー	- A	0	0	+	-
ライスバーガー	0	0	0	-	-
フライドポチト	π.	0	-	-	-
竜田揚げ	0	0	0		
チキンナゲット		0		-	8
フライドチキン	0	0	0	-	<u> </u>
バスタ	0			-	
おにぎり (さけ)	0	Δ	-	-	-
寿司 (ねぎとろ巻)	0	-	-		-
寿司 (巻寿司)	0	-	-	-	
寿司(さばすし)	0	Δ	-	-	-
井	-	0	0	-	~
中華まん(肉)	-	0		+	Δ
中華まん (ピザ)				Δ.	Ą
中華まん(あん)		Ó		-	-
中華まん(その他)	¥			+	0
煎餅	0	-	0	÷	
羊羮(栗入り)	-	-	0	-	

注)スクリーニング検査欄の見方:○は10μg/g以上、△は0.4μg/g以上10μg/g未満、一は検出感度(0.4μg/g)未満、 /は測定せず

品について、コンビニ、ファーストフード店、和菓子屋等の販売形態別に、20 社計 81 商品に含ま れる特定原材料の含有量を測定した。その結果、27 商品で 10 µg/g 以上の特定原材料が検出され、 さらに、そのうちの 8 商品では情報提供がされていなかった。情報提供の状況は販売形態により差 がみられ、一部情報の漏れや過剰な情報提供もみられた。

表5-4¹⁰は、特定原材料が検出された意外な商品の一覧である。ハンバーガー、ライスパーガー、 ボテト、竜田揚げ、チキンナゲット、フライドチキンに牛乳、おにぎり(さけ)、寿司(ねぎとろ巻)、 寿司(さばすし)などに卵、中華まん(肉、ビザ、あん、その他)に牛乳や落花生、煎餅に卵や小 麦、羊羹(栗入り)に小麦などが、その代表例と思われた¹⁶。

|||7||| 今後の課題

表示制度開始後,以下の5点について,具体的な検討が必要とされている。 ①表示対象品目の見直し ②コンタミネーションの防止 ③特定原材料等を使用していない旨の表示の新規促進 ④アレルギー疾患を有する者に分かりやすい表示方法 ⑤制度の普及啓発,研究の促進等

注意こらする対応力見犬に対策

2 アレルゲンの検査法

食物アレルギーの原因物質は、時代とともに変化する可能性があり、それらの時代に対応した対 象品目の選定が必要とされている。さらに、食品の製造段階では、1つの製造ラインで多くの製品 が製造されている現状から、食品企業においては、製造ラインにおけるコンタミネーションの防止 対策を進めることが必要とされている。

また、アレルギー表示は、使用した原材料の遡り調査を行った上で含まれる旨の表示を行うこと となっているが、今後はその調査結果をふまえて、使用していない旨の表示を行うことも、食物ア レルギー患者が食品を安全に選択するためには必要と思われる。さらに、ファーストフードや店頭 販売品等の食品についても、何らかの情報提供が行われることが望ましいと考えられている。アレ ルギー患者に対して、正確な情報提供が可能となる方法や、店舗の従業員(アルバイトの店員を含 む)の教育などについても、今後検討が必要とされている。そのためには、食育やリスクコミュニ ケーションの取り組みを通じて、アレルギー患者やその家族、製造者等を含む関係者や消費者に対 し、必要な情報が適切に提供されることが重要と思われる。

8 まとめ

アレルギー表示の目的は、食物アレルギー患者が、食物アレルギーによる健康危害を回避でき、 さらに安全に加工食品を選択しやすくなることである。食物アレルギーに対する社会的な関心は、 この表示制度により少しずつ広がりを見せている。制度開始後、食品中のアレルギー物質の検知方 法の開発や、表示対象品目の見直しなど、食物アレルギー患者が安全に食品を選べるような対策が とられている。

しかしながら、分かりやすい表示や表現方法、弁当など加工食品が多数詰め合わされた食品の表 示方法、レストランやファーストフード等の店頭販売品のような、アレルギー表示が義務化されて いない食品での情報提供のあり方などの課題も残されている。

近年の実態調査により、食物アレルギーの原因物質や、食物アレルギーの発生状況と食品表示等 の情報提供状況の関係なども徐々に明らかにされている。これらの調査結果も参考に、今後も患者 がより安全に食品を選択できるようなアレルギー表示制度となることが期待されている。

2 アレルゲンの検査法

厚生労働科学研究費による研究班では、2001(平成13)年度より、公的研究機関、大学、企業 及び検査機関が協力して、特定原材料5品目の表示を監視する目的で、検出法の開発を開始した。 2002(平成14)年11月には、その成果をもとに、厚生労働省通知「アレルギー物質を含む食品の 検査方法について」(食発第1106001号、以下、通知検査法)が公表された。その後、抽出法の改 良など数回の改正が行われ、現在は消費者庁通知となっている(消食表第286号、平成22年9月 10日、食安発第0622003号)¹⁰⁾。

本項では、従来の特定原材料5品目の通知検査法について解説し、また、2008(平成20)年に 特定原材料に追加されたえび、かにの検査法についても述べる。 れ会における次応の現状と対策



【書籍 公衆衛生がみえる】

② 食品保健	302
食品保健に関する法律	302 304 306
○ 食中毒	306
職茵性食中遗	309 312
ウイルス性食中毒・	317 317
その他の食中毒	318

【目次】

公衆衛生がみえる 第1版

干成26年	3月14日 美1包第1彩 発行
編 集 発行者	医液情報科学研究所 回恋 墨
発行所	 株式会社 メディックスディア マ107 COS2 町和地(6)町山コ・ロ) NET 約(町山コ・ロ) FAX 103-674-0284 (常時) TEL 103-674-0285 (編集) TEL 103-674-0285
EI 10}	大日本印刷株式会社
	Printed in Japan (C) 2014 MEDIC MEDIA
	ISBN978-4-89632-512-6

【與付】



● 食品衛生法:Food Sanitation Act



※ 食品中の放射性物質

2011年の東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、厚生労働省は同年3月より食品中の放射性物質の基準値を設定しました。当初の基準値は「飲食物摂取制限 に関する指標」に基づいて緊急的に設定された値でした が、その後、より一層の安全確保の観点から見直しが 行われ、2012年4月に新たな基準値が設定されました。

新たな基準では、年間被曝線量の上限を従来の5mSv から1mSvに引き下げたほか、食品を「一般食品」およ

び特に配慮が必要 な「乳児用食品」「牛 乳」「飲料水」の4区 分に分け、各区分 につき基準となる 線量を定めていま す。

食品群	基準值(Bq/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

ᡎ 牛海綿状脳症(BSE)

BSEは感染性プリオン蛋白質によって起こる牛の病気 で、感染した牛の肉骨粉を別の牛の飼料に用いることで 感染が拡大します。1986年にイギリスで初めて確認され その後世界中に広がっていきました。また1994年頃から 若年者においてvCJD(変異型クロイツフェルト・ヤコブ 病)が多発するようになり、これはBSEからの感染とされ ています。

日本では、2001年2月にBSE発生国からの牛肉の輸入 が禁止されました。しかし同年9月にBSEに罹患した牛が 初めて発見されたことから、食用として処理されるすべ ての牛を対象としたBSE検査が全国一斉に開始されまし た、翌年には牛の肉骨粉の飼料への使用の禁止などを定 めた『牛海綿状脳症対策特別措置法』が制定され、BSEに 罹患した牛肉を流通させないシステムが確立されました。

近年では、世界のBSE発生数は激減しており(1992年: 約37,000頭 → 2011年:29頭)、日本においても検査体 制や輸入条件の緩和が図られています。

●牛海綿状脂症(BSE): bovine spongitorm encephalopathy ●変異型クロイフフェルト・ヤコブ病(vCJD): variant Creutzfeldt-Jakob discose

303

食品保健に関する法律



●日本農林規格(JAS): Japanese Agricultural Standard ▶JAS法:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律



◆ 無審性量 (NOAEL) : no observed adverse effect level ◆一日供取許容量 (ADI) : acceptable daily intake





●日本健康・栄養食品協会(JHFA): Japan Health and Nutrition Food Association











細菌性	食中毒の一覧		영상 그렇게 많은 것 같은 것 같아?		機序から広義の感染型と毒 狭義の感染型と生体内毒素	한 번 일을 가장 않았다. 것은 것은 것이 같아요. 그 것 같
	中毒の病態		原因菌		潜伏期間 0h12h1日2日3日4日5月10日15	原因食品
	食品中で産生された毒素 を摂取。	ポツリヌス菌(316頁) 黄色ブドウ球菌(316頁)		発	12~36h	いずし、缶詰、 ソーセージ、ハチミツ
海东型 (25日本。 展管上皮細胞を刺激。*1			発症までが早い	1~6h	并当、にぎりめし、 かまぼこ
		セレウス	咽吐型	景い	1~6h	焼き飯, ピラフ
	食品中の細菌を摂取。 腸管内で毒素を産生し。	菌 (315罰)	下痢型		6~16h	肉類、プリン、 パニラソース
	腸管上皮細胞を刺激、	ر ترن	レシュ菌 (315頁)		6~18h	カレー
感染型		曝炎	ごブリオ (315頁)		624h	生魚介類 (新鮮でも発症)
(生体内專 素型)	Collinshall		コレラ菌	中間的	1~3日	海産物, 生水
	Carles C		毒素原性大腸菌 (ETEC)		12~72h	不詳*3
		病原性 大腸菌	器管出血性大腐菌 (EHEC)		3~5日	レンバーガー。 生乳。 アップルサイダー
	食品中の細菌を摂取: 摂取した細菌が腸管上皮 細胞を直接障害。*2	(314)()	腸管病原性大腸菌 (EPEC)		12~72h	不詳*3
			腸管組織侵入性 大腸菌(EIEC)		12~48h	不詳*3
感染型		サルモ	ネラ属菌(314頁)	発症までが遅い	6~48h	親卵、生肉 ぞう
(感染優入 型)		1	細菌性赤痢		1~3日	果物. 生水
		カンピロ	コバクター (314頁)	10	2~7日	生肉. 生乳 🕥
	2 Start	湯チン	ローバラチフス		10~14	日 果物, 生水
感染型は 担当細胞 毒素型は,	(主に好中球)が戦うた すでに産生してある毒 近生物質は一切無効であ	めて発動 め発熱す 素を摂取 る。	トる.		に時間がかかる。また、増 間は短い。また、すでに毒す 調査型	を産生し終わって
CE CTOLE	感激 カンビロバクター、サルモ	建 こ	腸炎ビブリオ。	黄色	専業型 した カブドウ球菌、ボツリヌス菌、セレ	Contraction of the local distance of the loc
原因菌	病原性大腸菌、ウェルシュ	菌, セレ	ウス菌(下痢型)		記)(1~数時間)	
潜伏期間 発 熱	 ・長い(12~36時間) ・発熱あり 		A14	-	記い(1~蚊時間) 2熱(後熱)のことが多い	
<u></u> 光 納 経 過	 ・売熟めり ・ 清素型に比べ一般に長い 	1	Sim	1000	日くらいで回復に向かうことが多	u
藤の検出	 ・商味				は品、糞便からの菌の検出が困難	
食前加熱	 一般に有効 		660	• 1	射熱性毒素が多く、無効のことが3 ポツリヌス菌は易熱性毒素のため	361
11 C. C	 • 輸液(水分補給) · 輸液(水分補給) · 			 ・輸液(水分補給) ・抗生物質は無効 		

毒素原性大膿菌(ETEC):enterotoxigen/a E.coli ・濃管細胞侵入性大腸菌(EIEC):enteroinvasive E.coli ・濃管出血性大腸菌(EHEC):enterohemonhagic
 E.coli ・腸管出血性大腸菌(EPEC):enteropethogenic E.coli

	・フスA菌は腸管上皮細胞から侵入してリンパ組織で増 らばり敗血症を起こすことで発症する。 こは、大部分の事件で特定されてしない。	`		2000~粘液 分泌液 * 	水様便 (新)面便
。 海索・機序	所見・症状	発熱	便	食前加熱 による予防	治療
ボツリヌス毒素	眼症状に次いで嚥下障害,四肢の麻痺などを呈し, 呼吸筋麻痺を起こして死亡することがある。	-	1	有効 (芽胞は耐熱性)	呼吸管理, 抗毒素血清
エンテロトキシン (耐熱性)	激しい悪心・嘔吐で発症、下痢・腹痛もみられる、	-	- 水様便 -	無効 (耐熱性毒素)	
临吐毒	悪心・嘔吐で発症、下痢・腹痛がみられることも ある。	-			- 輸液 (水分補給)
エンテロトキシン (易熱性)	腹痛を伴う下痢.	-		有効 (芽胞は 耐熱性)	
エンテロトキシン (易熱性)	腹痛、水溶性下痢で発症、悪心を伴うか嘔吐はまれ、	-			
耐熱性溶血毒素。 その類似毒	突然の激しい上腹部痛 水様便、嘔吐がみられる こともある、ときに血便もみられる。	•	1 †		
コレラ毒素	軽症では軟便が多いが、重症では米のとぎ汁様便、 下剤による脱水症状がみられる。	-		有効	輸液 (水分補給) + 必要に応じ 抗菌薬投与
エンテロトキシン (易熱性, 耐熱性)	下痢、腹痛、悪心、嘔吐	-	1 [
ベロ毒素	下痢(水様使→血便)、激しい腹痛、悪寒、溶血性 尿毒症症候群で死亡することがある。成人では無 症状の場合も多い。	● (一週性)	血疲		
細胞に付着	思心、嘔吐、水様便、腹痛、一酸に軽症のことが 多い、	•	水様便		
細胞に侵入	しぶり腹(テネスムス)、粘血便。	•	血便		
細胞に侵入	下痢,発熱,腹痛,嘔吐,下痢はほぼ必発で水様 便が多いが,粘血便をきたすこともある。	•	水様使		
志賀毒素, 細胞に侵入	全身倦怠感, 腹痛, 下南(水楼便→膿粘血便)	•	血便		
細胞に侵入	腹痛を伴う下痢、最初は水様便であるが、粘血便 となることがある、発熱。	•	血梗		
細胞に侵入	比較的除脈、パラ疹、肝脾腫の後に下痢または便秘 を呈する。まれに腸出血・腸穿孔をきたし血便となる。	•	水様便		

【食前加熱の有効性

- 一般に、感染型は食前加熱で細菌を殺すことにより予防できる、一方毒素型は、毒素が耐熱性の芽胞を 形成するかどうかで食前加熱が有効か否かが決まる。
- •毒素が耐熱性を有するものには、黄色ブドウ球菌(エンテロトキシン)、フグ毒(テトロドトキシン)などがある。

	黄 行 感染型	有効 湯炎ビブリオ、サルモネラ属菌。 病原性大腸菌、ウェルシュ菌*。 セレウス菌(下痢型)*、カンビロバクター	無効	
蘭	毒素型	ボツリヌス菌* (芽胞は耐熱性だが、毒素は易熱性)	黄色ブドウ球菌(耐熱性毒素) セレウス菌(嘔吐型)(耐熱性毒素)	
3	イルス	ノロウイルス	(本	
E	自然實		フグ毒(耐熱性毒素) 株 条	ても死はないぞう
ł	等生虫	クリプトスポリジウム、アニサキス		8

細菌性食中毒



●サルモネラ属菌:Salmonella entericaなど ●カンビロバクター:Campylobacter jejuniなど ●大腸菌:Escherichia coli





・腸炎ビブリオ:Vibrio parahaemolylicus ・ウェルシュ菌:Clastridium perfringens ・セレウス菌:Bacillus cereus



Supplement

乳児ボツリヌス症

- 乳児ボツリヌス症は、乳児がハチミツ中などのボツリヌス菌の 芽胞を摂取し、腸管内で毒素が産生されることにより発症する(成人のボツリヌス中毒は食品中の毒素の摂取により発症する).このため、厚生労働省は「1歳未満の乳児にハチミツを 与えないように」と指導している(1987年10月).
- 成人はボツリヌス菌の芽胞を摂取しても発症しないが、乳児は 腸内の細菌叢が未熟であるため発症してしまうと考えられている。特に生後3週間~8カ月の乳児にみられ、初乳に含まれる 成分が菌の定着・増殖を抑制している可能性も指摘されている。
- 乳児ボツリヌス症は大人のボツリヌス中毒とは異なり、便秘で発症し、やがて泣き声・哺乳力が低下し、顔面は無表情となり、 全身の筋緊張が低下する(floppy infant). 突然の呼吸困難で 死亡することもあるが、致死率は1~3%で、大人のボツリヌ ス中毒よりも予後は良好である.





•ノロウイルス:Norovirus



) その他の食中毒

化学性食中毒

- 食品の生産・加工・保存・流通・消費の 過程で起きる工業薬品,農薬などの化学 薬品,有害金属,その他の有害物質の混 入や,食品成分の変性(油脂の変敗,ヒ スタミン中毒)などによる食中毒がある。
- 化学物質の人体に対する毒性の現れ方は 多様であり、原因物質特有の症状が発現 しやすい、急性中毒として発症する場合 がほとんどであるが、蓄積して慢性中毒 症状を呈する場合もある。



Supplement

■アレルギー様食中毒(ヒスタミン中毒)

- ・ヒスタミン中毒とも呼ばれる化学性食中毒の一種、魚肉タンパク中のアミノ酸であるヒスチジンが、腐敗の過程でパクテリアによりヒスタミンに変性し、それを摂取することにより起こる。
- •100mg/100g以上のヒスタミンを含んだ腐敗魚を摂取した数分~30分後、顔面紅潮、口腔内の灼熱感、 発汗、頭痛、動悸、悪心、嘔吐などのアレルギー症状を呈する、抗ヒスタミン薬が有効、多くは6~10 時間以内に自然軽快する。
- 予防対策として、買った魚はその日のうちに食べ、保存する場合は冷凍する、またヒスタミンを含む食品 は食べたときに舌先にビリビリと刺激を感じるので、このようなものは食べないようにする。



 チトロドトキシン(TTX): totrodotoxin ・ボリ塩化ビフェニル(PCB): polychlorinsted biphenyl ・ボリ塩(セジベンゾフラン(PCOF): polychlorinated dibenzofuran



真菌による食品媒介疾病

- カビが産生する毒素を総称してマイコトキシン毒素と呼び、これらによる中毒を真菌中毒症、またはカビ 中毒症という.マイコトキシン毒素の代表的なものにアフラトキシン毒素、マイコトキシン毒素、フザリ ウムトキシン毒素がある.
- •穀物,豆類およびその加工品など炭水化物に富むものが汚染されやすい.
- 真菌中毒症では,肝臓・腎臓障害,神経系や造血機能障害など毒性の発現は多彩である.なお,腎毒 性よりも肝毒性を示すものが多い.



与していることが明らかになりました。

食品保

峰

その他の食中

畫

Original Paper

Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study

Hiroaki Sugiura^{1*}, MD, PhD; Manabu Akahane^{1*}, MD, PhD; Yasushi Ohkusa^{2*}, PhD; Nobuhiko Okabe^{2*}, MD, PhD; Tomomi Sano^{1*}, MD, PhD; Noriko Jojima^{3*}, MSN; Harumi Bando^{3*}, MS; Tomoaki Imamura^{1*}, MD, PhD

¹Health Management and Policy, Department of Public Health, Nara Medical University School of Medicine, Kashihara, Japan

²National Institute of Infectious Diseases, Infectious Disease Surveillance Center, Tokyo, Japan

³Faculty of Nursing, Nara Medical University School of Medicine, Kashihara, Japan

all authors contributed equally

Corresponding Author:

Hiroaki Sugiura, MD, PhD Health Management and Policy Department of Public Health Nara Medical University School of Medicine 840 Shijo-cho Kashihara, 634-8521 Japan Phone: 81 744 22 3051 ext 2224 Fax: 81 744 25 7657 Email: tomomarie@smn.enjoy.ne.jp

Abstract

Background: The Great East Japan Earthquake occurred on March 11, 2011. Tokyo and Osaka, which are located 375 km and 750 km, respectively, from the epicenter, experienced tremors of 5.0 lower and 3.0 seismic intensity on the Japan Meteorological Agency scale. The Great East Japan Earthquake was the fourth largest earthquake in the world and was accompanied by a radioactive leak at a nuclear power plant and a tsunami. In the aftermath of a disaster, some affected individuals presented to mental health facilities with acute stress disorder (ASD) and/or post-traumatic stress disorder (PTSD). However, few studies have addressed mental stress problems other than ASD or PTSD among the general public immediately after a disaster. Further, the effects of such a disaster on residents living at considerable distances from the most severely affected area have not been examined.

Objective: This study aimed to prospectively analyze the effect of a major earthquake on the prevalence of insomnia among residents of Tokyo and Osaka.

Methods: A prospective online questionnaire study was conducted in Tokyo and Osaka from January 20 to April 30, 2011. An Internet-based questionnaire, intended to be completed daily for a period of 101 days, was used to collect the data. All of the study participants lived in Tokyo or Osaka and were Consumers' Co-operative Union (CO-OP) members who used an Internet-based food-ordering system. The presence or absence of insomnia was determined before and after the earthquake. These data were compared after stratification for the region and participants' age. Multivariate analyses were conducted using logistic regression and a generalized estimating equation. This study was conducted with the assistance of the Japanese CO-OP.

Results: The prevalence of insomnia among adults and minors in Tokyo and adults in Osaka increased significantly after the earthquake. No such increase was observed among minors in Osaka. The overall adjusted odds ratios for the risk of insomnia post-earthquake versus pre-earthquake were 1.998 (95% CI 1.571–2.542) for Tokyo, 1.558 (95% CI 1.106–2.196) for Osaka, and 1.842 (95% CI,1.514–2.242) for both areas combined.

Conclusions: The prevalence of insomnia increased even in regions that were at a considerable distance from the epicenter. Both adults and minors in Tokyo, where the seismic intensity was greater, experienced stress after the earthquake. In Osaka, where the earthquake impact was milder, disturbing video images may have exacerbated insomnia among adults.

(Interact J Med Res 2013;2(1):e2) doi:10.2196/ijmr.2485

KEYWORDS

insomnia, Web-based survey; population surveillance; disaster; nuclear accidents; earthquakes

http://www.i-jmr.org/2013/1/e2/

Interact J Med Res 2013 | vol. 2 | iss. 1 | e2 | p.1 (page number not for citation purposes)



Introduction

On March 11, 2011, the Japanese islands sustained a 9.0-magnitude earthquake. Unlike previous major earthquakes in Japan [1,2], this earthquake was followed by a tsunami that devastated the affected areas [3]. More than 20,000 individuals were recorded as dead or missing. The tsunami also caused extensive damage to the Fukushima Daiichi nuclear power plant, resulting in a level 7 nuclear accident [4,5]. This induced considerable anxiety among residents living near the nuclear power plant and among people living as far away as the Tokyo metropolitan area [6]. Images of the tsunami and scenes of the nuclear accident were shown repeatedly on television and the Internet.

In the aftermath of a disaster, people may experience not only physical disorders but also acute stress disorder (ASD), which can persist for up to 4 weeks. Furthermore, chronic post-traumatic stress disorder (PTSD) is common among

Table 1. Number of participants according to sex and age group.

individuals who have faced such situations [7]. Studies of disaster-related mental disorders typically include an assessment of the prevalence of PTSD, follow-up of patients diagnosed with ASD [8], and a comparison of the numbers of new and previous cases of PTSD in a given area. However, because these studies are usually planned after a disaster, pre-disaster prevalence must be determined retrospectively. A recollection of previous insomnia is likely to be less accurate than the prospective reporting of current symptoms of insomnia, especially during the traumatic aftermath of a disaster.

The current study made use of a daily health survey that was administered to 3128 participants in Tokyo and 1925 participants in Osaka (Table 1) from January 20 to April 30, 2011. One question on the survey specifically asked about the presence or absence of insomnia. Because the Great East Japan Earthquake occurred during the course of this survey, this was a rare opportunity to prospectively assess the impact of an earthquake on the prevalence of insomnia among residents of Tokyo and Osaka.

	Tokyo N (male/female)	Osaka	
		N (male/female)	
Adults (≥20 years of age)	2073 (999/1074)	1182 (564/618)	
Minors (<20 years of age)	1055 (575/480)	743 (373/370)	

Methods

Study Period and Locations

This survey began on January 20, 2011 and continued for 101 days until April 30, 2011. The questionnaire collected data related to the individual's health status on the day of the survey, and participants were instructed to complete the survey every day for the duration of the study period. The survey was conducted via an Internet-based questionnaire among residents of the Tokyo metropolitan area and Osaka, the largest city in western Japan. Tokyo is located approximately 375 km from the epicenter of the earthquake (N 38°06' E 142°51') and approximately 200 km from the Fukushima Daiichi nuclear power plant (N 37°42' E 141°03'). The seismic intensity of the main shock in the center of Tokyo, as recorded by the Japan Meteorological Agency (JMA), was 5.0 Lower on the JMA scale [9]. The JMA scale is comprised of 5 phases from 1 to 5. Grades 5 and 6 are further classified into 2 subcategories: upper and lower. During an earthquake with an intensity of 5.0 Lower, people may find it difficult to move around, but major destruction is generally not expected. In contrast, many people find it hard to move during earthquakes with an intensity of 5.0 Upper [9]. Shinjuku Ward, where the offices of the Tokyo Metropolitan Government are located, was subsequently hit by 10 aftershocks that continued until April 16, 2011. The seismic intensity of the aftershocks was ≥3.0, strong enough to be felt by most people inside buildings [9]. Osaka, the other area investigated in the survey, is situated 750 km from the epicenter of the earthquake. The seismic intensity of the main shock was recorded as 3.0 in the offices of the Osaka Prefectural Government. Osaka did not receive any aftershocks with a seismic intensity ≥3.0 (Figure 1).



Interact J Med Res 2013 | vol. 2 | iss. 1 | e2 | p.2 (page number not for citation purposes) Figure 1. Map of the locations relevant to this study.



Participants

This study was conducted with the assistance of the Japanese Consumers'Co-operative Union (CO-OP). All respondents who completed the questionnaire lived in Tokyo or Osaka and resided in households that included CO-OP members who placed food orders via the CO-OP website.

Survey Method

This study was conducted with the approval of the Ethics Committee of Nara Medical University (authorization code: 220). The general health condition of the participants, including their sleeping patterns, was investigated using an Internet-based questionnaire. The original aims of this survey were to determine the impact of biological factors, such as infectious diseases, and abiotic factors, such as climate, on the physical condition of residents during the study period. The survey method and data processing methods were described in detail in our previous study [10].

Registration Method

Respondents were recruited through a banner advertisement on the CO-OP's website. Each participant was rewarded with 500 yen (US \$1=91.15 yen on the first day of the survey) upon registration for participating in the survey. No remuneration, in the form of cash, was given for providing answers on a daily basis.

http://www.ei-jong.org/2013/1/e2/

XSL+FO RenderX

Daily Survey Method

The original research plan was to send a reminder email to all the respondents on each day of the survey that would direct them to the website where they could provide their responses. The email was distributed as planned until day 50 of the survey. The Great East Japan Earthquake occurred on day 51 of the survey. The reminder emails were discontinued, as it was decided that the participants, who were recovering from the disaster, should not be burdened. Further responses were left to the participants' discretion during a hiatus period from March 14 to April 5, 2011, when the reminders were reinstituted. After the earthquake, respondents were able to submit descriptions of their physical condition by voluntarily visiting the website.

The daily survey procedure was designed to be simple. After confirming the everyday health condition of the family, participants were asked to access the survey website and answer several questions. The first question asked whether any family member was in poor health. If the participant answered "no", they were excluded from the survey. If the participant answered "yes", they were asked to answer additional "yes" or "no" questions on 19 symptoms; these questions pertained to the individual filling out the questionnaire as well as each member of his or her family [10]. The presence or absence of insomnia was prospectively investigated for 50 days before and 51 days after the Great East Japan Earthquake (including the day of the earthquake).

> htteract J Med Res 2013 [vol. 2] iss. 1 [e2] p.3 (single random not for situation purposes)
Statistical Analysis

In both surveyed areas, the prevalence of insomnia was calculated on a daily basis (the number of people reporting symptoms of insomnia divided by the number of responses per day) among people aged <20 years and those aged ≥20 years. Using a chi-square test, the presence or absence of insomnia before and after the earthquake was investigated for any correlation with region or participant age. A multivariate analysis was carried out using logistic regression analysis and a generalized estimating equation. The presence or absence of insomnia was the dependent variable. The independent variables included insomnia occurring after the earthquake, sex, age, region of each participant, the status of reminder emails (sent or not), and the incidence of pollinosis, which plagued approximately 30% of adults in those urban areas during the spring [11]. The statistical analyses were carried out using SPSS version 19.0 (IBM, Chicago, IL, USA).

Results

Response Rate

The mean (SD) daily response rate during the period when reminder emails were sent was 64.17% (5.78%) for Tokyo and 68.31% (5.18%) for Osaka. The response rate did not decline significantly over the course of the study. The response rate during the period when no reminder emails were sent (March 14 to April 5, 2011) was 24.47% (12.97%) for Tokyo and 27.82% (13.55%) for Osaka.

Table 2. Chi-square analysis according to sex and age.

Daily Prevalence of Insomnia

Figures 2 and 3 illustrate the daily prevalence of insomnia in Tokyo and Osaka, respectively, according to age. The figures also indicate the dates of the main earthquake and the aftershocks with seismic intensity \geq 3.0. Before the earthquake, the average daily prevalence of insomnia in Tokyo was 1.05% (0.18%) for adults (age \geq 20 years) and 0.53% (0.22%) for minors (age <20 years); after the earthquake, this value increased to 2.35% (0.65%) for adults and 1.90% (1.17%) for minors. The maximum seismic intensity of the main earthquake was 5.0 Lower in Tokyo (Figure 2).

Before the earthquake, the average daily prevalence of insomnia in Osaka was 1.25% (0.25%) for adults and 0.092% (0.14%) for minors, after the earthquake, this value increased to 1.83% (0.51%) for adults but remained approximately the same at 0.089% (0.17%) for minors. The maximum seismic intensity of the main earthquake was 3.0 in Osaka (Figure 3).

A chi-square test was conducted to analyze the data according to region and age group. There was a significant increase in the number Tokyo residents who reported symptoms of insomnia after the earthquake (P<001 for both adults and minors) compared with that before the earthquake. The same findings were reported for adults in Osaka after the earthquake (P<001). No significant difference was observed among minors in Osaka (Table 2). We conducted a similar chi-square test that excluded the period during which no reminder emails were sent and similar results were obtained.

Region		Chi-square value	Degrees of free- dom	Ρ	Odds ratio	95% CI
Tokyo	Adults	246.63	1	<,001	2.107	1.916-2.317
	Minors	128.52	1	<.001	2.763	2.301-3.319
Osaka	Adults	34.65	1	<.001	1.438	1.273-1.623
	Minors	0.087	1	.77	1.096	0.595-2.020



RenderX

Interact J Med Res 2013 | vol. 2 | iss. 1 | e2 | p.4 (page number not for citation purposes)

Sugiura et al

Figure 2. Prevalence of insomnia in Tekyo. The prevalence of insomnia increased after the earthquake for both adults and minors in Tekyo.





RenderX

hiteract J Med Res 2013 [vol. 2] iss. 1 (e2) p.5 (sees mandes not for situation purposes)

Figure 3. Prevalence of incomma in Osska. The prevalence of incommis among adults increased after the earthquake. The prevalence of incomma among minors remained approximately the same as that before the earthquake.



Analysis of Factor's Associated with the Prevalence of Insomnia

Multivariate analysis was conducted to determine the odds ratios for insomnia (Table 3). The adjusted odds ratios for insomnia after versus before the earthquake were 1.998 (95% CI

1.571–2.542, P<.001) for Tokyo, 1.558 (95% CI 1.106–2.196, P=.011) for Osaka, and 1.842 (95% CI1.514–2.242, P<.001) for the 2 areas combined. Table 3 presents the factors analyzed in this study and their associations with the prevalence of insomnia.

Ettp://www.ijtaniong/2013/1/e2/ XSL=FO RenderX

Sugiura et al

|--|

	Odds ratio	P	95% CI
Predictor for sleeplessness ^a			
Post-earthquake vs pre-earthquake	1.842	<.001	1.514-2.242
Age ≥20 years vs age <20 years	2,246	.027	1.095-4.605
Female vs male	1.510	.109	0.912-2.501
Presence vs absence of pollinosis	2.334	.001	1.437-3.791
Tokyo vs. Osaka	1,404	.187	0.848-2.323
No reminder email vs reminder email	1.303	.016	1.050-1.617
Predictor of sleeplessness			
Tokyo			
Post-earthquake vs pre-earthquake	1.998	<.001	1.571-2.542
Age ≥20 years vs age <20 years	1.378	.421	0.631-3.010
Female vs male	1.670	.903	0.90-3.087
Presence vs absence of pollinosis	2.437	.005	1.317-4.509
No reminder email vs reminder email	1.435	.004	1.121-1.838
Osaka			
Post-earthquake vs pre-earthquake	1.558	.011	1.106-2.196
Age ≥20 years vs age <20 years	13.987	<.001	6.408-30.530
Female vs male	1.285	.554	0.554-2.983
Presence vs absence of pollinosis	2,193	.047	1.012-4.751
No reminder email vs reminder email	1.005	.983	0.658-1.535

^a values are total counts from Tokyo and Osaka

Discussion

Overall

This study examined the prevalence of insomnia among residents in areas that were at different distances from the epicenter of the Great East Japan Earthquake. This is a unique study in that it analyzes the effect of a great earthquake on the rates of insomnia and includes a pre-event baseline in the same group.

Great East Japan Earthquake and Its Impact

Major earthquakes have been common throughout the Asia-Pacific region over the past 2 decades [12,13], with more major earthquakes occurring in Japan than in any other country. In recent decades, 4 particularly large earthquakes have hit Japan, including the Great Hanshin Earthquake of 1995, which hit the Osaka region [1,2,14,15]. The Great East Japan Earthquake was the fourth largest earthquake in the world and was accompanied by 2 major events that could have occurred only in a modern society. First, the earthquake caused a radioactive leak at a nuclear power plant. Second, video images of the ensuing tsunami were recorded, and the footage was shown repeatedly on television; they were also available on the Internet. These images had a profound psychological impact on viewers. In the aftermath of a disaster, affected individuals may present to mental health facilities with ASD and/or PTSD

http://www.i-jmr.org/2013/1/e2/

XSL-FO RenderX [16-19]. However, few studies have addressed mental stress problems other than ASD or PTSD among the general public immediately after a disaster. Although ASD and PTSD tend to draw greater research attention in studies related to a major disaster, the effects of such a disaster on residents living at considerable distances from the most severely affected area have not been examined. This study revealed an increase in the prevalence of insomnia among the general public immediately after the occurrence of a major earthquake. To our knowledge, this is the first study conducted in Japan that presents longitudinal data on the persistence of insomnia in 2 age groups.

Daily Prevalence of Insomnia in Tokyo and Osaka

The daily prevalence of insomnia increased among both adults and minors in Tokyo after the Great East Japan Earthquake. Although the daily prevalence of insomnia increased among adults in Osaka, a similar increase was not observed among minors. The adjusted odds ratios for insomnia after versus before the earthquake were 1.998 (95% CI 1.571–2.542) for Tokyo, 1.558 (95% CI 1.106–2.196) for Osaka, and 1.842 (95% CI 1.514–2.242) for the 2 areas combined. These results demonstrate an increased prevalence of insomnia among residents in regions located at considerable distances from the immediate zone of the disaster. In Tokyo, where there was no observable infrastructure damage due to the tsunami, 7 people died as a result of the initial tremor. In addition, many people in Tokyo experienced considerable psychological strain for a

> Interact J Med Res 2013 | vol. 2 | iss. 1 | e2 | p.7 (page number not for citation purposes)

prolonged period. Many commuters were stranded because of interrupted transportation services, and there was a high risk of radioactive contamination associated with the nuclear accident. The increased prevalence of insomnia among minors in Tokyo, who are generally less susceptible to stress induced by indirect sources such as media coverage, may be attributable to the effects of the aftershocks. In contrast, the seismic intensity of the main shock in Osaka was 3.0; therefore, direct feelings of fear were likely to be less common, and there was an absence of palpable aftershocks. The prevalence of insomnia among minors in Osaka following the earthquake was not increased, which can be explained by the residents' exposure to fewer direct and local effects. However, an increased number of adults in Osaka reported insomnia. This may have stemmed from exposure to information reported by the media. Other possible causes of insomnia among these adults include anxiety about their future and memories of the disaster caused by the Great Hanshin Earthquake of 1995.

Questionnaire Survey and Its Advantages

A Web-based questionnaire survey was used in the current study because more data are acquired with Internet-based epidemiological surveys than with conventional, paper-based surveys [20,21]. This method was effective in targeting general residents and enabling the acquisition of information from people with medical complaints deemed very mild to warrant a visit to a medical facility. In addition, this survey method was successful because the participants were required to respond only to simple questions regarding the presence or absence of symptoms, thus, the input burden was low. Although a meta-analysis of 68 studies [22] indicated that the normal response rate to Internet-based surveys is low (39.6%), the daily response rate for this study during the period when reminder emails were sent was 64.17% (5.78%) for Tokyo and 68.31% (5.18%) for Osaka. The survey questions were not specifically designed to detect post-disaster psychological conditions, and insomnia was only I of several conditions investigated. Participants' responses were limited to the presence or absence of insomnia, and there was no attempt to determine the severity of the condition. Because insomnia was investigated as only 1 of several conditions, participants were unaware that their responses would be used in a study on post-disaster stress, even after the earthquake struck. It is possible, therefore, that the participants were less inclined to answer "yes" to the question about any experience of insomnia symptoms. This possibility is supported by the fact that the average daily prevalence of insomnia among adults before the earthquake was 1.1% in Tokyo and 1.3% in Osaka; these rates are lower than the values reported by an earlier survey on the prevalence of insomnia among Japanese adults [23].

Limitations

Immediately after the earthquake struck, an ethical decision was made to refrain from sending reminder emails. Therefore, the response rate was low during this period. However, no significant difference in the daily prevalence of insomnia correlated with the use of these reminder emails in either Tokyo or Osaka. The chi-square test results were similar between analysis including and excluding this time period. Although the reminder emails were included in the logistic regression analysis as an independent variable, the presence or absence of the reminder emails inevitably remains a limitation of this study and a potential source of bias. However, we believe that this factor had a negligible effect on the results.

Conclusions

This study examined the prevalence of insomnia among residents in areas distant from the epicenter of the Great East Japan Earthquake. In Tokyo, where the seismic intensity was higher, both adults and minors experienced increased rates of insomnia as a direct result of the earthquake and its aftershocks. Further, mental stress induced by information broadcast by the media may have influenced the prevalence of insomnia. In Osaka, where the seismic intensity was lower, only adults exhibited an increased prevalence of insomnia. Health care practitioners should be aware that individuals might experience mental stress, including insomnia, even in areas distant from those that are directly affected by a natural disaster.

Acknowledgments

Financial support for this study was provided by a grant from the Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan. We thank the many members of CO-OP for their cooperation with this survey. We also thank Yoshiko Miyake and Mamiko Yoshimura (Department of Public Health, Health Management and Policy, Nara Medical University School of Medicine) for their help with data analysis.

Conflicts of Interest

None declared.

References

- Maruyama S, Kwon YS, Morimoto K. Seismic intensity and mental stress after the Great Hanshin-Awaji Earthquake. Environ Health Prev Med 2001 Oct;6(3):165-169 [FREE Full text] [doi: 10.1007/BF02897965] [Medline: 21432256]
- Sekizuka N, Sakai A, Aoyama K, Kohama T, Nakahama Y, Fujita S, et al. Association between the incidence of premature rupture of membranes in pregnant women and seismic intensity of the Noto Peninsula earthquake. Environ Health Prev Med 2010 Sep;15(5):292-298 [FREE Full text] [doi: 10.1007/s12199-010-0142-5] [Medline: 21432558]
- Shibahara S. The 2011 Tohoku earthquake and devastating tsunami. Tohoku J Exp Med 2011;223(4):305-307 [FREE Full text] [Medline: 21478655]

http://www.i-jmr.org/2013/1/e2/

XSL-FO RenderX Interact J Med Res 2013 | vol. 2 | iss. 1 | e2 | p.8 (page number not for citation purposes)

- Hirose K. 2011 Fukushima Dai-ichi nuclear power plant accident: summary of regional radioactive deposition monitoring results. J Environ Radioact 2012 Sep;111:13-17. [doi: 10.1016/j.jenvrad.2011.09.003] [Medline: 22119330]
- Ohnishi T. The disaster at Japan's Fukushima-Dailchi nuclear power plant after the March 11, 2011 carthquake and tsunami, and the resulting spread of radioisotope contamination. Radiat Res 2012 Jan;177(1):1-14. [Medline: 22059981]
- Goodwin R, Takahashi M, Sun S, Gaines SO. Modelling psychological responses to the Great East Japan earthquake and nuclear incident. PLoS One 2012;7(5):e37690 [FREE Full text] [doi: 10.1371/journal.pone.0037690] [Medline: 22666380]
- Bryant RA. Acute stress disorder as a predictor of posttraumatic stress disorder: a systematic review. J Clin Psychiatry 2011 Feb;72(2):233-239. [doi: 10.4088/JCP.09r05072blu] [Medline: 21208593]
- Mills MA, Edmondson D, Park CL. Trauma and stress response among Hurricane Katrina evacuees. Am J Public Health 2007 Apr;97 Suppl 1:S116-S123. [doi: 10.2105/AJPH 2006.086678] [Medline: 17413068]
- Japan Meteorological Agency, accessed-12-12, 2012. Tables explaining the JMA Seismic Intensity Scale URL: <u>http://www.jma.go.jp/jma/en/Activities/inttable.pdf</u> [accessed 2012-12-12] [WebCite Cache ID 6CrJ8Z3mU]
- Sugiura H, Ohkusa Y, Akahane M, Sano T, Okabe N, Imamura T. Development of a web-based survey for monitoring daily health and its application in an epidemiological survey. J Med Internet Res 2011;13(3):e66 [FREE Full text] [doi: 10.2196/jmir.1872] [Medline: 21946004]
- Kaneko Y, Motohashi Y, Nakamura H, Endo T, Eboshida A. Increasing prevalence of Japanese cedar pollinosis: a meta-regression analysis. Int Arch Allergy Immunol 2005 Apr;136(4):365-371. [doi: <u>10.1159/000084256</u>] [Medline: <u>15746556</u>]
- Chen CH, Tan HK, Liao LR, Chen HH, Chan CC, Cheng JJ, et al. Long-term psychological outcome of 1999 Taiwan earthquake survivors: a survey of a high-risk sample with property damage. Compr Psychiatry 2007 Jun;48(3):269-275. [doi: 10.1016/j.comppsych.2006.12.003] [Medline: 17445522]
- Roy N. The Asian Tsunami: PAHO disaster guidelines in action in India. Prehosp Disaster Med 2006 Oct;21(5):310-315. [Medline: 17297900]
- Hyodo K, Nakamura K, Oyama M, Yamazaki O, Nakagawa I, Ishigami K, et al. Long-term suicide mortality rates decrease in men and increase in women after the Niigata-Chuetsu earthquake in Japan. Tohoku J Exp Med 2010 Feb;220(2):149-155 [FREE Full text] [Medline: 20139666]
- Shinfuku N. Disaster mental health: lessons learned from the Hanshin Awaji earthquake. World Psychiatry 2002 Oct;1(3):158-159 [FREE Full text] [Medline: 16946841]
- Cairo JB, Dutta S, Nawaz H, Hashmi S, Kasl S, Bellido E. The prevalence of posttraumatic stress disorder among adult earthquake survivors in Peru. Disaster Med Public Health Prep 2010 Mar;4(1):39-46. [Medline: 20389194]
- Neria Y, Nandi A, Galea S. Post-traumatic stress disorder following disasters: a systematic review. Psychol Med 2008 Apr;38(4):467-480. [doi: 10.1017/S0033291707001353] [Medline: 17803838]
- Pyari TT, Kutty RV, Sarma PS. Risk factors of post-traumatic stress disorder in tsunami survivors of Kanyakumari District, Tamil Nadu, India. Indian J Psychiatry 2012 Jan;54(1):48-53 [FREE Full text] [doi: 10.4103/0019-5545.94645] [Medline: 22556437]
- Varela E, Koustouki V, Davos CH, Eleni K. Psychological consequences among adults following the 1999 earthquake in Athens, Greece. Disasters 2008 Jun;32(2):280-291. [doi: 10.1111/j.1467-7717.2008.01039.x] [Medline: 18380855]
- Ekman A, Dickman PW, Klint A, Weiderpass E, Litton JE. Feasibility of using web-based questionnaires in large population-based epidemiological studies. Bur J Epidemiol 2006;21(2):103-111. [doi: 10.1007/s10654-005-6030-4] [Medline: 16518678]
- Schleyer TK, Forrest JL. Methods for the design and administration of web-based surveys. J Am Med Inform Assoc 2000 Aug;7(4):416-425 [FREE Full text] [Medline: 10887169]
- Cook C, Heath F, Thompson RL. A meta-analysis of response rates in web- or internet-based surveys. Educ Psychol Meas 2000 Dec;60:821-836. [doi: 10.1177/00131640021970934]
- Kim K, Uchiyama M, Okawa M, Liu X, Ogihara R. An epidemiological study of insomnia among the Japanese general population. Sleep 2000 Feb 1;23(1):41-47. [Medline: <u>10678464</u>]

Abbreviations

ASD: acute stress disorder CO-OP: Consumers' Co-operative Union JMA: Japan Meteorological Agency PTSD: post-traumatic stress disorder



Interact J Med Res 2013 | vol. 2 | iss. 1 | e2 | p.9 (page number not for citation purposes)

Sugiura et al

INTERACTIVE JOURNAL OF MEDICAL RESEARCH

Edited by G Eysenbach; submitted 14.12.12; peer-reviewed by M Keim, J Brice; comments to author 07.01.13; revised version received 13.01.13; accepted 13.01.13; published 18.01.13 <u>Please cite as:</u> Sugiura H, Akahane M, Ohkusa Y, Okabe N, Sano T, Jojima N, Bando H, Imamura T Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study Interact J Med Res 2013;2(1):e2 URL: http://www.j.pmr.org/2013/1/e2/ doi:10.2196/jjmr.2455 PMID:

CHiroaki Sugiura, Manabu Akahane, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Harumi Bando, Tomoaki Imamura. Originally published in the Interactive Journal of Medical Research (http://www.i-jmr.org/), 18.01.2013. This is an open-access article distributed under the terms of the Creative Commons Attribution License (http://creativecommons.org/licenses/by/2.0/), which permits unrestricted use, distribution, and reproduction in any medium, provided the original work, first published in the Interactive Journal of Medical Research, is properly cited. The complete bibliographic information, a link to the original publication on http://www.i-jmr.org/, as well as this copyright and license information must be included.



RenderX

Interact J Med Res 2013 | vol. 2 | iss. 1 | e2 | p.10 (page number not for citation purposes)

Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the web-based daily questionnaire for health

Taylor & Francis

Tomomi Sano^a*, Manabu Akahane^a, Hiroaki Sugiura^a, Yasushi Ohkusa^b, Nobuhiko Okabe^{b†} and Tomoaki Imamura^a

^aDepartment of Public Health, Health Management and Policy, Nara Medical University School of Medicine, 840 Shijo-cho, Kashihara, Nara 634-8521, Japan; ^bNational Institute of Infectious Disease, Infectious Disease Surveillance Center, 1-23-1 Toyama, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8640, Japan

(Received 26 October 2011; final version received 2 July 2012)

With increasing Internet coverage, the use of a web-based survey for epidemiological study is a possibility. We performed an investigation in Japan in winter 2008 using the web-based daily questionnaire for health (WDQH). The WDQH is a web-based questionnaire survey formulated to obtain information about the daily physical condition of the general public on a real-time basis, in order to study correlations between changes in physical health and changes in environmental factors. Respondents were asked whether they felt ill and had specific symptoms including fever. We analysed the environmental factors along with the health conditions obtained from the WDQH. Four factors were found to influence health: minimum temperature, hours of sunlight, median humidity and weekday or holiday. The WDQH allowed a daily health survey in the general population in real time via the Internet.

Keywords: web-based survey; environmental factor; minimum temperature; general population

Background

With the rapid progression of Internet technology, a web-based epidemiological survey was developed and implemented for use with the general public (Ekman and Litton 2007). This allowed epidemiological studies to be conducted at lower cost, with greater speed and with higher data precision compared with paper-based or face-to-face surveys on a similar scale (Bennett et al. 2007; Ekman and Litton 2007). Although early web-based surveys were found to be problematic because of population bias, this has been mitigated with the marked increase in the proportion of the population using the Internet (Ekman et al. 2006).

Web-based epidemiological studies came to be implemented for cross-sectional studies as well as for follow-up investigations (Bennett et al. 2007). To date, web-based follow-up surveys have been conducted with patients with specific diseases, but

^{*}Corresponding author. Email: sanotomo@naramed-u.ac.jp

[†]Present address: Kawasaki City Institute for Public Health, 5-13-10 Oshima, Kawasaki-ku, Kawasaki city, Kanagawa, 210-0834, Japan.

^{© 2013} Tomomi Sano, Manabu Akahane, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe and Tomoaki Imamura

248 T. Sano et al.

not with the general public. Specifically, no studies have been conducted to investigate the correlations between daily environmental changes and the daily physical condition of members of the general public. There is currently concern over human health with regard to air pollution (Huang et al. 2009) and global warming (McMichael et al. 2006). Accordingly, it would be useful to be able to determine the influence of environmental factors on the health of the general population on a daily basis. Therefore, we developed a follow-up survey system using the Internet to question citizens directly on a daily basis. We named this survey the web-based daily questionnaire for health (WDQH).

We then studied the correlations between changes in the daily physical condition of the subjects and changes in environmental factors that are considered to have an influence on health (minimum temperature, hours of sunlight, median humidity, weekday or holiday) using the WDQH.

Methods

Survey method

The WDQH is a prospective survey system designed to conduct a direct healthrelated questionnaire survey of individuals every day for a certain period to collect and analyse information on a real-time basis. The WDQH has already been put into operation in part, and its usefulness has been established (Sugiura et al. 2010).

Participants

Participants were persons already registered with an existing internet survey company, who noticed the request to participate in the questionnaire survey on the company website, and voluntarily decided to participate. They understood the purpose of the survey, and that it also included information on their families. In this survey, the residential area of the participants was limited to Izumo, a regional city in Japan. We only included those who understood the details of our request and agreed to cooperate in the survey. The population of Izumo is approximately 150,000, with approximately 50,000 households. The study included 702 subjects (333 males, 369 females; mean age 37.4 years; range 16 72 years) from 181 households. We collected information describing the survey participants including their residential district, age, gender, occupation, marital status, number of children and annual income. The survey was performed for 78 days from January 10, 2008 to March 28, 2008.

Questionnaire

The survey required participants to answer questions regarding subjective symptoms every day. The internet survey company sent a reminder email to each subject daily requesting completion of the questionnaire survey. The subject opened the email, accessed his/her personal password and then answered the questionnaire about himself/herself and his/her family. Respondents were asked whether they felt ill. If not, they closed the survey on that day. Those who answered in the affirmative were then asked detailed questions about whether they had any of the following symptoms: fever, coughing, diarrhoea, vomiting, rash, convulsion and others. Remuneration (approximately 60 yen/answer: US\$ 0.75; US\$1.00 = 80 yen at the time of writing) was given to the registered monitors. The survey was repeated every

day over the study period. We analysed and studied the correlations between changes in the daily physical condition of the participants and changes in environmental factors.

Environmental factors

Data describing the following 12 environmental factors are monitored and published by The Japan Meteorological Agency: mean temperature, maximum temperature, minimum temperature, hours of sunlight, cloud cover (the percentage or fraction of the sky obscured by clouds represented by an 11-point scale), median humidity, atmospheric pressure, vapour pressure, precipitation, wind direction, wind speed and weekday or holiday. Data describing these environmental factors in the survey area were collected. Mondays to Fridays were considered weekdays, while Saturdays, Sundays and public holidays were considered to be holidays.

In addition, three individual factors (sex, age and annual income) were included.

The 15 variables were first subjected to principal component analysis. As a result, five principal components were identified. The first component was temperature; the second component was hours of sunlight; the third components were sex and age; the fourth component was wind direction; and the fifth component was median humidity.

Then, the correlation coefficients of all 15 variables were examined. Eight variables (sex, age, annual income, median humidity, precipitation, wind direction, wind speed and weekday or holiday) were included because of no correlations between them. Cloud cover, vapour pressure and atmospheric pressure, which were not extracted as main components and showed strong correlations (correlation coefficient >0.5), were excluded from the variables. Mean temperature was strongly correlated with maximum temperature (r = 0.924) and minimum temperature (r = 0.722). Hence, a single variable could be selected from mean temperature, maximum temperature and minimum temperature. Minimum temperature, which was not correlated with hours of sunlight (r = -0.097), was selected as a variable to negate interaction with hours of sunlight, which was selected as the second component for principal component analysis. Thus, 10 variables were selected: sex, age, annual income, minimum temperature, hours of sunlight, median humidity, precipitation, wind direction, wind speed and weekday or holiday.

Additionally, the 10 selected variables were analysed using generalized estimating equations (GEE). Three variables (precipitation, wind direction and wind speed) showed no significant correlation with any independent variable (ill or healthy and details of symptoms) and were excluded from covariates by a stepwise method. The variables remaining in the final analysis included four environmental factors (minimum temperature, hours of sunlight, median humidity and weekday or holiday).

Statistical analysis

Statistical analysis was conducted using IBM SPSS 20. A p-value <0.05 was considered to indicate significance. Adjusted odds ratios and standard deviations were determined with 95% confidence intervals.

The data used in this study were answers repeatedly collected from the same subject to the same question. We selected the GEE useful for the analysis of repeated

250 T. Sano et al.

measurements of health results. The repeated measurements included individuals and households as subject variables and days as an intra-subject variable.

Generalized estimating equations was conducted using "ill or healthy" as a dependent variable and three individual factors (sex, age and annual income) and four environmental factors (minimum temperature, hours of sunlight, median humidity and weekday and holiday) as independent variables. The GEE was also performed using presence/absence of specific symptoms (fever, coughing, diarrhoea, vomiting, rash and others) as a dependent variable, and the seven aforementioned independent variables.

Ethics and consent

This research was conducted with the approval of the Ethics Committee of Nara Medical University (Authorization code: 220).

Results

The largest age group of the enrolled subjects was between 35 and 39 years old (37 years old on average) for both males and females. The ratio of males to females of the participants was approximately 1:1. The male and female participants were similar in age distribution. Approximately, 500 completed questionnaires were received each day during the survey period, giving a daily response rate of 35% to 51% (47% on average) (Figure 1). The mean response rate was 48.7% on weekdays and 44.4% on holidays. The everyday responder rate throughout the survey period was 3.2%. Although 34.5% of persons registered to show his/her willingness to answer the survey, they did not respond. As shown in Figure 2, the proportion of respondents who reported that they felt ill during the survey period ranged from 3% to 10% on a daily basis during the survey period.

Table 1 illustrates the outcome of the questionnaire according to gender. There were more female respondents than male respondents who suffered changes in their



Figure 1. Daily response rate to the questionnaire.



3

3/13

5 8

Figure 2. Proportion of respondents who answered that they were ill on specific days.

Table 1. Questionnaire	outcomes.
------------------------	-----------

	Ν	fale	Fe	male	Total		
	Presence of symptoms (%)	Absence of symptoms (%)	Presence of symptoms (%)	Absence of symptoms (%)	Presence of symptoms (%)	Absence of symptoms (%)	
III	1746 (5.7)	28,830 (94.3)	2246 (6.9)	30,274 (93.1)	3992 (6.3)	59,104 (93.7)	
Fever	247 (0.8)	30,329 (99.2)	249 (0.8)	32,271 (99.2)	496 (0.8)	62,600 (99.2)	
Coughing	944 (3.1)	29,632 (96.9)	958 (2.9)	31,562 (97.1)	1902 (3)	61,194 (97)	
Diarrhoea	117 (0.4)	30,459 (99.6)	181 (0.6)	32.339 (99.4)	298 (0.5)	62,798 (99.5)	
Vomiting	94 (0.3)	30,482 (99.7)	116 (0.4)	32,404 (99.6)	210 (0.3)	62,886 (99.7)	
Rash	28 (0.1)	30,548 (99.9)	34 (0.1)	32,486 (99.9)	62 (0.1)	63,034 (99.9)	
Convulsion	19 (0.1)	30,557 (99.9)	2 (0)	32,518 (100)	21 (0)	63,075 (100)	
Others	768 (2.5)	29,808 (97.5)	1602 (4.9)	30,918 (95.1)	2370 (3.8)	60,726 (96.2)	
Sum total	30	,576	32	,520	63	,096	

physical condition. Coughing accounted for the highest proportion (3%) of an individual symptom suffered by respondents during the survey period.

From principal component analysis, the first principal components were mean temperature, maximum temperature and minimum temperature. The second principal component was hours of sunlight. The third principal components were sex and age. The fourth principal component was wind direction. The fifth principal component was median humidity.

Pearson's correlation coefficients were calculated. Variables strongly correlated were as follows: mean temperature and maximum temperature (r = 0.924; p < 0.001), mean temperature and minimum temperature (r = 0.722; p < 0.001), mean temperature and atmospheric pressure (r = -0.547; p < 0.001), mean temperature and vapour pressure (r = 0.880; p < 0.001), maximum temperature

252 T. Sano et al.

and hours of sunlight (r = 0.566; p < 0.001), maximum temperature and cloud cover (r = -0.579; p < 0.001), maximum temperature and vapour pressure (r = 0.779; p < 0.001), minimum temperature and atmospheric pressure (r = -0.520; p < 0.001), minimum temperature and vapour pressure (r = 0.760; p < 0.001), atmospheric pressure and vapour pressure (r = -0.521; p < 0.001).

Table 2 shows the results of the GEE of ill participants. The number of ill subjects was inversely proportional to individual factors (age and annual income) and environmental factors (minimum temperature and hours of sunlight). In addition, fewer people were found to be ill on holidays.

Table 3 shows the results of GEE of individual symptoms. The results revealed that the number with fever, cough, diarrhoea, vomiting and rash decreased with age. Others (unidentified complaints) decreased as annual income increased. Fever and rash decreased as the minimum temperature increased. Additionally, fever and vomiting decreased as hours of sunlight increased. On holidays, cough and others decreased and rash increased.

Discussion

In the present study, the relationship between environmental factors and health conditions, which changed on a daily basis, were analysed from health results in the daily web questionnaire survey. Case control designs, generalized linear models (GLIM), and GEE are useful for such repeated epidemiological analyses. The GEE was established by modifying GLIM, and has been found to be useful for repeated measurements and longitudinal data analysis. The GEE allows unbiased estimation and bias correction for individual confounding factors that may be generated from Internet survey results. They are commonly used in large epidemiological studies, especially multi-site cohort studies as they can handle many types of unmeasured dependence between outcomes (Nitta et al. 2010). Thus, we employed GEE for analysis of the repeated measurements of health results in our web survey to analyse the changes in environmental and health conditions.

Correlations between environmental changes and changes in daily symptoms have been reported for particular diseases (Vocks et al. 2001; Srinivasan et al. 2007; Pantavou et al. 2008). A decrease in temperature is associated with an increase in ischemic cardiac events such as angina pectoris and a rise in blood pressure, while an

	Ill		Healthy		GEE				
	Mean	SD	Mean	SD	B	SE	p-value	Exp(B)	
Sex					0.099	0.2440	0.686	1.104	
Age	36.15	6.460	37.90	9.000	-0.023	0.0111	0.035**	0.977	
Annual income	3.07	1.499	3.53	1.609	-0.197	0.0893	0.027**	0.821	
Minimum temperature	5.078	2.8328	5.359	2.9440	-0.029	0.0128	0.024**	0.972	
Hours of sunlight	2.873	3.1088	3.163	3.2276	-0.030	0.0111	0.007**	0.971	
Median humidity	76.47	7.411	76.08	7.353	0.002	0.0035	0.563	1.002	
Weekday or holiday					0.122	0.0474	0.010**	1.130	

Table 2. Generalized estimating equations of ill subjects.

Notes: **p < 0.05; *p < 0.1. The table shows the mean and standard deviation (SD) based on the presence/absence of symptoms for comparison. GEE: generalized estimating equations; SE: standard error.

		ptom sent	No sy	mptom		G	EE	Е	
Fever	Mean	SD	Mean	SD	B	SE	<i>p</i> -value	Exp(B)	
Sex					0.046	0.2661	0.862	1.048	
Age	34.78	6.924	37.82	8.895	-0.044	0.0110	0.000**	0.957	
Annual income	3.70	1,591	3.50	1.607	0.073	0.0637	0.250	1.076	
Minimum temperature	4.655	2.5315	5.348	2.9407	-0.058	0.0270	0.031**	0.944	
Hours of sunlight	2.578	2.8574	3.151	3.2239	-0.076	0.0254	0.003**	0.926	
Median humidity	76.31	7.231	76.10	7.358	-0.009	0.0088	0.32	0.991	
Weekday or holiday					0.080	0.1347	0.554	1.083	
Coughing									
Sex					0.384	0.2593	0.138	1.469	
Age	36.06	5.545	37.85	8.954	-0.029	0.0080	**000.0	0.971	
Annual income	3.51	1.359	3.50	1.613	-0.010	0.0650	0.882	0.990	
Minimum temperature	5.015	2.8145	5.352	2.9413	-0.042	0.0223	0.062	0.959	
Hours of sunlight	2.772	3.0623	3.157	3.2254	-0.034	0.0181	0.058	0.966	
Median humidity	76.85	7.592	76.08	7.349	0.008	0.0057	0.145	1.008	
Weekday or holiday					0.222	0.0697	0.001**	1.248	
Diarrhoea					2040203			100251	
Sex					-0.113	0.3287	0.732	0.894	
Age	35.49	6.418	37.81	8.893	-0.030	0.0146	0.038**	0.970	
Annual income	3.55	1.664	3.50	1.607	0.026	0.0905	0.773	1.027	
Minimum temperature	5.112	2.9279	5.344	2.9386	0.019	0.0369	0.611	1.019	
Hours of sunlight	2.794	3.2217	3.148	3.2217	-0.032	0.0376	0.396	0.969	
Median humidity	76.55	7.174	76.10	7.357	0.002	0.0120	0.889	1.002	
Weekday or holiday					-0.156	0.1906	0.414	0.856	
Vomiting							364 (1276) (1	 NE 6 47 57 224 	
Sex		Section 1	94 <u>4</u> 444		-0.109	0.3291	0.741	0.897	
Age	34.26	7.620	37.81	8.887	-0.046	0.0214	0.032**	0.955	
Annual income	2.97	1.632	3.50	1.607	-0.217	0.1449	0.134	0.805	
Minimum temperature	4.371	2.5365	5.346	2.9391	-0.051	0.0462	0.271	0.950	
Hours of sunlight	2.050	2.5977	3.150	3.2228	-0.135	0.0469	0.004^{**}	0.874	
Median humidity	77.35	6.879	76.10	7.358	0.001	0.0171	0.933	1.001	
Weekday or holiday					-0.034	0.2165	0.874	0.966	
Rash					1 105	1.0015	0.007	0.000	
Sex		4.444			1.185	1.0015	0.237	3.270	
Age	28.43	3.664	37.81	8.885	-0.199	0.0326	0.000**	0.617	
Annual income	3.69	1.814	3.50	1.607	0.053	0.2451	0.827	1.055	
Minimum temperature	4.786	2.9974	5.344	2.9385	-0.144	0.0643	0.025**	0.866	
Hours of sunlight	3.017	3.0967	3.147	3.2220	-0.019	0.0625	0.762	0.981	
Median humidity	76.12	7.510	76.10	7.357		0.0172	0.838	1.004	
Weekday or holiday					-0.483	0.2155	0.025**	0.617	
Others					0.440	0.2642	0.214	0.644	
Sex	36.00	6.017	17.04	0.030	-0.440		0.214	0.644	
Age	36.55	6.917	37.84	8.938	-0.002		0.913	0.998	
Annual income	2.43	1.222	3.53	1.606	-0.654		0.000**	0.520	
Minimum temperature	5.214	2.8481	5.347	2.9413	-0.020			0.981	
Hours of sunlight	3.041	3.1820	3.151	3.2230	-0.017		0.198	0.983	
Median humidity	76.08	7.301	76.10	7.359	-0.003	0.0042	0.426	0.997	
Weekday or holiday					0.147	0.0609	0.016**	1.159	

Table 3. Generalized estimating equations for each symptom.

Notes: **p < 0.05; *p < 0.1.

254 T. Sano et al.

increase in minimum temperature, especially during the warm season, is associated with a decrease in the onset of cardiovascular or respiratory events (Pantavou et al. 2008). It has also been reported that a decrease in humidity at a temperature of less than 15°C resulted in an increase in the rate of torsion of the testes (Srinivasan et al. 2007). A sharp decrease in temperature has been reported to exacerbate symptoms such as itching sensations in patients with atopic dermatitis (Vocks et al. 2001). Moreover, an increase in maximum temperature of 1°C was found to increase overall mortality by 0.9%, and a mean temperature of 32°C or above has been reported to increase overall mortality by 7.3% (Hu et al. 2008). An article about the relationship between climate and hospitalization in children with asthma demonstrated that children aged 0 4 years were the most vulnerable to climatic changes. More children were hospitalized on cold and dry days with low absolute humidity (Nastos et al. 2008). An article on the relationship between climate and respiratory infection demonstrated that temperature and humidity were strongly associated with the development and aggravation of respiratory infection. Of note, there was an increase in death rate about two weeks after cold days with low humidity (Nastos et al. 2006). An article on the relationship between climatic changes and death rates demonstrated that rapid climatic changes were a critical risk factor for death. Of note, the physical conditions are influenced at three days in winter and at one day in summer after rapid climatic changes (Nastos et al. 2011).

However, few studies have been conducted to investigate the correlation between changes in the daily physical condition of a general population not suffering from any particular disease, and changes in environmental factors.

When ambient temperature decreases during winter, symptoms such as runny nose, sneeze, cough or fever commonly appear. Moreover, bacterial infections, common cold and influenza are frequently reported to increase during winter in clinical practice (Heikkinen and Järvinen 2003; Tanaka 1998). These correspond to the result that when the minimum ambient temperature decreases, it is likely that many people will experience symptoms of poor health, especially fever. Conversely, when the minimum ambient temperature increases, the overall health conditions of the general population tend to improve. The web-based questionnaire collects data regarding changes in the respondents' daily physical condition on a real-time basis, which allowed investigation of the correlation between environmental factors and the physical condition of the general population.

The results also revealed that the physical condition of the respondents improved as the hours of sunlight increased. Additionally, more people were ill on weekdays than on holidays. It is possible that the latter finding was related to stress. Indeed, an increase in the prevalence of disease caused by psychosocial stress in recent times has been reported (Schmidt et al. 2008), and attending school or work on a weekday may result in psychosocial stress, which could have an effect on the physical condition. In contrast, a more relaxing time on holiday is likely to relieve stress (Butler et al. 2009) and improve the physical condition.

The "presence/absence of specific symptoms" was found to be significantly correlated with hours of sunlight. Hours of sunlight has been reported to be correlated with the secretion of serotonin in the brain; therefore, mental disorders such as depression and anxiety, which are associated with decreased serotonin secretion, may be improved by sunlight exposure (Lambert et al. 2002). In addition, ultraviolet exposure increases the synthesis of vitamin D, and appropriate quantities of vitamin D may be a preventative factor against immune-related disorders, such as multiple sclerosis and type 1 diabetes mellitus, infections and cancer (Norval et al. 2007). It has also been reported that the risk of human papillomavirus (HPV) infection decreases as the amount of sunlight exposure increases. Despite the reported effects of increased sunlight, the increase in ultraviolet radiation resulting from depletion of the ozone layer could have adverse effects on the body such as acute damage to the eyes and skin. Additionally, sunlight exposure is associated with an increased risk of skin squamous cell carcinoma, epidermodysplasia verruciformis-HPV infection and decreased skin or systemic immunoreactivity (Termorshuizen et al. 2004).

The results of this study revealed that the appearance of symptoms decreased with increased hours of sunlight. These findings were in accordance with the positive effects of sunlight exposure on the human body observed in previous reports.

Although it has been reported that intra-individual variability, amount of sunlight exposure and individual background significantly influenced the effects of sunlight exposure on intracellular DNA, and that ultraviolet-induced DNA damage accumulated over three to six days (Moller et al. 2002), this was not relevant at the time of year our survey was conducted.

An article about the relationship between health conditions and individual factors indicated that health conditions varied with sex, age and income. Men were more vulnerable than women. Younger persons were more vulnerable. Those with higher incomes had better health conditions (Belloc et al. 1970). The present survey also demonstrated that individual factors influenced health conditions.

It should be noted that there are some limitations to this study. In the questionnaire, the severity and specificity of symptoms in the questions could not be determined by the researcher. This survey was also limited in terms of the assessment of the reliability of respondents' answers due a self-reporting system being used.

The cost of the three-month survey in Izumo was 8.28 million yen (US\$ 103,500). It would be ideal to conduct surveys about changes in the environment and health conditions of the general population in major cities in Japan all year long. Although a web-based survey is cheaper than paper-based or face-to-face surveys, if the survey was expanded to main cities in Japan or carried out over a full year, the expense would be massive. Thus, because of the excessive cost of such surveys, the target area and period in this survey were limited. January to March was selected because we assumed that changes in health conditions caused by environmental changes would be most common during the period from winter to spring (specifically January to March). The results of this study demonstrated that changes in body conditions were associated with environmental changes. However, as described above, health conditions and climatic changes have time trends. Thus, a survey should be conducted throughout the year in different seasons and months. In the future, we hope to expand the survey area and study period. In addition, given that sunlight exposure may have an impact on the human body not only on the day of exposure, but three to six days later (Moller et al. 2002), it may be necessary to perform a more detailed analysis using lag times to investigate the correlation of sunlight with physical condition.

Conclusions

The WDQH enabled monitoring of changes in physical condition on a real-time basis by daily collection of data. Changes in the daily physical condition of the

256 T. Sano et al.

general population were found to be correlated with changes in certain environmental factors. In particular, it was revealed that the following factors in winter/ spring were associated with physical condition: fever, cough, diarrhoea, vomiting and rash decreased with age. Others decreased as household income increased. An increase in minimum temperature was associated with a reduction in fever and rash; an increase in hours of sunlight was associated with a reduction in fever, and vomiting; holidays were associated with better physical condition and less coughing and others, while rash increased.

Acknowledgements

This study was conducted with the support of a Health and Labour Sciences Research Grant. We are grateful to numerous people including the Ministry of Health, Labour and Welfare for their considerable cooperation during the preparation of this article. We also thank Y. Miyake and M. Yoshimura for their assistance in the statistical analysis.

References

- Belloc NB, Breslow L, Hochstim JR. 1970. Measurement of physical health in a general population survey. Am J Epidemiol. 93(5):328–336.
- Bennett RM, Jones J, Turk DC, Russell IJ, Matallana. 2007. An internet survey of 2,596 people with fibromyalgia. BMC Musculoskelet Disord. 8:27.
- Butler JM, Whalen CK, Jamner LD. 2009. Bummed out now, feeling sick later: weekday versus weekend negative affect and physical symptom reports in high school freshmen. J Adolesc Health. 44(5):452–457.
- Ekman A, Dickman PW, Klint A, Weiderpass E, Litton JE. 2006. Feasibility of using webbased questionnaires in large population-based epidemiological studies. Eur J Epidemiol. 21(2):103–111.
- Ekman A, Litton JE. 2007. New times, new needs; e-epidemiology. Eur J Epidemiol. 22(5):285-292.
- Heikkinen T, Jarvinen A. 2003. The common cold. Lancet. 361(9351):51-59.
- Hu W, Mengersen K, McMichael A, Tong S. 2008. Temperature, air pollution and total mortality during summers in Sydney, 1994–2004. Int J Biometeorol. 52(7):689–696.
- Huang W, Tan J, Kan H, Zhao N, Song W, Song G, Chen G, Jiang L, Jiang C, Chen R, et al. 2009. Visibility, air quality and daily mortality in Shanghai, China. Sci Total Environ. 407(10):3295–3300.
- Lambert GW, Reid C, Kaye DM, Jennings GL, Esler MD. 2002. Effect of sunlight and season on serotonin turnover in the brain. Lancet. 360(9348):1840–1842.
- McMichael AJ, Woodruff RE, Hales S. 2006. Climate change and human health: present and future risks. Lancet. 367(9513):859–869.
- Moller P, Wallin H, Holst E, Knudsen LE. 2002. Sunlight-induced DNA damage in human mononuclear cells. FASEB J. 16(1):45–53.
- Nastos PT, Matzarakis A. 2006. Weather impacts on respiratory infections in Athens, Greece. Int J Biometerol. 50: 358–369.
- Nastos PT, Matzarakis A. 2011. The effect of air temperature and human thermal indices on mortality in Athens, Greece. Theor Appl Climatol. 108(3–4):591–599.
- Nastos PT, Paliatsos AG, Papadopoulos M, Bakoula C, Priftis KN. 2008. The effect of weather variability on pediatric asthma admissions in Athens, Greece. J Asthma. 45: 59–56.
- Nitta H, Yamazaki S, Omoro T, Sato T. 2010. An introduction to epidemiologic and statistical methods useful in environmental epidemiology. J Epidemiol. 20(3):177–184.
- Norval M, Cullen AP, de Gruijl FR, Longstreth J, Takizawa Y, Lucas RM, Noonan FP, van der Leun JC. 2007. The effects on human health from stratospheric ozone depletion and its interactions with climate change. Photochem Photobiol Sci. 6(3):232–251.
- Pantavou K, Theoharatos G, Nikolopoulos G, Katavoutas G, Asimakopolos D. 2008. Evaluation of thermal discomfort in Athens territory and its effect on the daily number of recorded patients at hospitals' emergency rooms. Int J Biometeorol. 52(8):773–778.

- Schmidt MV, Sterlemann V, Muller MB. 2008. Chronic stress and individual vulnerability. Ann N Y Acad Sci. 1148:174–183.
- Srinivasan AK, Freyle J, Gitlin JS, Palmer LS. 2007. Climatic conditions and the risk of testicular torsion in adolescent males. J Urol. 178(6):2585–2588; discussion 2588.
- Sugiura H, Ohkusa Y, Akahane M, Sugahara T, Okabe N, Imamura T. 2010. Construction of syndromic surveillance using a web-based daily questionnaire for health and its application at the G8 Hokkaido Toyako Summit meeting. Epidemiol Infect. 138(10): 1493–1502.

Tanaka M. 1998. Tendency of seasonal disease in Japan. Global Environ Res. 2:169-176.

- Termorshuizen F, Feltkamp MC, Struijk L, de Gruijl FR, Bavinek JN, van Loveren H. 2004. Sunlight exposure and (sero)prevalence of epidermodysplasia verruciformis-associated human papillomavirus. J Invest Dermatol. 122(6):1456–1462.
- Vocks E, Busch R, Frohlich C, Borelli S, Mayer H, Ring J. 2001. Influence of weather and climate on subjective symptom intensity in atopic eczema. Int J Biometeorol. 45(1):27–33.

第12回集会から

■セッションI

食品防御から見たバイオリスク認知・バイオリスク評価・ バイオリスクマネジメントの考え方と食品バイオテロに 対する食品防御による対応

今村 知明 奈良県立医科大学健康政策医学講座

はじめに

人類の食、それは常に危険と隣り合わせの歴史の 上に現在の安全が成り立っている。現在我々が口に 入れているもの全てがハザードと言っても過言では ない。しかし、ハザードによる悪影響とそのハザー ドとなり得る可能性、つまりリスクの大きさは、毒 性の強さと摂取する量により変わる。

それらは、人類の長年の経験で自然に身について きた知識となり食の安全が保たれるようになった。 しかし、近年、ライフスタイルの多様化と共に、日 常生活で占めるウェイトの高い食生活も多様化を極 め、食に関する問題は多岐に渡るようになった。

中でも、9.11世界同時多発テロ事件とほぼ時を同 じくして起こった炭疽菌事件を機にバイオテロが注 目され、そのターゲットになりやすい食品へのテロ 対策の重要性が高まってきた。日本でも、毒入り餃 子事件などで意図的な食品汚染に関する具体的対策 が急務となった。

そこで、食品防御から見たバイオリスク認知・バ イオリスク評価・バイオリスクマネジメントの考え 方と食品バイオテロに対する食品防御による対応に ついて述べる。

食品安全とは

食品の安全とはどのように考えるべきだろうか。 夏場日中に常温で放置した刺身は、もはや「食べ 物」ではなく、むしろ、食中毒により命を落とす危 険が生じた「毒物」である。この変化は容易く起こ るものであり、この変化こそが食べ物の本質である。 容易く「毒物」に変化してしまうものを普段食べて いるという認識が大切なのだ。食品添加物などを恐 れるのは、次のステップである。

冒頭でも述べたように、そもそも食品とは危険で リスクのあるものである。ジャガイモの青芽は毒性 のアルカロイドを含み、メークインを数日間日光 に当てて緑色になった部分や青芽だけを集めたら、 成人中毒量(200 mg)を超えることもある。また、 コーヒーに含まれる一般的なカフェインの量を食品 添加物として使用すると、食品添加物の基準から見 て、流通が認められることはないと考えられる。で は、なぜそんな危険なものを口にしているのか。そ れは、多数の人間が長期にわたり実際に食べて大丈 夫であったことが、その食品を食べることの安全性 を示していると言える。そうして、現在はジャガイ モもコーヒーも危険という認識を持たずに安心して 口にすることができている。

では、新たに発見された食品の毒性について食の 安全は保たれているだろうか。これには、リスクに 対する過剰反応が伴い、安全という認識がしばしば 置き去りにされている。2000年代初頭に発生した BSE 問題を例に取ると、我が国における BSE 問題 による vCJD の患者数は英国の滞在歴のある者1名 であるにもかかわらず、この問題による関係者の自 殺者数は酪農家など5名にものほる。これはリスコ ミュニケーションがうまくいっていない事が大きな 原因だと思われ、いかに正しい情報を過剰反応せず に理解するか、が食品の安全につながると言える。 また、残留農薬などの食の安全性に関する諸問題も 発生したが、いずれも、消費者等における不明確な リスクや不可視なリスクに対する実際のリスク以上 の反応、という問題が伴い、本来の食品の安全に対 しての正しい評価が難しくなるのである。

しかし、2008年の冷凍ギョーザ事件では、残留 農薬等の食の安全性にかかわる一般的な問題ではな く、食品を犯罪やテロからいかに防ぐかという食品 防御に係る問題が新たに俎上に上り、リスク回避と 危機管理体制の構築の必要性に迫られた⁽¹⁾。

食品防御でのリスクの認知とバイオリスクの認知

それ以前から、2001年9.11テロ後の炭疽菌事件 など世界各国でのバイオテロの危険性が指摘されて いた。そして、そのターゲットとして食品のリスク は非常に高いものと考えられた。特に、米国では食 品産業の危険性を認識し積極的な対策措置が講じら れるようになった。しかし、テロ対策にはグローバ ルな各国の協調が不可欠である。それに加え、前述 の冷凍ギョーザ事件が発生するなど、我が国でも食 品防御の対策の検討が必要となった。

従来の食品安全に対する信頼を脅かす事例が発生 し、意図的な食品汚染に対して脆弱な製造現場が明 らかになってきた。

食品工場への聞き取りによると、

- ○意図的な食品汚染への備え("管理部門や責任 者の設置"、"計画・手続きの策定"、"評価の実 施")を行っている工場はほとんどない
- ○工場内に監視カメラはあるものの、従業員の作 業状況をチェックする目的のものではない(⇒ そもそも、従業員の心理面を考慮すると、従業 員の作業状況をチェックするためのカメラ設置 は現実的ではない)

等、特に、食品テロのように「悪意」をもって食 品に毒物が混入されるような場合には、極めて弱い のである。

食品の流通経路は一般に「フードチェーン」と呼 ばれている。この複雑なチェーンのどの部分が汚染



された場合でも、多方面に大きな被害が生じる。そ して、今、食品の流通はグローバル化が進み、流通 経路も複雑になり汚染物質の持ち込みはますます防 ぎにくくなっているのである⁽²⁾。

食品防御でのリスク評価とバイオリスク評価

では、食品防御におけるリスク評価、バイオリス ク評価はいかに行うべきか。

それには、食品防御の脆弱性をチェックする方法 が挙げられる。つまり、「何を用いてテロを行うか」 と、「効率よく効果的に攻撃できるのはどこか」を 考えることが重要となる。

アメリカの食品医薬品局(FDA)と農務省 (USDA)では、米軍で開発された「CARVER+ Shock法」という攻撃に対する弱点を洗い出す手法 を、テロ攻撃対象箇所の優先順位付けのツールとし て採用している⁽³⁻⁵⁾。このツールで、食品テロに対 するシステムやインフラの脆弱性を評価し、それに よって対策を講ずるべき箇所を把握できるので効率 的な対策が可能となる。これはフードチェーン全体 から個々の施設やプロセスまで、様々な範囲の評価 に適用できる。 С

A R V E R

+Sł

	Criticality (消費者への)危険性:	テロによる公衆衛生および経済的影響の度合い ⇒死者数、および経済的損失額によって定量評価
	Accessibility アクセス容易性	テロ対象への物理的なアクセスの容易性
	Recuperability 层復容易性	テロ後のシステムの回復容易性
	Vulnerability 邮题性:	テロの運行容易性
	Effect (自社への)影響:	テロによる直接的損失規模(生産量の損失等)
	Recognizability 認導容易性:	テロ実行における改業対象の優勝の容易さ
h	ock 衝撃度	テロにより波及する健康・経済・心理的影響
		 得点の定量的評価基準の例 Criticality 9-10:死者1万人以上。または損失10兆円以上 7-8:死者1,000人~1万人、または損失1兆~10兆円 5-6:死者100人~1,000人、または損失1,000億~1兆円 3-4:死者100人未満、または損失1000億未満 1-2:死者発生なし、または損失1000億用未満

評価を実施するためには、各分野の専門家から構 成されたチームを組織化して臨まなければならな い。評価対象のフードサプライチェーンを最小の要 素(工程)にまで細分化し構造を図示する。各工程 に対して7つの評価項目に関する得点付けを行い (1~10点)、総合得点の高い工程は脆弱性が高い と判断する。各工程の総合得点を比較することで、 脆弱な工程を明確化することが可能である。この評価をもとに、テロ対象としての魅力度を下げる対策 の実施計画を策定することができる⁽⁰⁾。

食品への混入が想定される生物剤・化学剤の要件 を下記にまとめる。

要件	概要	生物剤の特性上留意すべき点等
敢死性	 消費者がターゲット ②企業の信用失墜 ③広く社会的混乱を狙うのそれぞれにより政死性の高さの要件は異なる。 	△一般的な食中毒の原因菌:影響小。 △腸管系病原菌(赤痢・コレラ・チフス):治療法が 確立しているため影響小、広まりにくい。
潜伏期間	・対象に依存 ・フードチェーンの段階に依存	? 生産倒への投入/消費者への暴露など、対象に依存 ? 生産・流通・加工・販売などの段階に依存
入手容易性	・入手が容易	〇入手・生成しやすいものもしくは一般的な条件 下で増殖しやすいもの
可搬性	・取扱い・持ち運びが容易	〇取扱いに高度な装置・技術を必要としないもの
安定性	・諸条件下で安定	○毒素:熱に強く効果が高い。 △萌芽:熱に強いが、増殖には一定条件が必要 ×嫌気性病原菌等:酸素の存在下で減少・死滅
実行犯の安全性	・実行犯に被害が及びにくい	-
特定困難性	・容易に特定されない	O検知に時間を要するand/or検知困難なもの

要件	概要	化学物質の特性上留意すべき点等
致死性	 致死性が高い (毒性が強い) 	○食品によっては生産・加工段階で希釈されるものがあるため、少量で高い毒性を持つもの (LD50値が低いもの)
潜伏期間	-	-
入手容易性	・入手が容易	〇入手・藝造が容易であるもの
可搬性	・取扱い・持ち運びが容易	O取扱いに高度な装置・技術を必要としないもの
安定性	・諸条件下で安定、食品に 混入された状態が保てる	○揮発性物質ではないもの(木に溶解するもの)
実行犯の安全性	・実行犯に被害が及びにくい	〇特に、揮発性でないもの
特定困難性	・容易に特定されない	〇特に、無色・無臭であるもの 〇検知に時間を要するand/or検知困難なもの

ここで CARVER+Shock 法を参考として、我が 国において脆弱性評価を試行し、その有効性を検証 した例を紹介しよう。

食品	対象とした理由		
牛乳	先進的な衛生管理の下で製造されてはいるが実際に食 中毒の発生事例がある		
お弁当	製造工程において多くの人の手に触れる可能性がある		
納豆	日本特有の食品であり、またその大部分が小規模の工 場で製造されている		
給食			
清涼飲料	子どもに被害が発生する可能性が高い		
プロセステーズ			
冷凍食品	実際に被害が発生した		
ドレッシング	米国でドレッシング汚染事例あり		
冷凍・冷蔵食品取り扱い倉庫			
ドライ品取り扱い倉庫	製造工程以外の結節点における検討の必要性		

上に挙げた牛乳について牛乳工場を総括評価した 例を示す。ただし、この例により脆弱ポイントが明 らかになる危険性があるのでその部分は*等によっ て伏せておく。

- 24 -

(No.6)

	ポイント	混入の可能性	相対評価				
00	000	 ****であり、誰でも容易に近づくことができる状態にあった。また、**は紫紫がされていない状態であった。 *****であれば人的被害を及ぼすのに十分な物質を投入可能と考えられる。 ******であり、非専門家でも攻撃対象の認識が容易である。 >以上の理由から、*****から攻撃を受ける可能性が相対的に高いポイントであると言うことができる。 	脆弱性が 高い				
清浄化		*****のため、外部からのアクセスは困難であると考えられる。					
112925	均質化	・また、*****のシステムとなっており、一度に大量の物質の投入は困難であると考えられる。	開朝性は低いが、 施設・機器を熟知し				
殺菌	殺菌	・但し、*****で作業を行ない、*****により製造中の牛乳に(一応は)触れることができる。加え て、*****転転く、日常的に*****を行なっているなど、ラインに平を触れる光量がそれほど特異					
冷却・貯乳(屋上		なものと映らない。 ・以上より、攻撃は困難であるが、内部犯行の可能性には協意する必要があると考えられる。	蔓がある				
検査							
充填		・短期間での大量投入が困難であり、攻撃の危険性は比較的低いと考えられる。					
冷藏保	*管		1				
出荷		 ・常持 * * * * 多くの人が係っており、その中にまざれて犯行を遂行することも考えられる。 ・また、* * * を装えば外部からアクセスすることも容易であり、攻撃対象の認識性も高い。 ・一方で、出荷時には既に小分けされた状態になっており、一度に大量の接質を投入することは困難である。 ・また、商品(攻撃対象年代)、配送先などまで認識することが可能であるという特徴がある点には留意が必要である。 ・以上より、攻撃は比較的容易であるが、基大な装置を及ぼすような攻撃の危険性は比較的低いと考えられる。 ・以し、少口・森永事件のように、少しの攻撃が、企業の経営に多大な経済被害を及ぼす可能性については留意するべきである。 	議員性は中報度で あるが、基大な被 苦発生の可能性は 板い				
全般		・外憩メーカー(額見知りではない場合も多い)の立著りが多いにもかかわらず、場合によっては * * * * * * うことであった。攻撃対象へのアクセンビリティの寝着から大きな問題であり、向らかの改善が求められる。 ・また、従業員の * * * * * * * * * * * の詳細な把握が行なわれていないため、内部犯行の可能性にも回					

他の食品についても総括評価を行った試行結果に より、下記のセキュリティ強化の必要性が明らかに なった。

- ○人為的な異物混入等に対する食品工場のセキュ リティ対策の実施状況は、かなり低いレベルに ある。
- ○特に、上記セキュリティ対策の基本である、現場におけるテロもしくは犯罪行為に対する危険 性の認識は、極めて低いものであった。
- ○これらは、食品製造業における、従業員問・労 使問の信頼関係をベースにした運営に起因して いると推察される。今後テロや犯罪への対策を 講じる際には、この運営を「悪意の既存」的な ものにシフトしていく必要がある。

このような運営により、テロや犯罪に対するセ キュリティ水準のみならず、食品衛生の管理水準も 向上することが期待できる。

しかし実際にこの方法を取り入れるには、食品金 業でも多くの労力が必要である。各企業の人的要因 や経済的な負担を考慮すると、中小零細規模の食品 工場が取り組む課題としては困難であると考えられ る。そのため、日本の実情に応じた脆弱性評価手法 の開発が必要となった。 食品防御でのリスクマネジメントとバイオリ スクマネジメント

そこで、食品関連施設の現場において、脆弱性を 比較的簡単に評価できる手法で日本の実情に合った ものが有用であると考え、まず、「食品工場におけ る人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト」 を作成した⁽⁸¹⁾。

※1 平成18~20年度厚生労働科学研究費補助 金(食品の安心・安全確保推進研究事業) 「食品によるバイオテロの危険性に関する 研究」(研究代表者:今村知明)研究班に よる⁽⁷⁾。

その構成は、I. 組織マネジメントについて、2. 従 業員の管理について、3. 部外者の管理について、4. 施 設の管理について、5. 運営の管理について、の5分 野計94項目である。

さらに、食品防御は製造過程だけでなく商品が手 元に届くまでの物流の過程でも必要であることか ら、食品工場版のチェックリストにTAPA-FSR^(*2) を参考にした物流施設における視点を補足して、「物 流施設版チェックリスト」を上記同様5分野で計 98項目を作成した。

※2 TAPA (Transported Asset Protection)

Association) 1997 年設立、米国の非営利 団体による、資産セキュリティに関する要 求事項(Freight Security Requirements)

チェックリストは下記よりダウンロードが可能で ある。

「食品工場における人為的な食品汚染防止に関す るチェックリスト」について

http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/pdf/ff_ checklist/ff_checklist_h22ver.pdf

「食品に係る物流施設における人為的な食品汚染 防止に関するチェックリスト」について

http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/pdf/df_ checklist/df_checklist_h22ver.pdf

そしてこれらチェックリストをベースに食品防御 ガイドライン(案)の策定を行った^(※3)。

※3 平成21~23年度厚生労働科学研究費補助 金(食品の安全確保推進研究事業)「食品 防御の具体的な対策の確立と実行可能性の 検証に関する研究」(研究代表者:今村知明) 研究班による⁸⁸。

ガイドラインは、本来であれば米国のように、人 為的な食品汚染の危険性が関係者全般に広く認知さ れた状況下で、各工場における防御対策実施の要件 として公表されることが望ましい。しかし、わが国 は未だ米国のような状況にない。そこで、より多く の食品関係事業者が人為的な食品汚染の危険性に関 心を持ち、現実的に可能な対策を検討することがで きるように、2つの推奨レベルに分けて作成した。 その構成「1. 優先的に実施すべき対策」と、「2. 可能な範囲での実施が望まれる対策」について解説 する⁸⁰。

1 優先的に実施すべき対策
 ■ 組織マネジメント

- ①食品工場の責任者は、日ごろから全ての従業員等(*)が働きやすい職場環境の醸成に努める。 これにより、従業員等が自社及び自社製品への 愛着を高め、自社製品の安全確保について高い 責任感を感じながら働くことができるような職 場づくりを行う。
 - (*)派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが 望まれる。
- ②食品工場の責任者は、自社製品に意図的な汚染 が疑われる事態が発生した場合、消費者や一般 社会から、その原因としてまず内部の従業員等 に対して疑いの目が向けられる可能性が高いこ とを、従業員等に意識付けておく。
- ③自社製品に意図的な汚染が疑われる事態が発生した場合において、その原因、経過等について 迅速に把握、情報公開ができるよう、普段から 従業員の勤務状況、業務内容について正確に把 握しておく。
- ④製品の異常を早い段階で探知するため苦情や 健康危害情報等を日常的に確認するとともに、 万一、意図的な食品汚染が発生した際に迅速に 対処できるよう、意図的な食品汚染が疑われる 場合の社内外への報告、製品の回収、保管、廃 棄等の手続きを定めておく。

人的要素(従業員等^(**))

- 1**) 派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが 望まれる。可能であれば、"食品防御に対 する留意"に関する内容を、契約条件に盛 り込む。
- ①従業員等の採用面接時において、可能な範囲で 身元確認を行う。例えば、身分証、各種証明書



- 26 -

等について、(複写ではなく) 原本の提示を受 ける、面接を通じて記載内容に虚偽が無いこと を確認する、資格及び職歴の確認を行う、等の 手続きをとる。

- ②従業員等の異動、退職時等に制服や名札、ID パッジ、鍵(キーカード)を返却させる。
- ③製造現場内への持ち込み可能品リストを作成し、これが遵守されていることを確認する。
- ④従業員等の従来とは異なる言動、出退動時間の 著しい変化等について把握をする。
- ⑤従業員の識別・認識システムを構築する。新規 採用者については、朝礼等の機会を用いて紹介 する等、従業員に認知させる。
- 人的要素(部外者)
- ①事前のアポイントがある場合、訪問者に対して 身元,訪問理由,訪問先(部署,担当者等)を 確認し、可能な限り従業員が訪問場所まで同行 する。
- ②事前のアポイントがなく、かつ初めての訪問者 に対して、訪問希望先の従業員に面識の有無、 面会の可否を確認した上で、敷地内の立ち入り を認める場合は、事前のアポイントのある訪問 者と同様の対応を行う。
- ③訪問者の種類別に、車両のアクセスエリア、荷物の持ち込みエリアを設定し、訪問者に周知する。
- ④施設のメンテナンスや防虫・防鼠作業等のため、 工場内を単独で行動する必要のある訪問者に対 しては、持ち物を十分確認し、不要なものを持 ち込ませないように留意する。食品取扱いエリ ア/保管エリア/ロッカールームに立ち入る場 合は特に留意する。
- ⑤郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事務所等) を定めておく。また配達員の敷地内の移動は、 事前に設定した立ち入り可能なエリア内のみと し、配達員が建屋内に無闇に立ち入ることや、 建屋外に置かれている資材・原材料や製品に近 づくことができないように留意する。
- 施設管理
- ①不要な物、利用者・所有者が不明な物が放置されていないか、定常的に確認を行う。
- ②食品に直接手を触れることができる仕込み等の 工程や、従事者が少ない場所等、意図的に有害 物質を混入しやすい箇所を把握し、防御対策を 検討する。
- ③非稼動時における防犯対策を講じる。
- ④鍵の管理方法を策定する。

- ⑤製造棟、保管庫については、定期的に鍵の取替 えや暗証番号の変更を行う等、外部からの侵入 防止対策を適切に行う。
- ⑥工場内部と外部との結節点を特定し、不必要な 又は関係者以外のアクセスの可能性がある箇所 については、必要に応じて対策を講じる。
- ⑦工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料等) や有害物質が存在する場合は、それらの保管場 所を定め、当該場所への人の出入り管理を行う。
- ⑧工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料等) や有害物質が存在する場合は、それらの管理・ 保管方法、在庫量の確認方法等に係る規定を定め、在庫品の紛失等の異常事態が発生した場合の通報体制を構築する。
- ③殺虫剤の選定基準及び管理・保管方法を策定する。
- ⑩井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を講じる。
- ①井木を利用している場合、塩素消毒等浄化関連 設備へのアクセス管理、監視等を行う。
- (2コンビューター処理制御システムや重要なデー タシステムへのアクセス許可者を制限する。
- (3コンビューターのデータ処理に係る履歴を保存 する。
- ④従業員の異動・退職時等に、コンピューター制 御システムや重要なデータシステムへのアクセ ス権を解除する。
- 入出荷等の管理
- ①資材や原材料等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装の確認を行う。意図的な食品汚染行為等の兆候・形跡が認められた場合の調査や通報の体制を構築する。
- ②資材や原材料等の納入時の積み下ろし作業及び 製品の出荷時の積み込み作業の監視を行う。
- ③納入製品・数量と、発注製品・数量との整合性の確認を行う。
- ④保管中の在庫の紛失,増加や意図的な食品汚染 行為等の兆候,形跡が認められた場合の調査や 通報の体制を構築する。
- ⑤製品の納入先から、納入量の過不足(紛失や増加)について連絡があった場合の調査や通報の体制を構築する。
- ⑥製品の納入先の荷受人(部署)の連絡先について、全ての従業員が確認できるよう、確認の方法を共有しておく。
- 2 可能な範囲での実施が望まれる対策

組織マネジメント

- 27 -

警備員(社内の警備担当者もしくは警備保障会社 職員)に対して、警備・巡回結果の報告内容を明 確化する。敷地内における不用物の確認や、異臭 等についても報告を受けるようにする。委託を 行っている場合、必要であればこれら報告内容を 契約に盛り込むようにする。

■ 人的要素(従業員等)

敷地内の従業員等の所在を把握する。

■ 施設管理

①フェンス等により敷地内への侵入防止対策を講 じる。

②警備員の巡回やカメラ等により工場建屋外の監視を行う。

③警備員の巡回やカメラ等により敷地内にある有 害物質等の監視、施錠確認等を行う。

④警備員の巡回やカメラ等により保管中/使用中の資材や原材料の監視、施錠確認等を行う。

以上、これらガイドラインの項目は、法的な規制 や強制力を伴うものではなく、各食品工場において、 その規模や人的資源等の諸条件を勘案しながら、「実 施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気 付きを得る」ために活用されることを念頭に作成し たものである。その趣旨を踏まえた活用を願うもの であり、定期的・継続的に確認されることが望まし いと考える。

さらに、ガイドライン(案)のみでは、食品企業 がとるべき具体的な対策がわかりづらいとの食品企 業の意見を踏まえて、具体的参考となるようにガイ ドライン(案)の解説も作成した。

厚労省 HP からのリンク 食品の安全確保推進研 究事業(厚生労働科学研究)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/ kenkou_iryou/shokuhin/kenkyu/

社団法人日本食品衛生協会の HP

http://www.n-shokuei.jp/topics/info_guideline. html

おわりに

今、日本の食品企業の60%は食品テロを想定し ておらず、さらにそのうちの60%は食品テロの可 能性は低いと考えているなど、食品テロに対する認 識が低いことが指摘されている⁽¹⁰⁾。現状が続けば 「悪意を持った攻撃者」による攻撃や「腹立ちをぶ つけたい犯罪者」による異物混入から食品を防御す ることは困難であると考えられ、食品防御への取り 組みはまだまだ不十分だと言える。

食品防御の未発達による相次ぐ食品汚染から顕在 化した課題の一つに、食品の広域流通による問題が ある。防御しきれなかったために生じてしまう緊急 事態を、より早期に発見し的確な対応策をとるため に、早期発見システムである「食品における市販後 調査(PMM: Post Marketing Monitoring)」の必要 性の検討も、今後の課題に含まれるのではないかと 考えられる。

参考・引用文献

- 日本生活協同組合連合会:冷凍ギョーザ問題検証委員会(第三者検証委員会)最終報告書 2008.
- 今村知明:食品の安全を守るということ 一食品防御 をはじめよう一 明日の食品産業 2010.
- FDA: 食品セキェリティ予防措置ガイドラ イン "食品製造業,加工業および輸送業"編, Guidancefor Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive MeasuresGuidance. http://www.fda.gov/Food/GuidanceComplianc

eRegulatoryInformation/GuidanceDocuments/ FoodDefenseandEmergencyResponse/ucm083075.htm

- 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部: 食品安全情報 2007.
- FDA Releases : New Software Tool to Help Keep Food Facilities Safe from Attack. Latest Effortin Strengthening U.S. Food Defense. http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/

PressAnnouncements/2007/ucm108934.htm

- 6、赤羽 学、今村知明: 食品防御とは何か 一食品安全 のための新しい課題一 FFI ジャーナル編集委員会 2010.
- 7. 平成20年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安心・ 安全確保推進研究事業)総合研究報告書(研究代表者 今村知明)。
- 8. 平成23年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全 確保推進研究事業)総合研究報告書(研究代表者 今 村知明)。
- 9、神奈川芳之、赤羽 学、今村知明:食品衛生管理と食の安全 ワードディワェンスという概念 微生物コントロールによる食品衛生管理 2013.
- 10. 里村一成,岩永資隆,野綱 恵,坂本龍太,日下慶子, 原野和芳,中原俊隆: 食品企業における食品テロ対策 を含む危機管理の現状 日本公衆衛生学会総会抄録集 2007.

食品汚染防止に関するチェックリストを基礎とした 食品防御対策のためのガイドラインの検討

- 目的世界的に人為的な食品汚染についての関心が高まるに伴い、G8では専門家会合が開催されたり、米国では多くの対策・方針案等が策定されている。しかし、日本では、食品企業の食品テロに対する認識が低く、その脆弱性が危惧されている。今回我々は、日本の食品企業に食品防御対策を普及させるためのガイドライン等を作成した。
- 方法 すでに作成されている食品工場用チェックリストに示されている食品防御対策について、費用対効果を考慮した「摧奨度」を整理した。その推奨度(費用対効果の高い対策順)を基に、「食品防御対策ガイドライン(案)」を作成し、食品工場に対して聞き取り調査を実施した。また、食品防御の観点から、食品工場用チェックリストやガイドラインと「総合衛生管理製造過 程承認制度実施要領(日本版 HACCP)」を比較した。
- 結果 推奨度を基に試作したガイドライン(案)に対する食品工場への聞き取り調査を踏まえて、 「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」とその解説を作成した。また、食品企業に 普及させるために、HACCPにおける食品防御の観点からの留意事項を作成した。
- 結論 食品防御対策を普及させるためには、食品事業者が使用しやすいガイドラインが有用と考え られた。
- Key words: 食品汚染。食品防御, 食品汚染防止に関するチェックリスト, 食品防御ガイドライン, CARVER+Shock, HACCPの留意事項

日本公衆衛生雑誌 2014; 61(2): 100-109. doi:10.11236/jph.61.2_100

I はじめに

2001年の世界同時多発テロ以降,世界各国で食品 テロの危険性が高まっている。さらに、日本では、 食品の期限表示の偽装問題や、中国産冷凍餃子によ る健康被害の発生により、「食品」の安全に対する 関心が高まっている。

日本の食品工場等では、従来から食品衛生の観点 から、食品の原材料の受け入れから製造・出荷まで のすべての工程において、危害の発生を防止するた めの重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管

* 東京大学大学院的	《学系研究科社会医学専攻
------------	--------------

- ** 奈良県立医科大学健康政策医学講座
- ^{3*} 纲三菱総合研究所
- 1* 日本生活協同組合連合会
- 3* (公社)日本食品衛生協会
- ⁶⁸ 国立医秦品食品物生研究所食品物生管理部 ⁷⁸ 現 東海大学海洋学部水産学科食品科学専攻 連絡先:〒113-8655 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学医学部附属病院企画情報運営部 神奈川芳行

©2014 Japanese Society of Public Health

理手法である Hazard Analysis Critical Control Point (HACCP)手法を取り入れた総合衛生管理製造過 程¹¹の導入や、HACCP の食品衛生管理手法をもと にした食品安全マネジメントシステムの国際規格で ある International Organization for Standardization (ISO) 22000²¹に則ったリスク管理が実施されてい る。しかし、「悪意」をもった食品への毒物の混入 には、極めて脆弱であることが危惧されている。

米国では、2003年3月に、食品・薬品を中心に化 粧品や玩具、タバコなど、消費者が接する機会の多 い製品の認可や違反取締を行う食品医薬品局 (Food and Drug Administration; FDA)が Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance (食品セキュリティ予防措置ガイドライン「食品製 造業、加工業および輸送業」編)を作成し、食品の 製造から輸送過程における食品防御の考え方や対策 を示している³⁰。さらに、2007年6月には、施設運 営者が脆弱性の可能性を特定でき、製品や施設運営

2014年2月15日

の防御強化に役立つようデザインされた脆弱性評価 手法である「CARVER+Shock法」を開発し、Web 上で公開している^{4,5]}。「CARVER+Shock法」とは、 Criticality(危険性)、Accessibility(アクセス容易性)、 Recuperability (回復容易性)、Vulnerability (臆弱 性)、Effect (影響)、Recognizability (認識容易性) の6つの特性とその衝撃度から名付けられたもので ある。しかし、「CARVER+Shock法」による評価 を実施するには、多くの専門家の協力が必要とな り、それに伴う費用も高額となることから、中小零 細規模の食品企業が多い日本にその評価手法を適応 することは極めて困難と考えられた。

我々は、2005年度から、厚生労働科学研究とし て、「食品によるパイオテロの危険性に関する研究 (研究代表者: 今村知明奈良県立医科大学教授))の 研究班を設置し、海外の食品防御に対する取り組み を調査するとともに、日本の食品工場の脆弱性を評 価し、具体的な食品防御対策を検討してきた6.7%。 具体的には、米国の取り組み等を参考に、食品企業 が悪意を持った食品への汚染を防御するための対策 (食品防御対策)の必要性に気づき,必要な対策を 検討する上で参考となるように,「食品工場におけ る人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト (以下「食品工場用チェックリストi)」や、「食品に 係る物流施設における人為的な食品汚染防止に関す るチェックリスト(以下「物流施設用チェックリス ト」)」をすでに作成している6.8.9)。しかし、約100 項目からなるこれらのチェックリストを用いて食品 工場等の脆弱性を評価する場合には、一定の知識と 時間が必要となる。さらに、チェックリストに挙げ られたすべての対策を実施するにも,多額の費用が かかるなどの課題があった。そのため、日本の食品 企業に食品防御対策を普及させるために、チェック リストに挙げられた対策に優先順位をつけ、食品企 業が利用しやすい簡便なガイドライン等の作成が必 要と考えられた。

こうした背景を踏まえ、すでに作成されている食 品工場用チェックリスト⁴¹から、費用対効果を考慮 した「対策推奨度」を整理するとともに、その推奨 度を基に「食品防御対策ガイドライン」(食品製造工 場向け)(以下「ガイドライン」という」やその解 説を作成した^{10,11}。さらに、食品企業が具体的に食 品防御対策を検討するために、食品事業者になじみ の深い「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領 (日本版 HACCP)(以下「日本版 HACCP」とい う)」¹⁰とチェックリストや作成したガイドラインを 比較し、食品防御の観点から必要と考えられる対策 を検討し、「食品防御の観点を取り入れた場合の総 合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版 HACCP)[別表第1承認基準]における留意事項 (以下「HACCPの留意事項」という)¹²¹としてまと めた。

Ⅱ方 法

チェックリスト項目別の費用対効果の測定と 対策推奨度の整理

食品工場用チェックリスト^{*}は「組織マネジメン ト」(21項目),「人的要素(従業員)」(19項目), 「人的要素(部外者)」(5項目),「施設管理」(22項 目),「経営運営」(27項目)の5分野,計94項目か ら構成される。食品工場用チェックリストに列挙さ れた対策の中から,費用対効果の高い対策を抽出す るため,項目別に効果の大きさと必要な費用の多さ からそれぞれ得点化を行い,費用対効果を推定し た。さらに、その結果を用いてチェックリスト項目 の対策推奨度を整理した。

1) 費用対効果の測定

費用の設定

A District Address

食品工場の広さや構造,立地条件,取り扱ってい る食品等の特性により食品防御対策の効果や費用も 異なる。また,その費用には、単価情報や積算方法 が含まれることから、公開しないことを条件に,文 献7の研究班員(以下,「研究班員」)が,複数の専 門業者の協力を得て費用に関する聞き取り調査を行 い,以下の分類で得点化した。

①ハード対策(施設整備による対策)

新たな設備の設置費用や維持管理費用等を調査 し、初期コスト(年換算)と年間運用コストの凡そ の金額を算出し、得点化した。

金額の得点化は、極めて高額(5点),高額(4 点),やや低額(3点),低額(2点)とした。

- ②ソフト対策(従業員等による点検作業や作業方 法の見直しによる対策)
- 新たな対策の導入による新規雇用や外注のコスト
 - 継続的なコスト;4点
 - 短期的なコスト;2点
- 内部対策の実施に伴う業務量の増加
 継続的な増加;3点

(2) 効果の設定

チェックリストに挙げられた対策の実施による効 果を以下のように分類し、効果の大きい対策を高得 点とした。

①社会的要請として最低限行っておくべきと考え られる対策(6点)

短期的な増加;1点

②犯行実施の抑止への寄与;直接的(5点)/間接 的(4点)

 ③被害の最小化への寄与;直接的(3点)/間接的 (2点)

④安心・信頼の向上に寄与(1点)

2) チェックリスト項目の対策推奨度の整理

各対策による効果の総得点から,費用の総得点を 引き、その大小により推奨度を整理した。ソフト対 策では9~11点、ハード対策では7~8点を推奨度 A(最も高い)とし、ソフト対策では6~8点、ハー ド対策では5~6点を推奨度 B,それ以外を推奨度 C(最も低い)とした。さらに、各種専門家から構 成される研究班員による専門家判断(エキスパート ジャッジ)を行い、優先度を判断した。

ガイドライン(案)の作成と食品工場への開き取り調査

食品企業が効率的に食品防御対策を実施できるこ とを目的に, 推奨度 A, B として抽出された防御対 策を基に,「ソフト対策」,「ハード対策」に分けて, 「最も推奨される対策」,「実施が望まれる対策」を 列挙し「ガイドライン(案)」を試作した。

試作したガイドライン(案)を基に、研究班員が、 乳製品・調味料・パン・食肉加工品の4か所の食品 工場を対象に、聞き取り調査を行った。

具体的には、ガイドライン(案)に示された、優 先度の高い対策である人的要素(従業員等)や施設 管理,経営運営等の食品防御対策の実施状況を確認 した。また、ガイドライン(案)に示された食品防 御対策と業務の効率性確保における課題。対策を実 施する上で障害となる要因だけでなく、食品防御に 対する意識や、食品工場を運営する上で留意してい る点なども調査した。

これらの聞き取り調査の結果を踏まえて,再度, 研究班員による検討を行い,ガイドライン最終案を 作成した。

3. HACCP の留意事項の検討

日本で広く使用されている食品の衛生規範である 「日本版 HACCP [別表第1承認基準]」には、食品 防御の考え方は含まれていないが、承認基準とし て、製造又は加工の工程に関する文書、施設の図 面、危害の発生を防止するための措置、改善措置の 方法、記録、管理体制等に関する基準が定められて いる。このため、日本の食品工場で食品防御の考え 方を普及させ、具体的な対策が実施できるようにす るために、日本版 HACCP と食品工場用チェック リストや作成したガイドラインを比較し、食品衛生 管理と併せて食品防御対策を検討する場合に必要と なる考え方を検討し、「HACCP の留意事項」とし て整理した。

倫理面への配慮

本研究において、特定の研究対象者は存在せず、 倫理面への配慮は不要である。なお、本研究で得ら れた成果はすべて厚生労働省に報告しているが、一 部テロ実行の企てに悪用される恐れのある情報・知 識については、非公開としている。

Ⅲ結 果

費用対効果からみた推奨される対策とガイド ライン(案)の試作

費用は平均3.0点(最高9点,最低1点),効果は 平均8.4点(最高15点,最低1点)であった。

効果の点数が最も高い対策は、施設管理対策の一 つである「敷地内における警備員の巡回やビデオ監 視」であったが、費用も同様に最も高い点数を示し た。逆に費用の点数が低い対策としては、人的要素 (従業員等)に含まれる適切な従業員管理の徹底や、 工場内のアクセス制限,経営運営や施設管理対策で ある商品や試薬等の管理基準等の作成であった。

推奨度Aとして、ソフト対策12項目、ハード対 策3項目,推奨度Bとして、ソフト対策42項目、 ハード対策8項目が抽出された。抽出された推奨度 に基づき、「ソフト対策」、「ハード対策」に分けて 試作されたガイドライン(案)に示された対策を表 1に示す。

2. 食品工場への聞き取り調査の結果

推奨度を踏まえて試作したガイドライン(案)を 基に4か所の食品工場に対して聞き取り調査を行っ た。

組織マネジメントに関しては、食品工場からは、 従業員に対する食品防御に関する監督・教育は、逆 に従業員に好ましくない情報を与えてしまうこと、 会社が従業員を信頼していないというメッセージと して受け取られてしまう可能性があること等の懸念 が示された。その一方で、多くの工場では、風通し の良い職場環境づくりや、メンタルヘルス対策等は すでに実施されていた。

人的要素(従業員等)に関しては、私物、医薬品 等の持ち込みは、多くの食品工場では制限している が、逐一のチェックはなされていなかった。従業員 の職制・職能別の工場内施設別(工程別)のアクセ ス権は、業務の効率性を阻害しない様に留意する必 要があるのと意見が聞かれるとともに、アクセス権 の設定は、施設面の対策に含まれるとの意見が多く 聞かれた。

人的要素(部外者)に関しては,部外からの来訪 者の荷物(車輛への積載品も含む)の検査が行われ

2014年2月15日

102

2014年2月15日

103

表1 抽出された推奨度に基づき、「ソフト対策」、「ハード対策」に分けて試作されたガイドライン(案)に示さ れた対策

最も推奨される対策	実施が望まれる対策
【ソフト対策】	
○組織マネジメント	
 人為的な食品汚染の脅威や、実際の発生時の対応策に かかる計画の策定(A1) 回収された製品の取扱い方法と廃棄方法の策定(A2) 	 「人為的な食品汚染」に関する観点を含んた食品汚染 対策の手続きや、それに必要となる安全評価の実績 (B1) 人為的な食品汚染を行わせない従業員の監督体制の様 築(B2) 人為的な食品汚染行為に脆弱な箇所の安全性を日常的 な確認(B3) 製品回収の基準の策定(B4) 警備保障会社職員(もしくは社内の警備担当者)の素 務内容の確認・報告(B5)
○人的要素(従業員等)	
 従業員の採用・勤務 従業員の採用・勤務 従業員の奥動・退職時などの制服や名札, ID バッジの回収 (A3), 鍵(キーカード)の回収 (A4)。 職能・時間に応じた施設内アクセスエリアの制限 (A5)と、すべてのエリアに無制限にアクセス可能な 従業員の認識・特定 (A6) 従業員の男常な健康状態や欠勤の把握 (A7) 	 工場内へ持ち込む私物の制限(B6) 工場内への医薬品の持ち込み制限(B7) 私物の持込みエリアの制限(B8) 人為的な食品汚染行為等やその脅威に対する内容を含んだ駄員訓練プログラムの実施(B9) 人為的な食品汚染に対する予防措置の重要性に関する定期的な意識残起(B10)
○人的要素(部外者)	
	 ・疑わしい、不適切なあるいは通常でない物品や行動、 車両、荷物の検査の実施(B11) ・訪問者に対しての社員の同行の義務付け(B12) ・訪問理由の確認(B13) ・訪問者の身元の確認(B14)とその方法(B15) ・訪問者の食品取扱い/保管エリブ/ロッカールームへの アクセスの制限(B16)
○施設管理	
 汚染物質を一時的に競すことができる場所、死角、 節かりになる場所等の洗い出し、安全確認(A8) 	 ・鍵の管理方法の策定(B17) ・工場内部と外部との結節点の安全確認(B18)と施設(B19) ・非稼動時の安全確認(B20) ・立入禁止区域への入口の安全確認(B21) ・研究施設(検査・試験室)へのアクセス制限(B22) ・研究材料(検査業・試験薬)の保管場所および保管力 法の決定(B23)およびアクセス制限(B24) ・試薬の紛失等に関する事態の調査・通報の体制の構築(B25) ・不要な試薬の安全な廃棄(B26) ・有毒物質等の在庫量(B27)とその定期的な確認方形(B28)・保管方法(B29)、保管場所へのアクセス制限(B30) ・殺虫剤の選定基準(B31)と保管方法の策定(B32) ・研究材料や有毒物質等の在庫の紛失やその他の事態の 発生状況の調査や,発生時の通報体制の構築(B33)

第61巻 日本公衡誌 第2号

表1 抽出された描処度に基づき、「ソフト対策」、「ハード対策」に分けて試作されたガイドライン(案)に示さ れた対策(つづき)

最も推奨される対策	実施が望まれる対策			
○経営運営				
 ・ 在庫の紛失や増加,その他の事態の調査や通報の体結 の構築(A9) ・ 納入先における最終製品の在庫の紛失や増加,その他 の事態の調査や通報の体制の構築(A10) ・ コンピューター処理制御システムや重要なデータシス テムへのアクセス許可者を制限(A11) ・ 従業員の異動・忍眠時等におけるコンピューターアク セス権の削除(A12) 	装の形態の確認(B34) ・納入資材の積み下ろし作業の監視(B35) ・納入製品・数量と、発注製品・数量との整合性の確認			
【ハード対策】				
○人的要素(従業員等)				
 従業員の職位や特性に応じた明確な識別・認識システムの構築(A1) 定期的な暗証番号の変更や鍵の取替え(A2) 	・敷地内に存在する者の所在の把握(B1)			
○施設管理				
・数地内を走行する車両に対する駐車許可証、アクセス キー、通行許可証のいずれかの発行(A3)	 フェンス等による敷地へのアクセス制御(B2) 敷地内における警備員の巡回やビデオ監視(B3) 敷地内にある有毒物質等の所在や保管量を把握,監察(B4) 			
〇経営運営				
	 ・保管中の納入資材や使用中の資材の監視(B5) ・井戸,給水栓,貯蔵施設の安全性確保(B6) ・井戸水を利用している場合,水、およびその関連施設 を塩素設備する設備の監視(B7) ・出荷した製品の積荷の位置を常時確認可能な体勢の核 討(B8) 			
	(参考文献7より筆者要約)			

(参考文献7より筆者要約)

ていないことや,原材料や資材等の撮入のための運 送業者以外にも,比較的頻繁に宅配業者が出入りし ていることも判明した。部外からの来訪者への社員 の同行については,初めての場合は同行するが,顔 馴染みには同行しないことや,身元の確認は,集団 での来訪者の場合は代表者のみで,一人ひとりは詳 細に確認していないケースがほとんどであった。部 外からの来訪者にはグループ会社や委託業者等も含 まれるため,一律に社員の同行の有無の線引きは難 しいとの指摘があった。

施設管理については、暗証番号の変更や鍵の取替

えは、ほとんど行われていない現状が把握された。 保管中の有毒物質や納入資材は、出納表等で使用量 を管理されていることや、保管場所が使いやすいよう製造現場に近いことが一般的であった。

経営運営については、原料や資材等の数量が入荷 時に増加していた場合、増加分の具体的な特定方法 の事例は聞き取ることができなかった。出荷製品の 出荷時の荷婆は確認しているが、出荷製品数が当初 予定数より予期せず増加した場合、その増加分の特 定が困難である現状が把握された。また、大項目名 である「経営運営」の意味が難解との意見もあった。

104

2014年2月15日

第61卷 日本公衡誌 第2号

表2 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)の概要

	食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け) 一意図的な食品汚染防御のための推奨項目—
1. 優先的に実施すべき対策	
■組織マネジメント	
 働きやすい戦場環境の醸成と 	,自社および自社製品への愛着や責任感の高揚
 意図的な汚染が疑われる事態 意識付け 	発生時の原因完明や情報公開のための勤務状況や業務内容の把握と、従業員等への
 製品の異常の早期発見のための回収,保管,廃棄等の手続 	の苦情や健康危害情報等の確認、意図的な食品汚染発生時の社内外への報告、製品 きの策定
人的要素(従業員等)	
・採用時の可能な範囲での身元	確認。各種証明書や資格等の原本確認
 ・	, ID バッジ, 鍵(キーカード)の返却, 識別・認識システムの構築, 新規採用者の
・製造現場内への持ち込み可能	品リストの作成と遵守の確認
 従業員等の異常な言動、出退 	動時間の著しい変化等の把握
■人的要素(部外者)	
 訪問者の身元・訪問理由・訪 	問先等の確認と従業員の同行
 訪問者の車両のアクセスエリ 	ア、荷物の持ち込みエリアの設定
그 가장에서 한 것 수 있는 것 같은 것 같	の持ち物の確認、不要物持ち込みへの留意
	設定、建屋内への立ち入り、賣材・原材料や製品への接近への留意
■施設管理	
 不要物、利用者・所有者が不同 	明な物の定常的な確認
と、防御対策の検討	できる工程や従事者が少ない場所等。意図的に有害物質を混入しやすい箇所の把握
・非稼動時における防犯対策	
	な鍵の取替え、暗証番号の変更等による外部からの侵入防止対策の実施 サウィーン語の示法
 工場内部と外部との結節点の 工場内の対除材料 (除本用す) 	유민이 가슴 것이 아이들은 그는 것은 것이 아니는 것이 아이들이 가지 않는 것이 같이 가지 않는 것이 같이 다. 것이 아이들이 가지 않는 것이 아이들이 가지 않는 것이 같이 있다.
 工物内の試験材料(便宜用詞) 法等の策定と。在庫品紛失等。 	薬・陽性試料等)や有害物質の保管場所の設定,管理・保管方法・在庫量の確認力 みか時の通知な無い機な
法守の単定と、在単面初大示 ・殺虫剤の裏定基準および管理	가장 아파 방법 가지 않는 것 같은 것 같
	- 味豆方広ら現在 入防止措置や浄化関連設備へのアクセス管理 - 監視の実施
~ 한번 : 이렇게 ~~~~ 알았는 것에 알 것 있었습니다. 것 같	テム等へのアクセス許可者の制限、異動・退職時等のアクセス権解除、データ処理
人出荷等の管理	
 資材や原材料等のラベルや包 	装の確認、意図的な食品汚染行為等の兆候・形跡発見時の満者や通報の体制の構築
 資材や原材料等の納入作業お 	
 納入製品・数量と、発注製品 	그 같은 것 같은
한 김태양의 유명 방송을 즐기고 못했던 것을 갖고 있다. 가지 않았다. 그	意図的な食品汚染行為等の兆候・形跡、納入量過不足(紛失や増加)等が判明した
際の調査や通報体制の構築	na na na manana kana ana manana na mana na mana na mana na manana na manana na manana na manana na manana na m Na manana na mana na m
• 納入製品の荷受先の確認方法。	の共有
2. 可能な範囲での実施が望まれ	れる対策
■組織マネジメント	
・警備・巡回結果の報告内容の	明確化
■人的要素(従業員等)	
・動物内の従業員業の前なの(個)	

- 敷地内の従業員等の所在の把握
- ■施設管理
- 敷地内への侵入防止対策
- 警備員の巡回やカメラ等による工場建屋内外、資材や原材料、有害物質、施錠確認等

(文献11より筆者要約)

表3 HACCPにおける食品防御の観点からの留意事項に記載された内容

	 食品防御対 	策の責任	者の選任
--	---------------------------	------	------

- 出入り口,原材料納入口,製品出荷口などの外部との結節点の監視や施錠等の防犯体制
- 部外者との接点の有無や監視状況
- 持ち込み品の検査
- ・
 被械器具の配置による死角
- ・従業員の職制に応じた立入可能エリアや、図面へのアクセス制限
- 作業手順や作業標準に従った配置や動線からの逸脱など、作業員の行動のモニタリングや作業員同士の相互監視 等による投入行為の抑制
- 人為的な異物投入の可能性の恐れがある工程や原因物質の特定
- 従業員や関連する部外者への食品防御に対する教育の実施
- ・従業員の休憩室や、薬品庫・工作室・工務室等具物の保管場所と製造現場との隔離やアクセス管理。
- ・設備や機械器具の保守点検時の工程外の改修の有無の確認。
- 殺虫剤等の選定や管理
- ・使用水やその設備等の管理
- 不適格品の再利用や廃棄等の取り扱い方法や、回収製品の保管や廃棄方法の策定
- 記録保管時の盗墓や部外者への漏出への注意

(文献12より筆者要約)

ガイドラインの構成については、ソフト対策と ハード対策に分けることが困難な対策もあることか ら、優先度で記載すべきとの意見や、ガイドライン のみでは、食品企業が採るべき具体的な対策が分か りづらいとの意見が多く聞かれた。

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向 け)の作成について

聞き取り調査の結果を踏まえて、各種専門家から 構成される研究選員による検討を行い、ソフト対策 とハード対策に分けずに、最終的には、「優先的に 実施すべき対策」、「可能な範囲での実施が望まれる 対策」の2段階からなる「食品防御対策ガイドライ ン(食品製造工場向け)」¹⁰⁰が作成された。

チェックリストやガイドライン(案)では、人的 要素(従業員等・部外者)や経営運営に含まれてい た対策の内、設備や施設に関係する対策は「施設管 理」にまとめるとともに、大項目名の「経営運営」 は、最終案では「入出荷等の管理」に改められた。

その結果,ガイドライン最終案には、「優先的に 実施すべき対策」としては、組織マネジメント(4 項目)。人的要素(従業員等)(5項目),人的要素 (部外者)(5項目),施設管理(14項目),入出荷等 の管理(6項目)の計34項目が、「可能な範囲での 実施が望まれる対策」としては、組織マネジメント (1項目),人的要素(従業員等)(1項目),施設管 理(4項目)の計6項目が列挙された。

完成したガイドラインの概要を表2に示す。

また、ガイドラインが食品工場の現場における対 策を強制するものではなく、「可能な範囲での対策 の必要性の気付きを得る」ためのものであるとの趣 旨,目的を説明文に明記した。

さらに、ガイドラインのみでは、食品企業が採る べき具体的な対策が分かりづらいとの意見を踏まえ て、食品企業が具体的に食品防御対策を検討する上 で参考となるようガイドラインの[解説]¹¹を作成 した。解説には、人為的な食品汚染に対する対応計 画の作成、警備担当者からの報告内容、人為的な食 品汚染に対する職員訓練プログラム、殺虫剤購入時 の選定基準、在庫や最終製品の増加時における対応 方法や増加分の特定方法等について、具体的な内容 を分かりやすく記載した。

HACCP における食品防御の観点からの留意 事項

「日本版 HACCP」と、食品工場用チェックリス トやガイドランと比較した結果、日本版 HACCP の承認基準に、食品防御の観点からの留意事項を追 記することが、日本の食品企業が食品防御対策をと る上で有用と考えられた。具体的には、製造又は加 工の工程に関する文書、施設の図面、危害の発生を 防止するための措置、改善措置の方法、記録、管理 体制について、それぞれ食品防御の観点からの留意 点が追記された。

ガイドラインの参考資料として公表されている 「HACCPの留意事項」¹²¹に記載された内容の機略 を表3に示す。

Ⅳ 考 察

2001年の9.11世界同時多発テロ以降, WHOの

105

2014年2月15日

「食品を介するテロの脅威に対するシステムに関す るワーキンググループ」の開催や、「食品テロの脅 威に対抗するためのWHOへの勧告」、Terrorists Threats to Food (食品テロの脅威への予防と対応の ためのガイダンス)の作成、米国での『食品セキュ リティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業 および輸送業"編』の作成や、食品テロに対する脆 弱性評価手法としての「CARVER+Shock法」の 開発、アジア太平洋経済協力(APEC)や経済協力 開発機構(OECD)におけるテロ対策委員会の開催 など、世界的に食品テロ対策の重要性が高まってい る^{10~13}。

その一方、日本では、食品企業の60%は食品テロ を想定しておらず、さらにその内の60%は食品テロ の可能性は低いと考えているなど、食品テロに対す る認識が低いことが指摘されている¹⁰⁰。我々が国内 8 か所の代表的な食品関連施設(牛乳,弁当,納 豆、清凉飲料、大規模集客施設等工場6か所,物流 施設2か所)を対象に試行した"CARVER+Shock 法"による脆弱性評価の結果からも、テロや犯罪行 為(人為的な異物混入等)に対する食品工場のセキ ュリティ対策の実施状況はかなり低く、とくにセキ ュリティ対策の基本である、現場におけるテロや犯 罪行為に対する危険性の認識は、極めて低いもので あった⁶。

こうしたことから、日本の食品企業の食品テロに 対する認識を高め、具体的な対策を検討することが 奥緊の課題となっていた。

我々はすでに、FDAの「食品セキュリティ予防 措置ガイドライン"食品製造業,加工業および輸送 業"編』を参考に、「組織マネジメント」、「人的要 素(従業員等)」、「人的要素(部外者)」、「施設管理」、 「経営運営」の5分野,計94項目に渡る「食品工場 用チェックリスト」と、「組織マネジメント」、「人 的要素(従業員等)」,「人的要素(部外者)」,「施設 管理」、「経営運営」の5分野、計98項目からなる 「物流施設用チェックリスト」を作成し、食品工場 や食品の物流施設での食品防御対策の重要性の気付 きを促してきた6.7)。その結果、これらのチェック リストが、大手スーパーや生協等が納入業者に対し て使用を促している実態や、倉庫内で勤務する従業 員に対して厳格な持ち込み品検査,X線検査を実 施している大規模倉庫を有する大手小売業者がある ことが研究班会議で報告されている"。その一方、 中小零細規模の食品企業の多い日本において、米国

中小や細況線の長部企業の多い日本において、米国 と同様の脆弱性評価の実施や、チェックリストに列 挙された対策を推奨することは食品企業の人的要素 や経済的な負担を考慮すると現実的ではなく、食品 企業が実施しやすい対策を,優先順位をつけて示す ことが必要と考えられた。

このような現状を踏まえて、食品工場用チェック リスト項目の対策推奨度を検討し、それを踏まえた 「ガイドライン(案)」を作成し、食品企業へのヒア リングを通じて、その実用性を確認し、その意見を 踏まえて、「優先的に実施すべき対策」、「可能な範 間での実施が望まれる対策」の2段階からなる「ガ イドライン」が完成した。推奨度を検討したこと で、チェックリストで示された100項目近い対策 が、ガイドラインでは40項目に集約された。さら に、分かりやすい解説を作成したことで、より具体 的な対策の検討に資することが期待できる。

日本の食品企業が行っている食品防御対策として は、侵入者対策や原材料のチェック、輸送時の安全 管理、搬出入時の職員の立会い、商品の入出荷の際 の3時間内の確認は実施されているが、職員の職種 による立ち入り先の制限や、搬入・搬出車の封印、 搬入品の抜き取り検査は行われていないと言われて いる¹⁰。

中小零細規模が多く、家族経営的な食品企業が多 い日本においては、従業員への食品防御に関する教 育等を実施する場合には、労使の信頼関係を悪化さ せない特段の配慮が必要と考えられた。今後、食品 防御対策を進めるには、食品企業に馴染みの深い HACCPに食品防御の観点を追加し、具体的な対策 を実施することが最も効果的と考えられた。

今回作成されたガイドライン¹⁰⁰や解説¹¹¹, HACCPの留意事項¹²⁰を参考に、日常的に行って いる衛生管理や、衛生教育の一環として、「食品防 御の考え方」を取り入れていくことが有用であろう。

V 結 論

食品企業で食品防御対策を普及させるため、費用 対効果を測定し、対策の推奨度を踏まえた、実効 性・実用性の高い「ガイドライン」とその解説を作 成するとともに、食品事業者になじみの深い HACCPに沿った食品防御の観点から留意事項を示 した。

ガイドラインは、食品工場に食品防御対策を強制 するものではなく、「可能な範囲での対策の必要性 の気付きを得る」ためのものである。ガイドライン とその解説や、「HACCP の留意事項」を併用しな がら、多くの食品企業が食品防御対策の必要性や具 体的な対策を検討されることが期待される。

本研究は、平成21年度~25年度厚生労働科学研究費補 助金(食品の安全確保推進研究事業)により実施し、要 皆は第70回日本公衆衛生学会(秋田)において発表した。

(受付 2012.10.26) (採用 2013.12.10)

文 1

- 厚生省生活衛生局食品保健課長・乳肉衛生課長,総 合衛生管理製造過程の承認とHACCPシステムについて(通知)、衛食第262・衛乳第240,1996.http:// www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/dl/ 961022-1.pdf (2013年8月2日アクセス可能)
- 一般財団法人食品産業センター,HACCP関連情報 データベース HACCPの基礎 ISO22000, FSSC22000とは、http://www.shokusan.or.jp/haccp/ basis/iso22000.html (2013年8月2日アクセス可能)
- United States Department of Health and Human Services, Food and Drug Administration, Center for Food Safety and Applied Nutrition. Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance (March 2003; Revised October 2007). 2007. http://www.fda.gov/Food / GuidanceRegulation / GuidanceDocumentaRegulatoryInformation/FoodDefense/ucm003075.htm (2012年5月1日アクセス可能)
- 4) 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部.各国政府機 関等 米国食品医薬品局 1, FDA が食品関連施設を テロ政撃から守るための新しいソフトウェアツールを 発表:米国における最新の食品防御強化策。食品安全 情報 No. 13/2007. 2007; 3-4. http://www.nihs.go.jp/ hse / food-info / foodinfonews / 2007 / foodinfo200713.pdf (2012年5月1日アクセス可能)
- 5) United States Food and Drug Administration. FDA Releases New Software Tool to Help Kccp Food Facilities Safe from Attack: Latest Effort in Strengthening U.S. Food Defense. FDA News Release P07-103. 2007. http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/2007/ucm108934.htm (2012年5月1日 アクセス可能)
- 6) 今村知明.食品によるバイオテロの危険性に関する 研究.平成20年度厚生労働科学研究費補助金(食品の 安心・安全確保推進研究事業)平成18年度〜平成20年 度総合研究報告書 食品によるバイオテロの危険性に 関する研究(研究代表者 今村知明)2009;1・1-1・54.
- 7) 今村知明,食品防御の具体的な対策の確立と実行可 能性の検証に関する研究,平成23年度厚生労働科学研 党費補助金(食品の安全確保推進研究事業)平成21年 度~平成23年度総合研究報告書 食品防御の具体的な 対策の確立と実行可能性の検証に関する研究(研究代 表者 今村知明)2012;1・1-1・38.
- 8) 今村知明、食品訪御の具体的な対策の確立と実行可

能性の検証に関する研究。資料1 食品工場における 人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト。平成 22年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推 進研究事業)総括・分担研究報告書 食品防御の具体 的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究(研 究代表者 今村知明) 2011;資1・1-資1・37. http:// www.naramed-u.ac.jp/~bpm/pdf/ff_checklist/ff_checklist_b22ver.pdf(2012年5月1日アクセス可能)

- 9) 今村知明、食品防御の具体的な対策の確立と実行可 能性の検証に関する研究、資料2 食品に係る物流處 設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリ スト、平成22年度厚生労働科学研究費補助金(食品 の安全確保推進研究事業)総括・分担研究報告書 食 品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関 する研究(研究代表者 今村知明)2011;資2・1-資2 ・21. http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/pdf/df_ checklist/df_checklist_h22ver.pdf(2012年5月1日アク セス可能)
- (10) 食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証 に関する研究班,食品防御対策ガイドラインについて
 2、食品防御ガイドライン(食品製造工場向け)、
 2012. http://www.naramed-u.ac.jp / ~ hpm / rcs_fd_ document.htm (2013年12月25日アクセス可能)
- t1) 食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証 に関する研究班。食品防御対策ガイドラインについて
 3、食品防御ガイドライン(食品製造工場向け)解説。
 2012. http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/res_fd_ document.htm (2013年12月25日アクセス可能)
- 12) 食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証 に関する研究班.食品防御対策ガイドラインについて (参考資料)食品防御の観点を取り入れた場合の。総 合 新生管理製 造過程 承認制度 実施 要領(日本版 HACCP)[張表第1 承認基準]における留意事項. 2012. http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/res_fd_ document.htm (2013年12月25日アクセス可能)
- 13) 山本茂貴、食品テロの脅威:防御対抗システムの確 立と強化のためのガイダンス 食品テロの脅威に関す る WHO 専門家会議報告, 食品衛生研究 2002; 52 (10): 27-31.
- 14) 東島弘明,大道公秀,米国の食品テロにかかわる鍵 康危機管理の実態調査結果等から 食品テロのおそれ と食品企業における健康危機管理対策の必要性,食品 衛生研究 2005; 55(1): 15-28.
- 15) 松延洋平、米国の食品テロにかかわる健康危機管理の実態調査結果等から 食と良の安全保障問題の課題と潮流、食品衛生研究 2005; 55(1): 9-14.
- 16) 里村一成,岩永資降,野潤 恵,他.食品企業にお ける食品テロ対策を含む危機管理の現状,第66回日本 公衆衛生学会総会抄録集 2007; 626.

Tentative food defense guidelines for food producers and processors in Japan

Yoshiyuki KANAGAWA*, Manabu AKAHANE^{2*}, Tomoaki IMAMURA^{2*}, Atsushi HASEGAWA^{3*}, Kentaro YAMAGUCHI^{3*}, Kazuo Onitake^{4*}, Satoshi Takaya^{5*} and Shigeki YAMAMOTO^{6*,7*}

Key words : food contamination, food defense, food defense checklist for food producers and processors, food defense guidelines, CARVER + Shock, HACCP

- Objectives With increasing global interest in intentional food contamination, expert meetings have been held by the G8, while the U.S. government has proposed policies for preventing food terrorism and intentional contamination. However, Japan has no food defense policy, and some food companies are concerned about an impending terrorism and contamination crisis.
- Methods We developed a Food Defense Checklist for Food Producers and Processors and published the details on the website. We also developed tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors on the basis of the checklist. In this study, we tested the usability of the guidelines through a hearing survey regarding food plants. We also compared the checklist with the implementation manual for the approval system of Comprehensive Sanitation Management and Production Process (the Japanese equivalent of the HACCP).
- Results We organized the comments gleaned from the hearing survey and provided a detailed explanation of the guidelines. As the HACCP has been adopted by Japanese food companies, we included both precautionary measures and the HACCP perspective in the explanation regarding the rapid dissemination of information.
- **Conclusion** The guidelines are useful for Japanese food companies, and it is important to disseminate knowledge on this topic and implement food defense measures.

²⁴ Department of Public Health, Health Management and Policy, Nara Medical University School of Medicine

^{1*} Current address; Course of Food Science, Department of Fishery, School of Marine Science and Technology, Tokai University

^{*} Division of Social Medicine, Graduate School of Medicine, The University of Tokyo

³⁸ Mitsubishi Research Institute, Inc.

¹⁸ Japanese Consumers' Co-operative Union

⁵⁴ Japan Food Hygiene Association

^{**} Division of Biomedical Food Research, National Institute of Health Sciences



Association between first airborne cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey

Harumi Bando^a, Hiroaki Sugiura^b^a, Yasushi Ohkusa^c, Manabu Akahane^b, Tomomi Sano^d, Noriko Jojima^a, Nobuhiko Okabe^c and Tomoaki Imamura^b

^aFaculty of Nursing, Nara Medical University, Kashihara, Japan; ^bDepartment of Public Health, Health Management and Policy, Nara Medical University, Kashihara, Japan; ^cNational Institute Infectious Diseases, Infectious Disease Surveillance Center, Toyama, Japan; ^dKansai Airport Quarantine Station, Tajiri-Cho, Japan

(Received 25 October 2013; final version received 8 February 2014)

Cedar pollinosis in Japan affects nearly 25% of Japanese citizens. To develop a treatment for cedar pollinosis, it is necessary to understand the relationship between the time of its occurrence and the amount of airborne cedar pollen. In the spring of 2009, we conducted daily Internet-based epidemiologic surveys, which included 1453 individuals. We examined the relationship between initial date of onset of pollinosis symptoms and daily amount of airborne cedar pollen to which subjects were exposed. Approximately 35.2% of the subjects experienced the onset of pollinosis during a one-week interval in which the middle day coincided with the peak pollen count. The odds ratio for this one-week time interval was 4.03 (95% confidence interval: 3.34–4.86). The predicted date of the cedar pollen peak can be used to determine the appropriate date for initiation of self-medication with anti-allergy drugs and thus avoid development of sustained and severe pollinosis.

Keywords: seasonal allergic rhinitis; web-based survey; population surveillance; pollinosis; cedar

Introduction

Pollinosis involving immunoglobulin E (IgE)-mediated immediate-type hypersensitivity is an important issue in many countries because of the high rates of morbidity associated with the condition (D'Amato et al. 2007). One meta-analysis revealed that pollinosis has a morbidity of 24.5% in the general population in Japanese urban cities (Kaneko et al. 2005). However, the morbidity is increasing along with environmental changes, which increase the severity of pollinosis. The social and public health impacts of the condition are highly significant because of the reduction in productivity caused by prolonged symptoms, which can persist for ≥ 2 months (Crystal-Peters et al. 2000; Okubo et al. 2005).

In Japan, *Cryptomeria japonica* (Japanese cedar) is a major representative pollen allergen. This species was planted in large numbers after 1945 because of the increased demand for timber following World War II. Cedar pollen begins to form in July and is almost fully developed by November when the cedar tree enters a dormant state. Cedars awaken from their dormancy and start to flower in early February (Kawashima &

^{© 2014} Taylor & Francis



^{*}Corresponding author. Email: tomomarie@smn.enjoy.ne.jp

2 H. Bando et al.

Takahashi 1999). The scattering of cedar pollen is determined by conditions appropriate for high levels of flowering as well as by weather conditions that enable the pollen to become airborne (Kawashima et al. 1998). The amount of airborne cedar pollen is affected by several variables, including the number of sunlight hours, wind speed and direction, and humidity (D'Amato et al. 2005). When the season begins, only small amounts of cedar pollen are generated, and these are then dispersed by strong winds. At the peak of flowering, large quantities of pollen become airborne, and when these are dispersed by strong winds they may cause pollen storms. The released cedar pollen floats in the atmosphere for long periods and is dispersed over great distances (Okamoto et al. 2009; Awaya & Murayama 2012). Therefore, the daily amount of airborne cedar pollen fluctuates during the allergy season and is influenced by weather conditions (Takasaki et al. 2009).

Epidemiological surveys of pollinosis are usually conducted using patient questionnaire surveys that show trends, but these surveys cannot clarify prevalence (Okuda 2003). Clinical diagnostic techniques, including IgE assays, can provide definitive diagnoses to support information gleaned from patient symptom surveys (Sakashita et al. 2010). However, total morbidity cannot be determined by surveys involving patients treated at medical facilities, because many patients do not seek medical attention when their symptoms are mild, especially early in the allergy season. Therefore, general population surveys on pollinosis are necessary. Once pollinosis occurs, symptoms persist for the duration of the season (Sasaki et al. 2009). Identification of the initial date of pollinosis is necessary to clarify its characteristics and to take appropriate countermeasures. To this end, daily observations are necessary. The Internet is useful for conducting such daily epidemiological investigations (Sugiura et al. 2010, 2011). The first epidemiological survey using the Internet was published in 1996, and others have followed (Bell & Kahn 1996). A benefit of this method is that both individuals who seek medical care and those who do not can be included (Tilston et al. 2010). Internet surveys of the population with and without allergic rhinitis have been conducted using citizens registered with Internet survey companies (Long 2007; Sharp & Seeto 2010). However, most were cross-sectional surveys conducted after the season onset.

In 2007, we developed a web-based daily symptom surveillance method known as the WDQH or Web-based Daily Questionnaire for Health (Sugiura et al. 2010, 2011). Surveys using the WDQH enable the discovery of infection outbreaks and are used to investigate the effects of environmental factors on health conditions in the population (Sano et al. 2013). In the present study, we conducted a survey on pollinosis using the WDQH. The survey was conducted during the spring, prior to the onset of cedar pollinosis symptoms.

The objectives of this study were to evaluate the feasibility of a web-based epidemiological survey of pollen diseases, to determine the daily morbidity and initial date of pollinosis onset, and to clarify the relationship between pollinosis and the amounts of airborne cedar pollen.

Methods

Survey method

The daily survey was conducted between 1 February 2009 and 30 March 2009, and involved 1453 residents of Tokyo, Japan; the study was approved by the Research Ethical Committee of Nara Medical University (No. 220). The study population comprised individuals and their families who ordered food using the Internet and who



were members of the Japanese Consumers' Co-operative Union (CO-OP). The survey involved the CO-OP because the cooperative is interested in promoting the health of its members. At the time of the study, there were 1 million CO-OP members among Tokyo's population of 12.3 million. The participants were recruited through banner advertisements on the CO-OP home page. Participants were rewarded points equal to 100 yen (1 USD = 89 yen at the time of the survey) as a reward for registering. Written informed consent was obtained from all participants. Although there was no monetary reward for responding to the survey, responders gained access to the survey results via a link on the home page, and a short essay about daily health.

Upon registration, respondents provided their CO-OP registration number as well as the sex and age of themselves and their family members. On the survey dates, the investigators sent an email reminder to each respondent. The subjects were given a maximum of 3 days to fill out the questionnaire for each survey day. The contents of the daily surveys involved "yes" and "no" questions asked of each family member regarding 19 symptoms or signs characteristic of infections and allergies (Sugiura et al. 2011).

The study also looked into the medical conditions of all members of families with the representative of each family answering questions on the home page.

In the present study, we analyzed the data acquired for the following five symptoms: runny nose, itchy eyes, sneezing, slight fever, and high fever. Pollinosis symptoms were defined as the simultaneous presence of rhinitis and conjunctivitis in the absence of both slight and high fevers to rule out infectious disease.

To simplify the current survey, respondents were asked to report the presence or absence of pollinosis symptoms, but not their severity. This is because our study was not specific for pollinosis and included questions relating to other infections and allergies; the questions were simplified for ease of daily input.

Data regarding cedar pollen abundance are publicly available on the Internet. We accessed the pollen observation system of the Tokyo Metropolitan Government (TMIPH) and obtained data on daily 24-h airborne cedar pollen levels at Suginami-ku – an urban area, the central area where the subjects lived – from 1 February 2009 to 30 March 2009. The daily amount of airborne cedar pollen is calculated hourly by measuring the pollen-specific fluorescence in 1 m^3 of air obtained using an aspiration pump (KP-1500, Kowa Inc., Nagoya, Japan), which is set up at a height of 12 meters above the ground. This result is reported in real time.

Data analysis

The daily incidences of runny noses, sneezing, and itchy eyes were calculated, and the data were plotted on an epidemiological curve on which the *X*-axis represented the date and the *Y*-axis the number of cases. All pollinosis symptoms were plotted on the same graph and compared with the amounts of airborne cedar pollen. We followed each individual during the entire period, and the initial date of pollinosis symptom onset was identified. The daily number of people experiencing the initial onset of pollinosis symptoms was also calculated.

The odds ratio (OR) of the χ^2 test of pollinosis symptoms was determined before and after the date on which the maximum level of airborne cedar pollen was noted to evaluate the risk of the first pollen exposure. In addition, binary logistic regression analyses were performed to confirm the increases in the initial onset of pollinosis symptoms during a one-week interval with the middle day coinciding with the peak amount of airborne cedar pollen. To correct for inter-subject correlations in the daily survey (among



4 H. Bando et al.

the same subjects during the study period), a generalized estimating equation method was used. For these analyses, the presence or absence of the initial onset of pollinosis symptoms was designated as the dependent variable, and the independent variable was defined as the one-week interval in which the middle day coincided with the peak amount of airborne cedar pollen. In addition, to adjust for confounding factors, sex and age were included as independent variables. The statistical analyses were performed using SPSS version 19.0 (SPSS, Chicago, IL, USA).

Results

A total of 1453 individuals were enrolled in the survey, which represents an excellent participation rate (96 %) given the number of initial responders exhibiting interest. Over 58 investigation days, the average daily response rate was 40.1 $\% \pm 5.0$ %.

The time-course analysis of the daily airborne cedar pollen concentrations revealed a clear relationship between the peak incidence and the severity of allergic responses (Figure 1). The pollen count stood at 34 m^3 day on 1 February, the day when the study began. No recognizable correlation existed between prevalence and the pollen count



Figure 1. Daily prevalence of patients with individual pollinosis symptoms and daily cedar pollen count.

Notes: Pollinosis was defined as rhinitis together with conjunctivitis in the absence of fever.

RIGHTS LINKA)

over the entire period. The first peak in airborne cedar pollen levels was associated with a dramatic increase in the percentage of subjects reporting all four parameters. We considered a correlation between pollen peaks and subsequent symptoms. The Pearson product-moment correlation coefficient had a value of 0.518 (p < 0.001), showing a weak positive correlation.

The percentage of affected subjects remained elevated until the second peak in airborne cedar pollen levels, which was detected during the third week of March. Following the second peak in cedar pollen levels, the symptoms started to subside and continued to do so until the end of the survey period. These data show that allergic reactions were initiated by the first peak in cedar pollen levels and persisted throughout the entire season, even when the cedar pollen levels returned to near the baseline levels.

The number of persons reporting the initial onset of pollinosis symptoms gradually increased and reached a maximum on 16 February, coinciding with the maximum amount of airborne cedar pollen. A cumulative frequency distribution showed that on 12 February, four days before the airborne cedar pollen peak, 21.2 % of the subjects reported the onset of pollinosis symptoms. During the first week (13–19 February), which included the maximum amount of airborne cedar pollen on 16 February, 35.2 % of the patients reported the initial onset of pollinosis symptoms. The cumulative number of persons with an initial onset of pollinosis symptoms by 19 February, three days after the airborne cedar pollen peak, was 56.4 % (Figure 2).

The OR of the χ^2 test for pollinosis symptoms before and after the date of the maximum amount of airborne cedar pollen was 4.66 (95% confidence interval, 4.22–5.16). A binary logistic regression, which was performed using a generalized estimating equation method, revealed that the OR during the first week of the initial maximum pollen peak vs. the other days, adjusted for sex and age, was 4.03 (95% CI, 3.34–4.86). Women were more sensitive to pollen levels than men, and the most sensitive group included those between the ages of 20 and 40 years (Table 1).

Discussion

Our findings confirm the feasibility of using a web-based epidemiologic survey of pollen-related conditions to determine the relationship between peak pollen levels and allergic responses. The first peak in the airborne cedar pollen level was associated with a dramatic increase in the initial onset of pollinosis symptoms. However, we clearly showed the persistence of symptoms after pollen levels returned to close to the baseline, and no recognizable correlation existed between prevalence and the pollen count over the entire period. This is a pattern peculiar to Japanese cedar pollinosis, in contrast to European hay fever (Berger et al. 2013).

The subjects resided in densely populated areas of Tokyo. However, Japanese cedar pollen travels even from a remote plantation 100 km away and differs greatly from plant allergens in other countries in that large amounts of it affect patients when blown in by strong winds during blooming in the spring. The quantity defined as "extremely high" is approximately 1000/m³. A pollen count of 14 times this value was observed in this investigation on the day with the highest count.

We clearly showed that once the subjects had a response to the initial peak in pollen release, they reported symptoms of pollinosis until the end of the season. Thus, the allergic reactions were primed by the first surge in airborne cedar pollen levels and remained elevated for weeks before slowly declining at the end of the season. The large amounts of pollen initially observed caused prevalence to spike at first and then increase





Figure 2. Daily percentage of individuals reporting the initial onset of pollinosis symptoms and the amount of airborne cedar count.

at a slower pace despite a decline in the pollen count. Furthermore, we revealed that there are two phases in the relationship between the pollen count and prevalence. The first is the priming phase associated with the large amounts of pollen initially observed. The logistic regression analysis showed that the initial airborne peak in cedar pollen levels influenced the number of subjects experiencing the incidence of pollinosis. Most subjects who were susceptible to developing severe pollinosis in the Tokyo area were affected by this first peak in airborne cedar pollen levels. The second phase is a period after the initial blip in the pollen count disappears. A reanalysis conducted under the conditions after the initial peak in the pollen count disappeared revealed the existence of a positive correlation between the pollen count and the number of individuals who developed pollinosis symptoms. The second phase, despite a lower daily pollen count, saw a higher prevalence than the first phase. After pollen has dispersed and been scattered in large quantities, it remains in the trees for a few days and can become a source



7

	Odds		95 % CI	
	Number	Ratio	Lower limit	Upper limit
One week of the initial maximum cedar pollen peak vs. the subsequent pollen season		4.03	3.34	4.86
≥ 60 years	73	1.99	1.08	3.66
\geq 40 to < 60 years	474	2.48	1.54	3.99
≥ 20 to < 40 years	399	2.67	1.65	4.33
≥ 15 to < 20 years	105	2.1	1.24	3.58
\geq 10 to < 15 years	138	2.3	1.36	3.9
≥ 5 to < 10 years	128	1.88	1.08	3.27
Reference: <5 years	136			
Women vs. men		1,26	1.08	1.47

Table 1. Results from the two-term logistic regression analyses: comparison of the first week with the initial maximum cedar pollen peak and the rest of the pollen season.

for later scattering. In addition, because individuals are in a sensitive state, they are primed for symptomatic reactions, even if the amount of pollen does not increase markedly. This explains the lack of a correlation between prevalence and the pollen count over the entire period. These findings are new and have never been reported in previous research.

Prophylactic administration of anti-allergy drugs before the initial peak in airborne cedar pollen levels would be beneficial for individuals who normally experience seasonal pollen allergies. Therefore, the identification of the initial peak in the airborne cedar pollen level is of paramount importance.

The population in the current study was already symptomatic when the onset of pollinosis was detected at the beginning of the season. However, the present study demonstrated that most subjects reported the onset of pollinosis when a large amount of pollen was present. During the days before and after 16 February (13–19 February), when the level of airborne cedar pollen reached its maximum value, 35.2 % of the subjects reported the initial onset of pollinosis symptoms. This finding indicates that the initial large amount of airborne cedar pollen caused seasonal pollinosis in many citizens. By 19 February (3 days after the maximum level of airborne cedar pollen), 56 % of the subjects (the cumulative total number of subjects from the initial date) had reported the onset of pollinosis symptoms. Another study on the relationship between cedar pollinosis onset and cedar pollen count in patients seeking care at medical facilities found that there was a distinct initial peak of onset (Dejima et al. 1992). Because that study was a patient-based study, only seriously ill individuals were included; however, even small amounts of pollen scattering were believed to induce reactions.

Medek et al. (2012) reported a daily symptom investigation of 42 hay fever patients and the pollen relationship with the daily climate using a web-based survey. Their study clarified the daily nasal rhinoconjunctivitis symptoms of patients and the pollen load via a web investigation. Moreover, the present study demonstrated that web-based surveys can be used to determine these patterns in the general population, and such surveys are presumably easier and faster to use and administer than paper-based questionnaires; they may also help to determine the initial onset of symptoms. Another advantage of using an Internet survey is that epidemiological data can be gathered early in the season to



8 H. Bando et al.

develop better preventive measures. The fast-growing social and economic burden of pollinosis in Japan calls for an improvement in preventive measures to better inform the population of the onset of airborne cedar pollen exposure. Because patients seeking medical attention present with severe symptoms, the present study used an Internetbased survey to ensure that patients with mild symptoms were also included in the population study. This approach allowed us to identify the onset of mild symptoms within the allergy season, and to identify the citizens most at risk of developing severe and persistent pollinosis symptoms.

A logistic regression by age group showed that the age range included subjects between 20 and 40 years of age who represented a highly sensitive population in this Tokyo-based investigation. Young children are normally very susceptible to allergies, and this is a major concern for clinicians. A breakdown of the data analysis of those < 20 years of age (data divided into 5–10, 10–15, and 15–20 year age groups) revealed that pollen symptoms were also present in individuals aged 5–10 years. This supports previous data published after an investigation of allergies among primary school-aged children in Tokyo (Futamura et al. 2011).

An Internet survey has several advantages over conventional paper surveys. Generally, the amount of data acquired is greater in epidemiological surveys performed using the Internet than in conventional paper surveys (Schleyer & Forrest 2000; Ekman et al. 2006). Another advantage is the inclusion of subjects with mild and early symptoms who do not normally seek care at medical facilities (Bell & Kahn 1996). Of note, however, is that baseline information is not available for these studies. In our present survey, there was a high response rate, the symptoms of pollinosis were reported every day, and sufficient data were available for reliable statistical analyses. Regarding the response rate and sampling, the average online survey response rate was 39.6 % according to a metaanalysis performed of 68 surveys. We would consider therefore that the survey had a satisfactory response rate for an online survey conducted daily (Cook et al. 2000).

A limitation of this study was that the analysis was only based on the data from 2009. Therefore, similar studies should be conducted over several seasons. Another limitation was that the number of patients who used oral anti-allergic drugs might have been underestimated. Therefore, in future studies, questions regarding the use of anti-allergic drugs may need to be included. This study discusses incidence based solely on reports on cedar pollen-related symptoms. Although confirmation through a blood test is essential to avoid a false-positive result, we could not perform blood tests in conjunction with an epidemiological study because of the Personal Information Protection Law (Okamoto et al. 2009) in Japan. Despite this limitation, our web-based survey proved to be suitable for documenting trends associated with cedar pollinosis in Tokyo.

In conclusion, aiming to identify the initial day of onset of pollinosis, this Internet survey clarified the statistical significance of airborne pollen quantity and pollinosis symptoms. The first peak in the airborne cedar pollen level was associated with a dramatic increase in the initial onset of pollinosis symptoms. This finding can be used to predict the appropriate date for the initiation of self-medication with anti-allergy drugs and thus avoid the development of sustained and severe pollinosis (Gotoh et al. 2011).

Acknowledgments

Financial support for this study was provided by a grant from the Ministry of Health, Labor and Welfare, Japan [grant number H21-food, general -002]. We thank many members of CO-OP for their cooperation with this survey. We also thank Yoshiko Miyake and Mamiko Yoshimura





9

(Department of Public Health, Health Management and Policy, Nara Medical University School of Medicine) for the data analyses, and the Tokyo Metropolitan Government for providing data on the cedar pollen levels.

References

- Awaya A, Murayama K. 2012. Positive correlation between Japanese cedar pollen numbers and the development of Kawasaki disease. Open Allergy J. 5:1–10.
- Bell DS, Kahn Jr CE. 1996. Health status assessment via the World Wide Web. Proc AMIA Annu Fall Symp. 338–342.
- Berger U, Karatzas K, Jaeger S, Voukantsis D, Sofiev M, Brandt O, Zuberbier T, Bergmann KC. 2013. Personalized pollen-related symptom-forecast information services for allergic rhinitis patients in Europe. Allergy. 68:963–965.
- Cook C, Heath F, Thompson RL. 2000. A meta-analysis of response rates in web- or internetbased surveys. Educational Psychological Meas. 60:821–836.
- Crystal-Peters J, Crown WH, Goetzel RZ, Schutt DC. 2000. The cost of productivity losses associated with allergic rhinitis. Am J Manag Care. 6:373–378.
- D'Amato G, Cecchi L, Bonini S, Nunes C, Annesi-Maesano I, Behrendt H, Liccardi G, Popv T, van Cauwenberge P. 2007. Allergenic pollen and pollen allergy in Europe. Allergy. 62:976–990.
- D'Amato G, Liccardi G, D'Amato M, Holgate S. 2005. Environmental risk factors and allergic bronchial asthma. Clin Exp Allergy. 35:1113–1124.
- Dejima K, Saito Y, Shoji H. 1992. A relationship between the annual day of onset of Japanese cedar pollinosis and pollen dispersion. Arerugi. 41:1405–1412. Japanese,
- Ekman A, Dickman PW, Klint A, Weiderpass E, Litton JE. 2006. Feasibility of using web-based questionnaires in large population-based epidemiological studies. Eur J Epidemiol. 21:103–111.
- Futamura M, Ohya Y, Akashi M, Adachi Y, Odajima H, Akiyama K, Akasawa A. 2011. Agerelated prevalence of allergic diseases in Tokyo schoolchildren. Allergol Int. 60:509–515.
- Gotoh M, Suzuki H, Okubo K. 2011. Delay of onset of symptoms of Japanese cedar pollinosis by treatment with a leukotriene receptor antagonist. Allergol Int. 60:483–489.
- Kaneko Y, Motohashi Y, Nakamura H, Endo T, Eboshida A. 2005. Increasing prevalence of Japanese cedar pollinosis: a meta-regression analysis. Int Arch Allergy Immunol. 136:365–371.
- Kawashima S, Takahashi Y. 1999. An improved simulation of mesoscale dispersion of airborne cedar pollen using a flowering-time map. Grana. 38:316–324.
- Kawashima S, Takahashi Y, Sahashi N. 1998. Forecast of the first day of Japanese cedar pollen release using variable air temperature patterns. Arerugi, 47:649–657. Japanese.
- Long AA. 2007. Findings from a 1000-patient internet-based survey assessing the impact of morning symptoms on individuals with allergic rhinitis. Clin Ther. 29:342–351.
- Medek DE, Kljakovic M, Fox I, Pretty DG, Prebble M. 2012. Hay fever in a changing climate: linking an internet-based diary with environmental data. Ecohealth. 9:440–447.
- Okamoto Y, Horiguchi S, Yamamoto H, Yonekura S, Hanazawa T. 2009. Present situation of cedar pollinosis in Japan and its immune responses. Allergol Int. 58:155–162.
- Okuda M. 2003. Epidemiology of Japanese cedar pollinosis throughout Japan. Ann Allergy Asthma Immunol. 91:288–296.
- Okubo K, Gotoh M, Shimada K, Ritsu M, Okuda M, Crawford B. 2005. Fexofenadine improves the quality of life and work productivity in Japanese patients with seasonal allergic rhinitis during the peak cedar pollinosis season. Int Arch Allergy Immunol. 136:148–154.
- Sakashita M, Hirota T, Harada M, Nakamichi R, Tsunoda T, Osawa Y, Kojima A, Okamoto M, Suzuki D, Kubo S, et al. 2010. Prevalence of allergic rhinitis and sensitization to common aeroallergens in a Japanese population. Int Arch Allergy Immunol. 151:255–261.
- Sano T, Akahane M, Sugiura H, Ohkusa Y, Okabe N, Imamura T. 2013. Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the web-based daily questionnaire for health. Int J Environ Health Res. 23:247–257.
- Sasaki K, Okamoto Y, Yonekura S, Okawa T, Horiguchi S, Chazono H, Hisamitsu M, Sakurai D, Hanazawa T, Okubo K. 2009. Cedar and cypress pollinosis and allergic rhinitis: quality of life effects of early intervention with leukotriene receptor antagonists. Int Arch Allergy Immunol. 149:350–358.



- Schleyer TK, Forrest JL. 2000. Methods for the design and administration of web-based surveys. J Am Med Inform Assoc. 7:416–425.
- Sharp TJ, Seeto C. 2010. The psychosocial impact of self-reported morning allergy symptoms: findings from an Australian internet-based survey. J Allergy (Cairo). 2010;710926.
- Sugiura H, Ohkusa Y, Akahane M, Sano T, Okabe N, Imamura T. 2011. Development of a webbased survey for monitoring daily health and its application in an epidemiological survey. J Med Internet Res. 13:e66.
- Sugiura H, Ohkusa Y, Akahane M, Sugahara T, Okabe N, Imamura T. 2010. Construction of syndromic surveillance using a web-based daily questionnaire for health and its application at the G8 Hokkaido Toyako Summit meeting. Epidemiol Infect. 138:1493–1502.
- Takasaki K, Enatsu K, Kumagami H, Takahashi H. 2009. Relationship between airborne pollen count and treatment outcome in Japanese cedar pollinosis patients. Eur Arch Otorhinolaryngol. 266:673–676.
- Tilston NL, Eames KT, Paolotti D, Ealden T, Edmunds WJ. 2010. Internet-based surveillance of Influenza-like-illness in the UK during the 2009 H1N1 influenza pandemic. BMC Publ Health. 10:650.

RIGHTSLINK

¹⁰ H. Bando et al.